官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（三三八）　三
○株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（三三九）　四
○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四〇）　四
○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三四一）　六
〔府　令〕
○食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府八八）　六
○公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令（同八九）　七
〔省　令〕
○消防法施行規則等の一部を改正する省令（総務九九）　八
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同一〇〇）　一〇
○関税法施行規則の一部を改正する省令（財務六四）　一三
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九六）　一九
○漁業災害補償法施行規則及び漁獲金額等の認定基準等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産四六）　二〇
○液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（経済産業六五）　三三
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇一）　三六
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一五）　四三
〔規　則〕
○製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則（公正取引委八）　五六
○製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第六条第一項及び第二項の率を定める規則（同九）　五七
○製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則（同一〇）　五七
○公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（同一一）　五九
〔法規的告示〕
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件（金融庁九三）　六〇
○漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める件等の一部を改正する告示（農林水産一四七六）　六〇
○昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号等の一部を改正する告示（同一四七七）　六一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示（経済産業一四五）　六四
○フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（同一四六）　六五
○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（国土交通九一七）　六五
○船位通報制度に関する告示（海上保安庁二四）　七六
○装備移転船舶の技術上の基準について（防衛二二九）　八一
〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二五九）　八三
○石見空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通九一八）　八七
○道路脱炭素化基本方針（同九一九）　八八
○浄化槽の型式の認定を更新した件（中部地方整備局八八）　八九
○道路に関する件（近畿地方整備局九七）　九〇
○道路に関する件（中国地方整備局七一～七三）　九二
○浄化槽の型式の認定を更新した件（四国地方整備局五三、五四）　九二
○道路に関する件（九州地方整備局一一二）　九三
〔官庁報告〕
官庁事項
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（農林水産省）　九三
飼養衛生管理指導等指針の一部変更について（同）　九九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

〔公　　告〕

諸　事　項

裁判所
破産、免責、再生関係　一〇五
特殊法人等
令和六事業年度（独立行政法人北方領土問題対策協会・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構・独立行政法人国立文化財機構）、企業年金基金合併・変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一一三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一四八
会社その他
会社決算公告　一五〇

本号で公布された法令のあらまし

◇下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第三百三十八号）（公正取引委員会）

１　下請代金支払遅延等防止法施行令、下請中小企業振興法その他の関係政令の規定の整理を行う。（本則関係）

２　この政令は、令和八年一月一日から施行する。（附則関係）

◇株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（政令第三百三十九号）（財務省）

１　株式会社国際協力銀行が開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に関して行うことができる業務の対象となる設備に、鉄鋼及び鉄鋼製品の開発及び製造に関する事業等の実施に不可欠な機器又は装置が含まれる設備並びに大規模な災害、感染症のまん延、外国の政府が講ずる予見し難い措置その他の事由により国際金融秩序の混乱その他の経済社会情勢の重大な変化が突発的に生じたことに伴いその国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業の国際競争力の維持又は向上に寄与する設備として財務大臣が定める設備を加える。（第三条関係）

２　株式会社国際協力銀行が開発途上地域以外の地域における事業に関して行うことができる業務の対象となる事業に、鉄鋼及び鉄鋼製品の開発及び製造に関する事業等並びに大規模な災害、感染症のまん延、外国の政府が講ずる予見し難い措置その他の事由により国際金融秩序の混乱その他の経済社会情勢の重大な変化が突発的に生じたことに伴いその国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業として財務大臣が定める事業を加える。（第五条関係）

３　その他所要の規定の整備を行う。

４　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

◇出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百四十号）（法務省）

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行期日は、令和九年四月一日とする。

◇出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三百四十一号）（法務省）

第１　出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正

出入国管理及び難民認定法第二十二条の六に規定する法務大臣の権限を出入国在留管理庁長官に委任する。（第二十六条第十二号関係）

第２　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令の一部改正

１　題名

題名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行令」に改める。（題名関係）

２　監理支援機関の許可の有効期間に関する規定の整備

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第三十一条第一項本文の政令で定める監理支援機関の許可の有効期間を三年とし、同項ただし書の政令で定める監理支援機関の許可の有効期間を五年とする。（第二条関係）

３　その他所要の規定の整備を行う。

第３　その他

その他関係政令について所要の規定の整備を行う。

第４　経過規定

１　外国人技能実習機構の解散の登記の嘱託等に関する規定を整備する。（第十三条関係）

２　監理団体による雇用関係の成立のあっせんに関する経過措置を定める。（第十四条関係）

第５　附則

１　この政令は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。ただし、第４の２については、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

２　罰則に関する経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の規定の整備を行う。（附則第二項及び第三項関係）

政令

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十八号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（下請代金支払遅延等防止法施行令の一部改正）

第一条　下請代金支払遅延等防止法施行令（平成十三年政令第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第二条第八項第一号の情報成果物及び役務を定める政令

第二条を削る。

第一条第一項を次のように改める。

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）第二条第八項第一号の政令で定める情報成果物はプログラムとし、同号の政令で定める役務は次に掲げるものとする。

一　運送

二　物品の倉庫における保管

三　情報処理

第一条第二項を削り、同条の見出し及び条名を削る。

（下請中小企業振興法施行令の一部改正）

第二条　下請中小企業振興法施行令（昭和四十六年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

受託中小企業振興法施行令

第一条中「下請中小企業振興法（」を「受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号。」に、「第二条第一項第三号」を「第二条第三項第三号」に改める。

第二条の見出し中「下請振興関連保証及び特定連携事業関連保証」を「振興事業関連保証及び特定連携事業関連保証」に改める。

第三条の見出し中「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」を「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」に改める。

（公正取引委員会事務総局組織令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改める。

一　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）第三条第一項第十四号及び第十六条第三号

二　卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）第二条第八号

三　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第百四十一号

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第四条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ロ中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に、「下請事業者等」を「中小受託事業者等」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第五条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第百四十九条第七号及び第百五十七条第三号中「下請関係」を「受託取引に係る関係」に改める。

（中小企業政策審議会令の一部改正）

第六条　中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中小企業経営支援分科会の項中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に、「第二十七条第三項」を「第二十八条第三項」に改める。

附　則

この政令は、令和八年一月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治

株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十九号

株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第一項第二号及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号レ中「規定する」を「掲げる」に改め、同号ツ中「人その他の生物に由来するものを原材料とする」を削り、同号ナ中「電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）」を「自動車」に改め、同号中ムをウとし、ラの次に次のように加える。

ム　鉄鋼及び鉄鋼製品の開発及び製造に関する事業

第三条第三号に次のように加える。

ヰ　我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得に関する事業（ト、リ、ヌ及びワに掲げる事業を除く。）

第三条に次の一号を加える。

五　前各号に掲げるもののほか、大規模な災害、感染症のまん延、外国の政府が講ずる予見し難い措置その他の事由により国際金融秩序の混乱その他の経済社会情勢の重大な変化が突発的に生じたことに伴いその国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業の国際競争力の維持又は向上に寄与する設備として財務大臣が定める設備

第五条第一号レ中「規定する」を「掲げる」に改め、同号ム中「人その他の生物に由来するものを原材料とする」を削り、同号ヰ中「電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）」を「自動車」に改め、同号中オをクとし、ノの次に次のように加える。

オ　鉄鋼及び鉄鋼製品の開発及び製造に関する事業

第五条に次の一号を加える。

五　前各号に掲げる場合のほか、法第十一条第三号に掲げる業務のうち、大規模な災害、感染症のまん延、外国の政府が講ずる予見し難い措置その他の事由により国際金融秩序の混乱その他の経済社会情勢の重大な変化が突発的に生じたことに伴いその国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業として財務大臣が定める事業に係るものを行う場合

附則第七条を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百四十号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和九年四月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百四十一号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、並びに同法附則第十五条第七項及び第二十三条、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十九条の二第一項、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第三十一条第一項並びに第百四条第一項、第三項及び第四項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第十二条）
第二章　経過措置（第十三条・第十四条）
附則

第一章　関係政令の整備

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第二十五号を第二十六号とし、第十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　法第二十二条の六に規定する権限

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行令

第一条中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。」に改める。

第二条の見出し中「監理団体」を「監理支援機関」に改め、同条中「第三十一条第一項」を「第三十一条第一項本文」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「三年とし、同項ただし書の政令で定める期間は五年」に改め、同条各号を削る。

第四条中「技能実習生」を「育成就労外国人」に、「第二条第一項」を「第二条第四号に改める。

第五条第一項中「を、団体監理型技能実習関係者」を「（法第三十五条第一項の規定による権限に限る。）を、監理型育成就労関係者」に、「団体監理型技能実習関係者を」を「監理型育成就労関係者を」に、「団体監理型技能実習（法第二条第四項」を「監理型育成就労（法第二条第三号」に、「団体監理型技能実習を」を「監理型育成就労を」に、「団体監理型技能実習関係者の事務所等」を「監理型育成就労関係者の事務所等」に改め、同条第二項中「団体監理型技能実習関係者の事務所等」を「監理型育成就労関係者の事務所等」に改める。

第六条第四号中「第三十七条第三項」を「第三十七条第二項」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百八十三号を次のように改める。

百八十三　外国人育成就労機構（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）附則第十五条第四項の規定により解散した旧外国人技能実習機構（以下「旧外国人技能実習機構」という。）を含む。）

第九条の四第百三十号を次のように改める。

百三十　外国人育成就労機構（旧外国人技能実習機構を含む。）

（職業安定法施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に、「第百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）」を「第百十条第一項」に、「第百十二条（第一号」を「第百十二条第一項（第一号（同法第八条の二第二項に係る部分を除く。）、第三号」に、「第六号から第十一号まで」を「第八号から第十三号まで」に改める。

一　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第三条第八号

二　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第二十五条第一項第十一号及び第二項第十一号

三　港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号）第三条第九号

四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（平成十七年政令第三百十四号）第一条第一項第八号及び第二項第八号

（自衛隊法施行令等の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に改める。

一　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）別表第十第八十六号

二　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）本則

三　行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）第九号

四　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）第一条

五　法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第七十六条第二十七号

六　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条

七　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条第八十六号及び第三十一条第十六号

八　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第十七条第十六号

九　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第二条

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改める。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第二条第四十八号

二　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十五条第二項第四十八号

三　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第七条第一項第二十三号及び第六十二条第八号

四　労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）第六条第一項の表人材開発分科会の項第二号

五　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第四百四十六号

六　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）第五条第四十八号

七　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）第七条第一項第四十四号及び第二項第四十五号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第七条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第百三十六号を次のように改める。

百三十六　外国人育成就労機構（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）附則第十五条第四項の規定により解散した旧外国人技能実習機構を含む。）

第四十三条第二項第百二十一号を次のように改める。

百二十一　外国人育成就労機構（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条第四項の規定により解散した旧外国人技能実習機構を含む。）

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第八条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第百八号及び第四十三条第七項第百五号中「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）附則第十五条第四項の規定により解散した旧外国人技能実習機構を含む。）」に改める。

（独立行政法人等登記令及び国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第九条　次に掲げる政令の規定中「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改める。

一　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）別表外国人技能実習機構の項

二　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）別表外国人技能実習機構の項

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令及び船員職業安定法施行令の一部改正）

第十条　次に掲げる政令の規定中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に、「第百十条（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）」を「第百十条第一項」に、「第百十二条（第一号」を「第百十二条第一項（第一号（同法第八条の二第二項の規定に係る部分を除く。）、第三号」に、「第六号から第十一号まで」を「第八号から第十三号まで」に改める。

一　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第三条第十号

二　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）第二条第十号及び第三条第十三号

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に改める。

別表外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の項中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改め、「及び第三十二条第五項」を「第三十二条第三項」に改める。

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第十二条　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第十号中「第六十二条第二項」の下に「、第六十二条の二第一項」を加える。

第二章　経過措置

（外国人技能実習機構の解散の登記の嘱託等）

第十三条　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第十五条第四項の規定により外国人技能実習機構（改正法第二条の規定による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第五十七条に規定する外国人技能実習機構をいう。）が解散したときは、法務大臣及び厚生労働大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

（監理団体による雇用関係の成立のあっせんに関する経過措置）

第十四条　監理団体（技能実習法第二条第十項に規定する監理団体をいう。以下同じ。）は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項及び第三十三条第一項の規定にかかわらず、改正法附則第五条第一項の規定による認定の申請をしようとする者（本邦の派遣先（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第四号に規定する派遣先又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十五項に規定する派遣先をいう。）として労働者派遣等監理型育成就労（改正法第二条の規定による改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「育成就労法」という。）第八条第二項に規定する労働者派遣等監理型育成就労をいう。）を行わせようとする者を除く。）のみを求人者とし、監理型育成就労（育成就労法第二条第三号に規定する監理型育成就労をいう。）の対象となろうとする外国人のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における育成就労（育成就労法第二条第一号に規定する育成就労をいう。）に相当するものに係る雇用関係の成立をあっせんすることを業として行うことができる。

2　技能実習法第二十七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により監理団体が行う事業について準用する。

3　監理団体が第一項の規定による事業を開始する日までに技能実習法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により取扱職種の範囲等（同法第二十九条第三項に規定する取扱職種の範囲等をいう。以下同じ。）を届け出たときは、当該取扱職種の範囲等は、前項において準用する技能実習法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項の規定により届け出られた取扱職種の範囲等とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、改正法の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。ただし、第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

3　働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行令」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
国務大臣　村上誠一郎
総務大臣　鈴木　馨祐
法務大臣　加藤　勝信
財務大臣　阿部　俊子
文部科学大臣　福岡　資麿
厚生労働大臣　中野　洋昌
国土交通大臣
防衛大臣　中谷　元

府令

○内閣府令第八十八号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（表示禁止事項） **第九条**　食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。 ［一～七　略］ 八　機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語 イ　［略］ ロ　消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を除く。）を含むことを強調する用語 ［八・ニ　略］ ［九～十三　略］ 2　［略］	（表示禁止事項） **第九条**　食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。 ［一～七　同上］ 八　機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語 イ　［同上］ ロ　第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語 ［八・ニ　同上］ ［九～十三　同上］ 2　［同上］

（表示禁止事項）

第二十三条　食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあっては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

［一～五　略］

六　機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語

［略］

イ　［略］

ロ　消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を除く。）を含むことを強調する用語

［ハ・ニ　略］

［七～九　略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（表示禁止事項）

第二十三条　食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあっては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

［一～五　同上］

六　機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語

［同上］

イ　［同上］

ロ　第二十一条において準用する第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語

［ハ・ニ　同上］

［七～九　同上］

2　［同上］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第八十九号

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行に伴い、公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令

公共施設等運営権登録令施行規則（平成二十三年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

別表第二（第十六条、第十九条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
［一～二十一　略］			
二十二	信託の登録		イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託にあっては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する書面 ［ロ・ハ　略］

改　正　前

別表第二（第十六条、第十九条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
［一～二十一　同上］			
二十二	信託の登録		イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託にあっては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する書面 ［ロ・ハ　同上］

［二十三・二十四　略］			
二十五	信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登録		信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面及び同号の通知をしたことを証する書面
［二十六～三十　略］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

［二十三・二十四　同上］			
二十五	信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登録		信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面及び同号の通知をしたことを証する書面
［二十六～三十　同上］			

省　令

○総務省令第九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第三号及び第二十九条の四第一項の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

総務大臣　村上誠一郎

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）	（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）
第十三条　令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、次のいずれかに掲げる部分とする。	**第十三条**　［同上］
一　令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（五）項ロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号及び次号、第二十八条の二第一項第四号及び第四号の二並びに同条第二項第三号及び第三号の二において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、十階以下の階に存する同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階（同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の防火対象物にあつては、当該部分が存する階並びに同表（六）項ロ及びハ	一　令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（五）項ロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号及び次号、第二十八条の二第一項第四号及び第四号の二並びに同条第二項第三号及び第三号の二において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、十階以下の階に存する同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階（同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の防火対象物にあつては、当該部分が存する階並びに同表（六）項ロ及びハ

に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上の階にあつては千五百平方メートル以上のものを除く。）

［イ～ホ　略］

［一の二・二　略］

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第二条　特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の意義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　特定共同住宅等　令別表第一（五）項ロに掲げる防火対象物及び同表（十六）項イに掲げる防火対象物（同表（五）項イ及びロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表（五）項イ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも百平方メートル以下であって、同表（五）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の二分の一以上のものに限る。）であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。 ［一の二～十八　略］	（用語の意義） **第二条**　［同上］ 一　特定共同住宅等　令別表第一（五）項ロに掲げる防火対象物及び同表（十六）項イに掲げる防火対象物（同表（五）項イ及びロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表（五）項イ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも百平方メートル以下であって、同表（五）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の二分の一以上のものに限る。）であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。 ［一の二～十八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第三条　複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の意義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　複合型居住施設　令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が五百平方メートル未満で、かつ、同表（五）項ロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同	（用語の意義） **第二条**　［同上］ 一　複合型居住施設　令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が五百平方メートル未満で、かつ、同表（五）項ロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同

生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下次条第二項において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存しないもの（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物及び消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第四項第七号ヘに規定する特定一階段等防火対象物を除く。）をいう。

［二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○総務省令第百号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、第二及び第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［２～36　略］ 37　法別表第一の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四　略］ 五　電波法第十四条の二の免許記録又は第二十七条の二十三の登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 六　電波法第二十一条第二項の免許記録に記録した事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［七　略］ ［八　略］ ［九　略］ ［削る］ ［十　略］ ［十一　略］ 十二　電波法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 十三～十七　［略］ ［38～182　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［２～36　同上］ 37　［同上］ ［一～四　同上］ ［新設］ ［新設］ ［五　同上］ ［六　同上］ ［七　同上］ 八　免許状又は登録状の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［九　同上］ ［十　同上］ 十一　電波法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 十二～十六　［同上］ ［38～182　同上］

183　法別表第一の七十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第百八十五項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第七十八条第三項の規定による平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項及び第百八十五項において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条第五項の情報の収集、整理又は分析であって平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この項及び第百八十五項において「存続厚生年金基金」という。）に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［十～十二　略］

［184～274　略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［2～20　略］

21　法別表第二の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の二十八第一項の登録（以下「地域限定保育士登録」という。）又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「令和七年改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する準用旧児童福祉法（以下「準用旧児童福祉法」という。）第十八条の十八第一項の登録（以下「国家戦略特別区域限定保育士登録」という。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　地域限定保育士登録証又は準用旧児童福祉法第十八条の十八第三項の国家戦略特別区域限定保育士登録証（以下「国家戦略特別区域限定保育士登録証」という。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　地域限定保育士又は令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第二項の国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［22～38　略］

183　［同上］

［一～八　同上］

九　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第百十六項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第七十八条第三項の規定による平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項及び第百十六項において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条第五項の情報の収集、整理又は分析であって平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この項及び第百十六項において「存続厚生年金基金」という。）に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［十～十二　同上］

［184～274　同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～20　同上］

21　［同上］

一　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［22～38　同上］

39　法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条第四十四項第八号、第四条第三十八項第三号及び第五条第四十二項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［四　略］

［40～76　略］

77　法別表第二の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

七　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号。次条第九十二項第七号、第四条第七十六項第七号及び第五条第九十一項第七号において「平成八年改正法」という。）による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［八～十　略］

［78～83　略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

［2～18　略］

19　法別表第三の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

五　保健師助産師看護師法第十七条の准看護師試験の受験願書等（受験願書又は受験の申請をいう。以下この号及び第五条第十七項第五号において同じ。）の受理、その受験願書等に係る事実についての審査又はその受験願書等に対する応答

［六～九　略］

［20～32　略］

33　法別表第三の七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地域限定保育士登録又は国家戦略特別区域限定保育士登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　地域限定保育士登録証又は国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［34～100　略］

39　［同上］

［一・二　同上］

三　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条第三十二項第八号、第四条第三十四項第三号及び第五条第三十一項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［四　同上］

［40～76　同上］

77　［同上］

［一～六　同上］

七　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号。次条第六十二項第七号、第四条第五十五項第七号及び第五条第六十二項第七号において「平成八年改正法」という。）による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［八～十　同上］

［78～83　同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

［2～18　同上］

19　［同上］

［一～四　同上］

五　保健師助産師看護師法第十七条の准看護師試験の受験願書等（受験願書又は受験の申請をいう。以下この号及び第五条第十六項第三号において同じ。）の受理、その受験願書等に係る事実についての審査又はその受験願書等に対する応答

［六～九　同上］

［20～32　同上］

33　［同上］

一　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［34～100　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［２～19　略］

20　法別表第四の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地域限定保育士登録又は国家戦略特別区域限定保育士登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　地域限定保育士登録証又は国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［21～82　略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［２～30　略］

31　法別表第五第八号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地域限定保育士登録又は国家戦略特別区域限定保育士登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　地域限定保育士登録証又は国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［32～99　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［２～19　同上］

20　［同上］

一　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［21～82　同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［２～30　同上］

31　［同上］

一　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［32～99　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十四号

関税定率法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十六号）の施行等に伴い、並びに関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十二条の四の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

財務大臣　加藤　勝信

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

（納付受託者の指定の手続）

第一条の十　法第九条の六第一項（納付受託者）の規定による財務大臣の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載した申出書を財務大臣に提出しなければならない。ただし、法人番号を有しない者にあつては、当該申出書に法人番号を記載することを要しない。

［２・３　略］

（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）

第二条　法第十二条の二第三項（過少申告加算税）に規定する関税関係帳簿は、同項に規定する保存義務者が、あらかじめ、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）に記録された事項に関し法第七条の十四第一項（修正申告）に規定する修正申告又は法第七条の十六第四項（更正及び決定）に規定する更正（次項において「修正申告又は更正」という。）があつた場合には法第十二条の二第三項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を当該関税関係帳簿に係る貨物の輸入申告に係る税関長（以下「申告先税関長」という。）に提出している場合における当該関税関係帳簿とする。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、第一項の届出書に記載することを要しない。）

二　届出に係る関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代える日

三　その他参考となるべき事項

２　前項の保存義務者は、関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告又は更正があつた場合において法第十二条の二第三項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、前項の届出書は、その効力を失う。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、第二項の届出書に記載することを要しない。）

二　前項の届出書を提出した年月日

三　その他参考となるべき事項

３　第一項の保存義務者は、同項の届出書に記載した事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、第三項の届出書に記載することを要しない。）

改正前

（納付受託者の指定の手続）

第一条の十　法第九条の六第一項（納付受託者）の規定による財務大臣の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、その名称及び住所又は事務所の所在地）を記載した申出書を財務大臣に提出しなければならない。

［２・３　同上］

（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）

第二条　法第十二条の二第三項（過少申告加算税）に規定する関税関係帳簿は、同項に規定する保存義務者が、あらかじめ、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）に記録された事項に関し法第七条の十四第一項（修正申告）に規定する修正申告又は法第七条の十六第四項（更正及び決定）に規定する更正（次項において「修正申告又は更正」という。）があつた場合には法第十二条の二第三項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を当該関税関係帳簿に係る貨物の輸入申告に係る税関長（次項及び第三項において「申告先税関長」という。）に提出している場合における当該関税関係帳簿とする。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

二　届出に係る関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代える日

三　その他参考となるべき事項

２　前項の保存義務者は、関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告又は更正があつた場合において法第十二条の二第三項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、前項の届出書は、その効力を失う。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

二　前項の届出書を提出した年月日

三　その他参考となるべき事項

３　第一項の保存義務者は、同項の届出書に記載した事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

二　第一項の届出書を提出した年月日
三　変更をしようとする事項及び当該変更の内容
四　その他参考となるべき事項

4　法第十二条の二第三項に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる関税関係帳簿の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一　法第十二条の二第三項第一号に規定する関税関係帳簿（令第八十三条第五項（帳簿の記載事項等）の規定により当該関税関係帳簿に記載すべき事項の全部が関税関係書類（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）に規定する関税関係書類をいう。以下同じ。）又は輸入の許可書に記載されている場合において当該全部の事項について当該関税関係帳簿への記載を省略しているものを除く。以下この条において同じ。）　次に掲げる要件（当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第百五条（税関職員の権限）の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、ハ(2)及び(3)に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。

イ　当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）を使用すること。

(1)　関税関係帳簿に係る電磁的記録について訂正又は削除を行つた場合には、その事実及び内容を確認することができること。

(2)　関税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができること。

ロ　当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該関税関係帳簿に関連する関税関係書類の記載事項（当該関税関係書類が、法第九十四条の二第二項若しくは第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定により当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えられているもの又は法第九十四条の三第二項若しくは第三項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）の規定により当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との関係が輸入の許可書の番号その他の記録事項により明らかであるように整理しておくこと。

ハ　当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

(1)　貨物の品名及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日（(2)及び(3)において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

(2)　貨物の価格及び輸入の許可の年月日に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

(3)　二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

二　法第十二条の二第三項第二号に規定する関税関係帳簿　次に掲げる要件

イ　前号に定める要件

ロ　第十条の二第一項第一号ロ(1)（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）の電磁的記録に、前号イ(1)及び(2)に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

二　第一項の届出書を提出した年月日
三　変更をしようとする事項及び当該変更の内容
四　その他参考となるべき事項

4　法第十二条の二第三項に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる関税関係帳簿の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一　法第十二条の二第三項第一号に規定する関税関係帳簿（令第八十三条第五項（帳簿の記載事項等）の規定により当該関税関係帳簿に記載すべき事項の全部が関税関係書類（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）に規定する関税関係書類をいう。以下同じ。）又は輸入の許可書に記載されている場合において当該全部の事項について当該関税関係帳簿への記載を省略しているものを除く。以下この条において同じ。）　次に掲げる要件（当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第百五条（税関職員の権限）の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、ハ(2)及び(3)に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。

イ　当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）を使用すること。

(1)　当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(2)　当該関税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができること。

ロ　当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該関税関係帳簿に関連する関税関係書類の記載事項（当該関税関係書類が、法第九十四条の二第二項若しくは第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定により当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えられているもの又は法第九十四条の三第二項若しくは第三項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）の規定により当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との関係が輸入の許可書の番号その他の記録事項により明らかであるように整理しておくこと。

ハ　当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

(1)　貨物の品名及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日（(2)及び(3)において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

(2)　貨物の価格及び輸入の許可の年月日に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

(3)　二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

二　法第十二条の二第三項第二号に規定する関税関係帳簿　次に掲げる要件

イ　前号に定める要件

ロ　第十条の二第一項第一号ロ(1)（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）の電磁的記録に、前号イ(1)及び(2)に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ハ　当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、輸入の許可の年月日を特定することにより当該年月日に対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

ニ　当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

ホ　当該関税関係帳簿の保存期間（令第八十三条第六項の規定により関税関係帳簿を保存しなければならないこととされている期間をいう。）の初日から同日後三年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて第十条第一項第二号（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び前号ハに掲げる要件（当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第百五条の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ(2)及び(3)に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号ハに規定する機能（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ⑴に掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

5　前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第一項（帳簿の備付け等）」とあるのは「第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとする。

6　法第十二条の四第三項（重加算税）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システム（第三号において「特定電子計算機処理システム」という。）を使用して電子取引（法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引をいう。第十条の三第一項（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）において同じ。）の取引情報（法第九十四条の五に規定する取引情報であつて、特定電磁的記録（法第十二条の四第三項に規定する特定電磁的記録をいう。以下第八項までにおいて同じ。）に係るものに限る。次号及び第三号において「特定取引情報」という。）の授受及び当該特定電磁的記録の保存を行うこと。

イ　当該特定電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、その事実及び内容を確認することができること。

ロ　当該特定電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

二　特定取引情報に係る電磁的記録の記録事項と当該特定取引情報に関連する関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

三　第一号の特定電子計算機処理システムを使用して特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存を行つた場合には、その事実を確認することができるようにしておくこと。

ハ　当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、輸入の許可の年月日を特定することにより当該年月日に対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

ニ　当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

ホ　当該関税関係帳簿の保存期間（令第八十三条第六項の規定により関税関係帳簿を保存しなければならないこととされている期間をいう。）の初日から同日後三年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて第十条第一項第二号（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び前号ハに掲げる要件（当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第百五条の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ(2)及び(3)に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号ハに規定する機能（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ⑴に掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

5　前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第一項（帳簿の備付け等）」とあるのは「第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとする。

［項を加える。］

7　前項の特定電磁的記録は、法第十二条の四第三項に規定する期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定（以下この項及び次項において「期限後特例申告書の提出等」という。）の基因となる事項に係る特定電磁的記録であつて、同条第三項の保存義務者が、あらかじめ、当該特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後特例申告書の提出等があつた場合には同項の規定の適用を受けない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出している場合における当該特定電磁的記録とする。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、第七項の届出書に記載することを要しない。）

二　その他参考となるべき事項

8　前項の保存義務者は、特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後特例申告書の提出等があつた場合において法第十二条の四第三項の規定の適用を受けないことをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。この場合において、その提出があつた日以後、前項の届出書は、その効力を失う。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、第八項の届出書に記載することを要しない。）

二　前項の届出書を提出した年月日

三　その他参考となるべき事項

9　第七項の保存義務者は、同項の届出書に記載した事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、第九項の届出書に記載することを要しない。）

二　第七項の届出書を提出した年月日

三　変更をしようとする事項及び当該変更の内容

四　その他参考となるべき事項

（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第十条　法第九十四条の二第一項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定により関税関係帳簿（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）に規定する関税関係帳簿をいう。以下同じ。）に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする保存義務者（同項の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる要件（当該保存義務者が第二条第四項第一号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存を行つている場合には、第三号に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

［一～三　略］

［2・3　略］

4　法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類（同項に規定する関税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は、次に掲げる要件（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

［一　略］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第十条　法第九十四条の二第一項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定により関税関係帳簿（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）に規定する関税関係帳簿をいう。以下同じ。）に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする保存義務者（同項の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる要件（当該保存義務者が第二条第四項第一号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存を行つている場合には、第三号に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

［一～三　同上］

［2・3　同上］

4　法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類（同項に規定する関税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は、次に掲げる要件（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

［一　同上］

二　前号の入力に当たっては、次に掲げる要件（当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあっては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

［イ・ロ　略］

ハ　関税関係書類に係る電磁的記録について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(1)　関税関係書類に係る電磁的記録について訂正又は削除を行った場合には、その事実及び内容を確認することができること。

(2)　関税関係書類に係る電磁的記録について訂正又は削除を行うことができないこと。

［三～六　略］

［5・6　略］

7　法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者は、当該関税関係書類のうち当該関税関係書類の保存に代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。以下この項及び次項において「過去分重要書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分重要書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）を当該関税関係書類に係る貨物の輸入申告に係る税関長に提出したとき（従前において当該過去分重要書類と同一の種類の書類に係る適用届出書を提出していない場合に限る。）は、第四項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号ロ中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキャナで読み取る際に、」と、「こと（当該関税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあっては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。）」とあるのは「こと」とする。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、第七項の適用届出書に記載することを要しない。）

［二・三　略］

［8・9　略］

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

第十条の三　法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の保存義務者（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。）は、電子取引を行った場合には、次項又は第三項に定めるところにより法第九十四条の五ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報（同条に規定する取引情報をいう。以下この項において同じ。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われ

二　前号の入力に当たっては、次に掲げる要件（当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあっては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

［イ・ロ　同上］

ハ　当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(1)　当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(2)　当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

［三～六　同上］

［5・6　同上］

7　法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者は、当該関税関係書類のうち当該関税関係書類の保存に代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。以下この項及び次項において「過去分重要書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分重要書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）を当該関税関係書類に係る貨物の輸入申告に係る税関長に提出したとき（従前において当該過去分重要書類と同一の種類の書類に係る適用届出書を提出していない場合に限る。）は、第四項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号ロ中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキャナで読み取る際に、」と、「こと（当該関税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあっては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。）」とあるのは「こと」とする。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

［二・三　同上］

［8・9　同上］

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

第十条の三　法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の保存義務者（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。）は、電子取引（法第九十四条の五に規定する電子取引をいう。以下この項において同じ。）を行った場合には、次項又は第三項に定めるところにより法第九十四条の五ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報（同条に規定する取引情報をいう。以下この項において同じ。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が

その写しが作成されたとした場合に、令第八十三条第六項（帳簿の記載事項等）の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第十条第一項第二号及び第四項第五号（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）並びに同項第六号において準用する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が法第百五条（税関職員の権限）の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第十条第四項第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて保存しなければならない。

［一・二　略］

三　次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。

イ　電磁的記録について訂正又は削除を行つた場合には、その事実及び内容を確認することができること。

ロ　電磁的記録について訂正又は削除を行うことができないこと。

四　電磁的記録について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿つた運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

［2～3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和九年一月一日から施行する。

（関税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　関税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「改正後の」及び「（以下この条において「新令」という。）」を削り、「新令第一条の四第一項」を「関税法施行規則第十条第四項第三号」に改め、同条第二項中「新令第十条第七項（新令第一条の四第一項」を「関税法施行規則第十条第七項（第一条の四第一項」に改める。

○厚生労働省令第九十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十七条（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十二条　法第二十七条（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。第七項及び次条において同じ。）に規定する者（第十一号並びに次項、第四項及び第五項において「輸入者」という。）は、別表第十に掲げる食品を輸入しようとする場合を除き、輸入届出書に次に掲げる事項（貨物を保管する倉庫への貨物の搬入（以下この項において「搬入」という。）前に輸入届出書を提出する場合にあつては、第十四号に掲げる事項を除く。）を記載して、貨物の到着予定日の七日前の日以降（貨物に関する事故が発生したおそれがある場合にあつては、搬入後）に、別表第十一の上欄に掲げる場所につきそれぞれ同表の下欄に掲げる検疫所の長に提出しなけれ	**第三十二条**　法第二十七条（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。第七項、第八項及び次条において同じ。）に規定する者（第十一号並びに次項、第四項及び第五項において「輸入者」という。）は、別表第十に掲げる食品を輸入しようとする場合を除き、輸入届出書に次に掲げる事項（貨物を保管する倉庫への貨物の搬入（以下この項において「搬入」という。）前に輸入届出書を提出する場合にあつては、第十四号に掲げる事項を除く。）を記載して、貨物の到着予定日の七日前の日以降（貨物に関する事故が発生したおそれがある場合にあつては、搬入後）に、別表第十一の上欄に掲げる場所につきそれぞれ同表の下欄に掲げる検疫所の長に提出

書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、令第八十三条第六項（帳簿の記載事項等）の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第十条第一項第二号及び第四項第五号（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）並びに同項第六号において準用する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が法第百五条（税関職員の権限）の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第十条第四項第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて保存しなければならない。

［一・二　同上］

三　次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。

イ　当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ　当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

四　当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿つた運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

［2～3　同上］

ばならない。ただし、搬入前に輸入届出書を提出した場合において、貨物に関する事故があつたときは、搬入後直ちに、その概要を記載した届書を当該検疫所の長に提出しなければならない。

一～十四　（略）

②～⑦　（略）

（削る）

（削る）

第三十三条　電子情報処理組織を使用して法第二十七条の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出た入出力装置を使用して行わなければならない。

②・③　（略）

別表第十八（第六十六条の二第二項関係）

一～八　（略）

附　則

この省令は、令和七年十月十二日から施行する。

○農林水産省令第四十六号

漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）及び漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百九十六号）の施行に伴い、漁業災害補償法施行規則及び漁獲金額等の認定基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

漁業災害補償法施行規則及び漁獲金額等の認定基準等に関する省令の一部を改正する省令

（漁業災害補償法施行規則の一部改正）

第一条　漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　漁業共済組合等の組織及び監督（第一条―第十八条）	第一章　漁業共済組合等の組織及び監督（第一条―第十八条）
第二章　漁業共済組合の漁業共済事業	第二章　漁業共済組合の漁業共済事業
第一節　通則（第十九条―第四十三条）	第一節　通則（第十九条―第四十三条）
第二節　漁獲共済（第四十四条―第五十四条の六）	第二節　漁獲共済（第四十四条―第五十四条の六）
第三節　養殖共済（第五十五条―第七十一条の二の二）	第三節　養殖共済（第五十五条―第七十一条の二の二）

第四節　特定養殖共済（第七十一条の三―第七十一条の十二）
第五節　漁業施設共済（第七十二条―第八十一条）
第三章　漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業（第八十二条―第八十四条）
第三章の二　政府の漁業共済保険事業（第八十四条の二―第八十四条の七）
第四章　国の助成（第八十五条―第八十九条）
第五章　雑則（第九十条―第九十三条）
附則
（共済契約を締結することができない事由）
第二十二条　法第八十一条第一項の農林水産省令で定める事由は、漁獲共済にあつては法第百十一条第二項（法第百十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定、特定養殖共済にあつては法第百二十五条の九第二項（法第百二十五条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による組合の認定を適正に行うことが著しく困難であると認められることのほか、次に掲げるとおりとする。
一　法第百四条第一号に掲げる漁業（以下「第一号漁業」という。）に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、次に掲げるとおりとすること。
イ　被共済資格者（法第百五条第一項の被共済資格者をいう。以下この号から第四号までにおいて同じ。）が同項第一号イに掲げる組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日（周年操業をする漁業に係るものについては、当該共済責任期間の開始日の二月前の日。以下この条及び第五十一条において同じ。）前五年間のうちにその営む当該漁業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該漁業の操業が行われなかつた年をいう。次号、第三号及び次節において同じ。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次号、第三号及び次節において同じ。）でない年が三年以上ないとき。
ロ　（略）
二　第二号漁業のうち釣りによつてぶりをとることを目的とする飼付漁業（以下「ぶり飼付漁業」という。）及び令第六条第二号に掲げる漁業（以下「定置漁業」という。）以外の漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、次に掲げるとおりとする。
イ　（略）
ロ　被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該構成員のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。次号ロにおいて同じ。）又は全員異常操業年（当該構成員の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次号ロにおいて同じ。）でない年がないこと。
三　ぶり飼付漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、次に掲げるとおりとする。
イ　（略）
ロ　被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年又は全員異常操業年でない年が二年以上ないこと。

第四節　特定養殖共済（第七十一条の三―第七十一条の二十）
第五節　漁業施設共済（第七十二条―第八十一条）
第三章　漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業（第八十二条―第八十四条）
第三章の二　政府の漁業共済保険事業（第八十四条の二―第八十四条の七）
第四章　国の助成（第八十五条―第八十九条）
第五章　雑則（第九十条―第九十三条）
附則
（共済契約を締結することができない事由）
第二十二条　法第八十一条第一項の農林水産省令で定める事由は、漁獲共済にあつては法第百十一条第三項（法第百十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定、特定養殖共済にあつては法第百二十五条の九第三項（法第百二十五条の十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による組合の認定を適正に行うことが著しく困難であると認められることのほか、次に掲げるとおりとする。
一　法第百四条第一号に掲げる漁業（以下「第一号漁業」という。）に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、次に掲げる場合に該当すること。
イ　被共済資格者（法第百五条第一項の被共済資格者をいう。以下この号から第四号までにおいて同じ。）が法第百五条第一項第一号イに掲げる組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日（周年操業をする漁業に係るものについては、当該共済責任期間の開始日の二月前の日。以下この条及び第五十一条において同じ。）前五年間のうちにその営む当該漁業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該漁業の操業が行われなかつた年をいう。第二号、第三号及び次節において同じ。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。第二号、第三号及び次節において同じ。）でない年が三年以上ないとき。
ロ　（略）
二　第二号漁業のうち釣りによつてぶりをとることを目的とする飼付漁業（以下「ぶり飼付漁業」という。）及び令第六条第二号に掲げる漁業（以下「定置漁業」という。）以外の漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約（第六号に掲げるものを除く。）にあつては、次に掲げるとおりとする。
イ　（略）
ロ　被共済資格者が法第百五条第一項第二号ハに掲げる団体である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該構成員のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。第三号ロにおいて同じ。）又は全員異常操業年（当該構成員の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。第三号ロにおいて同じ。）でない年がないこと。
三　ぶり飼付漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約（第六号に掲げるものを除く。）にあつては、次に掲げるとおりとする。
イ　（略）
ロ　被共済資格者が同号ハに掲げる団体である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年又は全員異常操業年でない年が二年以上ないこと。

四　定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業（当該共済契約に係る定置漁業とその漁場の位置その他の基本的な操業の条件又はその方法をおおむね同じくする定置漁業をいう。以下同じ。）の操業が行われた年（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のいずれかが当該同位置定置漁業の操業を行つた年）がないこと。

五　特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者（法第百二十五条の三第一項の被共済資格者をいう。以下この号において同じ。）の営む当該特定養殖業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の養殖が行われなかつた年をいう。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法が当該共済契約に係る特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年がないこと。

（削る）

（共済掛金の概算金額）

第二十三条　法第八十二条第一項後段の概算金額は、次により定めなければならない。

一　漁獲共済にあつては、当該被共済者（法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員。以下この号において同じ。）の営む当該漁業又は当該被共済者と当該漁業に関し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者（同項第一号イ又は第二号イの被共済資格者をいい、同項第一号ロに規定する中小漁業者を含む。）の営む当該漁業の操業に関する過去における実績を基礎として組合が定める共済限度額の概算額及び共済掛金率の概算率並びに当該共済契約で定める共済金額又は共済金額の共済限度額に対する割合により算出すること。

二　（略）

三　特定養殖共済にあつては、当該被共済者の営む当該特定養殖業又は当該被共済者と当該特定養殖業に関し近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者（法第百二十五条の三第一項の被共済資格者をいう。次号において同じ。）の営む当該特定養殖業の養殖に関する過去における実績を基礎として組合が定める共済限度額の概算額及び共済掛金率の概算率並びに当該共済契約で定める共済金額又は共済金額の共済限度額に対する割合により算出すること。

四　（略）

四　定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約（第六号に掲げるものを除く。）にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業（当該共済契約に係る定置漁業とその漁場の位置その他の基本的な操業の条件又はその方法をおおむね同じくする定置漁業をいう。以下同じ。）の操業が行われた年（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のいずれかが当該同位置定置漁業の操業を行つた年）がないこと。

五　特定養殖共済の共済契約（第六号に掲げるものを除く。）にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者（法第百二十五条の三第一項の被共済資格者をいう。以下この号において同じ。）の営む当該特定養殖業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の養殖が行われなかつた年をいう。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法が当該共済契約に係る特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年がないこと。

六　第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済又は特定養殖共済の共済契約であつて被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロ又は第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるものにあつては、法第百五条第一項第二号ロ又は第百二十五条の三第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者のうちに、その者を第二号イ、第三号イ、第四号又は前号の被共済資格者とした場合における当該共済契約について、それぞれ第二号イ、第三号イ、第四号又は前号に掲げる事由があることとなるものがあること。

（共済掛金の概算金額）

第二十三条　法第八十二条第一項後段の概算金額は、次により定めなければならない。

一　漁獲共済にあつては、当該被共済者（法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員。以下この号において同じ。）の営む当該漁業又は当該被共済者と当該漁業に関し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者（同項第一号イ又は第二号イの被共済資格者をいい、同項第一号ロに規定する中小漁業者を含む。）の営む当該漁業の操業に関する過去における実績を基礎として組合が定める共済限度額の概算額及び共済掛金率の概算率並びに当該共済契約で定める共済金額又は共済金額の共済限度額（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同項第二号ロに掲げる組合員であるときは、同項第二号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額。第二十七条第一項第一号ハ、第五十四条の二第二項及び第五十四条の三第二項において同じ。）に対する割合により算出すること。

二　（略）

三　特定養殖共済にあつては、当該被共済者（法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては、同号に規定する規約を定めている中小漁業者。以下この号及び次号において同じ。）の営む当該特定養殖業又は当該被共済者と当該特定養殖業に関し近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者をいう。次号において同じ。）の営む当該特定養殖業の養殖に関する過去における実績を基礎として組合が定める共済限度額又は単位共済限度額の概算額及び共済掛金率の概算率並びに当該共済契約で定める共済金額又は共済金額の共済限度額（被共済者が同項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額。第二十七条第一項第三号ハにおいて同じ。）に対する割合により算出すること。

四　（略）

（共済証書の記載事項）

第二十七条　法第八十四条第一項の共済証書には、漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済又は漁業施設共済の別、共済掛金の金額及びその支払の方法、共済責任期間の開始日及び終了日、共済契約者の氏名又は名称、共済契約の締結の年月日並びに共済証書の作成の年月日のほか、次に掲げる事項を記載し、組合の代表権を有する者が記名押印しなければならない。

一　漁獲共済にあつては、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　共済限度額

ハ　（略）

ニ　法第百十三条第二項の特約があるときは、当該特約の内容

二　（略）

三　特定養殖共済にあつては、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　共済限度額

ハ　（略）

ニ　法第百二十五条の十一第二項の特約があるときは、当該特約の内容

四　（略）

2　法第八十二条第一項後段の規定により共済掛金が概算金額をもつて支払われている場合には、前項の共済掛金の金額、共済限度額及び共済価額は、それぞれ共済掛金の概算金額、第二十三条第一号又は第三号の共済限度額の概算額及び同条第二号又は第四号の共済価額の概算額により記載するものとする。

（損害防止等の費用の負担）

第二十八条　法第八十六条後段の規定により組合の負担とする費用の金額は、同条前段の指示に基づき処置をしたため同条の被共済者が負担した費用のうち当該処置をするために通常必要とされるものの金額に、漁獲共済にあつては共済金額の共済限度額に対する割合、養殖共済にあつては共済金額の共済価額に対する割合、特定養殖共済にあつては共済金額の共済限度額に対する割合、漁業施設共済にあつては法第百三十一条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

（共済掛金の払戻し）

第三十一条　被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割（当該共済契約に係る漁業の経営の全部を承継させ、又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具を承継させるものに限る。）をした場合において法第九十条第一項の規定により共済契約がその効力を失つたときは当該共済契約に係る共済契約者の承継人、当該共済契約に係る漁業の経営の廃止があつたときは当該共済契約に係る共済契約者は、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が法第百九十五条の二第一項又は第百九十五条の二第一項の規定による補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。次条、第三十三条、第五十四条の五及び第七十一条の二の二にお

（共済証書の記載事項）

第二十七条　法第八十四条第一項の共済証書には、漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済又は漁業施設共済の別、共済掛金の金額及びその支払の方法、共済責任期間の開始日及び終了日、共済契約者の氏名又は名称、共済契約の締結の年月日並びに共済証書の作成の年月日のほか、次に掲げる事項を記載し、組合の代表権を有する者が記名押印しなければならない。

一　漁獲共済にあつては、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　共済限度額又は単位共済限度額

ハ　（略）

ニ　法第百十三条第四項の特約があるときは、当該特約の内容

二　（略）

三　特定養殖共済にあつては、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　共済限度額又は単位共済限度額

ハ　（略）

ニ　法第百二十五条の十一第三項の特約があるときは、当該特約の内容

四　（略）

2　法第八十二条第一項後段の規定により共済掛金が概算金額をもつて支払われている場合には、前項の共済掛金の金額、共済限度額又は単位共済限度額及び共済価額は、それぞれ共済掛金の概算金額、第二十三条第一号又は第三号の共済限度額又は単位共済限度額の概算額及び同条第二号又は第四号の共済価額の概算額により記載するものとする。

（損害防止等の費用の負担）

第二十八条　法第八十六条後段の規定により組合の負担とする費用の金額は、同条前段の指示に基づき処置をしたため同条の被共済者が負担した費用のうち当該処置をするために通常必要とされるものの金額に、漁獲共済にあつては共済金額の共済限度額（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、同項第二号ロに規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額）に対する割合、養殖共済にあつては共済金額の共済価額に対する割合、特定養殖共済にあつては共済金額の共済限度額（被共済者が法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額）に対する割合、漁業施設共済にあつては法第百三十一条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

（共済掛金の払戻し）

第三十一条　被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割（当該共済契約に係る漁業の経営の全部を承継させ、又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具を承継させるものに限る。）をした場合において法第九十条第一項の規定により共済契約がその効力を失つたときは当該共済契約に係る共済契約者の承継人、当該共済契約に係る漁業の経営の廃止があつたときは当該共済契約に係る共済契約者は、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が法第百九十五条の二第一項又は第百九十五条の二第一項の規定による補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。次条、第三十三条、第五十四条の五及び第七十一条の二の二にお

いて同じ。）のうち次に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金（法第九十三条第一項の規定により組合が支払の責めを免れた共済金を含む。次条、第三十三条、第五十四条の五及び第七十一条の二の二において同じ。）があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しを請求することができる。ただし、当該共済契約が漁獲共済に係るものである場合において当該被共済者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額（第一号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とし、第二号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とする。）がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき又は当該共済契約が特定養殖共済に係るものである場合において当該被共済者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産金額がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているときは、この限りでない。

一～五　（略）

2　（略）

第三十二条　被共済者は、法第九十一条第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者（法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員を含む。）の責めに帰することができない事由によるときは、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち前条第一項各号に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しを請求することができる。

2　（略）

いて同じ。）のうち次に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金（法第九十三条第一項の規定により組合が支払の責めを免れた共済金を含む。次条、第三十三条、第五十四条の五及び第七十一条の二の二において同じ。）があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しを請求することができる。ただし、当該共済契約が漁獲共済に係るものである場合において当該被共済者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額（第一号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とし、第二号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とする。）がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額のいずれもがその単位共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき）又は当該共済契約が特定養殖共済に係るものである場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産金額がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき（被共済者が法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産金額のいずれもがその単位共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき）若しくは当該被共済者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産数量（被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産数量の合計数量）がその基準生産数量に第七十一条の十四に規定する数値を乗じ、更に、百分の九十を乗じて得た数量を超えているときは、この限りでない。

一～五　（略）

2　（略）

第三十二条　被共済者は、法第九十一条第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者（法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。）の責めに帰することができない事由によるときは、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち前条第一項各号に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しを請求することができる。

2　（略）

第三十三条　法第九十二条第一項の規定により共済契約がその効力を失つたときは、組合は、当該共済契約に係る共済掛金のうち第三十一条第一項各号に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しをしなければならない。ただし、当該共済契約が漁獲共済に係るものである場合において当該被共済者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額（第一号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とし、第二号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とする。）がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき又は当該共済契約が特定養殖共済に係るものである場合において当該被共済者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産金額がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているときは、この限りでない。

2　（略）

（被共済資格者たる組合員に係る規約）

第四十四条　法第百五条第一項第一号ロの農林水産省令で定める事項は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法とする。

第四十五条　法第百五条第一項第一号ロの農林水産省令で定める基準は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が衡平を欠くものでないこととする。

（被共済資格者たる団体に係る規約）

第四十五条の二　法第百五条第一項第二号ロの農林水産省令で定める事項は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲、団体の意思の決定機関並びにその決定の方法とする。

第四十五条の三　法第百五条第一項第二号ロの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件を備えていることとする。

一～四　（略）

第三十三条　法第九十二条第一項の規定により共済契約がその効力を失つたときは、組合は、当該共済契約に係る共済掛金のうち第三十一条第一項各号に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しをしなければならない。ただし、当該共済契約が漁獲共済に係るものである場合において当該被共済者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額（第一号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とし、第二号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とする。）がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額のいずれもがその単位共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき）又は当該共済契約が特定養殖共済に係るものである場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産金額がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき（被共済者が法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産金額のいずれもがその単位共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき）若しくは当該被共済者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産数量（被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの養殖に係る生産数量の合計数量）がその基準生産数量に第七十一条の十四に規定する数値を乗じ、更に、百分の九十を乗じて得た数量を超えているときは、この限りでない。

2　（略）

（被共済資格者たる組合員に係る規約）

第四十四条　法第百五条第一項第一号ロ及び第二号ロの農林水産省令で定める事項は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法とする。

第四十五条　法第百五条第一項第一号ロ及び第二号ロの農林水産省令で定める基準は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が衡平を欠くものでないこととする。

（被共済資格者たる団体に係る規約）

第四十五条の二　法第百五条第一項第二号ハの農林水産省令で定める事項は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲、団体の意思の決定機関並びにその決定の方法とする。

第四十五条の三　法第百五条第一項第二号ハの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件を備えていることとする。

一～四　（略）

（特定第二号漁業者の要件の特例）

第四十八条　都道府県知事は、法第百五条第一項第二号ロの規定により定められた区域に係る特定組合の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条において単に「定款で定める日数」という。）が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数（当該区域が令第九条第一項ただし書又は第三項の規定により定められた場合であつて当該区域に係る特定組合のいずれかの定款で定める日数が他の当該特定組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定組合の定款で定める日数、特定第二号漁業者となるべき者の数その他当該区域における漁業事情を勘案して定める日数）を令第九条の二第二号の規定により当該区域につき定める日数とすることができる。

（共済限度額の算定に用いる組合が定める金額に係る一定年間）

第五十条　令第十一条の農林水産省令で定める一定年間は、当該共済契約に係る被共済資格者（法第百五条第一項の被共済資格者をいう。以下この節において同じ。）の営む当該漁業の操業に係るもの及び当該被共済資格者と当該漁業に関し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者（以下この条において「近似被共済資格者」という。）の営む当該漁業の操業に係るもののいずれについても、次に掲げるとおりとする。

一　定置漁業以外の漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、五年間（令第十一条に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該漁業に係る非操業年又は異常操業年（被共済資格者又は近似被共済資格者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該中小漁業者のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。次条第一号において同じ。）又は全員異常操業年（当該中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次条第一号において同じ。）とし、被共済資格者又は近似被共済資格者が同項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該構成員のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。次条第二号及び第三号において同じ。）又は全員異常操業年（当該構成員の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次条第二号及び第三号において同じ。）とする。）があるときは、これらを除いた期間）

二　定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、五年間（令第十一条に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われなかつた年（被共済資格者又は近似被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のいずれもが当該同位置定置漁業の操業を行わなかつた年。次条第四号において同じ。）があるときは、これを除いた期間）

（組合が定める金額の算定の基準となるべき金額の算出方法）

第五十一条　令第十一条の規定により法第百十一条第一項の組合が定める金額の算定の基準となるべき金額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　第二号漁業のうちぶり飼付漁業及び定置漁業以外の漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第一号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者

（特定第二号漁業者の要件の特例）

第四十八条　都道府県知事は、法第百五条第一項第二号ロの規定により定められた区域に係る特定組合の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条において単に「定款で定める日数」という。）が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数（当該区域が令第九条第一項ただし書又は第三項の規定により定められた場合であつて当該区域に係る特定組合のいずれかの定款で定める日数が他の当該特定組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定組合の定款で定める日数、特定第二号漁業者となるべき者の数その他当該区域における漁業事情を勘案して定める日数）を令第九条の三第二号の規定により当該区域につき定める日数とすることができる。

（共済限度額の算定に用いる組合が定める金額に係る一定年間）

第五十条　令第十一条の農林水産省令で定める一定年間は、当該共済契約に係る被共済資格者（法第百五条第一項の被共済資格者をいう。以下この節において同じ。）の営む当該漁業の操業に係るもの及び当該被共済資格者と当該漁業に関し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者（以下この条において「近似被共済資格者」という。）の営む当該漁業の操業に係るもののいずれについても、次に掲げるとおりとする。

一　定置漁業以外の漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、五年間（令第十一条に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該漁業に係る非操業年又は異常操業年（被共済資格者又は近似被共済資格者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該中小漁業者のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。次条第一号において同じ。）又は全員異常操業年（当該中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次条第一号において同じ。）とし、被共済資格者又は近似被共済資格者が同項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該構成員のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。次条第二号及び第三号において同じ。）又は全員異常操業年（当該構成員のすべてを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。次条第二号及び第三号において同じ。）とする。）があるときは、これらを除いた期間）

二　定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、五年間（令第十一条に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われなかつた年（被共済資格者又は近似被共済資格者が法第百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のいずれもが当該同位置定置漁業の操業を行わなかつた年。次条第四号において同じ。）があるときは、これを除いた期間）

（組合が定める金額の算定の基準となるべき金額の算出方法）

第五十一条　令第十一条の規定により法第百十一条第一項の組合が定める金額の算定の基準となるべき金額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　第二号漁業のうちぶり飼付漁業及び定置漁業以外の漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第一号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者

が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この号において同じ。）（その合計総トン数（被共済資格者が同号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業に使用する漁船（令第九条の二第一号の規定により農林水産大臣が定める附属漁船以外の漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数の合計。以下この号において同じ。）が当該共済契約に係る当該漁業に使用する漁船の合計総トン数を下回る漁船（以下「大型化前漁船」という。）を使用して操業した年にあつては、当該年の漁獲金額に大型化割合（当該共済契約に係る当該漁業に使用する漁船（以下「大型化後漁船」という。）の合計総トン数から大型化前漁船の合計総トン数を差し引いて得たトン数の大型化前漁船の合計総トン数に対する割合をいう。）の別表第二の上欄に掲げる区分に応じて大型化後漁船の合計総トン数の区分によりそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる割合を乗じて得た額。次号において同じ。）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年（被共済資格者が同項第二号ロに掲げる団体であるときは、全員非操業年又は全員異常操業年）があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額）を総和平均し、これに別表第一の上欄に掲げる漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて算出すること。

三　ぶり飼付漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第一号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この号において同じ。）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年（被共済資格者が同号ロに掲げる団体であるときは、全員非操業年又は全員異常操業年）があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額のうち最高のものを除いたもの）を総和平均し、これに別表第一の上欄に掲げる漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて算出すること。

四　定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第二号に掲げる期間の当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該同位置定置漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この号において同じ。）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われなかつた年があるときは、これを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額）を総和平均し、これに別表第一の上欄に掲げる漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて算出すること。

（削る）

が法第百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この号において同じ。）（その合計総トン数（被共済資格者が同項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業に使用する漁船（令第九条の三第一号の規定により農林水産大臣が定める附属漁船以外の漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数の合計。以下この号において同じ。）が当該共済契約に係る当該漁業に使用する漁船の合計総トン数を下回る漁船（以下「大型化前漁船」という。）を使用して操業した年にあつては、当該年の漁獲金額に大型化割合（当該共済契約に係る当該漁業に使用する漁船（以下「大型化後漁船」という。）の合計総トン数から大型化前漁船の合計総トン数を差し引いて得たトン数の大型化前漁船の合計総トン数に対する割合をいう。）の別表第二の上欄に掲げる区分に応じて大型化後漁船の合計総トン数の区分によりそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる割合を乗じて得た額。次号において同じ。）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年（被共済資格者が同項第二号ハに掲げる団体であるときは、全員非操業年又は全員異常操業年）があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額）を総和平均し、これに別表第一の上欄に掲げる漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて算出すること。

三　ぶり飼付漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第一号に掲げる期間の当該被共済資格者の営む当該漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この号において同じ。）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年（被共済資格者が同項第二号ハに掲げる団体であるときは、全員非操業年又は全員異常操業年）があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額のうち最高のものを除いたもの）を総和平均し、これに別表第一の上欄に掲げる漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて算出すること。

四　定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済資格者に係る前条第二号に掲げる期間の当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業に係る年ごとの漁獲金額（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該同位置定置漁業の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この号において同じ。）のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われなかつた年があるときは、これを除いた期間の操業に係る年ごとの漁獲金額）を総和平均し、これに別表第一の上欄に掲げる漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて算出すること。

第五十三条の二　法第百十三条第二項の農林水産省令で定める割合は、法第百五条第一項第二号ロに規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額の当該中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

区分	割合
百分の百二十未満	百分の百
百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の八十七・五

（共済金の支払に関する特約の要件）

第五十四条　法第百十三条第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額（以下この条において「事故額」という。）がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）とすること。

二　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項に規定する場合に該当し、かつ、事故額がその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超える場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

三　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項に規定する場合に該当し、かつ、被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限（共済規程で定める程度のものに限る。次号において同じ。）を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は事故額から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

四　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は次に掲げる金額とすること。

イ・ロ　（略）

（継続契約に係る共済掛金の払戻し）

第五十四条の四　法第百十三条の二第七項の農林水産省令で定める額は、当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額に百分の十を乗じて得た金額とする。

（削る）

（削る）

（区域内特定養殖業者の要件の特例）

第七十一条の四　都道府県知事は、法第百二十五条の六第一項の規定により定められた区域に係る特定養殖業組合（令第十八条の五第一項に規定する特定養殖業組合をいう。以下この条において同じ。）の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条において

百分の百三十以上百分の百四十未満
百分の百四十以上百分の百五十未満
百分の百五十以上

百分の七十五
百分の六十二・五
百分の五十

（共済金の支払に関する特約の要件）

第五十四条　法第百十三条第四項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項又は第三項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額（以下この条において「事故額」という。）がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）とすること。

二　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項又は第三項に規定する場合に該当し、かつ、事故額がその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超える場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

三　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項又は第三項に規定する場合に該当し、かつ、被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限（共済規程で定める程度のものに限る。次号において同じ。）を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は事故額から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

四　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項又は第三項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は次に掲げる金額とすること。

イ・ロ　（略）

（継続契約に係る共済掛金の払戻し）

第五十四条の四　法第百十三条の二第七項の農林水産省令で定める額は、当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額に百分の十を乗じて得た金額（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、純共済掛金に相当する部分の金額）とする。

（被共済資格者たる組合員に係る規約）

第七十一条の四　法第百二十五条の三第一項第二号の農林水産省令で定める事項は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法とする。

第七十一条の五　法第百二十五条の三第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が衡平を欠くものでないこととする。

（区域内特定養殖業者の要件の特例）

第七十一条の六　都道府県知事は、法第百二十五条の三第一項第二号の規定により定められた区域に係る特定養殖業組合（令第十八条の五に規定する特定養殖業組合をいう。以下この条において同じ。）の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条におい

て単に「定款で定める日数」という。）が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数（当該区域が令第十八条の五第一項ただし書又は第三項の規定により定められた場合であつて当該区域に係る特定養殖業組合のいずれかの定款で定める日数が他の当該特定養殖業組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定養殖業組合の定款で定める日数、区域内特定養殖業者となるべき者の数その他当該区域における特定養殖業の事情を勘案して定める日数）を令第十八条の六第一号の規定により当該区域につき定める日数とすることができる。

（準用）

第七十一条の五　第四十六条及び第四十七条の規定は、法第百二十五条の六第一項の規定による区域内特定養殖業者の同意について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第四十七条第二号中「法第百五条第一項第一号ロの規定により定める一定の水域又は区域」とあるのは、「法第百二十五条の六第一項の規定により定める一定の区域」と読み替えるものとする。

（共済責任期間）

第七十一条の六　特定養殖共済の共済責任期間は、当該種類の特定養殖業に係る標準的な経営における養殖時期の全てを含むように定めなければならない。ただし、都道府県知事が法第百二十五条の六第一項の規定により定める一定の区域において周年操業をする同一の種類の特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間の開始日を統一するため、当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間の開始日の変更をする必要が生じた場合には、当該変更をする日の一年前の日を共済責任期間に含む共済契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から当該変更をする日の前日までの期間を当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間とすることができる。

（共済限度額の算定に用いる組合が定める金額に係る一定年間）

第七十一条の七　令第十八条の七の農林水産省令で定める一定年間は、当該共済契約に係る被共済資格者（法第百二十五条の三第一項の被共済資格者をいう。以下この節において同じ。）の営む当該特定養殖業の養殖に係るもの及び当該被共済資格者と当該特定養殖業に関し近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者（以下この条において「近似被共済資格者」という。）の営む当該特定養殖業の養殖に係るもののいずれについても、五年間（令第十八条の七に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該特定養殖業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の養殖が行われなかつた年をいう。以下同じ。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。以下同じ。）があるときは、これらを除いた期間）とする。

第七十一条の八・第七十一条の九　（略）

（削る）

て単に「定款で定める日数」という。）が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数（当該区域が令第十八条の五第一項ただし書又は第三項の規定により定められた場合であつて当該区域に係る特定養殖業組合のいずれかの定款で定める日数が他の当該特定養殖業組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定養殖業組合の定款で定める日数、区域内特定養殖業者となるべき者の数その他当該区域における特定養殖業の事情を勘案して定める日数）を令第十八条の六第一号の規定により当該区域につき定める日数とすることができる。

（準用）

第七十一条の七　第四十六条及び第四十七条の規定は、法第百二十五条の六第一項の規定による区域内特定養殖業者の同意について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第四十七条第二号中「法第百五条第一項第一号ロの規定により定める一定の水域又は区域」とあるのは、「法第百二十五条の三第一項第二号の規定により定める一定の区域」と読み替えるものとする。

（共済責任期間）

第七十一条の八　特定養殖共済の共済責任期間は、当該種類の特定養殖業に係る標準的な経営における養殖時期のすべてを含むように定めなければならない。ただし、都道府県知事が法第百二十五条の三第一項第二号の規定により定める一定の区域において周年操業をする同一の種類の特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間の開始日を統一するため、当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間の開始日の変更をする必要が生じた場合には、当該変更をする日の一年前の日を共済責任期間に含む共済契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から当該変更をする日の前日までの期間を当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間とすることができる。

（共済限度額の算定に用いる組合が定める金額に係る一定年間）

第七十一条の九　令第十八条の七の農林水産省令で定める一定年間は、当該共済契約に係る被共済資格者（法第百二十五条の三第一項第二号の被共済資格者をいう。以下この節において同じ。）の営む当該特定養殖業の養殖に係るもの及び当該被共済資格者と当該特定養殖業に関し近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者（以下この条において「近似被共済資格者」という。）の営む当該特定養殖業の養殖に係るもののいずれについても、五年間（令第十八条の七に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該特定養殖業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の養殖が行われなかつた年をいう。以下同じ。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。以下同じ。）があるときは、これらを除いた期間）とする。

第七十一条の十・第七十一条の十一　（略）

（基準生産数量に係る一定年間）

第七十一条の十二　令第十八条の九第一項の農林水産省令で定める一定年間は、五年間（同項に規定する期間のうちに当該被共済者の営む当該特定養殖業に係る非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間）とする。

2　令第十八条の九第二項の農林水産省令で定める一定年間は、五年間（同項に規定する期間のうちに当該特定中小漁業者の営む当該特定養殖業に係る全員非操業年（当該特定中小漁業者のいずれもが当該特定養殖業の養殖を行わなかつた年をいう。次条第二項において同じ。）又は全員異常操業年（当該特定中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法が当該共済契約に係る特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。同項において同じ。）があるときは、これらを除いた期間）とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（基準生産数量の算定の基準となるべき数量の算出方法）

第七十一条の十三　令第十八条の九第一項の規定により組合が定める法第百二十五条の十一第一項の基準生産数量の算定の基準となるべき数量は、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済者に係る前条第一項に規定する期間の当該被共済者の営む当該特定養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産数量のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産数量）を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における養殖単位の数量を乗じて算出するものとする。

2　令第十八条の九第二項の規定により組合が定める法第百二十五条の十一第二項の基準生産数量の算定の基準となるべき数量は、当該共済責任期間の開始日前の当該被共済者に係る前条第二項に規定する期間の当該特定中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産数量のうち最高のもの及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに全員非操業年又は全員異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産数量）を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における当該特定中小漁業者の全てを通ずる養殖単位の数量の合計数量を乗じて算出するものとする。

3　第七十一条の十第二項の規定は、前二項の養殖単位について準用する。

（共済金の金額の算定に用いる数値）

第七十一条の十四　法第百二十五条の十一第一項の農林水産省令で定める数値は、二とする。

（共済金の金額の算定に用いる割合）

第七十一条の十五　法第百二十五条の十一第一項の当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の当該基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合は、当該生産数量の当該基準生産数量に対する割合が属する次の表の上欄に掲げる特定養殖業の種類ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

特定養殖業の種類	区分	割合
のり等養殖業、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業	百分の百十未満	百分の百
	百分の百十以上百分の百二十未満	百分の九十五
	百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の九十
	百分の百三十以上百分の百五十未満	百分の八十五
	百分の百五十以上百分の百七十未満	百分の八十
	百分の百七十以上百分の百九十未満	百分の七十五
	百分の百九十以上百分の二百未満	百分の七十
真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業	百分の百二十未満	百分の百
	百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の九十五
	百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の九十
	百分の百四十以上百分の百五十未満	百分の八十五
	百分の百五十以上百分の百七十未満	百分の八十
	百分の百七十以上百分の百九十未満	百分の七十五
	百分の百九十以上百分の二百未満	百分の七十

第七十一条の十　法第百二十五条の十一第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

（削る）

（共済金の支払に関する特約の要件）

第七十一条の十一　法第百二十五条の十一第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一～四　（略）

（継続申込特約に関する規定の準用）

第七十一条の十二　第五十四条の二（第一項第二号及び第二項第二号を除く。）から第五十四条の五までの規定は、特定養殖共済の共済契約について準用する。この場合において、第五十四条の二第一項第一号中「第百十条第二項」とあるのは「第百二十五条の八第二項」と、同項第三号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百二十五条の九第一項」と、「第百十二条第二項の基準共済掛金率、別表第一の下欄に掲げる割合又は別表第二の中欄若しくは下欄に掲げる割合」とあるのは「第百二十五条の十第二項の基準共済掛金率」と、同条第二項第一号中「第百十条第二項」とあるのは「第百二十五条の八第二項」と読み替えるものとする。

（共済責任期間）

第七十四条　漁業施設共済の共済責任期間は、法第百三十条の漁業時期のうち当該種類の養殖施設又は漁具をその用に供する期間の全てを含むように定めなければならない。ただし、第四十九条ただし書又は第七十一条の六ただし書の規定により周年操業をする漁業に係る漁獲共済又は特定養殖共済の共済責任期間を第四十九条第二号又は第七十一条の六ただし書に定める期間とする場合には、当該期間を当該漁業に供用する養殖施設又は漁具に係る漁業施設共済の共済責任期間とすることができる。

第七十一条の十六　法第百二十五条の十一第一項の当該被共済者の営む当該特定養殖業の種類に応じて農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

（削る）

第七十一条の十七　法第百二十五条の十一第二項第一号の農林水産省令で定める割合は、当該特定中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額の当該特定中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額に対する割合が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

区分	割合
百分の百二十未満	百分の百
百分の百二十以上百分の百三十未満	百分の八十七・五
百分の百三十以上百分の百四十未満	百分の七十五
百分の百四十以上百分の百五十未満	百分の六十二・五
百分の百五十以上	百分の五十

第七十一条の十八　法第百二十五条の十一第二項第二号の農林水産省令で定める割合は、当該特定中小漁業者の全てを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量の当該基準生産数量に対する割合が属する第七十一条の十五の表の上欄に掲げる特定養殖業の種類ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

（共済金の支払に関する特約の要件）

第七十一条の十九　法第百二十五条の十一第三項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一～四　（略）

（継続申込特約に関する規定の準用）

第七十一条の二十　第五十四条の二（第一項第二号及び第二項第二号を除く。）から第五十四条の五までの規定は、特定養殖共済の共済契約について準用する。この場合において、第五十四条の二第一項第一号中「第百十条第二項」とあるのは「第百二十五条の八第二項」と、同項第三号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百二十五条の九第一項」と、「第百十二条第二項の基準共済掛金率、別表第一の下欄に掲げる割合又は別表第二の中欄若しくは下欄に掲げる割合」とあるのは「第百二十五条の十第二項の基準共済掛金率」と、同条第二項第一号中「第百十条第二項」とあるのは「第百二十五条の八第二項」と、第五十四条の四中「第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第百五条第一項第二号ロ」とあるのは「被共済者が法第百二十五条の三第一項第二号」と読み替えるものとする。

（共済責任期間）

第七十四条　漁業施設共済の共済責任期間は、法第百三十条の漁業時期のうち当該種類の養殖施設又は漁具をその用に供する期間の全てを含むように定めなければならない。ただし、第四十九条ただし書又は第七十一条の八ただし書の規定により周年操業をする漁業に係る漁獲共済又は特定養殖共済の共済責任期間を第四十九条第二号又は第七十一条の八ただし書に定める期間とする場合には、当該期間を当該漁業に供用する養殖施設又は漁具に係る漁業施設共済の共済責任期間とすることができる。

（継続申込特約に関する規定の準用）

第八十一条　第五十四条の四、第五十四条の五及び第七十一条の規定は、漁業施設共済の共済契約について準用する。この場合において、第七十一条第一項第一号中「の共済金額が法第百二十条第二項の農林水産大臣が定める共済金額の」とあるのは「に係る法第百三十一条第一項の割合が同条第二項の農林水産大臣が定める」と、同項第二号中「第百二十一条第一項の単位当たり共済価額又は法第百二十二条第二項の基準共済掛金率」とあるのは「第百三十三条第二項の規定により農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率」と、同条第二項第一号中「第百二十条第二項」とあるのは「第百三十一条第二項」と、「共済金額の最高限度の共済価額に対する」とあるのは「最高限度の」と読み替えるものとする。

（通知義務）

第八十四条の三　法第百四十七条の九第一項の規定により通知すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一～三　（略）

四　漁獲共済にあつては法第百十一条第一項の組合が定める金額及び共済限度額、養殖共済にあつては共済目的の数量及び共済価額、特定養殖共済にあつては法第百二十五条の九第一項の組合が定める金額及び共済限度額、漁業施設共済にあつては共済目的の数量及び共済価額

五～七　（略）

2　（略）

（補助率の適用の要件等）

第八十五条　令第二十三条第三項第二号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該漁業の操業を行わないもの、共済契約を締結するとすればその共済契約に係る漁業につき共済事故の発生する見込みが確実であるもの、法第百十一条第二項（法第百十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による組合の認定を適正に行うことが著しく困難であると認められるもの及び第二十二条第二号から第四号までに掲げる事由に該当するものとする。

第八十六条　令第二十三条第三項第四号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該特定養殖業の養殖を行わないもの、共済契約を締結するとすればその共済契約に係る養殖水産動植物につき共済事故の発生する見込みが確実であるもの、法第百二十五条の九第二項（法第百二十五条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による組合の認定を行うことが著しく困難であると認められるもの及び第二十二条第五号に掲げる事由に該当するものとする。

（漁獲金額等の認定基準等に関する省令の一部改正）

第二条　漁獲金額等の認定基準等に関する省令（昭和三十九年農林省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（収入とみなされるもの） **第一条**　漁業災害補償法（以下「法」という。）第百十一条第二項（法第百十三条第三項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）及び法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する収入とみなされるものは、次に掲げるものとする。 一～四　（略）	（収入とみなされるもの） **第一条**　漁業災害補償法（以下「法」という。）第百十一条第三項（法第百十三条第五項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）及び法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する収入とみなされるものは、次に掲げるものとする。 一～四　（略）

（漁獲金額の認定基準）

第二条　法第百十一条第二項の規定に基づき漁業共済組合が金額を認定するには、当該漁業の操業に係る漁獲物の販売金額の合計額を基準とし、当該漁獲物の販売方法及び販売場所その他の販売事情を勘案して算定した金額に、前条の規定により収入とみなされるものの金額を加えて得た金額により行わなければならない。

（特定養殖共済についての準用）

第四条　法第百二十五条の九第二項（法第百二十五条の十一第三項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）及び法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により漁業共済組合が行う生産金額の認定については、前三条の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「当該漁業の操業に係る漁獲物」とあるのは「当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物」と、「鮮度」とあるのは「品質」と、同条第二号中「当該漁業の操業に係る漁獲物」とあるのは「当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物」と、「当該漁獲物」とあるのは「当該水産動植物」と、同条第三号中「当該漁業の操業に係る漁獲物」とあるのは「当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物」と、「鮮度」とあるのは「品質」と、「当該漁獲物」とあるのは「当該水産動植物」と、同条第四号中「当該漁業の操業に係る漁獲物の数量」とあるのは「当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物の数量又は品質」と、「減少した」とあるのは「それぞれ減少し又は低下した」と、第二条中「当該漁業の操業に係る漁獲物」とあるのは「当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物」と、「当該漁獲物」とあるのは「当該水産動植物」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○経済産業省令第六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

経済産業大臣　武藤　容治

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　第一種保安物件　次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。） イ～ハ　（略） ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　第一種保安物件　次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。） イ～ハ　（略） ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二

（漁獲金額の認定基準）

第二条　法第百十一条第三項の規定に基づき漁業共済組合が金額を認定するには、当該漁業の操業に係る漁獲物の販売金額の合計額を基準とし、当該漁獲物の販売方法及び販売場所その他の販売事情を勘案して算定した金額に、前条の規定により収入とみなされるものの金額を加えて得た金額により行わなければならない。

（特定養殖共済についての準用）

第四条　法第百二十五条の九第三項（法第百二十五条の十一第四項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）及び法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により漁業共済組合が行う生産金額の認定については、前三条の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「当該漁業の操業に係る漁獲物」とあるのは「当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物」と、「鮮度」とあるのは「品質」と、同条第二号中「当該漁業の操業に係る漁獲物」とあるのは「当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物」と、「当該漁獲物」とあるのは「当該水産動植物」と、同条第三号中「当該漁業の操業に係る漁獲物」とあるのは「当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物」と、「鮮度」とあるのは「品質」と、「当該漁獲物」とあるのは「当該水産動植物」と、同条第四号中「当該漁業の操業に係る漁獲物の数量」とあるのは「当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物の数量又は品質」と、「減少した」とあるのは「それぞれ減少し又は低下した」と、第二条中「当該漁業の操業に係る漁獲物」とあるのは「当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物」と、「当該漁獲物」とあるのは「当該水産動植物」と読み替えるものとする。

十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十八項の地域活動支援センター若しくは同条第二十九項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ～チ　（略）

二～二十二　（略）

2　（略）

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第二条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四の二　（略） 五　第一種保安物件　次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。） イ～ハ　（略） ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四の二　（略） 五　第一種保安物件　次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。） イ～ハ　（略） ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律

十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ～チ　（略）

二～二十二　（略）

2　（略）

第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十八項の地域活動支援センター若しくは同条第二十九項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ～チ　（略）

六～二十六　（略）

2　（略）

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第三条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　第一種保安物件　次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。） イ～ハ　（略） ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　第一種保安物件　次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。） イ～ハ　（略） ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四

改正後	改正前
第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十八項の地域活動支援センター若しくは同条第二十九項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの ホ～チ　（略） 六～二十六　（略） 2　（略）	第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十八項の地域活動支援センター若しくは同条第二十九項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの ホ～チ　（略） 六～二十六　（略） 2　（略）
（定義） **第一条**　（略） 2　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～五　（略）	（定義） **第一条**　（略） 2　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～五　（略）

第四条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正

第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
六　第一種保安物件　次のイからチまでに掲げるもの イ～ハ　（略） ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十八項の地域活動支援センター若しくは同条第二十九項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの ホ～チ　（略） 七～十二　（略）	六　第一種保安物件　次のイからチまでに掲げるもの イ～ハ　（略） ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十八項の地域活動支援センター若しくは同条第二十九項の福祉ホームであって、収容定員二十人以上のもの ホ～チ　（略） 七～十二　（略）

附　則

この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四項に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○国土交通省令第百一号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の三第一項、同項第二号及び第四項、第五条の七第一項並びに第五条の十の規定に基づき、並びに同法を実施するため、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第一章の二　マンション管理適正化支援法人（第一条の二―第一条の七）	（新設）
第一章の三　管理計画の認定等（第一条の八―第一条の二十四）	第一章の二　管理計画の認定等（第一条の二―第一条の十八）
第一章の四　マンション管理士（第一条の二十五―第四十九条）	第一章の三　マンション管理士（第一条の十九―第四十九条）
第一節　マンション管理士試験（第一条の二十五―第二十四条）	第二節・第三節　（略）
第二節・第三節　（略）	第二章～第五章　（略）
第二章～第五章　（略）	附則
附則	（新設）
第一章の二　マンション管理適正化支援法人	
（マンション管理適正化支援法人として登録を受けることができる法人）	（新設）
第一条の二　法第五条の三第一項の国土交通省令で定める法人は、マンションの管理の適正化の推進を図る活動を行うことを目的とする会社とする。	
（登録の申請）	（新設）
第一条の三　法第五条の三第一項の規定による登録（第三項及び第一条の七において「登録」という。）を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。	
一　名称、住所及び代表者の氏名	
二　管理支援業務を行おうとする事務所の所在地	
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	
一　定款	
二　登記事項証明書	
三　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面	
四　法第五条の四各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面	
五　法第五条の四各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面	
六　資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面	
七　次条第一号の実施要領を記載した書面	
八　次条第二号の計画を記載した書面	
3　都道府県知事等は、登録のために必要があると認める場合は、前項各号に掲げる書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。	

（個人に関する情報の取扱い）

第一条の四　法第五条の三第一項第二号の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。

二　個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて管理支援業務に従事する職員に対して研修を実施すること。

（名称等の変更）

第一条の五　支援法人は、法第五条の三第三項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2　支援法人は、第一条の三第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を都道府県知事等に提出しなければならない。

（支援法人に係る業務の休廃止の届出）

第一条の六　法第五条の七第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事等に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする管理支援業務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（マンション管理適正化推進計画の作成等の提案）

第一条の七　法第五条の十二第一項の規定によりマンション管理適正化推進計画の作成又は変更の提案を行おうとする支援法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係るマンション管理適正化推進計画の素案を添えて、これを当該支援法人の登録を行った都道府県知事等が統括する都道府県等に提出しなければならない。

第一章の三　管理計画の認定等

（管理計画の認定の申請）

第一条の八　法第五条の十三第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類（第一条の十七を除き、以下「添付書類」と総称する。）を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一　当該認定の申請の決議（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下この項、第八十二条第一号及び第八十五条第二号において「区分所有法」という。）第十八条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による決議をいう。以下同じ。）をした集会（区分所有法第三十四条（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による集会をいう。以下同じ。）の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により規約（区分所有法第三十条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規約をいう。以下この項、第一条の十一第四号及び第一条の十五第四号において同じ。）で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類）

二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

第一章の二　管理計画の認定等

（管理計画の認定の申請）

第一条の二　法第五条の三第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類（第一条の十一を除き、以下「添付書類」と総称する。）を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一　当該認定の申請を決議（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下この項、第八十二条第一号及び第八十五条第二号において「区分所有法」という。）第十八条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による決議をいう。以下この項において同じ。）した集会（区分所有法第三十四条（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による集会をいう。以下この項及び第一条の五第二号において同じ。）の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により規約（区分所有法第三十条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規約をいう。以下この項、第一条の五第四号及び第一条の九第四号において同じ。）で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類）

二　（略）

三　申請の日（以下この項並びに第一条の十第一号及び第二号において「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書（当該直前の事業年度がない場合にあっては、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書）並びに当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類

四・五　（略）

六　監事（管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その監査の結果を集会に報告する者として規約で定めるものをいう。以下この号、第一条の十一第一号並びに第一条の十五第三号及び第四号において同じ。）を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類）

七　（略）

八　申請に係るマンションの区分所有者の名簿（第一条の十一第三号において「区分所有者名簿」という。）及び申請に係るマンションに居住する者の名簿（同号において「居住者名簿」という。）が作成され、かつ、これらの名簿が年一回以上更新されていることを確認することができる書類

九　（略）

２　（略）

（管理計画の記載事項）

第一条の九　法第五条の十三第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項とする。

（管理の方法の基準）

第一条の十　法第五条の十四第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たす長期修繕計画が作成され、これに基づいてマンションの修繕その他の管理が行われることとする。

一～三　（略）

（管理組合の運営の状況の基準）

第一条の十一　法第五条の十四第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

（認定の通知）

第一条の十二　法第五条の十五の認定の通知は、別記様式第一号の二による通知書に第一条の八第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（管理計画の認定の更新の申請）

第一条の十三　認定管理者等は、法第五条の十六第一項の認定の更新を受けようとするときは、別記様式第一号の三による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

２　第一条の八第二項及び第一条の九の規定は、前項の認定の更新の申請について準用する。

（認定の更新の通知）

第一条の十四　法第五条の十六第二項において準用する法第五条の十五の規定による認定の更新の通知は、別記様式第一号の四による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

三　申請の日（以下この項並びに第一条の四第一号及び第二号において「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書（当該直前の事業年度がない場合にあっては、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書）並びに当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類

四・五　（略）

六　監事（管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その監査の結果を集会に報告する者として規約で定めるものをいう。以下この号、第一条の五第一号並びに第一条の九第三号及び第四号において同じ。）を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類）

七　（略）

八　申請に係るマンションの区分所有者の名簿（第一条の五第三号において「区分所有者名簿」という。）及び申請に係るマンションに居住する者の名簿（同号において「居住者名簿」という。）が作成され、かつ、これらの名簿が年一回以上更新されていることを確認することができる書類

九　（略）

２　（略）

（管理計画の記載事項）

第一条の三　法第五条の三第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項とする。

（管理の方法の基準）

第一条の四　法第五条の四第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たす長期修繕計画が作成され、これに基づいてマンションの修繕その他の管理が行われることとする。

一～三　（略）

（管理組合の運営の状況の基準）

第一条の五　法第五条の四第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

（認定の通知）

第一条の六　法第五条の五の認定の通知は、別記様式第一号の二による通知書に第一条の二第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（管理計画の認定の更新の申請）

第一条の七　認定管理者等は、法第五条の六第一項の認定の更新を受けようとするときは、別記様式第一号の三による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

２　第一条の二第二項及び第一条の三の規定は、前項の認定の更新の申請について準用する。

（認定の更新の通知）

第一条の八　法第五条の六第二項において準用する法第五条の五の規定による認定の更新の通知は、別記様式第一号の四による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（法第五条の十七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第一条の十五　法第五条の十七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　二以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更（法第五条の十四の認定（法第五条の十七第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の十六第一項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三　（略）

四　規約の変更であって、監事の職務及び第一条の十一第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

（管理計画の変更の認定の申請）

第一条の十六　法第五条の十七第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

（変更の認定の通知）

第一条の十七　法第五条の十七第二項において準用する法第五条の十五の規定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（指定認定事務支援法人の指定の要件）

第一条の十八　法第五条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

（法第五条の二十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務）

第一条の十九　法第五条の二十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに関する事務とする。

（認定支援事務の委託の公示等）

第一条の二十　計画作成都道府県等は、法第五条の二十二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一～三　（略）

2　計画作成都道府県等は、法第五条の二十二第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一～三　（略）

（指定認定事務支援法人に係る指定の申請）

第一条の二十一　令第一条第一項の規定に基づき法第五条の二十二第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面（第一条の二十三第二項において「誓約書」という。）

第一条の二十二～第一条の二十四　（略）

第一章の四　マンション管理士（試験の基準）

第一条の二十五　（略）

（法第五条の七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第一条の九　法第五条の七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　二以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更（法第五条の四の認定（法第五条の七第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の六第一項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三　（略）

四　規約の変更であって、監事の職務及び第一条の五第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

（管理計画の変更の認定の申請）

第一条の十　法第五条の七第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

（変更の認定の通知）

第一条の十一　法第五条の七第二項において準用する法第五条の五の規定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（指定認定事務支援法人の指定の要件）

第一条の十二　法第五条の十二第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

（法第五条の十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務）

第一条の十三　法第五条の十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに関する事務とする。

（認定支援事務の委託の公示等）

第一条の十四　計画作成都道府県等は、法第五条の十二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一～三　（略）

2　計画作成都道府県等は、法第五条の十二第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一～三　（略）

（指定認定事務支援法人に係る指定の申請）

第一条の十五　令第一条第一項の規定に基づき法第五条の十二第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面（第一条の十七第二項において「誓約書」という。）

第一条の十六～第一条の十八　（略）

第一章の三　マンション管理士（試験の基準）

第一条の十九　（略）

別記様式第一号（第一条の八関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

認　　定　　申　　請　　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の13第１項の規定に基づき、管理計画の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．（略）

２．本申請書にはマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の８第１項に規定する添付書類を添付してください。

（略）

別記様式第一号の二（第一条の十二関係）（日本産業規格Ａ列４番）

認　　定　　通　　知　　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の13第１項の規定に基づき認定の申請があった管理計画について、同法第５条の14の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の15の規定に基づき通知します。

（略）

別記様式第一号の三（第一条の十三関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

認　　定　　更　　新　　申　　請　　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の16第１項の認定の更新を受けたいので、同条第２項において準用する同法第５条の13第１項の規定に基づき、申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．（略）

２．本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の８第１項に規定する添付書類を添付してください。

（略）

別記様式第一号の四（第一条の十四関係）（日本産業規格Ａ列４番）

認　　定　　更　　新　　通　　知　　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の16第２項において準用する同法第５条の13第１項の規定に基づき認定の更新の申請があった管理計画について、同法第５条の16第２項において準用する同法第５条の14の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の16第２項において準用する同法第５条の15の規定に基づき通知します。

（略）

別記様式第一号（第一条の二関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

認　　定　　申　　請　　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の３第１項の規定に基づき、管理計画の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．（略）

２．本申請書にはマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の２第１項に規定する添付書類を添付してください。

（略）

別記様式第一号の二（第一条の六関係）（日本産業規格Ａ列４番）

認　　定　　通　　知　　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の３第１項の規定に基づき認定の申請があった管理計画について、同法第５条の４の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の５の規定に基づき通知します。

（略）

別記様式第一号の三（第一条の七関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

認　　定　　更　　新　　申　　請　　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の６第１項の認定の更新を受けたいので、同条第２項において準用する同法第５条の３第１項の規定に基づき、申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．（略）

２．本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の２第１項に規定する添付書類を添付してください。

（略）

別記様式第一号の四（第一条の八関係）（日本産業規格Ａ列４番）

認　　定　　更　　新　　通　　知　　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の６第２項において準用する同法第５条の３第１項の規定に基づき認定の更新の申請があった管理計画について、同法第５条の６第２項において準用する同法第５条の４の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の６第２項において準用する同法第５条の５の規定に基づき通知します。

（略）

別記様式第一号の五（第一条の十六関係）（日本産業規格Ａ列４番）

変　更　認　定　申　請　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の17第１項の規定に基づき、管理計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．（略）

２．本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の８第１項に規定する添付書類のうち、変更に係るものを添付してください。

別記様式第一号の六（第一条の十七関係）（日本産業規格Ａ列４番）

変　更　認　定　通　知　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の17第１項の規定に基づき変更の認定の申請があった管理計画について、同条第２項において準用する同法第５条の14の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の17第２項において準用する同法第５条の15の規定に基づき通知します。

（略）

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（長期優良住宅建築等計画等の認定の申請） **第二条**　（略） ２・３　（略） ４　法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の十二に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。第五条の二において「マンション管理適正化法」という。）第五条の十八に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。 （維持保全に関する基準） **第五条の二**　法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容がマンション管理適正化法第五条の十八に規定する認定管理計画に定められていることとする。 第一号の二様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略）	（長期優良住宅建築等計画等の認定の申請） **第二条**　（略） ２・３　（略） ４　法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の六に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。第五条の二において「マンション管理適正化法」という。）第五条の八に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。 （維持保全に関する基準） **第五条の二**　法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容がマンション管理適正化法第五条の八に規定する認定管理計画に定められていることとする。 第一号の二様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略）

別記様式第一号の五（第一条の十関係）（日本産業規格Ａ列４番）

変　更　認　定　申　請　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の７第１項の規定に基づき、管理計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．（略）

２．本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の２第１項に規定する添付書類のうち、変更に係るものを添付してください。

別記様式第一号の六（第一条の十一関係）（日本産業規格Ａ列４番）

変　更　認　定　通　知　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の７第１項の規定に基づき変更の認定の申請があった管理計画について、同条第２項において準用する同法第５条の４の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の７第２項において準用する同法第５条の５の規定に基づき通知します。

（略）

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　建　築　等　計　画

１．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【11．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）
【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有

（注意）

１．～４．（略）

５．【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の18に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

６．（略）

（略）

第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　維　持　保　全　計　画

１．維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【10．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）
【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有

（注意）

１．～３．（略）

４．【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の18に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

（略）

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　建　築　等　計　画

１．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【11．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）
【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有

（注意）

１．～４．（略）

５．【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の６に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の８に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

６．（略）

（略）

第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　維　持　保　全　計　画

１．維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【10．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）
【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有

（注意）

１．～３．（略）

４．【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の６に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の８に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○防衛省令第十五号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十一条の三の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検査の種類） **第八十八条の二の二**　法第百十一条の三の規定による防衛大臣の検査は、次の各号に掲げる検査とし、その検査の内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一　基本設計検査　装備移転船舶（法第百九条第一項に規定する装備移転船舶をいう。以下この条及び次条において同じ。）の基本設計が法第百十一条の二に規定する技術上の基準（以下この条において「技術上の基準」という。）に適合しているかどうかの検査 二　船舶検査　装備移転船舶の材料及び部品、製造工程並びに完成品が技術上の基準に適合しているかどうかの検査 三　臨時航行検査　第八十八条の二の六第二項に規定する船舶検査合格証の交付を受けていない装備移転船舶を臨時に航行の用に供するときに行う、当該装備移転船舶が当該航行に必要な事項を満たしているかどうかの検査	［条を加える。］
（検査対象装備移転船舶の指定） **第八十八条の二の三**　前条各号に掲げる検査を受けようとする者は、これらの検査の対象となる装備移転船舶（以下「検査対象装備移転船舶」という。）について、防衛大臣の指定を受けるものとする。 2　前項の指定を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定申請書（別記様式第十三）に、基本設計検査において提出することを予定する図書の目録を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。 3　同一の基本設計により製造する複数の検査対象装備移転船舶について第一項の指定を受けようとするときは、検査対象装備移転船舶指定申請書に指定を受けようとする検査対象装備移転船舶の隻数を記載することにより、前項の申請について一括して行うことができる。 4　防衛大臣は、前二項の申請に基づいて指定したときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査において提出を求める図書の目録（次条第一項において「基本設計図書目録」という。）を添えて、検査対象装備移転船舶指定通知書（別記様式第十四）によりその旨及び指定した検査対象装備移転船舶の指定記号を通知するものとする。 5　検査対象装備移転船舶の指定について通知を受けた者は、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなつたときは、当該指定の解除を受けるものとする。 6　前項の指定の解除を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定解除申請書（別記様式第十五）に、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなつたことを証する書類を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。 7　防衛大臣は、前項の申請に基づいて指定を解除したときは、当該指定の解除の申請をした者に対し、検査対象装備移転船舶指定解除通知書（別記様式第十六）によりその旨を通知するものとする。	［条を加える。］

（基本設計検査）

第八十八条の二の四　基本設計検査を受けようとする者は、基本設計検査申請書（別記様式第十七）に、基本設計図書目録に記載された図書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

2　同一の基本設計により製造する複数の検査対象装備移転船舶について前項の基本設計検査を受けようとするときは、基本設計検査申請書に基本設計検査を受けようとする検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を記載することにより、前項の申請について一括して行うことができる。

3　防衛大臣は、前二項の申請に係る検査対象装備移転船舶の基本設計が基本設計検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査合格証（別記様式第十八）を交付するものとする。

4　防衛大臣は、基本設計検査のため必要があると認める場合は、第一項に規定する図書のほか必要な書類の提出を求めることができる。

［条を加える。］

第八十八条の二の五　基本設計検査合格証の交付を受けた者が、当該合格証の交付を受けた検査対象装備移転船舶の基本設計を変更しようとするときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けようとする者は、基本設計変更申請書（別記様式第十九）に当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

3　同一の基本設計により製造する複数の検査対象装備移転船舶の基本設計について同一の変更の承認を受けようとするときは、基本設計変更申請書に変更の承認を受けようとする検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を記載することにより、前項の申請について一括して行うことができる。

4　防衛大臣は、前二項の申請に係る検査対象装備移転船舶の基本設計が基本設計検査に合格するものと認め、当該変更を承認したときは、当該申請をした者に対し、新たに基本設計検査合格証を交付するものとする。

5　前項の交付を受けた者は、変更前の基本設計について交付された基本設計検査合格証を防衛大臣に返納しなければならない。

［条を加える。］

（船舶検査）

第八十八条の二の六　船舶検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、船舶検査申請書（別記様式第二十）に検査対象装備移転船舶の製造に関する仕様書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

2　防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、船舶検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、船舶検査合格証（別記様式第二十一）を交付するものとする。

3　防衛大臣は、船舶検査のため必要があると認める場合は、第一項に規定する検査対象装備移転船舶の製造に関する仕様書のほか必要な書類の提出を求めることができる。

4　防衛大臣は、第二項の規定により船舶検査合格証を交付したときは、当該船舶検査合格証に係る検査対象装備移転船舶について第八十八条の二の三第四項の指定を解除するものとする。

［条を加える。］

（臨時航行検査）

第八十八条の二の七　臨時航行検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、臨時航行検査申請書（別記様式第二十二）により防衛大臣に申請をしなければならない。

2　防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、臨時航行許可証（別記様式第二十三）を交付するものとする。

［条を加える。］

別記様式第１３（第８８条の２の３関係）

年　月　日

検査対象装備移転船舶指定申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定を受けたいので、自衛隊法施行規則第８８条の２の３第２項（及び第３項）の規定により申請します。

記

建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
指定を受けようとする船舶の隻数（自衛隊法施行規則第８８条の２の３第３項による申請の場合に限る。）		

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

２　「自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号」については、複数の同種の船舶を建造している場合は、最も新しい船舶に係る内容を記載する。

［様式を加える。］

別記様式第１４（第８８条の２の３関係）

番　　号
年　月　日

検査対象装備移転船舶指定通知書

（申請者）　殿

防衛大臣

年　月　日付けで申請のあった船舶に関し、下記のとおり検査対象装備移転船舶に指定したので、自衛隊法施行規則第８８条の２の３第４項の規定により通知します。

記

指定記号※		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。
２　※複数の船舶について一括して指定した場合は、当該複数の船舶それぞれの指定記号を全て列記する。

［様式を加える。］

別記様式第１５（第８８条の２の３関係）

年　月　日

検査対象装備移転船舶指定解除申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定の解除を受けたいので、自衛隊法施行規則第８８条の２の３第６項の規定により申請します。

記

指定記号		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第１６（第８８条の２の３関係）

番　　号
年　月　日

検査対象装備移転船舶指定解除通知書

（申請者）　殿

防衛大臣

年　月　日付けで申請のあった検査対象装備移転船舶に関し、下記のとおり指定を解除したので、自衛隊法施行規則第８８条の２の３第７項の規定により通知します。

記

指定記号		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第１７（第８８条の２の４関係）

年　月　日

基本設計検査申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第８８条の２の４第１項（及び第２項）の規定により申請します。

記

指定記号※		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
自衛隊向けの同種の船舶の基本設計との相違点の有無		

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。
２　※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を全て列記すること。

［様式を加える。］

別記様式第１８（第８８条の２の４関係）

基本設計検査合格証

指定記号：

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則第８８条の２の２第１号の基本設計検査に合格したことを証する。

年　　月　　日

防衛大臣

［様式を加える。］

別記様式第１９（第８８条の２の５関係）

年　月　日

基本設計変更申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計を変更したいので、自衛隊法施行規則第８８条の２の５第２項（及び第３項）の規定により申請します。

記

指定記号※		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。
２　※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を全て列記すること。

［様式を加える。］

別記様式第２０（第８８条の２の６関係）

年　月　日

船舶検査申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、船舶検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第８８条の２の６第１項の規定により申請します。

記

指定記号		
外国政府等への納期		
船舶検査実施希望日		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
船舶検査実施場所	会社工場名	
	住所	
	責任者所属	
	責任者氏名	
	電話番号	
	工場コード	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

別記様式第２１（第８８条の２の６関係）

船舶検査合格証

指定記号：

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則第８８条の２の２第２号の船舶検査に合格したことを証する。

年　　月　　日

防衛大臣

［様式を加える。］

別記様式第２２（第８８条の２の７関係）

年　月　日

臨時航行検査申請書

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第８８条の２の７第１項の規定により申請します。

記

指定記号		
臨時航行検査実施希望日		
臨時航行検査実施場所	会社工場名	
	住所	
	責任者所属	
	責任者氏名	
	電話番号	
	工場コード	
臨時航行実施者、期間、航路及び理由	臨時航行実施者	
	期間	
	航路	
	理由	

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

［様式を加える。］

［様式を加える。］

別記様式第２３（第８８条の２の７関係）

臨時航行許可証

指定記号	
臨時航行実施者	
期間	
航路	
航行上の条件	

自衛隊法施行規則第８８条の２の７第２項の規定により交付する。

年　月　日

防衛大臣

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第八号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則（平成十五年公正取引委員会規則第七号）の全部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月一日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則

第一条　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定による明示は、次に掲げる事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の交付又は電磁的方法による提供により行わなければならない。

一　委託事業者及び中小受託事業者の商号、名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって委託事業者及び中小受託事業者を識別できるもの

二　製造委託等をした日、中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、提供される役務。以下同じ。）の内容並びにその給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受ける期日（期間を定めて提供を委託するものにあっては、当該期間。）及び場所

三　中小受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日

四　製造委託等代金の額及び支払期日

五　製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を担保として、金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付けを受ける方式をいう。）又はファクタリング方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）若しくは併存的債務引受方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債務を委託事業者と共に負った金融機関から、当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）により金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする場合は、次に掲げる事項

イ　当該金融機関の名称

ロ　当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額及びその期間の始期

ハ　当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払う期日

六　製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者及び中小受託事業者が電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権の発生記録又は譲渡記録をする場合は、次に掲げる事項

イ　当該電子記録債権の額及び中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとする期間の始期

ロ　電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日

七　製造委託等に関し原材料等を委託事業者から購入させる場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの期日並びにその決済の期日及び方法

八　法第四条第一項ただし書の規定により前各号に掲げる事項のうち明示しないもの（以下「未定事項」という。）がある場合は、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定めることとなる予定期日

2　前項第四号の製造委託等代金の額について、具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情がある場合には、製造委託等代金の具体的な金額を定めることとなる算定方法の明示をすることをもって足りる。

3　第一項各号に掲げる事項が一定期間における製造委託等について共通であるものとして、あらかじめその旨を書面の交付又は電磁的方法による提供により明示したときは、その期間内における製造委託等に係る当該事項の明示は、あらかじめ明示したところによる旨を明示することをもって足りる。

4　法第四条第一項ただし書の規定に基づき未定事項を明示するときは、未定事項以外の事項の明示との関連性を確認することができるようにしなければならない。

第二条　法第四条第一項の公正取引委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法

二　電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

2　前項の方法は、明示すべき事項が中小受託事業者の使用に係る電子計算機の映像面に文字、番号、記号その他の符号で明確に表示されるものでなければならない。

第三条　法第四条第二項の書面には、第一条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第四条　法第四条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　中小受託事業者から法第四条第一項の規定による明示について当該電磁的方法による提供を希望する旨の申出（書面又は電磁的方法によるものに限る。）があった場合。ただし、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該明示を受けた事項をその使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧することができない場合を除く。

二　当該製造委託等について既に法第四条第一項又は第二項の規定に基づき書面の交付がされていた場合

三　前二号に掲げる場合のほか、当該製造委託等に係る行為が特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第五項に規定する業務委託事業者による同条第三項に規定する業務委託に該当する場合において、同法第三条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合に該当するとき。

附　則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

○公正取引委員会規則第九号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則（昭和三十七年公正取引委員会規則第一号）の全部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月一日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第六条第一項及び第二項の率を定める規則

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第六条第一項及び第二項の公正取引委員会規則で定める率は、年十四・六パーセントとする。

附　則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

○公正取引委員会規則第十号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、及び製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）第七条の規定に基づき、下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則（平成十五年公正取引委員会規則第八号）の全部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月一日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則

第一条　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「法」という。）第七条の規定により作成する書類又は電磁的記録（以下「書類等」という。）には、次に掲げる事項を明確に記載し又は記録しなければならない。

一　中小受託事業者の商号、名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって中小受託事業者を識別できるもの

二　製造委託等をした日、中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、提供される役務。以下同じ。）の内容及びその給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受ける期日（期間を定めて提供を委託するものにあっては、当該期間）並びにその受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日（期間を定めて提供を受けたものにあっては、当該期間））

三　中小受託事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、その検査の結果及びその検査に合格しなかった給付の取扱い

四　中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又はその給付の受領後（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付をやり直させた場合には、その内容及びその理由

五　製造委託等代金の額及び支払期日並びにその額に変更があった場合は増減額及びその理由

六　製造委託等代金の支払について金銭を使用した場合は、その支払額、支払日及び支払方法

七　製造委託等代金の支払について金銭以外の支払手段を使用した場合（次号及び第九号に規定する場合を除く。）は、次に掲げる事項

イ　当該支払手段の種類、名称、価額その他当該支払手段に関する事項

ロ　当該支払手段を使用した日

ハ　中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金銭の額その他その引換えに関する事項

八　製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を担保として、金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付けを受ける方式をいう。）又はファクタリング方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）若しくは併存的債務引受方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債務を委託事業者と共に負った金融機関から、当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）により金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付け又は支払を受けることができることとした場合は、次に掲げる事項

イ　当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期

ロ　当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払った日

ハ　その他当該貸付け又は支払に関する事項

九　製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者及び中小受託事業者が電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権の発生記録又は譲渡記録をした場合は、次に掲げる事項

イ　当該電子記録債権の額

ロ　中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとした期間の始期

ハ　電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日

ニ　その他当該電子記録債権の使用に関する事項

十　製造委託等に関し原材料等を委託事業者から購入させた場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの日並びにその代金の決済をした日及びその決済の方法

十一　製造委託等代金の一部を支払い又は製造委託等代金から原材料等の対価の全部若しくは一部を控除した場合は、その後の製造委託等代金の残額

十二　遅延利息を支払った場合は、その支払った額及び支払った日

十三　法第四条第一項ただし書の規定により明示しないこととした事項がある場合には、当該事項の内容が定められなかった理由、当該事項の内容を明示した日及びその内容

2　製造委託等代金の額について具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情がある場合においてその算定方法の明示をしたときは、前項第五号の製造委託等代金の額について、当該算定方法及びこれにより定められた具体的な金額並びに当該算定方法に変更があったときは変更後の算定方法、当該変更後の算定方法により定められた具体的な金額及びその理由を明確に記載し又は記録しなければならない。

3　第一項及び第二項に規定する事項は、その相互の関係を明らかにして、それぞれ別の書類等に記載又は記録をすることができる。

第二条　前条第一項及び第二項に規定する事項の記載又は記録は、それぞれその事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときに、速やかに当該事項について行わなければならない。

2　前条第一項及び第二項に規定する事項を書類に記載する場合には、中小受託事業者別に記載しなければならない。

3　前条第一項及び第二項に規定する事項を電磁的記録に記録する場合には、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　前条第一項及び第二項に規定する事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

二　必要に応じ、電磁的記録に記録された事項を電子計算機の映像面に表示し、及び当該事項を書面に出力することができること。

三　電磁的記録に記録された事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を有していること。

イ　前条第一項第一号に掲げる事項を検索の条件として設定することができること。

ロ　製造委託等をした日については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

第三条　書類等は、その記載又は記録をすべき事項の全部の記載又は記録をした日から二年間、保存しなければならない。

附　則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

○公正取引委員会規則第十一号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第三条第一項及び第二項並びに第四条第三項並びに同法第十条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月一日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三条第一項の明示）	（法第三条第一項の明示）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
一～十一　［略］	一～十一　［同上］
十二　法第三条第一項ただし書の規定に基づき、業務委託をしたときに明示をしない事項（以下「未定事項」という。）がある場合は、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定めることとなる予定期日	［号を加える。］
2　特定業務委託事業者は、法第四条第三項の再委託をする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、第四条各号に掲げる事項の明示をすることができる。	2　特定業務委託事業者は、法第四条第三項の再委託をする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、第六条各号に掲げる事項の明示をすることができる。
3　［略］	3　［同上］
［項を削る。］	4　法第三条第一項ただし書の規定に基づき、業務委託をしたときに明示をしない事項（以下「未定事項」という。）がある場合には、未定事項以外の事項のほか、未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日の明示をしなければならない。
［項を加える。］	5　法第三条第一項ただし書の規定に基づき、特定受託事業者に対し未定事項の明示をするときは、当初の明示との関連性を確認することができるようにしなければならない。
［項を削る。］	6　次条第一項第一号に掲げる方法による明示は、特定受託事業者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、当該特定受託事業者に到達したものとみなす。
［見出しを削る。］	［見出しを削る。］
［条を削る。］	［条を削る。］
［項を加える。］	［項を加える。］
［見出しを削る。］	（共通事項）
［条を削る。］	**第三条**　第一条に規定する事項が一定期間における業務委託について共通であるものとして、あらかじめ、書面の交付又は前条に規定する電磁的方法による提供により示されたときは、当該事項については、その期間内における業務委託に係る明示は、あらかじめ示されたところによる旨を明らかにすることをもって足りる。
［項を加える。］	（未定事項）
［項を削る。］	**第四条**　法第三条第一項ただし書の規定に基づき、特定受託事業者に対し未定事項の明示をするときは、当初の明示との関連性を確認することができるようにしなければならない。

（法第三条第二項の書面の交付）

第三条　法第三条第二項に規定する書面の交付をするときは、第一条第一項から第五項まで及び次条の規定を準用する。

２　法第三条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合（第一号又は第二号に該当する場合において、第二条第一項第一号に掲げる方法による明示がされた後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに、第一条第一項から第三項までに掲げる事項を閲覧することができなくなったときを除く。）とする。

一～三　［略］

（法第四条第三項の事項）

第四条　［略］

（法第三条第二項の書面の交付）

第五条　法第三条第二項に規定する書面の交付をするときは、第一条第一項から第四項まで、第三条、前条及び次条の規定を準用する。

２　法第三条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合（第一号又は第二号に該当する場合において、第二条第一項第一号に掲げる方法による明示がされた後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに、第一条に規定する事項を閲覧することができなくなったときを除く。）とする。

一～三　［同上］

（法第四条第三項の事項）

第六条　［同上］

（措置命令書等の送達）

第五条　法第九条第一項の規定による命令に係る命令書又は当該命令の取消し若しくは変更の決定に係る決定書（以下この条及び第七条において「措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又は代理人にこれを送達しなければならない。

２　［略］

（公示送達の方法）

第六条　［略］

（更正決定）

第七条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

（措置命令書等の送達）

第七条　法第九条第一項の規定による命令に係る命令書又は当該命令の取消し若しくは変更の決定に係る決定書（以下この条及び第九条において「措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又は代理人にこれを送達しなければならない。

２　［同上］

（公示送達の方法）

第八条　［同上］

（更正決定）

第九条　［同上］

法規的告示

○金融庁告示第九十三号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項ただし書の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件（平成五年大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月一日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
名称	住所	名称	住所
［略］	［略］	［同上］	［同上］
秋田ふるさと農業協同組合	秋田県横手市駅前町六番三十三号	秋田ふるさと農業協同組合	秋田県横手市駅前町六番二十二号
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ちちぶ農業協同組合	埼玉県秩父市太田二千六百二十七番地一	ちちぶ農業協同組合	埼玉県秩父市上野町二十九番二十号
［略］	［略］	［同上］	［同上］
金沢中央農業協同組合	石川県金沢市赤土町リ十五番地一	金沢中央農業協同組合	石川県金沢市入江一丁目一番地
［略］	［略］	［同上］	［同上］
京都農業協同組合	京都府南丹市八木町八木東久保二十九番地一	京都農業協同組合	京都府亀岡市余部町天神又二番地本館
［略］	［略］	［同上］	［同上］
茨木市農業協同組合	大阪府茨木市上穂積二丁目一番五十号	茨木市農業協同組合	大阪府茨木市上穂積二丁目一番五十号
大阪市農業協同組合	大阪府大阪市平野区加美鞍作二丁目二番一号	［同上］	［同上］
［略］	［略］	［同上］	［同上］
和歌山県農業協同組合	和歌山県和歌山市美園町五丁目一番地の一	紀北川上農業協同組合	和歌山県橋本市高野口町名古曽九百二十二番地の二
鳥取いなば農業協同組合	鳥取県鳥取市湖山町東五丁目二百六十一番地	鳥取いなば農業協同組合	鳥取県鳥取市行徳一丁目百三番地
［略］		［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○農林水産省告示第千四百七十六号

漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）の施行に伴い、漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月一日　　農林水産大臣　小泉進次郎

漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める件等の一部を改正する告示

（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める件の一部改正）

第一条　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十九号（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る漁業災害補償法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定は、当該保険区分に属する同法第百四十七条の四の同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同条の同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額から当該同一年度再共済契約及び同一年度共済契約についての保険契約に係る保険料の金額を差し引いて得た金額に百分の百二十一を乗じてするものとする。	漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る漁業災害補償法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定は、当該保険区分に属する同法第百四十七条の四の同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同条の同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額から当該同一年度再共済契約及び同一年度共済契約についての保険契約に係る保険料の金額を差し引いて得た金額に百分の百十五を乗じてするものとする。

（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める件の一部改正）

第二条　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十三号（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定は、当該保険区分に属する漁業災害補償法第百四十七条の四の同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同条の同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額に十六・八パーセントを乗じてするものとする。	漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定は、当該保険区分に属する漁業災害補償法第百四十七条の四の同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同条の同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額に十七・七パーセントを乗じてするものとする。

附　則

この告示は、漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○農林水産省告示第千四百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条の二第一項及び第三十六条第一項第一号並びに平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の規定に基づき、昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月一日　　農林水産大臣　小泉進次郎

昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号等の一部を改正する告示

（昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号の一部改正）

第一条　昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を加える。

改正後	
物	施設
（略）	（略）
三　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	（略）
四　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の液卵（殻	（略）

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表（以下「表」という。）の農林水産大臣が指定する施設は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げる施設とする。

改正前	
物	施設
（略）	（略）
三　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	（略）
四　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵	（略）

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表（以下「表」という。）の農林水産大臣が指定する施設は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げる施設とする。

（昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号の一部改正）

第二条　昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の農林水産大臣の定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	
付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）	殻を取り除いたもの をいう。）
（略）	（略）

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の農林水産大臣の定める基準は、輸出国の政府機関が指定する施設の基準にあつては一のとおりとし、加熱処理の基準にあつては二のとおりとし、熟成処理の基準にあつては三のとおりとし、豚肉を原料とするハムの処理及び保管の基準にあつては四のとおりとし、穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草（以下「わら及び乾草」という。）の消毒の基準にあつては五のとおりとする。

一　（略）

二　加熱処理の基準

加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物	加熱処理の基準
（略）	（略）
三　鶏、うずら、きじ、~~ヽ~~エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉	（略）

改正前	
殻を取り除いたもの をいう。）	
（略）	（略）

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の農林水産大臣の定める基準は、輸出国の政府機関が指定する施設の基準にあつては一のとおりとし、加熱処理の基準にあつては二のとおりとし、熟成処理の基準にあつては三のとおりとし、豚肉を原料とするハムの処理及び保管の基準にあつては四のとおりとし、穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草（以下「わら及び乾草」という。）の消毒の基準にあつては五のとおりとする。

一　（略）

二　加熱処理の基準

加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物	加熱処理の基準
（略）	（略）
三　鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を	（略）

（平成二十三年農林水産省告示第千八百六十五号の一部改正）

第三条　平成二十三年農林水産省告示第千八百六十五号（家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体並びに家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正前	
三～五　（略）	
四　鶏、うずら、きじ、エミユー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）	（略）
原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	（略）
又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	（略）

改正後		
三～五　（略）		
四　鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）	（略）	
原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	（略）	

一　家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

改正前		
家畜の種類	症状	備考（対象とする家畜伝染病）
（略）	（略）	（略）
鶏、あひる、うずら、きじ、エミユー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥	（略）	（略）
	（略）	（略）

改正後		
家畜の種類	症状	備考（対象とする家畜伝染病）
（略）	（略）	（略）
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥	（略）	（略）
	（略）	（略）

（注）　（略）

二・三　（略）

（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の一部改正）

第四条　平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後		
家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（第三欄に定める物を除く。）とする。		
第一欄	第二欄	第三欄
（略）	（略）	（略）
鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前		
家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（第三欄に定める物を除く。）とする。		
第一欄	第二欄	第三欄
（略）	（略）	（略）
鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（注）　（略）

二・三　（略）

附　則

この告示は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和七年十月一日から施行する。

○経済産業省告示第百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和七年十月一日　　経済産業大臣　武藤　容治

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示

（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の七の表中「同条第十三項」を「同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

（ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正）

第二条　ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「同条第十三項」を「同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

（発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部改正）

第三条　発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「同条第十三項」を「同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

（平成十七年経済産業省告示第五十七号（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第四項第十二号等の規定に基づく鉱業上使用する工作物等の保安距離等）の一部改正）

第四条　平成十七年経済産業省告示第五十七号（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第十七条第四項第十二号等の規定に基づく鉱業上使用する工作物等の保安距離等）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までの規定中「同条第十三項」を「同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

附　則

この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四項に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○

△

○

○経済産業省告示第百四十六号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第四十九号（フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十月一日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　フロン類使用見通し 1　フロン類（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第２条第３項第４号に掲げる物質に限る。以下同じ。）の製造業者等（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する者をいう。以下同じ。）は、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの（以下「フロン類代替物質」という。）の開発その他フロン類の使用の合理化（法第２条第６項に規定する使用の合理化をいう。以下同じ。）のために必要な措置を講じることにより、フロン類の製造業者等が製造等を行うフロン類のうち、国内向けに出荷する量に相当する量として、付録の算定式によって算出される量（トンで表した量をいう。以下「フロン類出荷相当量」という。）の低減に取り組むものとする。その際、フロン類の製造業者等は、法第12条第１項に基づく指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項（以下「指定製品の判断基準」という。）に基づく、指定製品に使用されているフロン類の環境影響度の低い物質への転換（以下「指定製品における転換」という。）の状況及び平成28年10月に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正において定められたフロン類の生産量及び消費量の段階的削減の達成の状況との整合性を踏まえて主務大臣が算定する、国内で使用できるフロン類の量の上限に相当する量の将来見通し（フロン類の種類ごとに、将来使用が見込まれるフロン類の数量に、当該フロン類の地球温暖化係数（フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（平成27年経済産業省告示第54号）をいう。以下同じ。）を乗じて得られる数量を合算して得られる数量（トンで表した量をいう。以下「フロン類使用見通し」という。）が、令和12年（2030年）において、1930万トン（令和11年（2029年）において、1930万トン）、令和17年（2035年）において、1230万トン（令和16年（2034年）において、1280万トン）であることを踏まえて、製造等をするフロン類の量の低減に取り組むものとする。 2　（略） 第二　フロン類使用合理化計画 1　（略） 2　フロン類使用合理化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)　令和12年（2030年）におけるフロン類出荷相当量の削減目標（フロン類使用合理化計画を策定する年において、新たにフロン類の製造等を開始した者にあっては、令和12年（2030年）におけるフロン類出荷相当量の制限目標） (2)・(3)　（略） ３～５　（略）	第一　フロン類使用見通し 1　フロン類（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第２条第３項第４号に掲げる物質に限る。以下同じ。）の製造業者等（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する者をいう。以下同じ。）は、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの（以下「フロン類代替物質」という。）の開発その他フロン類の使用の合理化（法第２条第６項に規定する使用の合理化をいう。以下同じ。）のために必要な措置を講じることにより、フロン類の製造業者等が製造等を行うフロン類のうち、国内向けに出荷する量に相当する量として、付録の算定式によって算出される量（トンで表した量をいう。以下「フロン類出荷相当量」という。）の低減に取り組むものとする。その際、フロン類の製造業者等は、法第12条第１項に基づく指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項（以下「指定製品の判断基準」という。）に基づく、指定製品に使用されているフロン類の環境影響度の低い物質への転換（以下「指定製品における転換」という。）の状況及び平成28年10月に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正において定められたフロン類の生産量及び消費量の段階的削減の達成の状況との整合性を踏まえて主務大臣が算定する、国内で使用できるフロン類の量の上限に相当する量の将来見通し（フロン類の種類ごとに、将来使用が見込まれるフロン類の数量に、当該フロン類の地球温暖化係数（フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（平成27年経済産業省告示第54号）をいう。以下同じ。）を乗じて得られる数量を合算して得られる数量（トンで表した量をいう。以下「フロン類使用見通し」という。）が、令和７年（2025年）において、2840万トン、令和12年（2030年）において、1450万トン（令和11年（2029年）において、1680万トン）であることを踏まえて、製造等をするフロン類の量の低減に取り組むものとする。 2　（略） 第二　フロン類使用合理化計画 1　（略） 2　フロン類使用合理化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)　令和７年（2025年）におけるフロン類出荷相当量の削減目標（フロン類使用合理化計画を策定する年において、新たにフロン類の製造等を開始した者にあっては、令和７年（2025年）におけるフロン類出荷相当量の制限目標） (2)・(3)　（略） ３～５　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第九百十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の二の規定に基づき、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針を次のとおり変更したので、同条第六項の規定により公表する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針

基本的な考え方

世界経済の拡大・多極化により貿易構造等が急激な勢いで変化し、我が国の産業は激しい競争にさらされている。また、本格的な少子高齢化による生産年齢人口の減少により、あらゆる面での生産性向上が不可欠となっている。更に、近年、激甚化・頻発化する自然災害は、産業の国際競争力にも影響し、我が国の将来に不確定な要素を与えている。こうした状況認識の下、我が国の経済・国民生活を支えてきた港湾においては、中長期的な発展や変化を見据えた対応をとる必要がある。

国際物流を取り巻く情勢では、世界の経済発展が東南アジア、南アジアや中東、中南米等へ拡大する中で、コンテナ船の大型化の進展や世界的な資源獲得競争の激化により海上輸送網の再編が進むとともに、武装組織による船舶への攻撃事案等による国際海上コンテナ物流の混乱等が生じている。我が国の港湾には、こうした変化に柔軟に対応し、我が国と欧州や北米等を結ぶ長距離航路の充実をはじめとする効率的・安定的な海上輸送網の構築が求められている。

国内物流を取り巻く情勢では、トラックドライバーの減少に対応するため、鉄道・海運のより一層の活用等によるモーダルシフトを推進していく必要がある。特に、内航フェリー・ＲＯＲＯ船による輸送は、一度に大量輸送が可能であり、労働生産性が高く、環境負荷が少ない。これらの輸送手段を活用して将来にわたり国内物流を安定的に支えるためにも、港湾にはモーダルシフトに対応するための取組の強化が求められている。

人流の観点では、クルーズ船による訪日外国人旅行客に加え、日本人観光客等の需要を取り込むことで、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図り、観光立国及び地方創生の実現に繋げることが重要である。そのため、クルーズ人口の増加やニーズの多様化に対応したクルーズ船の受入れ機能を確保するとともに、来訪者や地域住民にとって美しく快適な港湾空間を創造する必要がある。その際、安全で暮らしやすい国土の形成、恵み豊かな自然環境の享受と将来世代への継承、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生にも貢献していくことが不可欠である。

ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）の観点では、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらし大きな成長につなげることが必要である。港湾における脱炭素化や水素・アンモニア等の大規模かつ強靭なサプライチェーンの形成により、港湾及び臨海部の産業の構造転換及び競争力強化に貢献していくことが求められている。

防災・危機管理の観点では、海上輸送と陸上輸送の結節点となる港湾は、大規模災害時に、被災地の復旧・復興や経済活動の維持を図る上で、緊急物資や救援部隊等の被災地支援輸送や、コンテナやフェリー等の経済活動維持輸送の拠点として重要な役割を担う必要がある。また、近年、高潮等により港湾において大規模な被害が発生しており、今後、気候変動に伴う海面上昇等の影響により、さらに深刻化することが懸念されている。そのため、災害から国民の生命・財産を守るとともに、社会経済活動を維持するため、港湾では我が国全体の防災力の強化に貢献していくことが求められている。こうした災害への対応や防災力の強化、さらにはサイバー攻撃等により生じる我が国の港湾で利用されるシステムの新たなリスクに対応することで、港湾機能の確実な維持や円滑な利用環境の確保を図る必要がある。その際、個々の港湾の状況を勘案し、民生利用を主としつつ、災害派遣や平素の訓練を含め、自衛隊・海上保安庁の利用ニーズにも留意する。

これらの多様な要請に我が国の港湾は的確かつ柔軟に対応していくことが求められる。その際、港湾におけるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の取組を推進するとともに、革新的な情報通信技術や自動化技術等を取り込み、港湾空間全体の利便性・安全性・生産性を最大限高めることに留意する。

本方針の取組は、関係する諸計画との整合を図るとともに、交通体系上の位置付け、地域の特色、港湾利用者や地域の要請、漁業との調整状況、環境の保全等を十分勘案し、各港湾の特色と機能を踏まえて、総合的に施策の有効性等を判断した上で実施していく。また、我が国全体の財政状況が一段と厳しくなり、かつ、将来的に社会インフラの老朽化に伴う更新需要の増加が確実な中で、港湾間の連携や既存ストックの有効活用、機能の集約化・複合化等による港湾空間の再編により、生産性向上に積極的に取り組む港湾への投資の重点化を図っていく。

港湾は、多様な産業活動・国民生活を支える重要な物流・産業基盤であると同時に、人々が集う交流拠点でもあることから、港湾政策の推進に当たっては、港湾管理者間の連携に加え、関係機関や港湾を利用する民間企業、周辺住民等との連携及び協働をより一層進めるとともに、教育等を通じた港湾及び港湾政策に対する理解の増進に努める。また、港湾政策は、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に資するものであり、目標達成状況の定期的な確認等によるフォローアップ体制の確立及びその結果の反映に努める。

なお、本基本方針は、我が国を取り巻く今後の経済・社会情勢の推移等を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行う。

Ⅰ　港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

１　特に戦略的に取り組む事項

⑴　我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成

①　グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化

島国であり、かつ、資源の乏しい我が国が、貿易により経済成長を続けるためには、ＣＰＴＰＰ（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）といったＥＰＡ（Economic Partnership Agreement：経済連携協定）の発効等による貿易構造の変化、アジア近隣諸国の海洋戦略・物流戦略等を踏まえ、国際海上輸送網を強化することが重要である。コンテナ船の大型化が進み、輸送の効率化が追求される一方、世界の主要港では寄港地として選ばれ続けるようハード・ソフトともに積極的な施策を展開している。このような状況の中、我が国の港湾も、世界の新興国の発展及び我が国の産業・物流構造の変化に対応して、常に進化することが必要である。その際、ＡＩ（Artificial Intelligence：人工知能）やIoT（Internet of Things：モノのインターネット）等の情報通信技術及び自動化技術の発達並びに社会実装の進展を踏まえ、これらの革新的な技術を活用して、良好な労働環境の確保に配慮しつつ、国際物流システム全体の生産性向上を目指すことが不可欠である。

一方で、海外との競争だけにとらわれるのではなく、世界の港湾との連携を強化していくことも重要である。グローバルに展開する民間企業は、「グローバルバリューチェーン」とも呼ばれる高度で複雑な国際分業体制を構築していることから、我が国の質の高い港湾インフラシステムの海外展開等も進め、東南アジア諸国等との互恵関係の下で、国際基幹航路（我が国と欧州や北米等を結ぶ長距離航路。以下同じ。）や近距離シャトル航路等の多様な速度帯による重層的な航路網を構築することが必要である。更に、ターミナルの背後では、高度な流通加工機能等により製品に新たな価値の付与が可能なロジスティクスセンターを備えることが求められる。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。なお、国際基幹航路の維持・拡大に向けては、国、港湾管理者、港湾運営会社、荷主企業、物流事業者等による共通の理解のもと、国内外からの貨物の集約などに連携して取り組むこととする。

＜国際基幹航路等の戦略的強化＞

●国際基幹航路に就航する船舶の大型化・積替円滑化等に対応した大水深・大規模コンテナターミナルの形成

●荷主企業への利用促進等を含む、国際基幹航路で輸送されるコンテナ貨物の、東南アジア等広域及び国際フィーダー航路やフェリー・ＲＯＲＯ船等を活用した国内からの集約

●コンテナ貨物の創出の実効性を高めるためのロジスティクス機能の強化と産業立地の促進

●国際海上コンテナ物流のＤＸ（Digital Transformation：デジタルトランスフォーメーション）・ＧＸ（Green Transformation：グリーントランスフォーメーション）の推進

＜アジア地域との近距離シャトル航路等の戦略的強化＞

●国内主要港における、アジア地域との貨物輸送需要を踏まえたコンテナシャトル航路や国際フェリー・ＲＯＲＯ航路等に対応した港湾機能の強化

●東南アジア諸国等の港湾での我が国の経験、技術、ノウハウを活かした質の高い港湾インフラシステムの海外展開とこれらの港湾との国際海上輸送網の戦略的強化

②　資源・エネルギー・食糧の安定確保を支える国際海上輸送網の構築

世界的な人口増加及び新興国の発展による資源・エネルギー・食糧の需要の増大に伴い、我が国の海外調達コスト・リスクが増大するおそれがある。更に、我が国の近隣諸国では、スケールメリットの追求の観点から、それらを輸送するバルク船の大型化と大規模な受入拠点の整備を進め、輸入の競争力を高めている。また、アメリカのシェールガス革命、パナマ運河の拡張、北極海航路の利用拡大等を受け、輸入先・輸送ルートも多様化してきている。我が国においても、こうした国際情勢に対応し、資源・エネルギー・食糧を安定的かつ低廉に輸入するための受入拠点を戦略的に配置・整備していくことが必要である。

また、我が国のエネルギー事情や地球環境の保全意識の高まり等を背景に、港湾及び臨海部に立地する発電所や産業において、水素・アンモニア、バイオマス等のエネルギーの導入が進むことが想定されることから、こうしたエネルギーに対応するため、既存ストックも有効活用した土地利用の転換や、受入拠点の戦略的な配置・整備が求められている。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●資源・エネルギー・食糧の安定的かつ効率的な海上輸送網を形成するための官民連携・企業間連携による大型バルク船の受入環境の整備及び企業間の共同輸送等の促進

●水素・アンモニア等の受入環境の整備

③　将来にわたり国内物流を安定的に支える国内複合一貫輸送網の構築

本格的な少子高齢化時代に突入し、また、トラックドライバーに対する時間外労働の上限規制の適用等により、物流産業における労働力不足の問題が顕在化する中、大量輸送が可能で環境への負荷が少なく、長距離ドライバーの休息時間も確保できる内航フェリー・ＲＯＲＯ船等を活用した国内複合一貫輸送（国内貨物の輸送であって、異なる２以上の種類の運送機関により一貫して行われるもの。以下同じ。）の重要性・有効性が強く認識される一方、季節変動性、片荷輸送、貨物の小口化等の課題を克服することが求められている。

特に、災害時においては、緊急物資輸送等に当たって、機動性が高い内航フェリー・ＲＯＲＯ船が活用されてきており、より一層の活用や各地の内航フェリー・ＲＯＲＯ船が着岸する埠頭の規格統一等による機動力の向上も求められている。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●国内複合一貫輸送網の機能強化

●災害時等における緊急物資輸送等に内航フェリー・ＲＯＲＯ船を機動的に活用するための取組強化

④　我が国及び地域の基幹産業・地場産業を支える物流機能の強化と港湾空間の形成

港湾は、強い国際競争力を有する基礎素材産業や自動車・産業機械等の加工組立型産業をはじめとする、我が国及び地域の基幹産業・地場産業を支える重要な拠点となっており、地域と協働し、地域に合った競争力ある物流機能の強化と港湾空間の形成が求められている。

また、地域の自律的・持続的な発展を支えるために、海外での評価の高い我が国の農林水産物・食品の輸出を支え、農林水産業の輸出力強化に貢献していくことも重要である。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●我が国及び地域の基幹産業・地場産業を維持し、民間投資及び雇用を誘発するための港湾機能の強化並びに内陸部との連携強化

●物流機能・産業空間の新たなニーズに柔軟に対応する港湾空間の利用再編・再開発の推進

●農林水産物・食品の輸出促進に対応した物流基盤の強化

⑵　観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用

①　観光を我が国の経済成長・地域活性化につなげるクルーズの再興

クルーズの再興へ向け、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」をキーワードにクルーズの本格回復を図り、我が国の経済成長・地域活性化につなげていく。新型コロナウイルス感染症の感染拡大で大きく影響を受けたクルーズの再興を我が国の経済成長・地域活性化の切り札とするためには、クルーズ船の我が国への寄港による交流人口の拡大とそれによる経済効果を全国に波及させることが重要である。また、クルーズの本格回復に取り組むに当たり、我が国におけるクルーズ運航再開に際して得られた知見・経験を今後に活かすとともに、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に取り組むことが必要である。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●多様なクルーズ船を円滑かつ安全に受け入れるための受入環境の整備

●クルーズ船の長期的かつ安定的な寄港を実現するための官民連携によるクルーズ拠点の形成

●適時適切な感染症の感染防止対策の実施や、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた取組の促進をはじめとした日本全体で安心してクルーズを楽しめる環境の整備

②　観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用

クルーズ船等により我が国を訪れた外国人旅行客の満足度を高め、再来訪を促進する。また、クルーズ旅客の増加を契機として、交流人口の拡大等による外部からの需要を呼び込むとともに、日本人観光客や地域住民も楽しむことができる魅力的な空間を創出する。そのため、みなとが持つ文化・歴史、静穏な水域、自然や多彩な景観等、様々な観光資源を発掘し磨き上げ、地中海やカリブ海等の世界のクルーズ拠点に引けを取らない、地域のブランド価値を向上させるような美しく快適で、安全な港湾空間を形成することが重要である。

また、観光立国を実現するためには観光需要の多様化への対応が重要であり、陸上交通では得られない体験を楽しむことができる水上交通の活性化及び地域への経済波及効果が大きい大型のプレジャーボートの受入も求められる。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●みなととその周辺における散策・飲食・ショッピング等の機能の確保及び地域住民との交流・賑わいの創出等、快適で利便性の高い交流空間の形成

●地域の文化・歴史等の特色を活かした美しく魅力的なみなとまちづくり

●クルーズ船、大型のプレジャーボートやその他の水上交通等の多様な船舶の回遊・寄港要請への対応

③　海洋再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用の推進

地球温暖化防止のための国際的な枠組であるパリ協定の採択・発効を受け、世界的に脱炭素化の動きが加速する中、我が国においても持続可能な社会の実現に向けて、温室効果ガス削減等の取組をより一層強化する必要がある。

特に、東日本大震災以降、欧州で急速に導入が進む洋上風力発電を我が国にも導入する動きが加速化してきているため、港湾の海域の有効活用と、洋上風力発電設備の設置及び維持管理のための基地機能の確保が求められている。

また、脱炭素化を企業経営に取り込む動きが世界的に進展しており、サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む荷主等のニーズに対応するため、港湾における諸活動から発生する温室効果ガスの排出の削減と、陸域・海域における生態系等を活用した温室効果ガスの吸収の増加の両面からの対策が重要である。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギーの導入促進

●荷役機械等の低・脱炭素化、船舶への低・脱炭素燃料の供給等をはじめとする「排出源対策」の促進

●多様な主体の参画等による藻場・干潟等のブルーカーボン生態系の保全・再生・創出や緑地の活用等による「吸収源対策」の促進

⑶　国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保

①　災害等から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築

東日本大震災では、地震・津波により、港湾を含む広い範囲に甚大な被害が発生しており、今後も南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模・広域的な地震及び津波の発生が懸念されている。更に、令和６年能登半島地震では、離島・半島等の条件不利地域における海上ルートからの支援の重要性が再認識された。また、近年、台風に伴う高潮等により、港湾において大規模な浸水被害やコンテナの倒壊等が発生しており、今後も、気候変動による海面上昇及び高潮・高波リスクの増大が懸念されている。更に、港湾には、電力や燃料を供給するインフラ、基礎素材の供給拠点等が立地し、コンビナートが形成されていることから、事故や災害が発生すると、その影響は我が国全体に及ぶ可能性があり、復旧にも長期間を要することが懸念される。また、港湾において重要な基盤の一つとなっている情報システムに障害が発生した場合には、港湾の機能不全を引き起こす可能性があり、その影響が長期間に及ぶことも考えられる。

人口・資産・産業が集中している港湾及び港湾背後地を災害等から守り、電力や燃料を供給するインフラ等の強靱化にも対応して、社会経済活動を維持するとともに、外国人旅行客が安心して我が国を訪れることができるよう、経験したことがない災害や感染症の感染拡大に対しても柔軟に対応できる、災害等に強い港湾を実現することが必要である。また、災害時の円滑な被災地支援のため、耐震強化岸壁に加え、内陸へ輸送するための臨港道路、物資の荷さばき等のための岸壁背後の用地や緑地、岸壁に至る航路・泊地等、一連の施設の健全性を確保した防災拠点（以下、「支援ふ頭」という。）による海上支援ネットワークの形成を図る必要がある。加えて、地域全体の早期の復旧・復興を支援するため、災害廃棄物の受入及び漂流物の処理について、あらかじめ検討しておくことが必要である。更に、水際線に存在するという港湾の特性上、気候変動に対して将来にわたり適応する必要がある。一方で、ハード対策は一朝一夕に完成するものではなく、ソフト面で取り得る対策も考慮した、計画的な対応を講じる必要がある。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●災害時における円滑な被災地支援輸送のため、被災した背後地域への人員・支援物資の受援側の輸送拠点となる地域支援ふ頭、被災地域への後方支援拠点としての役割も果たす広域支援ふ頭等の連携による、海上支援ネットワークの形成

●国際海上コンテナやフェリー・ＲＯＲＯ船等の幹線貨物の一連の輸送ルートの構築及び航路等の啓開体制の強化

●災害時等における緊急物資輸送、市民の生活支援、避難誘導、水際対策等に迅速に対応するため、平常時から必要な情報を共有・利活用できる体制、被災状況やインフラの利用可否等の情報等を災害等発生後に遅滞なく提供できる体制等の構築

●気候変動に伴う台風災害等の頻発化に備えるための、暴風・高潮等予測情報の関係者間における共有をはじめとする事前防災行動の促進

●港湾及び港湾背後地での社会経済活動の安全性・継続性の確保のための地震・津波・高潮・暴風等に対する防災・減災対策

●気候変動に起因する外力強大化への対応

●港湾を活用した災害廃棄物の広域輸送及び処分への対応

●漂流物の迅速な処理をはじめ、被災後の港湾機能の早期回復のために、必要な作業船等の機材や体制の確保

●事故及び災害による被害を最小限にとどめ、社会経済活動を維持するための関係機関や民間企業等と連携したコンビナート等の防災・減災対策

●港湾管理者からの要請に基づく国による港湾施設の管理や水際・防災対策連絡会議の活用による関係者間の連絡体制の構築等、非常災害時や世界的規模の感染症の流行時における港湾機能の維持の確保

●大規模災害発生後においても機動的かつ効果的に緊急物資輸送等を行うための、国と港湾管理者が連携して行う周辺港湾や全国的視点も含めた広域的・一元的な利用調整

●「特定利用港湾」に係る「運用・整備方針」を踏まえ、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮した、平素からの円滑な利用に関する枠組みの構築

●港湾で利用される情報システムにおけるサイバーセキュリティ対策

②　船舶航行及び港湾活動の安全性の確保

コンテナ船、バルク船等の大型化が急速に進展するとともに、貨物船とは異なる航行特性及び運航形態を有するクルーズ船の寄港の増加が見込まれる。また、地球温暖化等の影響による暴風、高潮等の気象災害や大規模津波災害の発生も懸念されている。更に、大規模な気象災害や津波災害により船舶、コンテナ等が漂流した場合には、港湾の利用が困難となるのみならず、港湾施設のほか橋梁等の交通インフラ・生活インフラにも甚大な被害を及ぼすおそれがある。港湾及び航行経路においては、従来の防波堤の整備や避難港の確保等に加え、経験したことがない災害が起こり得ることも念頭に置いた上で、技術開発の動向も踏まえつつ、これまで以上に船舶航行及び港湾活動の安全性を確保していくことが必要である。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●港湾及び航行経路における船舶航行及び港湾活動の安全性を確保するため、必要な施設整備や情報提供等のハード・ソフト施策の推進

２　引き続き重点的に取り組む事項

①　地域の暮らし・安心を支える港湾機能の確保

地方の過疎化や活力の低下等が懸念される中、離島及び遠隔地での生活水準を守り向上させていく観点から、当該地域における日常生活や産業を支える海上輸送網が重要であり、更に、離島航路の運航率向上も求められている。また、災害時には海上輸送が重要な役割を果たすことから、災害に強い港湾の実現が求められている。

したがって、離島及び地方における港湾において、生活維持や産業振興、災害時対応等、港湾の役割に応じた輸送機能の確保を進めるとともに、特に、離島航路の発着地において、運航率を向上させる。

②　あらゆる人に優しく安全で快適な港湾の実現

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」に基づき、港湾に限らず様々な公共施設においてバリアフリー化が進んできている。また、訪日外国人旅行客や高齢者等のレジャーへの需要増加、少子高齢化による労働力不足等を背景とした働き方改革への要請等を踏まえ、旅客や就労者を含め、あらゆる人に優しく安全で快適な港湾となるよう留意する。

③　良好な港湾環境の保全・再生・創出

地球環境に対する国民意識の高まりを受けて、恵み豊かな自然環境の享受と将来世代への継承が求められている。

そのため、良好な港湾環境を保全・再生・創出し、生物多様性の保全等、環境との共生を実現する。

④　循環経済への移行に向けた港湾を核とする物流システムの構築

循環型社会の形成に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行を推進することが求められている。また、我が国の近隣諸国の経済成長を背景に循環資源の輸出先や求められる品質が大きく変化しており、長距離大量輸送や高度なリサイクル技術を必要とする循環資源も存在する。

このため、循環資源に関する物流ネットワークの拠点となる機能や、高度なリサイクル技術を有する産業の集積を有する港湾を核とする物流システムの構築に取り組み、広域的な資源循環を促進する。

⑤　国土の保全への配慮

海岸における土砂の供給と流出の不均衡、台風、冬季風浪をはじめとする災害等により、海岸侵食が進行している地域があることから、港湾の開発、利用及び保全に当たっては、国土保全上の見地から、海岸保全施設の配置と整合した港湾施設の適正な配置に配慮する。

⑥　国際海上輸送の信頼性と安全性を確保する港湾保安対策等の推進

2001年の米国同時多発テロ事件の発生を契機に海上人命安全条約（ＳＯＬＡＳ条約）が改正され、港湾においては国際的な保安の確保が不可欠となっている。従来から就航している国際フェリーに加え、我が国に寄港する外航クルーズ船の増加が見込まれることから、国際海上輸送の信頼性と安全性を向上させるとともに効率性を向上させることも求められている。

したがって、ＳＯＬＡＳ条約に対応した港湾保安対策を推進し、関係機関と連携しつつ、セキュリティ水準の高い効率的な国際物流・旅客輸送の実現を図る。

また、ヒアリ等の特定外来生物による生態系、人の生命・身体等への被害を防止するためには、関係機関と連携して、特定外来生物の水際での侵入防止対策を着実に実施する。

⑦　港湾空間に求められる多様な要請への対応と港湾空間の適正管理

港湾施設の多目的利用等、港湾空間への多様なニーズに対応することが求められる一方、港湾は水際線を有する限られた空間であるという認識の下、港湾空間を適正に管理することも求められる。

したがって、港湾本来の機能を確保しつつ、調和のとれた空間の形成と適正な管理を行う。更に、内陸部での立地が困難な機能については、その機能の一部を港湾で受け入れることにより健全な都市活動にも貢献する。

⑧　新たな海洋立国の実現に向けた海洋政策の推進

「海洋基本法（平成19年法律第33号）」に基づき策定された海洋基本計画の目標の実現に向けて、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成22年法律第41号）」に基づく、港湾内に指定された低潮線保全区域における低潮線の保全及び本土から遠く離れた海域における海洋資源の開発・利用等のための活動拠点の形成、海上輸送の確保、海洋の安全の確保、海洋環境の保全、離島の保全等総合的な施策を積極的に推進する。

3　時代の変化に対応するとともに生産性の高い港湾マネジメントの推進に向けて取り組む事項

①　サイバーポートによる港湾の電子化

デジタル技術の発展に伴い、大量のデータを分析・活用した、より迅速かつ高度な物流サービスの提供が急速に進んでいる。

港湾分野においても、港湾に関するあらゆる情報の電子化を推進し、その利活用を標準とする事業環境を形成することで、港湾全体の利便性・安全性・生産性を最大限高めるため、次世代シングルウィンドウサービスを充実させるとともに、港湾に関する行政機関及び民間事業者間の手続や港湾施設の状況等あらゆる情報を電子的に接続し、必要なセキュリティ及び情報の秘匿性を確保の上、一体的に取り扱うデータプラットフォームである「サイバーポート」の利活用を推進する。

更に、港湾の管理・利用の効率化及び安全性の確保、災害時の非常事態への対応力の強化等を図るため、「サイバーポート」により得られたビッグデータを活用することによる港湾行政のＢＰＲ（Business Process Reengineering：既存の業務プロセスを詳細に分析し、業務処理の利便性の向上を図る取組）に取り組む。また、サイバーポートと海外の港湾及び農業等の港湾以外の分野の情報基盤との接続等の取組を進める。これにより、物流、商取引、交通サービス、観光をはじめとする様々な観点で港湾を活用した高度な情報サービスを創出し、これら分野の社会課題の解決に貢献する。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●港湾手続、貨物情報、船舶動静、施設稼働状況等の港湾に関する様々な情報を電子的に接続し、秘匿性及び安全性を確保しつつ連携させる「サイバーポート」の構築

●コンテナターミナルゲート前の渋滞緩和等を目的としたシステムであるＣＯＮＰＡＳとの連携によるコンテナターミナルの混雑緩和、搬出入及び荷役作業の迅速化・効率化等、港湾物流の高度化の推進

●サイバーポートの港湾物流分野・港湾管理分野・港湾インフラ分野の３分野一体で、必要なセキュリティ、情報の秘匿性及び持続性を確保した運用体制を確立し、ＮＡＣＣＳ（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System：輸出入・港湾関連情報処理システム）及び各港湾の情報システムとの連携によるシングルウィンドウサービスの利用促進等による全国の港湾の利便性の向上

●港湾の管理、利用に関する行政手続の電子化において、ＧＩＳ（Geographic Information System：地理情報システム）、IoT等を導入することにより港湾空間に関する情報や、設計・施工管理に関する情報及び災害時の被災情報を迅速かつ効率的に把握し、これらの情報を利活用できる体制の構築

●民間の港湾情報サービス並びに海外港湾及び港湾以外の分野の情報サービスとのデータ連携の拡大による港湾を核とした物流サービスの高度化・拡大

●「デジタル社会形成基本法（令和３年法律第35号）」に基づく政府全体の施策及び情報通信技術の進化と連携・連動した港湾の電子化の促進・進化

②　コンテナターミナルにおける生産性向上や労働環境改善のためのＡＩターミナルの実現及び技術開発の推進

近年、大型コンテナ船の寄港が増加しており、コンテナ船の荷役時間の長期化及びコンテナターミナル周辺の混雑が発生している。加えて、少子高齢化や厳しい労働環境等による港湾労働者不足により、一部の港湾では夜間や休日の荷役が困難となるといった問題が顕在化し、港湾の国際競争力への影響が懸念される。一方、ＡＩ、IoT等の情報通信技術及び自動化技術等は目覚ましい発展を遂げており、海外主要港湾においてはコンテナターミナルの自動化がより一層進展している。我が国の港湾においても、生産性を飛躍的に向上させるとともに、港湾に関わる様々な労働者に対して安全かつ良好な労働環境を確保していくためには、これらの技術を活用することが必要である。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●ＡＩ、IoT、自働化技術の組み合わせによる世界最高水準の生産性及び安全かつ良好な労働環境を有するＡＩターミナルの実現

●コンテナターミナル全体のオペレーションの改善や、荷役機械の高度化、港湾労働者の安全性の向上等を目的とした、現場ニーズを踏まえた効果の高い技術開発の推進

③　持続可能な港湾開発等のための港湾関連技術の生産性向上及び働き方改革の推進

港湾の整備や維持管理等を担う国・港湾管理者・民間企業における技術者・技能者が減少していく中、様々な輸送ニーズに対応する港湾施設の効率的な整備及び適切な維持管理・更新を行う必要がある。

その際、持続可能な港湾開発等を可能とする「現場力」を維持するため、担い手の確保・育成に努めるとともに、情報通信技術等を活用し、港湾開発等の生産性向上及び働き方改革を推進することが不可欠である。特に、技術職員の確保が難しい港湾管理者については、港湾インフラの適切な機能確保を図るために必要な改良工事への支援が必要である。更に、海外の港湾関係者との継続的な関係構築を進めるとともに、国際交流の経験や国際的な感覚を有する人材を育成することも重要である。

あわせて、船舶の自動航行及び遠隔操船の技術開発が進んでいることから、世界的な動きも十分に考慮しつつ、港湾における船舶航行の安全性の確保と効率性の向上が両立するよう支援する取組も必要である。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●若手技術者の登用促進等の担い手の確保・育成の推進、休日確保等による働き方改革の推進

●国や港湾管理者等の様々な主体による、港湾の整備、管理、振興等の様々な分野での国際交流の推進

●国と港湾管理者の連携による適切な人材育成及び人材配置の推進

●ＩＣＴ施工、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）等の情報通信技術の活用によるi-Construction・インフラＤＸの推進
●国・地方公共団体・民間企業が港湾施設の維持管理情報を共有できるシステムの充実
●官民連携による、モニタリング等の点検業務へのIoT・ロボットの活用の促進
●国内外の船舶の自動航行等の技術開発の動向を踏まえ、必要となる港湾施設の改良及びその基準の検討、関係機関と連携した入出港ルールの検討
●技術開発の水準及び時期に係る目標を定めた効率的な港湾関連の技術開発等の推進とその成果の積極的活用
●国による港湾工事の代行制度等の活用

④　柔軟性を持ったストックマネジメントと港湾間の連携の推進

我が国全体の財政状況が一段と厳しくなる中、将来的な社会インフラの老朽化に伴う更新需要の増加が確実視される。一方、産業・貿易構造や荷役形態等の変化に伴い、港湾に求められる機能は常に変化していくことから、港湾の開発等に際しては、経済・社会情勢の変化等を踏まえて臨機応変に対応できる柔軟性を持たせるとともに、既存ストックの有効活用、スクラップアンドビルド等により港湾全体の生産性を向上させることが必要である。

その際、幹線道路網の整備等とも相まって港湾の背後圏が広域化していることから、港湾間の機能分担を踏まえた連携を十分に考慮する必要がある。

このため、以下の施策に戦略的に取り組む。

●国・港湾管理者・民間企業が適切に連携し、港湾間の機能分担を踏まえた連携を図った上で、既存施設や用地等の効率的・弾力的な利用、機能の集約化・複合化等による港湾空間の再編の促進
●将来の経済・社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、港湾機能上必要な用地の計画的な確保と機能配置

Ⅱ　港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項は、「Ⅰ　港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項」を踏まえ、以下のとおりとする。なお、国際海上貨物輸送の拠点である国際戦略港湾及び国際拠点港湾、海上輸送網の拠点である重要港湾並びに地方港湾の機能分担等を適切に考慮するものとする。

1　特に戦略的に取り組む事項に係る基本的な事項

⑴　我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成

①　グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化

＜国際基幹航路等の戦略的強化＞

国際基幹航路等による多方面・多頻度の直航コンテナ物流サービスの提供による我が国産業の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾である京浜港（東京港、横浜港及び川崎港）、阪神港（大阪港及び神戸港）において、国際基幹航路の寄港の維持・拡大に最優先で取り組む。

具体的には、以下の施策に取り組む。

・連続直線バース、必要な水深、十分な広さの荷さばき地及び高能率の荷役機械を備えた外内貿コンテナを一体的に取り扱える大規模コンテナターミナルの形成
・国内外とのフィーダー航路網の充実や円滑な積替機能の確保による集貨に向けた、コンテナターミナルの一体利用の推進
・集貨の促進に向けた荷主や港湾運営会社との連携・協力体制の構築
・埠頭間や幹線道路網とコンテナターミナルの円滑な接続を含むアクセス性の確保
・内航フェリー・ＲＯＲＯ航路や鉄道等の多様な輸送モードを活用した集貨の促進
・ＡＩ、IoT、自働化技術の組み合わせによるコンテナターミナルの生産性向上及び労働環境の改善・安全性向上
・新たな貨物需要の創出や多様な物流ニーズへの対応のため、流通加工・再混載等の複合機能を備えた物流施設の立地促進
・グリーン電力の確保や水素等を原動力とする荷役機械の導入などのコンテナターミナルの脱炭素化、低・脱炭素燃料バンカリングへの対応

なお、伊勢湾における国際拠点港湾においては、国際基幹航路の将来性等を考慮した上で、背後圏の需要に的確に対応する。

＜アジア地域との近距離シャトル航路等の戦略的強化＞

多様な速度帯による重層的な航路サービスの提供に向け、近距離の多頻度・高速の航路網の戦略的強化を図るため、アジア向けのコンテナ貨物等を扱う国内主要港において、貨物輸送需要を踏まえつつ、コンテナシャトル航路や国際フェリー・ＲＯＲＯ航路等に対応した港湾機能を強化する。

具体的には、以下の施策に取り組む。

・連続直線バースによるコンテナ船及び国際フェリー・ＲＯＲＯ船の機動的運用
・ＡＩ、IoT、自働化技術の組み合わせによるコンテナターミナルの生産性向上及び労働環境の改善・安全性向上
・新たな貨物需要を創出するための流通加工・組立加工機能等を備えた物流施設の整備と背後の幹線道路網との円滑な接続
・農水産品等を輸送する冷蔵・冷凍コンテナ等の取扱いに必要な物流施設及び電源の確保等、シャトル航路の特性を活かす施設の機能強化
・近隣諸国との輸送円滑化のためのダブルナンバープレートへの対応

②　資源・エネルギー・食糧の安定確保を支える国際海上輸送網の構築

＜資源・エネルギー・食糧の受入拠点となる港湾の機能強化＞

資源・エネルギー・食糧の安定確保を支えるため、資源の産出地・消費地の分布状況、産業・エネルギー拠点の立地状況等に対応し、品目ごとの海上輸送や陸上輸送の状況等を踏まえ、資源・エネルギー・食糧の受入拠点となる港湾において、輸送の生産性向上を図る。あわせて、世界的な脱炭素化の潮流を踏まえ、環境への負荷が少ないエネルギーの受入拠点の配置・整備も検討する。

具体的には、以下の施策に取り組む。

・船舶の大型化に対応した岸壁及び十分な広さの荷さばき地の整備
・老朽化・陳腐化した生産設備や貯蔵設備の更新等に合わせた輸送インフラの更新・改良
・ＬＮＧ、バイオマス燃料、水素・アンモニア等の受入環境の整備

＜国際バルク戦略港湾の機能強化＞

世界的な需要が増加し、かつ、船舶の大型化が進展している貨物について、安定的かつ効率的な海上輸送網を形成するため、「国際バルク戦略港湾」（穀物：釧路港、鹿島港、名古屋港、水島港、志布志港。鉄鉱石：木更津港、水島港・福山港。石炭（一般炭）：小名浜港、徳山下松港・宇部港）において、官民連携・企業間連携による大型バルク船の受入環境の整備と企業間の共同輸送等を促進し、また輸入先・輸送ルートの多様化を推進する。このうち、特にバルク貨物の輸入拠点としての機能を高めるべき港湾を特定貨物輸入拠点港湾として指定し、官民が連携した取組を進める。

具体的には、以下の施策に取り組む。

・穀物用はパナマックス級以上、鉄鉱石用はＶＬＯＣ級、石炭（一般炭）用はケープサイズ級の船舶の受入環境の整備
・民間企業による埠頭群の一体的・効率的な運営の促進
・企業間連携、ＩＣＴ活用による大型船での複数港寄り及び小型船での二次輸送の促進
・特定貨物輸入拠点港湾における、特定利用推進計画の推進及び特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会等を活用した進捗状況の確認

③　将来にわたり国内物流を安定的に支える国内複合一貫輸送網の構築

将来においても安定的に国内物流を支えるため、航路網の状況、海上輸送需要、幹線道路網及び鉄道輸送網との円滑な接続、トラックドライバーの労働環境の改善等を考慮し、国内複合一貫輸送網の拠点となる港湾において、内航フェリー・ＲＯＲＯ船の利用環境を向上させるとともに、災害時等の緊急物資輸送等に内航フェリー・ＲＯＲＯ船を活用するための取組を強化する。

具体的には、以下の施策に取り組む。

・船舶の大型化に対応した岸壁及び十分な広さの荷さばき地の整備
・埠頭再編による国際コンテナターミナルと内航フェリー・ＲＯＲＯ船ターミナルの近接化
・背後の幹線道路網及び鉄道輸送網との円滑な接続
・陸上輸送で多く活用されている中型・小型トラック等で輸送される小口貨物を積み替えるために必要な施設の整備
・農水産品等を輸送する冷蔵・冷凍コンテナ等の取扱いに必要な物流施設及び電源の確保
・IoT等を活用した、荷役機械・乗降施設の高度化、自動離着岸施設の設置、乗船手続の自動化等の内航フェリー・ＲＯＲＯ船ターミナルの高度化・効率化の検討
・内航フェリー・ＲＯＲＯ船ターミナルにおけるシャーシ位置管理等システムの導入や、背後地のトラックドライバーの休憩等のための施設確保に向けた環境整備の推進
・災害時等における緊急物資輸送等に内航フェリー・ＲＯＲＯ船を機動的に活用するための、国及び港湾管理者による埠頭の利用調整並びに埠頭の規格統一化の検討

④　我が国及び地域の基幹産業・地場産業を支える物流機能の強化と港湾空間の形成

我が国及び地域の基幹産業・地場産業を支え、民間投資及び雇用を誘発するため、産業の特性に応じて、物流機能の強化及び利便性の高い産業空間への再編を柔軟に行う。

具体的には、以下の施策に取り組む。

・船舶の大型化等の輸送形態や産業動向の変化、荷役に係るニーズ等への対応
・老朽化・陳腐化した物流施設の高度化並びに農水産品等を輸送する冷蔵・冷凍コンテナ等の取扱いに必要な物流施設及び電源の確保
・港湾の特性を活かした大型特殊貨物の円滑な輸送の確保
・災害時のリダンダンシー確保にも資する、物流全体の効率化及び交通混雑の緩和のためのインランドポートの整備・利用促進
・背後の幹線道路網との円滑な接続等による、内陸部に立地する産業及び物流施設の輸送環境の向上
・産業空間の再配置及び利便性向上のための臨海部用地の政策的な誘導・供給

⑵　観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用

①　観光を我が国の経済成長・地域活性化につなげるクルーズの再興

クルーズを我が国の経済成長・地域活性化につなげるため、ハード・ソフト両面からのクルーズ船受入環境を整備する。

具体的には、以下の施策に取り組む。

・ファーストポートにおける、下船から寄港地観光への円滑な接続を可能とするための旅客動線やＣＩＱ等のオペレーション、拡張可能性に配慮した旅客施設の整備
・日本発着港における、国際空港との連携を含めた空港・駅等からの円滑なアクセス、旅客用駐車場、チェックイン・手荷物預入れ等の必要な設備の確保及びＬＮＧバンカリングや陸上電力供給施設等の船舶へのサービス機能の強化
・クルーズ旅客の快適性確保のための、旅客施設等における無料無線ＬＡＮ、多言語案内、洋式トイレ等の確保
・災害時等におけるクルーズ旅客の安全性の確保
・クルーズ旅客の視点を考慮した美しい景観を有する受入環境の形成
・寄港地を探すクルーズ船社とクルーズ船の寄港を期待する港湾管理者のマッチングによる「お断りゼロ」の実現
・国際旅客船拠点形成港湾における、国際旅客船拠点形成計画の推進及び国際旅客船受入促進協定に基づくクルーズ船社の岸壁の優先的利用の適切な実施
・旅客ターミナル等での寄港地観光の消費喚起スキーム構築
・地域経済効果の最大化及び訪日クルーズ旅客の分散化のための寄港地観光ツアーの上質化・多様化
・瀬戸内海・南西諸島等の新たなクルーズ周遊ルート開拓
・多様化する訪日クルーズニーズに対応したプロモーション等の実施
・クルーズの安全・安心の確保に向けた、適時適切な感染防止対策の実施
・クルーズ旅客の二次交通需要に対応するための交通手段の確保や小型船の利用促進及びツアーバス・シャトルバスに対応した十分な規模の駐車場の確保

②　観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用

観光振興及び賑わい創出が求められる港湾において、以下の施策に取り組む。

・地域の特性に配慮した旅客施設及び交流施設の整備並びに港湾情報提供施設の活用
・観光客等の満足度向上・消費拡大のための地域観光資源の充実
・港湾の近接地域及び内陸部、島々等の観光資源との連携の強化
・港湾協力団体等との協働による各地域の文化・歴史及び地域の観光資源を活かしたみなとまちづくり並びに住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われるみなとオアシスの活性化の推進
・民間資金も活用した、官民連携による地域の特色や水際線を活かしたみなとまちづくりの推進
・民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備
・海水浴、ビーチスポーツ等の多様な活動による海浜・臨海部の積極的活用
・都市の再生にも資する、周辺の土地利用との調和及び市街地との機能面での連携
・地震、津波、高潮等の災害時における安全安心の確保
・景観等の良好な港湾環境の形成への配慮
・運河や地域の観光資源等を活用した水上交通ネットワークの活性化
・プレジャーボート等の小型船舶の係留・保管施設の整備
・既存の港湾施設の活用、関係機関と連携した入港手続の柔軟な対応等による大型のプレジャーボートの受入環境の整備

③　海洋再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用の推進

海洋再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用を推進するため、以下の施策に取り組む。

・港湾本来の機能と調和が図られた、港湾区域における洋上風力発電等の導入促進
・「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）」に基づく一般海域及び排他的経済水域（以下「ＥＥＺ」という。）における洋上風力発電等の導入促進
・一般海域及びＥＥＺにおける将来的な洋上風力発電事業を見据えた洋上風力発電設備の設置及び維持管理の拠点となる港湾の指定及び機能の強化及び利用の効率化
・ＬＮＧ燃料船への燃料供給の用に供する船舶等の整備によるＬＮＧバンカリング拠点の形成
・技術開発中のゼロエミッション船へのバンカリング機能の検討
・岸壁に停泊中の船舶からの排出ガス（CO_2、SOx、NOx等）を削減するため、船舶の規模に応じた動力源（水素燃料、アンモニア燃料、合成燃料、バッテリーの活用等）の脱炭素化の動向等を踏まえた陸上電力供給設備の導入等に向けた取組の推進

・荷役機械等の低・脱炭素化の推進
・サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む荷主等のニーズに対応するため、港湾のターミナルにおける脱炭素化の取組状況を客観的に評価する認証制度（ＣＮＰ（Carbon Neutral Port：カーボンニュートラルポート）認証）の創設及び国際的な認知度の向上
・海外の港湾関係者、船社等と連携した国際海上輸送網の脱炭素化「グリーン海運回廊」の実現
・多様な主体の参画を促す仕組みの導入等ブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の拡大に向けた環境整備
・浚渫土砂等の建設副産物や鉄鋼スラグ等の産業副産物を有効活用したブルーカーボン（海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）の活用推進及び緑地の活用

⑶　国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保

①　災害等から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築

人口・資産・産業が集中している港湾及び港湾背後地を災害等から守り、社会経済活動を維持できるよう、緊急物資及び幹線貨物の輸送機能等の確保並びに支援活動の拠点にもなる港湾機能の強化を進める。特に、災害時の海上支援ネットワーク形成による円滑な被災地支援のため、概ね１日サイクルでの被災地支援を可能とする範囲ごとに耐震強化岸壁を核とした広域支援ふ頭、地域支援ふ頭を配置することとする。そのため、複数港湾の連携による災害時の対応について記載した広域港湾ＢＣＰ（Business Continuity Plan：事業継続計画）の策定その他の国土交通大臣が別に定める要件を備えていると認められる広域支援ふ頭等を国土交通大臣が指定する。その際、大規模地震災害の切迫性、気候変動に起因する将来の災害リスクの増大、地理的条件、港湾の利用状況、緊急輸送道路網等の背後地へのアクセスの状況等を考慮するとともに、それぞれの港湾において求められる機能に応じて、関係機関、民間企業、港湾広域防災協議会等とも適切に連携を図る。また、コンビナート等が立地する港湾において、事故や災害による影響を最小限とするよう関係機関等と連携した取組や、外国人旅行客が安心して我が国を訪れることができるよう、経験したことがない災害や感染症の感染拡大に対しても柔軟に対応できる、災害等に強い港湾の実現に向けた取組を進める。更に、港湾で利用される情報システムに対するサイバーセキュリティ対策を着実に実施する。

具体的には、以下の施策に取り組む。

＜国民の生命・財産を守るための、緊急物資、幹線貨物等の輸送ルートの構築、航路等の啓開体制等の強化及び連携体制の確保＞

・フェリー・ＲＯＲＯ船等による迅速な緊急物資等の輸送に資する既存岸壁の耐震機能の確保や、幹線貨物輸送の拠点となる耐震強化岸壁とそれに付随する荷役機械、道路の整備等、地域防災計画等を踏まえた港湾関連施設の防災機能の向上
・広域支援ふ頭、地域支援ふ頭等における施設の耐震化、液状化対策等の推進による一連の施設の健全性確保の推進
・災害時の供給確保のための、燃料等の取扱係留施設の大規模地震対策施設としての位置付け
・首都圏及び近畿圏の基幹的広域防災拠点における関係機関と連携した訓練等の実施による運用体制の強化
・港湾関係機関との定期的な訓練や港湾の事業継続計画（以下「港湾ＢＣＰ」という。）の深化を通じた、緊急物資輸送・給水・入浴・洗濯等も考慮した支援船舶の柔軟な活用の円滑化や、航路啓開・被災施設の復旧等に係る連携体制の強化
・広域港湾ＢＣＰ等に基づく、災害時の海上支援ネットワークの形成のための訓練の実施等による地域の災害対応力の強化
・緊急物資輸送船舶等の安全な航行を確保するための、清掃兼油回収船をはじめとする作業船等の漂流物、埋塞物等の除去性能等の確保
・支援船舶の係留場所や岸壁背後地の利用調整等の機能を確保するための、非常災害時等における、港湾管理者の要請に応じた国による港湾管理業務の実施
・災害時等における緊急物資輸送等に内航フェリー・ＲＯＲＯ船を機動的に活用するための国及び港湾管理者による埠頭の利用調整及び埠頭の規格統一化の検討
・「特定利用港湾」に係る「運用・整備方針」を踏まえ、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮した、必要な整備又は既存事業の促進

＜災害時における緊急物資輸送等に対応するための情報共有・提供体制等の構築＞

・地方港湾も含め、民間企業等との協働による、港湾ＢＣＰの策定及び訓練等の定期的な実施による継続的な改善
・港湾広域防災協議会の設置等による、広域的な港湾ＢＣＰの策定と継続的な改善
・「サイバーポート」等を活用した港湾施設の被災状況・利用可否状況等の情報の共有・利活用体制の構築
・リモートセンシング技術等を活用した情報の収集・把握・分析と、それらに基づく航路啓開や被災施設の復旧等に係る即応体制の強化
・IoT等を活用した早期の被災状況把握及びインフラ利用可否、代替ルート情報等を提供するシステムの構築

＜津波・高潮等に対する防災対策の推進＞

・埠頭用地等の高さの確保、蔵置貨物の流出・倒壊防止対策、荷役機械等の電源の耐水対策及び停電対策の実施
・防波堤の適切な配置及び「粘り強い構造」化
・海岸保全施設整備や津波・高潮浸水想定等を踏まえた防災対策の推進

＜気候変動に起因する外力強大化への対応＞

・浸水リスクや施設損壊リスクを総合的に評価する「脆弱性評価」の実施・共有
・官民の多様な主体が集積する港湾の物流・産業機能を継続するため、脆弱性評価に基づく適応水準や適応時期に係る共通認識下で、官民関係者がハード・ソフト一体の各種施策を講じる「協働防護」の考え方を前提とした、将来にわたる港湾機能の維持に必要な港湾計画等の策定・変更
・将来の外力強大化を考慮した施設設計
・気候変動の不確実性に対処するための維持管理の実施
・外力強大化に対応する技術開発

＜災害廃棄物及び漂流物への対応＞

・災害廃棄物を搬出・搬入する岸壁及び仮置きする荷さばき地の確保
・多様な関係者の連携による災害廃棄物の搬出港・受入港の広域的なネットワークの構築
・流木等の漂流物の迅速な処理をはじめ、被災後の港湾の機能の早期回復のために必要な作業船等の機材や体制の確保

＜コンビナート等の防災・減災対策＞

・危険物取扱施設の所有企業や関係機関と連携した、港湾ＢＣＰの策定、大規模なコンビナート等における航路沿いの護岸等の耐震強化及び適切な維持管理の推進
・事故及び災害時に影響が及ぶ範囲を考慮した危険物取扱施設の配置
・老朽化・陳腐化した危険物取扱施設の更新時期や港湾再開発に合わせた計画的移転
・危険物積載船の航行時における関係機関と連携した防災・減災上の配慮

＜サイバーセキュリティ対策＞

・港湾で利用される情報システムに必要な情報セキュリティ対策の着実な実施
・情報システムの使用者による情報セキュリティ体制の構築

② 船舶航行及び港湾活動の安全性の確保

港湾及び航行経路における船舶航行及び港湾活動の安全性を確保するため、以下の施策に取り組む。

・船舶の大型化及び高速化、荷役形態等を勘案した、防波堤、航路及び泊地の整備並びに係留方法の改善
・土砂の流入抑制等による航路及び泊地の埋没対策の実施
・船舶航行の輻輳している海域における、関係機関と連携した、航行安全に資する情報の提供等の実施
・急激な気象変化により海難事故の発生が懸念される港湾における、関係機関が協働した、船舶の安全かつ適切な避難対策等の実施
・小型船舶等が航行中に異常気象を察知した場合に安全に避難するための、重要港湾、地方港湾及び空白地域を補完する避難港における、必要な静穏度と面積を有する水域の確保

2　引き続き重点的に取り組む事項に係る基本的な事項

① 地域の暮らし・安心を支える港湾機能の確保

地域の暮らし・安心を支えるため、離島及び地方における港湾において、生活維持、産業振興、災害時対応等、港湾の役割に応じた輸送機能を確保する。

具体的には、以下の施策に取り組む。

・離島及び地方の港湾の特性等を踏まえた、効率的な荷役及び安全な乗降ができる施設の確保並びに運航率向上のための静穏度の確保
・離島等における、大規模災害時に様々な支援船舶等による利用も可能となる岸壁等の確保及び燃料等の取扱機能の確保

② あらゆる人に優しく安全で快適な港湾の実現

あらゆる人に優しく安全で快適な港湾となるよう、以下の施策に取り組む。

・フェリー、クルーズ、離島航路等の旅客施設及び交流・賑わい拠点並びにこれらにつながる移動ルート上の施設における、関係者と連携したバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入及び多言語による情報提供の推進
・港湾で働く人々、旅客、地域住民等に配慮した緑地、広場、休憩所等の適切な確保

③ 良好な港湾環境の保全・再生・創出

生物多様性の保全にも配慮しつつ、良好な環境を形成するため、以下の施策に取り組む。

・港湾整備で発生する浚渫土砂等を有効活用した干潟等の造成、深掘跡の埋め戻し等、失われた良好な海域環境の再生
・生態系に配慮した藻場・干潟等の造成、覆砂の実施、生物共生型港湾構造物、緑地の整備等による良好な環境の創出
・海浜の再生、護岸の親水化等による、みなとへのパブリックアクセスの向上
・地域と連携し、自然と触れ合いつつ、文化・歴史を踏まえた環境と共生する豊かな港湾環境の次世代への継承

④ 循環経済への移行に向けた港湾を核とする物流システムの構築

港湾を核とした物流システムの構築による広域的な資源循環を促進するため、静脈物流の拠点となるリサイクルポートをはじめ循環資源を取り扱う港湾において､以下の施策に取り組む。

・浚渫土砂や産業副産物等の利用促進
・循環資源の輸送・保管及びリサイクル施設との連携に適し、製品等の取扱いや人流との分離に配慮した施設配置
・循環資源を取り扱う岸壁及び荷さばき施設、防塵柵、緩衝緑地、積替保管施設等の整備
・広域輸送網の構築のため民間企業や地方公共団体等との連携強化
・鉄スクラップ等の広域輸送にも対応した機能の確保

⑤ 国土の保全への配慮

海岸における土砂の供給と流出の不均衡及び台風、冬季風浪等による海岸侵食に対する国土の保全に十分に配慮する観点から、以下の施策に取り組む。

・海岸保全施設の位置及び整備予定箇所、低潮線保全区域等を考慮した港湾施設の配置等の検討

⑥ 国際海上輸送の信頼性と安全性を確保する港湾保安対策等の推進

セキュリティ水準の高い効率的な国際物流・旅客輸送を実現するため、国際航海に従事する船舶が係留する港湾において、ＳＯＬＡＳ条約に対応した港湾保安対策を推進する。また、ヒアリ等の特定外来生物の侵入防止対策を実施する。

具体的には、以下の施策に取り組む。

・フェンス及び監視カメラの設置等のハード対策の実施
・国際海上コンテナターミナル及びクルーズ埠頭における、効率的な運用に配慮した保安対策の実施
・重要国際埠頭施設への出入管理情報システムの導入
・関係機関及び民間企業と連携した警備強化による水際対策の徹底
・ヒアリ等の特定外来生物の確認調査及び防除の実施

⑦ 港湾空間に求められる多様な要請への対応と港湾空間の適正管理

港湾空間に求められる多様な要請への対応及び港湾空間の適正な管理を推進するため、以下の施策に取り組む。

・防波堤の釣り利用や港湾空間の研究開発の場としての利用等の多様なニーズを踏まえ、港湾施設の有効利用と安全確保を両立する適正な管理方策の実施
・船舶の航行及び停泊、海洋性レクリエーション活動や漁業活動等、多様な活動が滞りなく安全に行われるための港湾区域の適正な管理
・小型船舶の適切な収容に必要な施設の確保及び放置規制
・作業船の安定的な係留に必要な場所の確保
・港湾の開発・利用上支障となっている沈廃船の処理及び放置座礁船等の撤去
・他の機能と調和しつつ、港湾の機能が全うできるような臨港地区の適切な設定及び運用
・港湾活動及び周辺の土地利用との整合を図った上で、内陸部での立地が困難な機能の港湾空間における受入

Ⅲ　開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項

開発保全航路は、船舶の輻輳する湾口部や海峡部等の海上交通の要衝・隘路における個別の港湾区域に属さない航路であり、港湾内の航路と連携して、国際海上輸送及び国内海上輸送を担う船舶等の航行の安全性、安定性及び効率性を支える重要な役割を果たしている。我が国産業の国際競争力の強化及び国民生活の質の向上に資するためには、その機能を十分に発揮するとともに、今後の船舶の大型化や自動運航等の技術開発に的確に対応することが求められる。

また、災害時には、緊急確保航路及び接続する港湾区域内の航路と連携した海上輸送機能の確保が求められる。

このため、以下の方針の下、開発保全航路等の開発、保全及び管理を行う。

1　海上交通の安全性、安定性及び効率性を支える開発保全航路等の開発、保全及び管理の方向

船舶の安全かつ円滑な航行を確保するため、自然環境の保全、周辺の水域利用及び漁業との調整、船舶の輻輳、航行規制の状況、航路が閉塞した際の産業活動・国民生活への影響、観光による地域の振興等に配慮しつつ、必要に応じて、開発保全航路の区域を見直し、新規航路の開削、船舶の待避のために必要な施設の整備、航路標識の設置、既存航路の拡幅及び増深並びに航路法線の改良を行う。

また、航路の安全性を確保するため、必要な水深等の維持、沈船や浮遊物の除去を行うとともに、航路管理体制を確保する等、適正に航路を保全する。更に、災害時の海上輸送機能の確保のため、平常時から開発保全航路及び緊急確保航路において、船舶や土石の放置を禁止する等、適正な管理を行う。

災害発生時には、一連の船舶航行経路を確保し、緊急物資輸送等を円滑に進めるとともに幹線貨物輸送機能を維持するため、港湾管理者、関係団体等と連携して、開発保全航路及び緊急確保航路を啓開する等、適正な管理を行う。また、港湾管理者の要請に応じて、大規模地震対策施設等の港湾施設の利用調整及び復旧作業、当該施設に至る港湾区域内の航路の啓開等を国が実施する。

特に、大型船や危険物積載船が航行する航路及び航行隻数の多い航路においては、船舶の大型化・高速化を勘案しつつ往復航路の分離等を進めるとともに、ＡＩ等を活用した船舶の自動運航・航行支援技術の研究開発の進展を踏まえ、求められる開発保全航路の開発、保全及び管理のあり方を検討する。

２　開発保全航路の配置

海上交通の安全性、安定性及び効率性を向上させるため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、関門海峡等の船舶航行量が多く船舶交通の要衝である海域等において、船舶の大型化や高速化、自動運航・航行支援技術等の新たな技術の導入等も踏まえて、開発保全航路を配置する。

Ⅳ　港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項は、以下のとおりとする。

１　自然環境の積極的な保全・再生・創出

①　良好な自然環境の保全

海浜、藻場・干潟等は、水質浄化や生物多様性の確保等、様々な環境機能を有する場である。このため、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に当たっては、これらの重要性を十分考慮するとともに、開発及び利用により影響が及ぶことが懸念される範囲にある環境の保全上重要な藻場・干潟等については、開発及び利用並びに背後地域の防災との調和を考慮しつつ、自然環境への影響の回避及び低減を図る等、適切な保全に努める。

②　失われた自然環境の再生と新たな環境の創出

高度成長期以降、東京湾、伊勢湾、大阪湾を含めた瀬戸内海等において、産業活動・国民生活等の土地利用需要に対応するため、海浜、藻場・干潟等が大きく失われてきた。また、過去の海底土砂の採取により、大規模な深掘跡が海底に点在しており、青潮の原因となる貧酸素水塊の発生場所の一つとなっている。このため、現在の環境をできる限り保全することに止まらず、環境影響等を十分検討した上で港湾及び開発保全航路の開発に伴い発生する浚渫土砂を有効活用して干潟等を造成する等、失われた良好な環境の再生に努める。

また、港湾の開発等に際しては、生態系にも配慮して藻場・干潟等の造成、覆砂の実施、生物共生型港湾構造物、緑地の整備等を行うことにより、良好な環境の創出を進める。特に、防波堤、護岸等の港湾施設の整備に当たっては、自然環境に与える影響を極力回避・低減するとともに、環境の創出に資するように、生物による栄養塩類の回収等海水浄化能力の向上及び港内の水質の悪化を防止するための海水交換並びに生態系にも配慮した構造形式の採用に努める。

③　沿岸域の連続性を考慮した対応

港湾の水域は、流入河川や海域とつながる水の連続的な流れの中で捉えるべきものであることから、背後地域の経済活動及び市民生活を源として流入する汚濁負荷、沿岸漂砂、河川からの土砂供給等、港湾を越えた総合的な沿岸域全体の環境管理が重要である。このため、関係者と連携しつつ、広域的かつ総合的な沿岸域の自然環境の保全を進める。

④　底質浄化等による海域環境の改善

港湾の水域には、背後地域の経済活動や市民生活を源として流入する汚濁負荷が集中し、汚泥が蓄積しやすい。また、長年にわたって海底に堆積した汚泥から、栄養塩類等が溶出することによって、港湾の水域における環境悪化を招いている場合がある。このため、海底に堆積する汚泥を浚渫して除去すること等により、海洋汚染の防止及び水質環境の改善に取り組む。また、ダイオキシン類等の有害化学物質に対しても、必要に応じて適切に対応する。

また、港湾及びその周辺海域におけるゴミ及び油の回収等により、海域環境の改善及び海洋汚染の拡散防止に貢献する。

⑤　人と自然との触れ合いの拡大

港湾においては、人が海の豊かな自然と身近に触れ合え手軽に憩いや癒しを感じることができる空間の確保が求められている。このため、港湾の開発等に際しては、海浜の再生、護岸の親水化等により、人が直接自然に親しんだり、海及びみなとを展望したりできるように、みなとへのパブリックアクセスを向上させる。

２　多様化する環境問題への対応

再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用の推進、循環型社会のより一層の進展並びにグローバル化に対応した静脈物流網の強化を進め、港湾においても多様化する地球環境問題への対応に貢献する。

また、港湾の施策の推進にあわせ、港湾を核としたIoT等を活用した効率的な物流体系の構築並びに官民連携による港湾活動及び臨海部における産業活動の脱炭素化を促進し、地球温暖化対策を進める。

更に、都市活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、限られた海面処分場を有効活用するため、発生の抑制、減量化、減容化、再利用等の努力を前提としつつ、適切に対応する。また、大都市圏において、廃棄物を長期的かつ安定的に処理していくため、港湾管理者、周辺の地方公共団体、関係機関及び民間企業が連携し、広域的な観点から対応する。

３　環境の保全の効果的かつ着実な推進

①　環境情報の充実と共有化

東京湾、伊勢湾、大阪湾を含めた瀬戸内海等の閉鎖性海域において、計画的かつ効率的に自然環境の保全を進めるため、関係機関と連携して環境の経年的情報の把握に努めるとともに、これまで個別に把握され、管理されてきた環境に関する情報を広域的かつ総合的に体系化し、電子化すること等により、広く情報を共有・発信できるような取組を進める。

②　環境への影響の評価と対応

港湾の開発等に当たっては、生物多様性及び人が豊かな自然と触れ合う場の確保を考慮し、港湾及びその周辺の大気環境や水環境等に与える影響を、計画の策定に際して評価するとともに、関係機関と必要な調整を行い、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避・低減に努める。また、必要に応じて、代償を含めて適切に環境の保全のための措置を講ずるとともに、環境モニタリングの実施に努める。

③　先導的な環境保全技術の開発

環境をより効果的かつ着実に保全するため、特に生態系の再生等に係る評価、生物を利用した栄養塩類の回収、浚渫土砂や産業副産物等の利用促進、ブルーカーボンを活用したCO_2吸収源対策等に関する評価手法等の先導的な技術開発を進める。また、港湾におけるCO_2排出量を削減するため、関係機関と連携して、荷役機械等の更なる低・脱炭素化及び再生可能エネルギー等の活用のための技術開発を進める。

④　地域と連携した環境保全への取組

環境を幅広く保全するためには、市民が港湾・海洋における環境保全の大切さを理解し、良好な環境づくりに自ら積極的に取り組むことが望まれる。このため、自然と触れ合いつつ文化・歴史を踏まえた港湾・海洋の役割を伝える教育を地域と連携して進めるとともに、港湾の緑地、海浜、藻場・干潟等については、計画段階から維持管理に至るまで、市民、ＮＰＯ等が主体的に参画できる体制づくりを進める。

Ⅴ　港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項

1　経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項

一つの経済圏及び生活圏を構成し、あるいは一つの海域を構成している地域に複数の港湾が存在し、相互に経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する場合は、港湾相互間の連携の確保が重要である。とりわけ、規模の効果を活かした国際水準の利用者サービスを提供することが求められている三大湾の港湾については密接な連携が不可欠であることを踏まえ、経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項は、以下のとおりとする。

なお、港湾相互間の連携に当たっては、港湾計画の作成、港湾の利用、港湾の環境の保全等に関して、国及び関係する港湾管理者等が相互に連絡調整する体制を構築するものとする。

⑴　港湾相互間の連携に関する観点

①　経済的な観点からの連携

国際海上コンテナ輸送や複合一貫輸送においては、船舶の大型化に伴って一船当たりの取扱量が増大する傾向にあり、幹線道路網等の整備等とも相まって、港湾の背後圏が広域化している。特に、大都市圏等においては複数の港湾が近接して立地しているため、背後圏にある一つの地域が複数の港湾に同時に依存する場合が多い。また、国際海上コンテナについては、アジア諸国の港湾での取扱いが急増する中で、我が国港湾の相対的地位が低下し、我が国港湾への基幹航路の寄港便数も減少している。更に、日本発着の国際海上コンテナ貨物のうち海外港湾で積み替えられて輸送されるトランシップ貨物のシェアが増加している。

このため、近接した港湾が総体として、海上輸送網の拠点を形成するように関係者間で連携するとともに、それぞれの港湾において、その特性を踏まえた機能分担に応じて、計画的に施設を配置する。

また、輸送の効率性を高めるとともに、海上輸送網の充実を図るため、国際海上コンテナ輸送において国際フィーダー航路による輸送の強化により、国際戦略港湾との連携を強化する等、複数の港湾が連携を進める。

バルク貨物の輸送においては、広域的かつ効率的な海上輸送網の形成を通じた海上輸送コストの低減を図るため、企業間連携による大型船を活用したバルク貨物の共同輸送の促進等を図る。その際、大型船の複数港寄りに対応する港湾においては、港湾管理者間及び企業間で連携し、必要となる港湾機能の確保に取り組むとともに、小型船による積み替え輸送に対応する港湾においては、既存ストックを活用する等、効率的な海上輸送網の構築を図る。

更に、複合一貫輸送においては、円滑な利用ができるよう、一つの航路を形成する各港湾間で整合のとれた港湾施設を提供する。

なお、大規模災害の発生時においても、幹線貨物の輸送機能が確保されるように、関係者間の連携に取り組む。

また、観光による広域的な地域の振興を促進し、国内外のクルーズ船等の就航を促進するため、様々な魅力を持った背後地域を有する港湾間における連携を強化する。この際、港湾の近接地域及び内陸部、島々等の観光資源としての魅力が高い地域との連携を進める。

②　自然的な観点からの連携

閉鎖性の強い内湾のように、外海との海水交換が良好でなく、狭い海域において生態系が均衡を保つことにより成り立っている海域では、近接して立地する複数の港湾とその周辺海域の自然環境を一体的に捉えて、環境の保全に取り組む必要がある。このため、港湾の開発等による環境への影響について、広域的な評価やモニタリングの実施に努める。

特に、背後地域から流入する汚濁負荷が多い東京湾、伊勢湾、大阪湾を含めた瀬戸内海等では、赤潮や青潮が発生する等、生物の生息環境が良好でなく、人と自然との触れ合いの場も十分でない。このため、自然環境の有限性を認識し、多様な主体が連携して、良好な自然環境をできる限り保全・再生・創出するとともに、陸域から流入する汚濁負荷の維持に努めつつ、湾全体の環境を勘案した環境の再生及び創出のための措置を官民連携により計画的に進める。

更に、豊かな自然が残されている地域においては、地域とも連携しつつ、その保全と活用に努める。

③　社会的な観点からの連携

船舶航行量が多い海域に複数の港湾が近接し、航行水域が狭隘な場合には、船舶航行の安全性、安定性及び効率性の向上のため、開発保全航路の開発、保全及び管理を行うとともに、情報を共有化する等、関係機関が連携して総合的な航行安全対策を進める。

三大湾地域をはじめとする、人口及び資産が集積する地域等において複数の港湾が近接して立地している場合には、大規模地震等の災害時に避難者及び緊急物資の輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁等の適正な配置及び基幹的広域防災拠点との連携により港湾間の相互補完を進める。また、これらの施設が連携して、災害時に所期の機能を発揮できるように、港湾広域防災協議会を組織すること等により、関係者が協働して広域的な港湾ＢＣＰを策定し、連携体制を構築する。

内陸部で廃棄物処分のための空間確保が困難なため、その処分を海面に依存せざるを得ない地域において、複数の港湾が近接して立地している場合には、廃棄物処分の要請や用地需要等を勘案しつつ、船舶の安全な航行及び停泊との調整を行い、関係機関と連携して広域的な観点から適切に対応する。

⑵　広域的な港湾相互間の連携

①　地域ブロックごと及び全国規模での港湾相互間の連携

北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州及び沖縄の10の地域ブロックごとに、他地域及び近隣諸国との地理的関係、物流・産業動向、幹線道路網等の整備の進展、沿岸域の環境、観光資源の分布、広域的な港湾ＢＣＰ等を踏まえ、物流、人流、災害時対応等の機能に関して、各港湾が地域ブロック内及び他地域の港湾との連携を図る。

具体的には、港湾管理者をはじめ関係機関が協働し、関係する民間企業等の参画も得ながら、地域ブロックごとに、中長期的に求められる港湾の物流・人流機能、空間の利活用方策等について検討を行い、その内容を共有することにより、港湾ごとの適切な機能分担及びそれを踏まえた港湾相互間の連携を図る。

特に、大規模広域災害発生後におけるコンテナ物流についての広域的な代替港湾利用を含めた全体効率化の観点から、事前対策を含め地域ブロックにかかわらず全国規模での港湾の連携を図る。

②　日本海沿岸における環日本海交流と地域振興への取組

日本海沿岸地域においては、対岸諸国の経済・社会等の状況変化、三大都市圏等との陸上アクセスの向上等により、今後、日本海側の港湾を経由した環日本海交流が益々進展することが見込まれる。このため、海陸の交通が結節し、交流の拠点となっている各港湾が、それぞれの地理的特性やその他の優位性を活かしつつ、全体として相互に連携して、ネットワークを形成し、環日本海交流の一層の促進や、日本海側地域の経済発展に貢献し、また災害に強い物流体系の構築に寄与する。

また、このような環日本海交流の動きとあわせて、地域の交流の歴史及び文化を活かした地域振興への取組を、関係者と連携して進める。

なお、古くからの物資の輸送を西廻り航路等の海運が支えてきた日本海沿岸地域では、歴史的資産等を活用して、環日本海のみなとまちをクルーズ船で結ぶことにより、観光による地域の振興を促進する。

③　瀬戸内海における地域振興と環境の保全・再生・創出への取組

瀬戸内海地域においては、多くの島々が点在する美しい景観や静穏な海域、歴史的資産等の観光資源を活用して、各港湾がそれぞれの個性を発揮しつつ全体として魅力ある国内外のクルーズ船等のネットワークの形成など、各港湾が連携して地域振興への取組を進める。

また、瀬戸内海は、海峡部で区切られた複数の湾・灘が連続した閉鎖性の海域群であることから、海域の環境が相互に影響し合うことに配慮しつつ、各港湾が連携して環境の保全に取り組む。特に、閉鎖性が強く背後から流入する汚濁負荷も多い水域においては、海水浄化機能等の向上を図るため、多様な主体と協働し、陸域から流入する汚濁負荷の低減を進めるとともに、干潟、藻場等の保全・再生・創出に努める。更に、豊かな自然が残されている地域においては、多様な主体と連携して、その保全と活用に努める。

2　官民の連携による港湾の効果的な利用及び保全に関する基本的な事項

港湾においては、船社、物流事業者、製造事業者、荷主、観光関係の事業者、ＮＰＯ等の多様な関係者が活動しており、関係者との連携は不可欠である。特に、公共と民間が役割分担しつつ連携することにより、長期的かつ安定的な利用及び保全が期待されることを踏まえ、官民の連携による港湾の効果的な利用及び保全に関する基本的な事項は、以下のとおりとする。

⑴　バルク貨物等の輸送網の拠点となる港湾

バルク貨物等の輸送網の拠点を形成するため、国・港湾管理者・民間企業等の連携による港湾の効果的な利用を推進する。

特に、世界的に需要が増加し、かつ、輸送船舶の大型化が進展している貨物について、バルク貨物の輸入拠点が背後産業の立地と密接に結びついていることや拠点の絞り込みによる物流効率化の効果を発揮するために産業立地の再配置や企業間連携の強化等が必要になることに鑑み、民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立、船舶の運航効率改善のための制限の緩和並びに港湾間及び企業間の連携の促進に取り組む。

このような、バルク貨物の輸入拠点としての機能を高めるべき港湾を特定貨物輸入拠点港湾として指定する。バルク貨物の海上輸送の共同化の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図るため、関係者が連携して、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会等を活用しつつ、特定利用推進計画を作成し、当該計画に定めた取組を促進するとともに、継続して当該計画の進捗状況の確認を行う。

なお、特定利用推進計画の作成に当たっては、当該港湾の港湾計画等との整合を図るとともに、当該港湾を拠点とした複数港寄りや小型船による積替輸送といった企業間の連携による大型船の活用の取組の促進、安定的な投資環境の構築に資する共同化促進施設協定の活用による荷さばき施設等の共同化の促進並びに複数の港湾にまたがる企業間及び港湾管理者間の連携等の促進に配慮する必要がある。

⑵　クルーズ船の受入拠点となる港湾

クルーズ船の受入拠点を形成するため、港湾管理者及びクルーズ船社等の連携による港湾の効果的な利用を推進する。

特に、港湾管理者が、当該港湾への寄港を希望し、自ら寄港地の利便性を高めるために旅客施設等を整備する意向をもつクルーズ船社と連携する場合、その意向及びニーズを取り込むとともに、その活力を活かしながら、長期的かつ安定的な寄港を確保する国際クルーズ船の受入拠点の形成に取り組む。

このような取組を行う港湾を国際旅客船拠点形成港湾として指定する。当該港湾の港湾管理者は、関係者と調整し、国際旅客船拠点形成計画を作成する。更に、当該港湾管理者は、旅客施設等を整備するクルーズ船社等と、係留施設の優先的な利用や当該旅客施設等の一般公衆への供用等に関する官民連携国際旅客船受入促進協定を締結することにより、当該計画に定めた取組を推進する。

なお、国際旅客船拠点形成計画の作成に当たっては、当該港湾の港湾計画等との整合を図るとともに、官民連携の推進、公共的な施設利用の確保を可能とする管理・運営、魅力ある寄港地観光の造成、地場産業の活用等による地域振興への貢献及び地域の観光関係者等の連携による推進体制の構築に配慮する必要がある。

⑶　海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点となる港湾

海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成するため、国・港湾管理者・民間企業の連携による港湾の効果的な利用を推進する。

洋上風力発電は、地球温暖化対策に有効であり、大規模な開発により経済性の確保が可能で、関連産業の育成や波及効果も期待される。洋上風力発電の導入促進のためには、事業の予見可能性を高める必要があることに鑑み、国及び港湾管理者は、重厚長大な資機材を扱うことが可能な耐荷重・広さを備えた埠頭において、発電事業者による発電設備の設置から撤去に至るまでの長期的かつ安定的な利用の確保に取り組む。

このような取組を行う港湾を海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（以下「基地港湾」という。）として指定する。基地港湾において、国及び当該港湾の港湾管理者は、発電事業者に埠頭の長期貸付けを行う。貸付けにあたり、国は、当該埠頭の貸付けを受ける２以上の発電事業者間の適切な利用調整を行う。当該埠頭については、国、港湾管理者及び発電事業者が連携して、災害時等における公共的な利用を確保する体制を構築する。また、当該埠頭の効率的な利用を図るため、貸付けを受ける発電事業者からの要請に基づいて、一時的な利用について調整する利用調整協議会を国が設置する。

なお、このような基地港湾の埠頭については、最大30年間にわたり発電事業者に貸し付けることができることから、当該港湾の港湾計画等との整合を図るとともに、当該港湾の開発、利用及び保全に係る長期的な展望との調和を図る必要がある。

また、国、港湾管理者及び発電事業者は地域との共生や地域経済への波及の観点に配慮する必要がある。

⑷　脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進

我が国の港湾や産業の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾管理者、港湾及び臨海部に立地する民間企業並びに関係自治体等の連携等による港湾の効果的な利用を推進する。

港湾において、サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む荷主等のニーズへ対応し、港湾の競争力を強化していく。また、港湾及び臨海部に集積する温室効果ガスの排出量が多い産業等のエネルギー転換を促し、産業の構造転換及び競争力強化に貢献していく。このため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るＣＮＰの形成を推進する。

このような取組を多岐にわたる官民の関係者が一体となって進めるため、港湾管理者は、港湾脱炭素化推進協議会を活用しつつ、港湾脱炭素化推進計画を作成する。当該計画により、既存ストックを有効活用しながら効率的・効果的に埠頭再編等を図り、港湾及び臨海部における脱炭素化の取組を促進する。また、港湾管理者は、必要に応じ、当該計画の目標を達成するため、脱炭素化推進地区を定め、構築物の用途規制の柔軟化を図るものとする。

なお、港湾脱炭素化推進計画は、短・中・長期と段階的に取り組む計画とし、当該港湾の港湾計画等との整合を図るとともに、当該港湾におけるエネルギーの調達及び利用に係る公共の役割、官民連携及び企業間連携の推進、既存施設の利用転換、地域の脱炭素化への貢献、脱炭素関連産業の立地等による地域振興への貢献並びに複数の港湾にまたがる企業間及び港湾管理者間の連携等を促進する。

⑸　民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備

地域の交流拠点としての役割を担う港湾の緑地等の老朽化や魅力の低下等に対応するため、民間の活力を最大限活かして、緑地等の再整備と魅力向上とを効果的に推進する。

港湾の緑地等は、港湾の自然環境の保全、港湾の良好な景観の形成、港湾労働者の労働環境及び周辺住民の生活環境の向上等の場となるとともに、災害等における復旧・復興活動の拠点や避難場所など、様々な機能を果たしており、我が国全体の財政状況が一段と厳しくなる中においてもこれらの機能の確保・高度化を図りつつ、水際線を活かした質の高い賑わい空間を創出する必要がある。これにあたり、民間活力を最大限活かしていくためには、緑地等における安定的な投資環境の構築が必要であることに鑑み、国及び港湾管理者は、民間事業者による公共還元型の緑地等の整備のための長期的かつ安定的な利用の確保に取り組む。

このような取組を行う港湾の緑地等において、カフェやレストラン等の収益施設を整備し、当該施設から得られる収益を還元して当該緑地等の再整備を行う民間事業者に対して、港湾管理者が緑地等の貸付けを行う。貸付けにあたり、国は、全国における官民連携の成功事例の収集・共有に務めるとともに、災害時等における公共的な利用を確保する体制を構築する。

また、国、港湾管理者は、市民・ＮＰＯ・民間事業者等の多様な主体と連携・協働することにより、地域の文化・歴史等の特色を活かした賑わい創出に取り組むとともに、施設の老朽化による異常や損傷の早期発見、適切な維持管理を図ることで、安全で魅力的な港湾空間を形成する。

⑹　港湾における気候変動適応の推進

気候変動に伴う海面上昇等に対し、物流・産業機能の継続を図るため、国、港湾管理者、関係地方公共団体、民間企業等の連携・協働による港湾の効果的な保全を推進する。

気候変動に伴う海面上昇等の影響は、各港湾がおかれる地形条件や自然条件による地域差があり、必要となる対策及びその時期は、社会的条件も踏まえ多様なものとなる。加えて、様々な関係者が集積する港湾において効果的に浸水を防ぐためには、水際線において一体的な適応水準を確保することが必要である。このため、協働防護区域毎に脆弱性評価を実施し、それぞれに適したハード・ソフト一体の各種施策を関係者が連携して講じる「協働防護」の推進に取り組む。

このような取組を関係者が一体となって進めるため、港湾管理者は協働防護協議会を活用しつつ、協働防護計画を作成する。更に、関係者は、安定的な防護水準の確保に向けて、対策の実施・運用枠組みや継続性の確保等に関する協働防護協定を締結することにより当該計画に定めた取組を推進する。

なお、協働防護計画の作成に当たっては、当該港湾の港湾計画や防災・気候変動に係る当該港湾を取り巻く関連計画との整合を図る必要がある。また、気候変動に関する予測は、最新の実績や知見に基づく科学的な評価が定期的になされる見込みであるため、最新の知見等を踏まえ、必要に応じて協働防護計画の見直しを図る。

3　民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

港湾は取り扱う貨物を通じ、産業活動・国民生活と密接に関わっている。産業の国際競争力の強化、国民生活の質の向上等を図る上で、低廉で質の高い港湾サービスの提供が極めて重要であり、港湾の効率的な運営を推進する必要があることを踏まえ、民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項は、以下のとおりとする。

⑴　民間能力の活用による港湾運営の効率化

我が国港湾においては、埠頭運営をはじめとする多様な経済活動が官民により様々な形で実施されており、その運営の効率化に民の視点を取り込んだ制度として、港湾運営会社制度をはじめ、ＰＦＩに係る制度、特定埠頭に係る制度、指定港湾管理者制度等が整備されている。地域における産業及び経済の実情等の港湾を取り巻く状況を勘案しながら、これらの制度を活用し、我が国においても民間の能力を活用した港湾運営の効率化を進める。

港湾運営会社制度により港湾運営の効率化を図るため、港湾計画の作成や臨港地区内の構築物規制等の港湾管理を担う港湾管理者及び港湾運営に係る業務を一元的に担う港湾運営会社との連携を確保するとともに、貨物取扱量、施設の利用状況等の運営に係るデータ及び財務に関する情報等の適宜・適切な開示、港湾運営について民間のガバナンスが十分に発揮されるための民間資本の参加、組織・経営体制の整備等を進める。

特に、国際戦略港湾においては、複数の港湾管理者にまたがる港湾を一体的かつ効率的に運営していくため、国が港湾運営会社に出資することにより、国・港湾管理者・民間企業それぞれの強みを活かした協働体制を構築し、広域からの貨物集約や新たな貨物需要の創出、海外船社への航路誘致活動等、全国的・国際的視点で取り組むべき課題に対応する。加えて、物流・脱炭素化等の新規事業分野への展開や、他の国内港湾との更なる連携及び海外港湾への運営参画・業務提携等を推進し、集貨に資する国内外とのネットワークを構築するとともに経営基盤を強化する。

なお、我が国にとって港湾は、物流を通じて我が国の社会経済を支えるとともに、災害時においては緊急物資輸送等を通じて国民の生命と生活を守る重要な社会基盤であることから、港湾運営会社の公共性の確保及び港湾の秩序の確立に取り組む。

⑵　港湾の効率的な運営を支える協働体制の構築

輸送の効率性及び利便性の向上等、港湾における物流サービスの水準を向上させるため、港湾利用及びサービス向上についての協議会等の設置及び活用を通じて、港湾利用者のニーズを十分把握するとともに、関係者と連携して、港湾における良好な労働環境の確保に配慮しつつ、目標の設定・その達成状況の公開等を通じたＰＤＣＡ（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善）プロセスの構築、荷役の効率化、荷主等のニーズへの対応力の強化、これらに対応するための人材の確保等に努める。

特に、国際戦略港湾においては、埠頭群の指定が２以上の港湾管理者の港湾区域にわたってなされることを踏まえ、港湾法に基づく国際戦略港湾運営効率化協議会を活用し、関係者間での緊密な連携により、港湾全体での一体的かつ効率的な運営の実現を図る。これにより、関係手続の迅速化、広域からの貨物集約、国際基幹航路の寄港の維持・拡大等を進める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の規定は、この告示の施行の日以後に定め、又は変更される港湾計画について適用し、同日前に定め、又は変更された港湾計画については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第二十四号

船位通報制度に関する告示（昭和六十年八月二十九日海上保安庁告示第百四十五号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月一日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

船位通報制度に関する告示の一部を改正する告示

船位通報制度に関する告示（昭和六十年八月二十九日海上保安庁告示第百四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
三　海上保安庁からの連絡 位置通報又は最終通報の遅延により安否を確認する必要がある船舶、救助を依頼する船舶等連絡を必要とする船舶に対し、別表中1に掲げる海岸局は必要の都度個別に呼出しを行う。 別表 1　（削る） 2　（削る）	三　海上保安庁からの連絡 位置通報又は最終通報の遅延により安否を確認する必要がある船舶、救助を依頼する船舶等連絡を必要とする船舶に対し、別表中2に掲げる海岸局は毎奇数時（中央標準時による。）の零分から及び必要の都度デジタル選択呼出装置により個別に呼出し、また、別表中3に掲げる海岸局は必要の都度個別に呼出しを行う。 別表 1　狭帯域直接印刷電信により通報する場合の通報先

海岸局の名称	識別信号	受信周波数（kHz）	送信周波数（kHz）
東京	2400又は004310001	4,179	4,216.5
		8,379.5	8,419.5
		12,487.5	12,590
		16,688.5	16,812

2　デジタル選択呼出通信に引き続く狭帯域直接印刷電信又は短波無線電話により通報する場合の通報先

(1)　デジタル選択呼出装置用

海岸局の名称	識別信号	聴取周波数（kHz）	送信周波数（kHz）
東京	004310001	4,208	4,219.5
		8,415	8,436.5
		12,557.5	12,657
		16,805	16,903

(2)　狭帯域直接印刷電信用

海岸局の名称	識別信号	聴取周波数（kHz）	送信周波数（kHz）
東京	004310001	4,179	4,216.5
		8,379.5	8,419.5
		12,487.5	12,590
		16,688.5	16,812

1　超短波無線電話により通報する場合の通報先

海岸局の名称	識別信号	聴取周波数	送信周波数
小樽	ＪＮＬ ほっかいどうほあん ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	156.6　MHz　156.8　MHz	156.6MHz
塩釜	ＪＮＮ しおがまほあん ＳＨＩＯＧＡＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	156.6　MHz　156.8　MHz	156.6MHz
横浜	ＪＧＣ よこはまほあん ＹＯＫＯＨＡＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	156.6　MHz　156.8　MHz	156.6MHz

(3)　短波無線電話用

海岸局の名称	識別信号	聴取周波数（kHz）	送信周波数（kHz）
東京	とうきょうほあん ＴＯＫＹＯ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	4,354 8,707 8,710 12,326 12,332 16,513 16,519	4,354 8,707 8,710 13,173 13,179 17,395 17,401

注　本表中、英語の呼出名称の使用は、外国の船舶の船舶局と海岸局との間で通信を行う場合に限る。

3　超短波無線電話により通報する場合又はデジタル選択呼出通信に引き続く中短波無線電話若しくは超短波無線電話により通報する場合の通報先

海岸局の名称	識別信号	聴取周波数（kHz）	送信周波数（kHz）
小樽	ＪＮＬ ほっかいどうほあん ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ 004310101	156.6　MHz　156.8　MHz 2,189.5	156.6MHz 2,177 2,150　2,394.5
塩釜	ＪＮＮ しおがまほあん ＳＨＩＯＧＡＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ 004310201	156.6　MHz　156.8　MHz 2,189.5	156.6MHz 2,177 2,150　2,394.5
横浜	ＪＧＣ よこはまほあん ＹＯＫＯＨＡＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ 004310301	156.6　MHz　156.8　MHz 2,189.5	156.6MHz 2,177 2,150　2,394.5

名古屋	ＪＮＴ なごやほあん ＮＡＧＯＹＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	156.6　MHz　156.8 MHz	156.45MHz 156.6MHz
神戸	ＪＧＤ こうべほあん ＫＯＢＥ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	156.6　MHz　156.8 MHz	156.45MHz 156.6MHz
広島	ＪＮＥ ひろしまほあん ＨＩＲＯＳＨＩＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	156.6　MHz　156.8 MHz	156.6MHz
門司	ＪＮＲ もじほあん ＭＯＪＩ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	156.6　MHz　156.8 MHz	156.6MHz
舞鶴	ＪＮＣ まいづるほあん ＭＡＩＺＵＲＵ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	156.6　MHz　156.8 MHz	156.6MHz
新潟	ＪＮＶ にいがたほあん ＮＩＩＧＡＴＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	156.6　MHz　156.8 MHz	156.6MHz

名古屋	ＪＮＴ なごやほあん ＮＡＧＯＹＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ 004310401	156.6　MHz　156.8 MHz 2,189.5	156.45MHz 156.6MHz 2,177 2,150　2,394.5
神戸	ＪＧＤ こうべほあん ＫＯＢＥ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ 004310501	156.6　MHz　156.8 MHz 2,189.5	156.45MHz 156.6MHz 2,177 2,150　2,394.5
広島	ＪＮＥ ひろしまほあん ＨＩＲＯＳＨＩＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ 004310601	156.6　MHz　156.8 MHz 2,189.5	156.6MHz 2,177 2,150　2,394.5
門司	ＪＮＲ もじほあん ＭＯＪＩ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ 004310701	156.6　MHz　156.8 MHz 2,189.5	156.6MHz 2,177 2,150　2,394.5
舞鶴	ＪＮＣ まいづるほあん ＭＡＩＺＵＲＵ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ 004310801	156.6　MHz　156.8 MHz 2,189.5	156.6MHz 2,177 2,150　2,394.5
新潟	ＪＮＶ にいがたほあん ＮＩＩＧＡＴＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ 004310901	156.6　MHz　156.8 MHz 2,189.5	156.6MHz 2,177 2,150　2,394.5

鹿　児　島	ＪＮＪ かごしまほあん ＫＡＧＯＳＨＩＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	156.6　MHz　156.8　MHz	156.6MHz
沖　　縄	ＪＮＢ おきなわほあん ＯＫＩＮＡＷＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	156.6　MHz　156.8　MHz	156.6MHz

注　（略）

4　（削る）

2・3　（略）

鹿　児　島	ＪＮＪ かごしまほあん ＫＡＧＯＳＨＩＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ 004311001	156.6　MHz　156.8　MHz 2,189.5	156.6MHz 2,177 2,150　2,394.5
沖　　縄	ＪＮＢ おきなわほあん ＯＫＩＮＡＷＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ 004311101	156.6　MHz　156.8　MHz 2,189.5	156.6MHz 2,177 2,150　2,394.5

注　（略）

4　テレックスにより通報する場合の通報先

海上保安庁警備救難部管理課運用司令センター　テレックス番号　222―5193

5・6　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○防衛省告示第二百二十九号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十一条の二の規定に基づき、装備移転船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を次のように定めたので、告示する。

令和七年十月一日　　防衛大臣　中谷　　元

装備移転船舶の技術上の基準

1　総則

この基準は、自衛隊の使用する船舶及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第109条第１項の装備移転船舶（以下「船舶」と総称する。）の堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を規定する。

2　適用

⑴　船舶に適用する基準は、第３項から第15項までに規定する基準とする。ただし、次の各号の細分に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号の細分に掲げる基準によることができる。

ア　船舶安全法（昭和８年法律第11号）第６条の５に規定する国土交通大臣の型式承認を受けた製造者が当該型式承認に係る船舶として製造するものその他これに準ずるものと認められる場合　当該船舶が型式承認その他これに準ずるものを受けるにおいて定められた基準

イ　その他船舶の種別、使用目的等により陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛大学校長又は防衛装備庁長官（以下「幕僚長等」という。）が特に必要と認める場合　幕僚長等が行う上申に基づき防衛大臣が別に定める基準

⑵　⑴の規定にかかわらず、船体並びに装置及び機器等を試験的に使用する場合にあっては、当該試験の実施に必要な限りにおいて第３項から第15項までに規定する基準によらないことができる。

3　船舶の堪航性及び人命の安全の確保

船舶は、適切に運用された場合には、次の各号に掲げる堪航性及び人命の安全の確保に関する基準を満たさなければならない。

⑴　要求される任務に応じた運用条件下（高脅威状態又は戦闘状態を除く。以下「定められた運用条件下」という。）において、船舶は、乗船者が危害を受けないよう安全に運用可能でなければならない。

⑵　定められた運用条件下において通常予見される損傷の発生時において、船舶の能力の一部が減少した場合においても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを維持できなければならない。

4　高脅威状態又は戦闘状態に対する基準

⑴　船舶は、その種別による使用目的に応じて、次の各号の細分に掲げる要件のうち必要なものを満たさなければならない。

ア　戦闘性能

㋐　戦闘の指揮に必要な各種情報、命令及び報告の伝達及び接受は、それぞれ確実、かつ、迅速に実施できること

㋑　レーダー、ソーナー、銃砲及び水雷武器等並びにこれらの指揮装置は、通常予見されるすべての運用条件において、その機能を十分に発揮できること

㋒　武器及び関連機器については、戦闘行為下においても誤操作、混乱等を起こさないように、操作及び取扱いが容易であり、かつ、信頼性が高く、堅固なものであること

イ　防御性能

被弾等による被害及び至近弾、機雷等による被害並びに衝突等による被害を防止し、また、その被害を最小限にとどめることを可能とするための次の㋐から㋓までに掲げる要件

㋐　浸水に対し復原性及び浮力を可能な限り保持できること

㋑　防火性能及び防爆性能を有すること

㋒　重要な装置に対する応急装置及び予備装置を保持すること

㈡　重要な装置を分散及び分割させること並びに浸水に対し機能が保持できること
㈢　船体並びに装置及び機器等の強度並びにこれらを装備する位置、方法等について、当該船体並びに装置及び機器等に生じる振動の低減、吸収及び共振の抑制ができること
㈣　船体並びに装置及び機器等の強度並びにこれらを装備する位置、方法等について、当該船体並びに装置及び機器等が受ける衝撃又は振動による機能の低下、破損又は障害を局限できること
㈤　船舶に起因する電磁波、電磁界、音響、光波（赤外線を含む。）等のシグネチャを可能な限り低減できること

⑵　各部配置は、次のア及びイに掲げる要件のうち、船舶の種別による使用目的に応じて必要なものを満たさなければならない。

ア　武器
㈠　レーダー、ソーナー、銃砲及び水雷武器等並びにこれらの指揮装置等を適切に配置すること並びにこれらの視界及び射界が確保できること
㈡　同時に使用する武器及び当該船舶に装備している武器と船体間の相互干渉を防止すること

イ　戦闘区画、動力区画及び非常電源区画
戦闘区画、動力区画及び非常電源区画については、それぞれの機能を十分発揮できるとともに被弾等による被害を局限できるように配置すること

5　一般的要求事項

⑴　構成
船舶の構成は、船舶が定められた運用条件下において航行することができるものでなければならない。また、いかなる単一の故障に対しても、乗船者の安全に必要な機能が維持できる十分な信頼性及び可用性を提供しなければならない。

⑵　材料の選択
船舶の構造及び艤装に使用される材料は、使用目的に適したものでなければならず、また、定められた運用条件下において乗船者が危害を受けないものでなければならない。

⑶　船舶の装備品の選択
船舶の装備品は、船舶の安全な運用を支援するものでなければならず、また、定められた運用条件下において安全に作動しなければならない。

⑷　危険区域
危険区域は、その数及び大きさ、並びに当該危険区域に起因する乗船者及び船舶へのリスクを最小限に抑えることができるものでなければならない。

⑸　情報保証
情報システムは、船舶の安全な運用を支援するため、ソフトウェア及びハードウェアへのサイバー攻撃に対する耐性及び当該サイバー攻撃からの復旧が確保できるものでなければならない。

⑹　ソフトウェアシステム
ソフトウェアに依存するすべてのシステム又は装備品については、当該ソフトウェア及びそのシステム又は装備品への統合に伴うリスクが適切に管理され、当該ソフトウェアが安全に使用できるものでなければならない。

⑺　人間工学的配慮
船舶は、人間の特性を考慮し、安全に運用することができるように配慮されたものでなければならない。

⑻　制御装置
ア　制御装置は、定められた運用条件下において安全に関わるシステムが容易に操作でき、かつ、人為的誤操作に対して許容性を有するよう、人間の特性に配慮されたものでなければならない。
イ　特別な運用モード（訓練モード、保守モード、診断モード等）は、安全性が保たれるよう実装しなければならない。

⑼　技術資料等
船舶の安全な運用及び維持整備が船舶の運用期間を通じて適切に実施されるよう、必要な情報や実施要領が整備されなければならない。

⑽　損傷後能力
船舶に損傷が生じた場合においても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものその他の定義された機能を、乗船者の安全に重大な影響を及ぼさない水準に維持し又は回復できるものでなければならない。

6　構造
船舶の設計寿命に対し、船体構造は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。
⑴　風雨密性及び水密性を確保すること
⑵　乗員が任務を安全に実施できること
⑶　想定される搭載品が積載できること
⑷　定められた運用条件下において通常予見される事故及び緊急事態の発生時に、少なくとも、乗船者が安全な場所に到達するか、又は当該事故等により発生した危険な状況が解消するまで乗船者の安全及び乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを維持できること
⑸　船舶の喪失のリスクを最小化すること

7　浮力及び復原性
船舶の浮力、乾舷、主要な水密区画及び復原性は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。
⑴　定められた運用条件下において、非損傷状態及び通常予見される損傷状態のいずれにおいても、十分な予備浮力を備えること
⑵　定められた運用条件下において、非損傷状態及び通常予見される損傷状態のいずれにおいても、適切な運航技術を持つ乗員のもと、転覆を防止するために十分な復原性を備えること
⑶　乗員がその任務を可能な限り安全に実施できること
⑷　定められた運用条件下において通常予見される事故及び緊急事態の発生時において、乗船者及び乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを保護し、乗船者が安全な場所に到達するか、又は当該事故等により発生した危険な状況が解消するまでの間、乗船者の安全並びに救命設備及び機器を含む乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを維持できること

8　船体補機、機関、電気等
船体補機（通風機及び各種ポンプを含む。）、機関（主機及びそれに付随する補機類を含む。）、電気（発電機、配電装置、照明その他の電気機器を含む。）等は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。
⑴　定められた運用条件下において通常予見される全ての動作条件での運用を可能にすること
⑵　定められた運用条件下において通常予見される全ての動作条件において乗船者に対する危険を最小限に抑えること
⑶　定められた運用条件下における運用上の要求に応じた信頼性を有し、予測可能な方法で動作すること
⑷　船体の風雨密性及び水密性を確保し、第７項の要件を満たすこと
⑸　定められた運用条件下において通常予見される全ての動作条件で、外部からの支援を受けることなく、停止したシステム及び装置のうち乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを提供するものを再起動できること
⑹　火災、爆発、又は大気汚染のリスクを最小限に抑えること
⑺　定められた運用条件下において通常予見される損傷の発生時において、乗員を支援し、かつ、乗船者が安全な場所に到達するか、又は損傷により発生した危険な状況が解消するまでの間、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを提供すること

9　甲板装置等

甲板装置等は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

⑴　定められた運用条件下における運用上の要求に応じた信頼性を有し、予測可能な方法で動作すること

⑵　船体の水密性を確保し、第７項の要件を満たすこと

⑶　定められた運用条件下において、船舶を安全に運航するために不可欠な機能を有する甲板装置等が相互に独立して作動可能であること

10　火災安全対策

効果的な火災安全対策の確保のため、船舶及びその設備は、火災発生時及び発生後においても乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを維持しながら、可能な限り、火災の予防、探知、封じ込め及び消火ができなければならない。

11　避難、退船及び救助

乗船者の避難、退船及び救助のための設備は、次の各号の基準を満たすものでなければならない。

⑴　定められた運用条件下において通常予見される事故及び緊急事態の発生時において、すべての有人区画から安全な場所への効果的な避難手段が、当該事故及び緊急事態により発生した危険な状態が解消するまでの間、乗船者に対して確保されること

⑵　船舶からの効果的な退船手段を備えること

⑶　海上から人を収容する効果的な手段を備えること

12　通信

⑴　国際航海又はこれに準じる航海を行う船舶の通信設備は、船舶が海上にある間において、次のアからサまでに掲げる機能を有するものでなければならない。

ア　異なる無線通信サービスを使用した、少なくとも２つの独立した手段による船舶から陸上への遭難警報の送信機能

イ　船舶から航空機への遭難警報の送信機能

ウ　陸上から船舶への遭難警報の受信機能

エ　船舶間の遭難警報の送受信機能

オ　捜索及び救助のための調整に関する通信の送受信機能

カ　捜索及び救助活動の現場における通信の送受信機能

キ　遭難中の船舶、航空機、集団又は人員（落水者を含む。）の位置を特定するための信号の送受信機能

ク　海上安全情報の送受信機能

ケ　陸上の無線システム又はネットワークとの一般無線通信の送受信機能

コ　船舶が通常航行する位置からの船橋間通信の送受信機能

サ　船内通信の送受信機能

⑵　通信機器は、次のア及びイに掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア　定められた運用条件下において通常予見される動作条件、事故及び緊急事態において、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものが維持できる十分な信頼性を提供し、誤操作のリスクを最小限に抑えること

イ　少なくとも１つの誤操作又はシステム若しくは装置の故障が発生した場合においても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを途切れることなく維持すること

13　航行の安全

⑴　船舶は、海上において次のアからエまでに掲げる事項が可能でなければならない。

ア　独立して航行できること

イ　固定物又は移動体を問わず、全ての航行における危険に関する警報を提供できること

ウ　航行の安全に必要な気象及び海象に関する環境データを測定し、これを分析できること

エ　遭難中の他の船舶、航空機、集団又は人員を支援できること

⑵　船舶は、座礁、衝突及び環境への悪影響のリスクを最小限に抑えるように操船できなければならない。

⑶　航法システムは、次のアからウまでに掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア　定められた運用条件下において通常予見される動作条件、事故及び緊急事態において、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものが維持できる十分な信頼性を提供し、誤操作のリスクを最小限に抑えること

イ　少なくとも一つの誤操作又はシステム若しくは装置の故障が発生した場合においても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを途切れることなく維持すること

ウ　接続されたシステムからの、センサー又は処理要求における過負荷若しくは不具合があっても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを途切れることなく維持すること

14　危険物

危険物の運搬及び使用について、船舶は次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

⑴　危険物の運搬に起因する事故のリスクを最小限に抑えること

⑵　危険物の運搬及び使用に起因する事故により生じる影響について、人命、財産及び環境並びに乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものに対して、重大な影響を及ぼさない水準に管理すること

⑶　危険物の移動、保守及び使用準備を安全に実施できること

15　航空機運用設備

航空機運用設備は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

⑴　有人及び無人の航空システムに対して、安全かつ効率的な運用基盤を提供すること

⑵　航空機の運用の管制及び維持のために有効な手段を提供すること

16　雑則

この基準を満たすための具体的な設計の基準は防衛装備庁長官が定め、この基準を満たすための具体的な工作の基準は海上幕僚長が定めるものとする。

その他告示

○財務省告示第二百五十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年十月一日

財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第148回	65,230,000円	65,204,026円
〃	第149回	64,890,000円	64,864,162円
〃	第150回	204,480,000円	204,398,558円
〃	第151回	156,490,000円	156,427,686円
〃	第152回	121,840,000円	121,791,482円
〃	第153回	31,680,000円	31,667,390円
〃	第154回	76,880,000円	76,849,390円
〃	第155回	106,140,000円	106,097,738円
〃	第156回	113,680,000円	113,634,742円

〃	第157回	313,770,000円	313,645,028円
〃	第158回	394,760,000円	394,602,774円
〃	第159回	120,760,000円	120,711,924円
〃	第160回	71,480,000円	71,451,540円
〃	第161回	209,510,000円	209,359,780円
〃	第162回	280,960,000円	280,534,632円
〃	第163回	67,200,000円	67,173,244円
〃	第164回	154,710,000円	154,648,378円
〃	第165回	105,590,000円	105,547,944円
〃	第166回	163,640,000円	163,431,402円
〃	第167回	337,260,000円	336,776,310円
〃	第168回	312,220,000円	311,502,527円
〃	第169回	458,600,000円	457,142,395円
〃	第170回	1,578,240,000円	1,573,461,102円
〃	第171回	3,000,000円	2,993,055円
〃	第172回	16,000,000円	15,952,456円
〃	第173回	44,100,000円	43,997,470円
〃	第174回	22,000,000円	21,936,883円
〃	第175回	23,000,000円	22,926,989円
〃	第177回	5,000,000円	4,982,869円
〃	第178回	2,000,000円	1,993,756円
〃	第180回	10,000,000円	9,989,151円
〃	第182回	109,120,000円	109,108,640円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第114回	36,250,000円	36,235,562円
〃	第115回	32,500,000円	32,487,058円
〃	第116回	72,000,000円	71,971,318円
〃	第117回	110,500,000円	110,455,986円
〃	第118回	114,620,000円	114,574,350円
〃	第119回	43,350,000円	43,332,744円
〃	第120回	147,300,000円	147,241,328円
〃	第121回	128,400,000円	128,348,860円
〃	第122回	84,860,000円	84,826,202円
〃	第123回	88,730,000円	88,694,660円
〃	第124回	133,250,000円	133,196,926円
〃	第125回	127,100,000円	127,049,382円
〃	第126回	189,600,000円	189,524,478円
〃	第127回	99,700,000円	99,660,286円
〃	第128回	121,610,000円	121,561,562円
〃	第129回	195,400,000円	195,322,170円
〃	第130回	217,320,000円	217,233,438円
〃	第131回	141,750,000円	141,693,538円
〃	第132回	214,160,000円	214,074,688円
〃	第133回	166,900,000円	166,833,520円
〃	第134回	100,400,000円	100,360,010円
〃	第135回	180,210,000円	180,138,224円
〃	第136回	166,980,000円	166,913,484円
〃	第137回	179,450,000円	179,378,524円
〃	第138回	109,950,000円	109,906,214円
〃	第139回	102,500,000円	102,459,172円
〃	第140回	78,500,000円	78,468,732円
〃	第141回	284,300,000円	284,141,484円
〃	第142回	800,360,000円	799,212,146円
〃	第143回	442,280,000円	441,751,422円
〃	第144回	768,400,000円	767,297,984円
〃	第145回	636,510,000円	635,800,018円
〃	第146回	382,030,000円	381,756,100円
〃	第147回	214,000,000円	213,897,706円
〃	第148回	134,400,000円	134,346,470円
〃	第149回	656,890,000円	656,157,300円

〃	第150回	604,850,000円	603,837,930円
〃	第151回	881,210,000円	878,892,862円
〃	第152回	1,079,940,000円	1,076,325,864円
〃	第153回	890,560,000円	888,785,984円
〃	第154回	971,940,000円	970,546,030円
〃	第155回	377,420,000円	376,668,184円
〃	第156回	403,810,000円	402,748,215円
〃	第157回	932,260,000円	929,585,796円
〃	第158回	1,348,160,000円	1,343,352,476円
〃	第159回	3,132,020,000円	3,117,335,741円
〃	第160回	5,247,500,000円	5,221,974,370円
〃	第161回	5,780,000円	5,762,102円
〃	第162回	13,000,000円	12,948,410円
〃	第163回	10,000,000円	9,968,315円
〃	第164回	5,000,000円	4,982,741円
〃	第165回	10,000,000円	9,964,613円
〃	第166回	10,300,000円	10,266,250円
〃	第167回	40,000,000円	39,848,822円
〃	第169回	17,000,000円	16,954,714円
〃	第171回	2,000,000円	1,997,370円
〃	第172回	72,710,000円	72,696,231円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第66回	94,490,000円	94,083,430円
〃	第67回	97,670,000円	97,253,628円
〃	第68回	56,550,000円	56,275,130円
〃	第69回	77,350,000円	76,918,562円
〃	第70回	113,610,000円	112,944,626円
〃	第71回	55,110,000円	54,868,483円
〃	第72回	146,350,000円	145,720,283円
〃	第73回	84,250,000円	83,890,844円
〃	第74回	94,980,000円	94,518,335円
〃	第75回	69,710,000円	69,321,179円
〃	第76回	35,310,000円	35,106,773円
〃	第77回	22,350,000円	22,252,055円
〃	第78回	105,730,000円	105,275,071円
〃	第79回	59,000,000円	58,748,479円
〃	第80回	28,160,000円	28,023,131円
〃	第81回	245,170,000円	243,802,489円
〃	第82回	302,520,000円	300,869,836円
〃	第83回	533,600,000円	531,261,472円
〃	第84回	24,770,000円	24,663,431円
〃	第85回	222,870,000円	221,919,896円
〃	第86回	125,920,000円	125,307,953円
〃	第87回	145,010,000円	144,201,166円
〃	第88回	114,320,000円	113,672,789円
〃	第89回	57,130,000円	56,879,638円
〃	第90回	178,840,000円	178,070,490円
〃	第91回	85,430,000円	85,065,811円
〃	第92回	153,400,000円	152,654,381円
〃	第93回	172,120,000円	171,159,975円
〃	第94回	205,720,000円	204,559,370円
〃	第95回	219,450,000円	218,488,259円
〃	第96回	239,820,000円	238,788,095円
〃	第97回	319,480,000円	318,118,034円
〃	第98回	429,950,000円	427,860,137円
〃	第99回	199,700,000円	198,586,119円
〃	第100回	161,620,000円	160,702,734円
〃	第101回	219,060,000円	218,099,970円
〃	第102回	231,450,000円	230,454,113円
〃	第103回	414,210,000円	412,444,190円

〃	第104回	228,920,000円	227,807,298円
〃	第105回	212,010,000円	210,827,445円
〃	第106回	210,490,000円	209,320,687円
〃	第107回	388,930,000円	387,225,502円
〃	第108回	362,340,000円	360,780,906円
〃	第109回	378,400,000円	376,786,849円
〃	第110回	277,470,000円	276,121,315円
〃	第111回	342,820,000円	340,907,806円
〃	第112回	441,520,000円	439,024,921円
〃	第113回	336,560,000円	335,085,022円
〃	第114回	483,890,000円	481,807,891円
〃	第115回	486,520,000円	484,445,925円
〃	第116回	471,410,000円	469,118,628円
〃	第117回	575,830,000円	572,618,105円
〃	第118回	366,880,000円	364,756,392円
〃	第119回	410,290,000円	408,491,895円
〃	第120回	714,620,000円	711,545,075円
〃	第121回	83,090,000円	82,735,790円
〃	第122回	30,620,000円	30,471,181円
〃	第123回	17,060,000円	16,964,852円
〃	第124回	128,230,000円	127,483,264円
〃	第125回	118,570,000円	118,050,366円
〃	第126回	316,450,000円	315,088,367円
〃	第127回	351,800,000円	350,300,260円
〃	第128回	243,120,000円	241,938,292円
〃	第129回	470,130,000円	467,507,679円
〃	第130回	240,610,000円	239,291,047円
〃	第131回	230,440,000円	229,430,099円
〃	第132回	466,180,000円	464,174,107円
〃	第133回	445,130,000円	443,232,388円
〃	第134回	205,760,000円	204,759,875円
〃	第135回	440,590,000円	438,132,457円
〃	第136回	246,880,000円	245,541,834円
〃	第137回	143,600,000円	142,970,683円
〃	第138回	230,110,000円	229,119,878円
〃	第139回	197,440,000円	196,598,309円
〃	第140回	318,020,000円	316,474,216円
〃	第141回	719,680,000円	715,665,710円
〃	第142回	543,750,000円	540,649,975円
〃	第143回	521,040,000円	518,756,546円
〃	第144回	867,310,000円	863,578,098円
〃	第145回	849,460,000円	845,838,682円
〃	第146回	907,740,000円	903,327,741円
〃	第147回	590,450,000円	587,156,585円
〃	第148回	1,161,410,000円	1,154,865,720円
〃	第149回	773,980,000円	770,588,010円
〃	第150回	897,550,000円	893,687,995円
〃	第151回	735,610,000円	732,474,031円
〃	第152回	508,160,000円	505,690,002円
〃	第153回	582,440,000円	579,191,258円
〃	第154回	1,067,570,000円	1,061,611,548円
〃	第155回	1,693,780,000円	1,686,356,849円
〃	第156回	981,170,000円	976,948,208円
〃	第157回	809,240,000円	805,790,147円
〃	第158回	471,020,000円	468,730,546円
〃	第159回	768,840,000円	764,551,539円
〃	第160回	736,620,000円	732,445,013円

〃	第161回	1,033,260,000円	1,028,731,700円
〃	第162回	879,560,000円	875,775,383円
〃	第163回	840,950,000円	837,364,991円
〃	第164回	1,117,500,000円	1,112,068,188円
〃	第165回	701,660,000円	697,746,277円
〃	第166回	879,620,000円	874,577,953円
〃	第167回	958,120,000円	953,920,984円
〃	第168回	1,848,610,000円	1,840,655,576円
〃	第169回	3,066,220,000円	3,053,148,362円
〃	第170回	1,439,720,000円	1,432,757,879円
〃	第171回	2,059,310,000円	2,047,854,545円
〃	第172回	4,042,480,000円	4,018,804,024円
〃	第173回	1,000,000円	993,891円
〃	第174回	5,000,000円	4,971,592円
〃	第177回	11,000,000円	10,954,693円
〃	第178回	500,000円	498,366円
〃	第179回	15,000,000円	14,946,107円
〃	第181回	50,000円	49,862円
〃	第184回	67,520,000円	67,511,659円
合　計		82,410,960,000円	82,077,554,687円

○国土交通省告示第九百十八号

石見空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　島根県　島根県松江市殿町一番地

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　石見空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　石見空港内及びその周辺　島根県益田市

四　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変　更　後

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯　質	光　度	配　置　等
（略）			
旋回灯	発光ダイオード、航空白の不動光	最大二十一万カンデラ	滑走路29側末端から九百メートルまで右側滑走路灯列の外側
（略）			
滑走路灯	発光ダイオード、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万カンデラ、航空黄五千四百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
（略）			
滑走路末端補助灯	発光ダイオード、航空緑の不動光	一万千カンデラ	滑走路11側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	発光ダイオード、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千三百カンデラ、航空赤千七百カンデラ	滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル

変　更　前

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯　質	光　度	配　置　等
（略）			
旋回灯	ナトリウム放電灯、航空可変白の不動光	最大九十八万カンデラ	滑走路29側末端から九百メートルまで右側滑走路灯列の外側
（略）			
滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
（略）			
滑走路末端補助灯	白熱電灯、航空緑の不動光	一万カンデラ	滑走路11側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千九百カンデラ、航空赤千四百カンデラ	滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル

接地帯灯	発光ダイオード、航空可変白の不動光	六千五百カンデラ	滑走路11側末端からトルまでの滑走路上
過走帯灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	最大七百カンデラ	過走帯の末端
（略）			
転回灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大百二十カンデラ	転回区域の縁並びに転回開始位置を通り滑走路中心線に平行な直線上の進入区域側及び転回開始位置を通り滑走路中心線と直交する直線上の転回しようとする航空機から見て左側のショルダーの外側にそれぞれ等間隔に三個
風向灯	発光ダイオード、不動光		飛行場灯台の西南西約千九百六十メートルの位置及び南東約六百七十メートルの位置

接地帯灯	白熱電灯、航空可変白の不動光	六千カンデラ	滑走路11側末端からトルまでの滑走路上
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千カンデラ	過走帯の末端
（略）			
転回灯	白熱電灯、航空青の不動光	最大百八十カンデラ	転回区域の縁並びに転回開始位置を通り滑走路中心線に平行な直線上の進入区域側及び転回開始位置を通り滑走路中心線と直交する直線上の転回しようとする航空機から見て左側のショルダーの外側にそれぞれ等間隔に三個
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の西南西約千九百六十メートルの位置及び南東約六百七十メートルの位置

附　則

この告示は、令和七年十月二日から施行する。

○国土交通省告示第九百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の六十六第一項の規定に基づき、道路脱炭素化基本方針を定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路脱炭素化基本方針

この基本方針は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第48条の66の規定に基づき、道路の脱炭素化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、道路の脱炭素化の推進の意義および目標に関する事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項等を定めるものである。

一　道路の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項

１．道路の脱炭素化の推進の意義

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、自然災害の激甚化・頻発化等が懸念されており、気候変動対策の推進は、我が国のみならず地球規模での対応が求められる喫緊の課題となっている。

こうした中、脱炭素社会の実現に向けて、我が国全体の目標設定やその実現に向けた対策の強化が進められている。2025年２月に閣議決定された地球温暖化対策計画においては、「我が国の目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46％削減することを目指す。さらに、50％の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60％、73％削減することを目指す。」とし、「2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組を着実に進めるとともに、2050年ネット・ゼロの実現に向け順調な減少傾向にある我が国の温室効果ガス排出・吸収量の実績を世界に示しつつ、パリ協定の運用を通じて、1.5℃目標の達成に向けた世界全体の気候変動対策の野心を向上する議論に積極的に貢献していく。」としている。

道路は、我が国の経済成長を支え、安全・安心な暮らしを確保する重要な社会基盤である一方、国内のCO_2排出量の約18％（2022年度）を占めている状況にある。今後、法第１条の２に規定する基本理念を踏まえ、道路が脱炭素に関わる役割と責任を積極的に果たしていくためには、更なる道路管理者による協働の促進や、関係者との共創領域の深掘り等によって、道路施策の目標設定の具体化や施策内容の拡充をはじめとする取組を強化することが必要である。

２．道路の脱炭素化の推進の目標

地球温暖化対策計画（令和７年２月18日閣議決定）の削減目標を踏まえ、道路におけるCO_2排出量を2013年度比で、2030年度46％、2035年度60％、2040年度73％削減の達成を目指す。

また、2050年度にはカーボンニュートラルの達成を目指す。

なお、道路における排出については、自らの事業活動による排出に伴う「道路管理分野」（Scope1,2）、自らの事業活動に関連する他者の排出に伴う「道路整備分野」・「道路利用分野」（Scope3）に大別して整理する。

「道路管理分野」については、道路管理者の主体的な取組により排出量を削減できることから、分野全体に関わる定量的な削減目標を設定する。

一方で、「道路整備分野」・「道路利用分野」については、道路における排出の９割以上を占めているが、建設材料の製造過程等における排出削減や次世代自動車の普及・燃費改善など道路管理者の主体的な取組だけでは排出量の削減ができない分野である。このため、地球温暖化対策計画に掲げられた道路に関連する指標等を踏まえながら、関係者と連携・協働し、これに寄与する個別の施策内容や目標を可能な限り設定することによって、道路におけるCO_2排出量の削減目標に貢献することとする。また、今後、これらの分野に関わる技術的な知見の向上や施策の充実等を行ったうえで、各分野における全体の定量的な削減目標を設定することとする。

二　道路の脱炭素化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

１．政府が実施する施策の基本的な方向性

政府は、道路分野において①ハード整備とソフト施策を両輪とした取組の推進、②ビッグデータやＡＩの利活用及び新技術の積極的な活用、③道路管理者間の連携強化及び分野横断的な取組の推進、④災害時における道路管理者としての新たな対策の導入、に留意しつつ、以下の基本的な方向性の下で推進する。

⑴　道路のライフサイクル全体の低炭素化

道路建設から管理までのライフサイクル全体におけるCO_2排出量について、新技術を積極的に取り入れながら削減を推進する。

［主な施策］　道路照明のＬＥＤ化、道路管理における再生可能エネルギーの活用、管理用車両を次世代自動車に転換、低炭素材料の開発・導入促進、予防保全による長寿命化の推進、低炭素な建設機械の導入促進策の検討・導入、道路緑化　等

⑵　道路交通のグリーン化を支える道路空間の創出

次世代自動車の開発・普及や、再生可能エネルギーの活用・収容等を促進するため、災害時の対応強化の取組も併せながら、道路空間における発電・送電（電力系統整備への協力）・給電等（充電・充てんインフラ設置への協力等）・蓄電（不安定な再生可能エネルギーへの対応等）の取組を、関係省庁・部局と連携して推進する。

［主な施策］　太陽光発電設備の導入、ＳＡ・ＰＡや道の駅でのＥＶ急速充電器の設置促進、公道上の走行中給電の技術開発・検証、安定した電力活用の観点での蓄電池の導入、大雪等の災害時におけるＥＶへの充電支援　等

⑶　低炭素な人流・物流への転換

自動車による輸送を代替できる部分については、ハード整備と利用促進のためのソフト施策を両輪として、公共交通、自転車、新たなモビリティ、徒歩等の低炭素な移動手段への転換を促進する。低炭素な物流システムの構築についても促進する。

［主な施策］　自転車利用環境の改善などによる自転車の利用促進（自転車通行空間の整備を含む）、モビリティハブ等の交通結節拠点の整備、ダブル連結トラックの利用環境の整備、物流の効率化に寄与する中継輸送の推進、新しい物流形態となる「自動物流道路」の実現、路車協調システムの構築などによる自動運転バス・トラック等の自動運転車の導入推進　等

⑷　道路交通の適正化

自動車からのCO_2の排出削減につながるよう、相対的に交通容量が低下しているボトルネック箇所や、局所的な渋滞が発生している箇所における対策を行い、道路交通の適正化を図る。

［主な施策］　主要渋滞箇所における渋滞対策、ＴＤＭ（交通需要マネジメント）の実施、立体交差化や踏切迂回路整備等の推進、路上工事縮減による工事渋滞の緩和、需要サイドとも連携した高速道路インフラのポテンシャルを活かす取組、「ゾーン30プラス」による幹線道路と生活空間の適切な機能分化　等

また、政府は、道路の建設・管理のために調達する工事等による排出削減のため、技術基準や調達方法の見直しなど、脱炭素に配慮した道路構造への転換に向けた検討を行い、各道路管理者における取組を推進する環境を整備する。

２．重点的に推進する施策

政府は、今後５か年で各道路管理者や関係者との協働により、重点的に推進する施策として、CO_2排出削減に併せてコスト縮減や地域活性化などの効果が高い、以下の施策について「重点プロジェクト」として推進する。

重点プロジェクトとCO_2排出削減以外の効果例

・道路照明のＬＥＤ化：ランプの長寿命化によるライフサイクルコストの縮減　等
・再生可能エネルギーの活用：エネルギーの地産地消による地域活性化　等
・低炭素な材料の導入促進：施工時の温度低減による労働環境の改善　等
・自転車の利用促進：健康寿命の延伸、サイクルツーリズムによる地域活性化　等
・渋滞対策の推進：オーバーツーリズムの解消、迅速な救急搬送　等
・ダブル連結トラックの導入促進：ドライバー不足への対応　等

三　道路管理者による道路の脱炭素化の目標の設定に関する事項、その他の道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項

１．道路管理者による道路の脱炭素化の目標の設定に関する事項

⑴　計画期間

・地球温暖化対策計画を踏まえ、2040年度までを計画期間と設定する。

⑵　目標設定の考え方

「道路管理分野」について、分野全体及び個別施策毎の2040年度削減目標を設定する。また、短期的な目標として、2030年度削減目標についても設定することが望ましい。なお、本分野における主要な施策の目標設定については、以下に留意して設定する。

・国が管理する道路は、短期的な目標として2030年度までに、道路照明のＬＥＤ化及び道路関係車両の電動車化について100％、再生可能エネルギー活用については60％を目指す。
・高速道路株式会社が管理する道路は、国が管理する道路と同様に対応することが望ましい。また、地方公共団体等が管理する道路は、国が管理する道路における進捗状況を踏まえ、計画期間内のできる限り早い段階で同様の対応を目指すことが望ましい。

「道路整備分野」・「道路利用分野」については、対象とする道路や地域の状況を踏まえて、個別施策毎に、CO_2排出の削減量、もしくは整備指標（整備量、整備率等）などの目標を設定する。なお、各施策の目標設定に際し、国土交通省道路局が作成する「道路分野の脱炭素化政策集」を参考とすることができる。

２．その他の道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項

⑴　目標達成のための施策

道路脱炭素化推進計画には、計画期間や目標に加え、政府が実施する施策の基本的な方針等を踏まえ、「道路管理分野」、「道路整備分野」、「道路利用分野」に大別し、各分野における目標達成のための具体的な施策内容やロードマップについて記載する。

なお、政府は、地方公共団体の道路管理者向けの「計画策定マニュアル」を作成し、計画の策定を支援する。その際、計画策定に当たって、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づく地方公共団体実行計画との整合が図られるよう、国土交通省及び環境省は連携して取り組む。

⑵　脱炭素化施設等の設置

道路占用制度を活用し、道路区域内に脱炭素化施設等（太陽光発電設備等）を設置させる場合は、計画に施設内容や用途等を記載する。施設の設置に際しては、道路利用者等の安全性に留意するとともに、各道路管理者が実施する脱炭素化に関わる施策に資するものを優先することとする。なお、政府は、設置に関する具体的な運用に係る基準等を作成し、各道路管理者に通知する。

⑶　道路協力団体の協力

道路の脱炭素化の施策の推進に際して、公益性の観点から地域貢献活動を行う道路協力団体を積極的に活用することが望ましい。道路の脱炭素化に資する業務について、道路協力団体の協力を得て施策を実施することが事前に決定している場合は、その協力する具体的な業務内容を道路協力団体の同意を得て記載する。なお、政府は、道路協力団体との連携に関する具体的な運用に係る基準等を作成し、各道路管理者に通知する。

⑷　計画の公表と報告

法第48条の67に基づき、推進計画を策定・変更したときは、国土交通大臣である道路管理者にあっては計画を公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあっては、計画を公表するように努めるとともに国土交通大臣に報告しなければならない。

なお、複数の道路管理者で共同して計画を策定することも可能であり、その場合における計画の公表・報告は連名で行うこととする。

また、推進計画に位置づけた目標等に対する達成状況等について、各道路管理者において、定期的なフォローアップと公表を行うことが望ましい。

四　その他の道路の脱炭素化の推進のために必要な事項

１．政府による道路脱炭素化推進計画のフォローアップ

道路脱炭素化推進計画の策定状況及び各道路管理者の取組進捗状況について、政府は、毎年、フォローアップ調査を実施し、調査結果については、国土交通省道路局でとりまとめる年次報告等において公表する。

２．道路脱炭素化基本方針及び道路脱炭素化推進計画の見直し

地球温暖化対策計画や気候変動に関する国際的枠組みの見直し、脱炭素化の新技術の開発状況等を踏まえて、道路脱炭素化基本方針及び道路脱炭素化推進計画の定期的な見直しを行う。

３．新技術の活用

低炭素アスファルト、ペロブスカイト太陽電池、走行中給電をはじめとする新技術について、政府が先導して現地実証等を行い、技術基準の策定など活用環境を整備することで、新技術の活用を推進する。

４．意識の醸成

道路管理者の取組や利用者によるエコドライブの推進等について、道路利用者や関係業団体など幅広いステークホルダーへの広報に努め、道路の脱炭素化の必要性に対する理解や協働を促す。

５．多様な主体との連携

脱炭素社会の実現に向け、関係行政機関、民間企業、大学、日本風景街道のパートナーシップ、道路協力団体等と連携した取組を実施する。

６．その他の環境政策との調和

気候変動、生物多様性の損失及び汚染という３つの世界的危機に対し、自然再興（ネイチャーポジティブ）・炭素中立（カーボンニュートラル）・循環経済（サーキュラーエコノミー）等の政策を統合し、相乗効果を図ることが重要である。道路分野においても、ネイチャーポジティブの観点で、生態系に影響を及ぼすロードキルの対策、サーキュラーエコノミーの観点で、再生アスファルトなどのリサイクルされた建設材料の利用、道路に設置された使用済太陽光パネルのリサイクル等を着実に推進する。なお、国が管理する道路においては、先行してネイチャーポジティブに関する今後の取組について具体化を図る。

○中部地方整備局告示第八十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和七年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和七年十月一日　　中部地方整備局長　森本　輝

認定更新番号表

（令和７年10月１日）

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
大栄産業㈱ 代表取締役　木村　雄三		
ダイエー浄化槽　ＦＣＲ－Ａ型 (101～433)	5－20K－6ＢＲ－001	5－25K－6ＢＲ－001
〃　ＦＣＲ－Ｂ型 (101～433)	〃　－1	〃　－1
〃　ＦＣＲ－Ｃ型 (101～500)	〃　－2	〃　－2
〃　ＦＣＲ－Ｄ型 (101～500)	〃　－3	〃　－3
〃　ＦＣＲ－Ｅ型 (101～500)	〃　－4	〃　－4
〃　ＦＣＲ－Ｆ型 (101～500)	〃　－5	〃　－5
〃　ＦＣＲ－Ｇ型 (101～500)	〃　－6	〃　－6
〃　ＦＣＲ－Ｈ型 (101～500)	〃　－7	〃　－7
〃　ＦＣＲ－Ｉ型 (101～500)	〃　－8	〃　－8
〃　ＦＣＲ－Ｊ型 (101～500)	〃　－9	〃　－9
〃　ＦＣＲ－Ｋ型 (101～500)	〃　－10	〃　－10
ダイエー浄化槽　ＦＣＴ－Ａ型 (51～324)	5－20K－6ＢＴ－001	5－25K－6ＢＴ－001
〃　ＦＣＴ－Ｂ型 (51～324)	〃　－1	〃　－1
〃　ＦＣＴ－Ｃ型 (51～336)	〃　－2	〃　－2
〃　ＦＣＴ－Ｄ型 (51～500)	〃　－3	〃　－3
〃　ＦＣＴ－Ｅ型 (51～500)	〃　－4	〃　－4
〃　ＦＣＴ－Ｆ型 (51～500)	〃　－5	〃　－5
〃　ＦＣＴ－Ｇ型 (51～500)	〃　－6	〃　－6
〃　ＦＣＴ－Ｈ型 (51～500)	〃　－7	〃　－7
〃　ＦＣＴ－Ｉ型 (51～500)	〃　－8	〃　－8
ダイエー浄化槽　ＦＣＷ－Ａ型	5－20K－Ｈ－002	5－25K－Ｈ－003
〃　ＦＣＷ－Ｂ型	〃　－1	〃　－1
〃　ＦＣＷ－Ｃ型	〃　－2	〃　－2
〃　ＦＣＷ－Ｄ型	〃　－3	〃　－3
〃　ＦＣＷ－Ｅ型	〃　－4	〃　－4
〃　ＦＣＷ－Ｆ型	〃　－5	〃　－5
〃　ＦＣＷ－Ｇ型	〃　－6	〃　－6
〃　ＦＣＷ－Ａ２型	〃　－7	〃　－7
〃　ＦＣＷ－Ａ３型	〃　－8	〃　－8
ダイエー浄化槽　ＦＣＷ－ＡＫ型	5－20K－Ｈ－003	5－25K－Ｈ－004
〃　ＦＣＷ－ＢＫ型	〃　－1	〃　－1
〃　ＦＣＷ－ＣＫ型	〃　－2	〃　－2
〃　ＦＣＷ－ＤＫ型	〃　－3	〃　－3
〃　ＦＣＷ－ＥＫ型	〃　－4	〃　－4
〃　ＦＣＷ－ＦＫ型	〃　－5	〃　－5
〃　ＦＣＷ－ＧＫ型	〃　－6	〃　－6

ダイエー浄化槽 ＦＣＩ－ＬＡ型	5－21－H－001	5－25K－H－005
〃　ＦＣＩ－ＬＢ１型	〃　－1	〃　－1
〃　ＦＣＩ－ＬＢ２型	〃　－2	〃　－2
〃　ＦＣＩ－ＬＢ３型	〃　－3	〃　－3
〃　ＦＣＩ－ＬＣ１型	〃　－4	〃　－4
〃　ＦＣＩ－ＬＣ２型	〃　－5	〃　－5
〃　ＦＣＩ－ＬＣ３型	〃　－6	〃　－6
〃　ＦＣＩ－ＬＤ型	〃　－7	〃　－7
フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　後藤　雅司 フジクリーンプラント ＰＣ－51Ａ～500Ａ型	5－20K－H－004	5－25K－H－006
〃　ＰＣ－51Ｂ～500Ｂ型	〃　－1	〃　－1
〃　ＰＣ－51Ｃ～500Ｃ型	〃　－2	〃　－2
〃　ＰＣ－51Ｄ～500Ｄ型	〃　－3	〃　－3
〃　ＰＣ－51Ｅ～500Ｅ型	〃　－4	〃　－4
フジクリーン　ＣＥＮ－12型	5－20K－H－005	5－25K－H－007
〃　ＣＥＮ－14型	〃　－1	〃　－1
〃　ＣＥＮ－18型	〃　－2	〃　－2
〃　ＣＥＮ－20型	〃　－3	〃　－3
〃　ＣＥＮ－21型	〃　－4	〃　－4
フジクリーン　ＣＥＮＩ－25型	5－20K－H－006	5－25K－H－008
〃　ＣＥＮＩ－28型	〃　－1	〃　－1
〃　ＣＥＮＩ－30型	〃　－2	〃　－2
〃　ＣＥＮＩ－35型	〃　－3	〃　－3
〃　ＣＥＮＩ－40型	〃　－4	〃　－4
〃　ＣＥＮＩ－45型	〃　－5	〃　－5
〃　ＣＥＮＩ－50型	〃　－6	〃　－6
〃　ＣＥＮⅡ－25型	〃　－7	〃　－7
〃　ＣＥＮⅡ－28型	〃　－8	〃　－8
〃　ＣＥＮⅡ－30型	〃　－9	〃　－9
〃　ＣＥＮⅡ－35型	〃　－10	〃　－10
〃　ＣＥＮⅡ－40型	〃　－11	〃　－11
〃　ＣＥＮⅡ－45型	〃　－12	〃　－12
〃　ＣＥＮⅡ－50型	〃　－13	〃　－13
藤吉工業㈱ 代表取締役社長　加藤　靖始 フジヨシ浄化槽 ＡＷＦ６－２ＲＤ－Ａ型 (101～433)	5－20K－６ＢＲ－002	5－25K－６ＢＲ－002
〃　ＡＷＦ６－２ＲＤ－Ｂ型 (101～433)	〃　－1	〃　－1
〃　ＡＷＦ６－２ＲＤ－Ｃ型 (101～500)	〃　－2	〃　－2
〃　ＡＷＦ６－２ＲＤ－Ｄ型 (101～500)	〃　－3	〃　－3
〃　ＡＷＦ６－２ＲＤ－Ｅ型 (101～500)	〃　－4	〃　－4
〃　ＡＷＦ６－２ＲＤ－Ｆ型 (101～500)	〃　－5	〃　－5
〃　ＡＷＦ６－２ＲＤ－Ｇ型 (101～500)	〃　－6	〃　－6
〃　ＡＷＦ６－２ＲＤ－Ｈ型 (101～500)	〃　－7	〃　－7
〃　ＡＷＦ６－２ＲＤ－Ｉ型 (101～500)	〃　－8	〃　－8
〃　ＡＷＦ６－２ＲＤ－Ｊ型 (101～500)	〃　－9	〃　－9
〃　ＡＷＦ６－２ＲＤ－Ｋ型 (101～500)	〃　－10	〃　－10
フジヨシ浄化槽 ＡＷＦ６－２ＴＤ－Ａ型 (51～324)	5－20K－６ＢＴ－002	5－25K－６ＢＴ－002
〃　ＡＷＦ６－２ＴＤ－Ｂ型 (51～324)	〃　－1	〃　－1
〃　ＡＷＦ６－２ＴＤ－Ｃ型 (51～336)	〃　－2	〃　－2
〃　ＡＷＦ６－２ＴＤ－Ｄ型 (51～500)	〃　－3	〃　－3
〃　ＡＷＦ６－２ＴＤ－Ｅ型 (51～500)	〃　－4	〃　－4
〃　ＡＷＦ６－２ＴＤ－Ｆ型 (51～500)	〃　－5	〃　－5
〃　ＡＷＦ６－２ＴＤ－Ｇ型 (51～500)	〃　－6	〃　－6
〃　ＡＷＦ６－２ＴＤ－Ｈ型 (51～500)	〃　－7	〃　－7
〃　ＡＷＦ６－２ＴＤ－Ｉ型 (51～500)	〃　－8	〃　－8
地域資源循環技術センター －ＦＭ－Ｃ－１型 農業集落排水処理施設	5－20K－H－007	5－25K－H－009
〃　－ＦＭ－Ｃ－２型 農業集落排水処理施設	〃　－1	〃　－1
〃　－ＦＭ－Ｃ－３型 農業集落排水処理施設	〃　－2	〃　－2

フジヨシ浄化槽　ＦＣＺ―12型	5―21―Ｈ―002	5―25Ｋ―Ｈ―010	
〃　ＦＣＺ―14型	―1	―1	
〃　ＦＣＺ―15型	―2	―2	
〃　ＦＣＺ―16型	―3	―3	
〃　ＦＣＺ―18型	―4	―4	
〃　ＦＣＺ―20型	―5	―5	
〃　ＦＣＺ―21型	―6	―6	
〃　ＦＣＺ―25型	―7	―7	
〃　ＦＣＺ―28型	―8	―8	
〃　ＦＣＺ―30型	―9	―9	
〃　ＦＣＺ―32型	―10	―10	
〃　ＦＣＺ―35型	―11	―11	
〃　ＦＣＺ―40型	―12	―12	
〃　ＦＣＺ―42型	―13	―13	
〃　ＦＣＺ―45型	―14	―14	
〃　ＦＣＺ―50型	―15	―15	
フジヨシ浄化槽　ＦＲＺ―１Ａ型	5―21―Ｈ―003	5―25Ｋ―Ｈ―011	
〃　ＦＲＺ―２Ａ１型	―1	―1	
〃　ＦＲＺ―２Ａ２型	―2	―2	
〃　ＦＲＺ―３Ａ型	―3	―3	
〃　ＦＲＺ―ＡＢ型	―4	―4	
〃　ＦＲＺ―Ｂ型	―5	―5	
フジヨシ浄化槽　ＦＴＺ―１Ａ型	5―21―Ｈ―004	5―25Ｋ―Ｈ―012	
〃　ＦＴＺ―２Ａ型	―1	―1	
〃　ＦＴＺ―３Ａ型	―2	―2	

○近畿地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
姫路市飾磨区阿成植木一丁三三番地先から同市飾磨区三宅二丁目二三番一まで	前	二七・三二～六九・〇九メートル
	後	二七・三二～五二・七九メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号、百七十九号及び四百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
津山市昭和町一丁目三一番三地内	前	一二・一八～一四・二二キロメートル
	後	一八・三七～一九・七三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
呉市広本町一丁目一八二一〇番五から同市広本町一丁目一八二一〇番一五まで	前	六四・二〇～六四・九〇メートル
	後	七二・八〇～一〇七・二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	呉市広本町一丁目一八二一〇番五から同市広本町一丁目一八二一〇番一五まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月一日

○四国地方整備局告示第五十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和七年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和七年十月一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

認定更新番号表

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
代浄化槽表者名		
㈱ダイキアクシス		
代表取締役社長　大亀　裕貴		
ダイキ浄化槽　ＲＢＣ―Ａ型	8―20Ｋ―Ｈ―001	8―25Ｋ―Ｈ―001
〃　ＲＢＣ―Ｂ１型	―1	―1
〃　ＲＢＣ―Ｂ２型	―2	―2

〃	ＲＢＣ－Ｂ３型	〃	－３	〃	－３
〃	ＲＢＣ－Ｃ１型	〃	－４	〃	－４
〃	ＲＢＣ－Ｃ２型	〃	－５	〃	－５
〃	ＲＢＣ－Ｃ３型	〃	－６	〃	－６
〃	ＲＢＣ－Ｄ型	〃	－７	〃	－７

○四国地方整備局告示第五十四号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和七年十月一日付けをもつて次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和七年十月一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

認定更新番号表

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
㈱ダイキアクシス 代表取締役社長　大亀　裕貴 ダイキ浄化槽		
ＲＢＣ２－ＬＡ型	８－21－Ｈ－001	８－25Ｋ－Ｈ－002
〃 ＲＢＣ２－ＬＢ１型	〃 －１	〃 －１
〃 ＲＢＣ２－ＬＢ２型	〃 －２	〃 －２
〃 ＲＢＣ２－ＬＢ３型	〃 －３	〃 －３
〃 ＲＢＣ２－ＬＣ１型	〃 －４	〃 －４
〃 ＲＢＣ２－ＬＣ２型	〃 －５	〃 －５
〃 ＲＢＣ２－ＬＣ３型	〃 －６	〃 －６
〃 ＲＢＣ２－ＬＤ型	〃 －７	〃 －７

○九州地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(三)(二)(一)　道路の種類　一般国道

(三)(二)　路線名　二百三号

(三)　道路の区域

区間	変更別	敷地の幅員	延長
唐津市相知町牟田部字鳥居の元二一五四番九から同番七まで	後前	九九・八 四四・ｓ ｓ・二 五五・六メートル 六・二 〇五・〇メートル	〇〇・〇キロメートル 四四・二 二二・五五メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

官　庁　報　告

官　庁　事　項

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第６項の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第１項の規定に基づき公表する。

令和７年10月１日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
前文 １　鳥類のインフルエンザは、Ａ型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、そのうち、次の３つを規定している。 ⑴　高病原性鳥インフルエンザ 国際獣疫事務局（以下「ＷＯＡＨ」という。）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたＡ型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病 ⑵・⑶　（略） ２～７　（略） 第１　（略）	前文 １　鳥類のインフルエンザは、Ａ型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、そのうち、次の３つを規定している。 ⑴　高病原性鳥インフルエンザ 国際獣疫事務局（以下「ＷＯＡＨ」という。）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたＡ型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病 ⑵・⑶　（略） ２～７　（略） 第１　（略）

第２－１　平時からの取組

１　農林水産省の取組

⑴～⑶　（略）

⑷　各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

２　都道府県の取組

⑴～⑷　（略）

⑸　家きんの所有者に対して、その飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（エミュー及びだちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

①　法第51条に基づく農場への立入検査

②　研修会の開催

なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第４の１の⑴の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

また、特に大規模な家きんの所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては１万羽以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第52条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

⑹～⑻　（略）

⑼　本病が過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域（以下「大臣指定地域」という。）において、家畜保健衛生所や自衛防疫団体等が中心となって、平時から地域の農場同士でそれぞれの飼養衛生管理状況等について情報交換を行い管理水準の向上を図るなど、地域の農場が相互に協力し、農場周辺での発生に備えた対策等を一体的に実施するよう指導する。その際、家畜保健衛生所や、担当獣医師等の第三者の有識者の視点を活用するよう助言する。

⑽　（略）

３・４　（略）

５　家きんの所有者の取組

⑴　飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家きんの飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努める。

第２－１　平時からの取組

１　農林水産省の取組

⑴～⑶　（略）

⑷　各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

２　都道府県の取組

⑴～⑷　（略）

⑸　家きんの所有者に対して、その飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

①　法第51条に基づく農場への立入検査

②　研修会の開催

なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第４の１の⑴の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

また、特に大規模な家きんの所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては１万羽以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第52条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

⑹～⑻　（略）

（新設）

⑼　（略）

３・４　（略）

（新設）

⑵　大規模な家きんの所有者は、発生時の影響の緩和を図るため、農場における衛生管理区域や人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、当該管理に取り組むよう努める。

⑶　１から３までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第２－２　発生に備えた体制の構築・強化

１　農林水産省の取組

⑴～⑷　（略）

⑸　発生時に、都道府県が防疫作業に係る民間事業者を迅速に活用できるよう、あらかじめ民間事業者のリストを作成するとともに、各都道府県と当該リストの共有を図る。

⑹　（略）

２　都道府県の取組

⑴　発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

①　（略）

②　都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、民間事業者の活用を検討するとともに、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。

③　（略）

④　衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡鳥保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。

⑵～⑷　（略）

⑸　発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況、⑴に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、⑵から⑷までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

⑹　発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、獣医師会、民間事業者、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。

⑺　大臣指定地域においては、その他の地域と比較して本病の発生又は続発するリスクが高いことから、発生時に粉じん、羽毛等の拡散防止対策や緊急消毒等の追加措置を迅速に行えるよう指導する。

⑻・⑼　（略）

３・４　（略）

第２－２　発生に備えた体制の構築・強化

１　農林水産省の取組

⑴～⑷　（略）

（新設）

⑸　（略）

２　都道府県の取組

⑴　発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

①　（略）

②　都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。

③　（略）

④　衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。

⑵～⑷　（略）

⑸　発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況、⑴に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、⑵から⑷までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

⑹　発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。

（新設）

⑺・⑻　（略）

３・４　（略）

第３　（略）
第４　異常家きんの発見及び検査の実施
１～５　（略）
６　都道府県が実施するモニタリングで陽性が確認された場合の対応
⑴　都道府県は、第３の１の定点モニタリング又は第３の２の強化モニタリングにおいて、Ａ型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、２の⑴及び５の⑴の検査並びに各家きん舎ごとに10羽の血液を採取し実施する寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査を行う。
⑵　⑴の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、Ｈ５又はＨ７亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清及び第３の１の定点モニタリング又は第３の２の強化モニタリングにおいて抗体が確認された血清を動物衛生研究部門に送付する。
⑶　（略）
７～９　（略）
第５　（略）
第６　病性等判定時の措置
１　関係者への連絡
⑴　都道府県は、第５の２により家きんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第５の２の⑴の②のイに掲げる家きんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第５の２の⑵の②のイからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
①～③　（略）
④　当該都道府県の警察その他関係機関
⑤　（略）
⑵～⑸　（略）
２　対策本部の開催及び国、都道府県等の連携
⑴～⑸　（略）
⑹　都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体、近隣の都道府県等との連絡体制を構築する。
⑺・⑻　（略）
３　（略）
４　防疫措置に必要な人員の確保
⑴　都道府県は、第２－２の２の⑴に基づき事前に策定した動員計画及び第４の４で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

第３　（略）
第４　異常家きんの発見及び検査の実施
１～５　（略）
６　都道府県が実施するモニタリングで陽性が確認された場合の対応
⑴　都道府県は、第３の１の定点モニタリング又は第３の２の強化モニタリングにおいて、Ａ型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、２の⑴及び５の⑴の検査を行う。
⑵　⑴の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、Ｈ５又はＨ７亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究部門に送付する。
⑶　（略）
７～９　（略）
第５　（略）
第６　病性等判定時の措置
１　関係者への連絡
⑴　都道府県は、第５の２により家きんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第５の２の⑴の②のイに掲げる家きんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第５の２の⑵の②のイからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
①～③　（略）
④　当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
⑤　（略）
⑵～⑸　（略）
２　対策本部の開催及び国、都道府県等の連携
⑴～⑸　（略）
⑹　都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体、近隣の都道府県等との連絡体制を構築する。
⑺・⑻　（略）
３　（略）
４　防疫措置に必要な人員の確保
⑴　都道府県は、第２－２の２の⑴に基づき事前に策定した動員計画及び第４の４で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、民間事業者、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を検討する。

⑵　（略）

５　大臣指定地域における続発等に備えた対策

⑴　都道府県は、大臣指定地域における農場で患畜又は疑似患畜が確認された場合には、大臣指定地域内の農場に対して、直ちに法第30条に基づき消毒方法等の実施に関する命令を行うとともに、粉じん、羽毛等の侵入防止対策等のまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう指導する。

⑵　都道府県は、病性等判定日から遡って７日以内に、発生農場と同一の死亡鳥保管場所、堆肥施設等を利用した家きんの所有者に対して、当該施設に出入りした車両の消毒を実施するよう指導する。

⑶　都道府県は、病性等判定日から遡って７日以内に、発生農場から死亡家きん、堆肥等を搬入した大臣指定地域における共同死鳥保管庫、共同堆肥施設等の施設の所有者に対して、法第26条第１項に基づき、期限を定めて当該施設等の消毒を命じるとともに、施設等の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を出し入れする者に対して、当該車両の消毒を実施するよう指導する。

第７　発生農場等における防疫措置

１　と殺（法第16条）

⑴・⑵　（略）

⑶　都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲１㎞以内の区域に位置する農場（第12の２の⑴の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。また、大臣指定地域で発生が確認された場合には、当該地域において家きん舎の換気を考慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、粉じん、羽毛等の侵入防止対策を講ずる。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

⑷　都道府県は、可能な限り早期に防疫措置に着手するとともに、患畜又は疑似患畜について、当該農場内で、原則として第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、⑶の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

⑸　と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺を行う場合には、外部から見えないようブルーシート等で周囲を覆うとともに、家きんが逃亡しないようケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。また、作業者の安全に配慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、家きん舎内の羽毛、粉じん、羽毛等の拡散防止対策を講ずる。

⑹～⑾　（略）

２～６　（略）

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討する。

⑵　（略）

（新設）

第７　発生農場等における防疫措置

１　と殺（法第16条）

⑴・⑵　（略）

⑶　都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲１㎞以内の区域に位置する農場（第12の２の⑴の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

⑷　患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、⑶の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

⑸　と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺を行う場合には、外部から見えないようブルーシート等で周囲を覆うとともに、家きんが逃亡しないようケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。

⑹～⑾　（略）

２～６　（略）

第８　（略）
第９　移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定
１　制限区域等の設定
⑴　高病原性鳥インフルエンザの場合
①　移動制限区域（法第32条）
ア　都道府県は、第５の２により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３㎞以内の区域について、家きん等（４に掲げるものをいう。以下本項、②及び５の⑼において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第５の２の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
なお、非商用農場（飼養羽数が100羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10羽未満）の農場であって、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場からの家きん等の移動がないことが第12の１の⑴の疫学調査により確認されたものをいう。以下同じ。）で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。
イ　（略）
②～④　（略）
⑵～⑸　（略）
２～５　（略）
第10・第11　（略）
第12　ウイルスの浸潤状況の確認等
１　（略）
２　制限区域等内の周辺農場の検査
⑴　発生状況確認検査
家畜防疫員は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを100羽以上飼養する農場（エミュー及びだちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）への立入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。
①・②　（略）
⑵～⑷　（略）
３～５　（略）
第13　緊急ワクチン（法第31条第１項）
１　現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれがある。

第８　（略）
第９　移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定
１　制限区域等の設定
⑴　高病原性鳥インフルエンザの場合
①　移動制限区域（法第32条）
ア　都道府県は、第５の２により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３㎞以内の区域について、家きん等（４に掲げるものをいう。以下本項、②及び５の⑼において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第５の２の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
なお、非商用農場（飼養羽数が100羽未満（だちょうにあっては、10羽未満）の農場であって、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場からの家きん等の移動がないことが第12の１の⑴の疫学調査により確認されたものをいう。以下同じ。）で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。
イ　（略）
②～④　（略）
⑵～⑸　（略）
２～５　（略）
第10・第11　（略）
第12　ウイルスの浸潤状況の確認等
１　（略）
２　制限区域等内の周辺農場の検査
⑴　発生状況確認検査
家畜防疫員は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）への立入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。
①・②　（略）
⑵～⑷　（略）
３～５　（略）
第13　緊急ワクチン（法第31条第１項）
１　現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまで

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。	に長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休薬期間に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の問題もある。 このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。
２～５　（略）	２～５　（略）
第14　家きんの再導入	第14　家きんの再導入
１～３　（略）	１～３　（略）
４　都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底する。また、再導入後３か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模な家きんの所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも１年間、第２－１の２の⑸に基づき、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を４半期ごとに都道府県に報告するものとする。	４　都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底する。また、再導入後３か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模な家きんの所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも１年間、第２－１の２の⑸に基づき、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を４半期ごとに都道府県に報告するものとする。 再導入後の立入検査等で、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合には、飼養衛生管理等支援システム等を活用して、改善されるまで指導等を行う。また、必要に応じて、法第12条の５に基づく指導及び助言を行う。
５　都道府県は、１及び４の再導入前後の立入検査で飼養衛生管理基準の不遵守を認めた場合には、飼養衛生管理等支援等システム等を活用して、改善されるまで指導等を行うとともに、必要に応じて、法第12条の５に基づく指導及び助言を行う。また、家きんの所有者又は飼養衛生管理者に対して、指摘された事項について自ら改善状況を取りまとめ、報告するよう指導する。なお、指摘事項がない場合であっても、その旨を報告するよう指導する。都道府県は報告内容を確認の上、動物衛生課に報告する。	（新設）
第15～第17　（略）	第15～第17　（略）

飼養衛生管理指導等指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の３の３第３項の規定に基づき、飼養衛生管理指導等指針の一部を令和７年10月１日付けで次のように変更したので、同条第５項の規定に基づき、公表する。

令和７年10月１日　　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
第一章　飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向	**第一章　飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向**
Ⅰ・Ⅱ　（略）	**Ⅰ・Ⅱ**　（略）
Ⅲ　国内外における家畜伝染病の発生状況	**Ⅲ　国内外における家畜伝染病の発生状況**
１　国内における家畜伝染病の発生状況	１　国内における家畜伝染病の発生状況
⑴　（略）	⑴　（略）

⑵　豚熱は、平成30年９月に我が国で26年ぶりに発生が確認され、令和７年８月現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県、岩手県、新潟県、愛媛県及び千葉県の24都県の豚及びいのししの飼養農場において発生が確認されている。また、野生いのししにおいても、同病ウイルスが侵入し、感染区域が拡大、広範囲における発生リスクが高い状態が継続している。

このため、令和元年10月以降、飼養豚への豚熱の予防的ワクチン接種を開始し、さらに野生いのしし対策として経口ワクチン散布が行われている。

⑶　鳥インフルエンザは、令和２年以降、毎年高病原性鳥インフルエンザが発生しており、令和６年シーズンにおいては、平成16年の我が国における79年ぶりの同病の発生以降、シーズンの初発のうち最も早い10月に発生が確認された後、令和７年２月までに14道県51事例が確認されている。また、野鳥においても、令和６年９月に北海道の死亡ハヤブサで確認されて以降、19道県227事例で確認されている（令和７年６月時点）。

野鳥において同病ウイルスの保有が多数確認される期間は、家きんにおける同病の発生リスクも高いことが示唆されていることから、引き続き、飼養衛生管理の徹底による家きんにおける発生予防及び発生時の早期の防疫措置によるまん延防止に取り組む必要がある。

⑷　（略）

２　海外における家畜伝染病の発生状況

⑴　口蹄疫（ていえき）は、アジア地域を中心に、現在もなお、断続的に発生が続いている。東アジア地域における直近の口蹄疫（ていえき）の発生状況としては、中国において令和７年３月に発生が確認されているほか、韓国において令和７年３月に１年10か月ぶりとなる発生が確認されている。欧州においても、令和７年８月までにドイツ、ハンガリー及びスロバキアにて発生が確認されている。

我が国においては、平成22年以降、同病の発生は確認されていないが、国際的な人やモノの移動の拡大により、同病ウイルスが侵入する可能性は極めて高い状況にある。

⑵　アフリカ豚熱は、現在、アフリカ大陸だけでなく、欧州、アジア地域、中米地域において発生が確認されている。この世界的な発生の拡大は、平成19年４月に同病がアフリカ大陸からジョージアに侵入したことから始まり、その後、ロシア、東欧諸国に発生が拡大しており、平成30年８月には、中国においてアジア地域で初めてとなる発生が確認された。アジア地域では、中国での発生後、ベトナム、北朝鮮、韓国、タイなど、我が国以外の多くの国に発生が拡大している。特に韓国においては、令和５年12月に釜山広域市の野生いのししで感染が確認された。欧州では、東欧諸国からドイツ、イタリア等の西欧諸国にも発生が拡大し、中米地域でも、令和３年にドミニカ共和国及びハイチにおいて発生が確認されている。欧州や韓国では、家畜だけではなく、野生いのししに同病ウイルスが侵入し、拡散することにより、家畜での発生リスクが高い状態が続いている。

我が国においては、令和７年８月現在、同病の発生は確認されていないが、国際的な人やモノの移動の拡大により、同病ウイルスが侵入するリスクが極めて高い状況にある。

⑵　豚熱は、平成30年９月に我が国で26年ぶりに発生が確認され、令和５年８月現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県の20都県の豚及びいのししの飼養農場において発生が確認されている。また、野生いのししにおいても、同病ウイルスが侵入し、感染区域が拡大、広範囲における発生リスクが高い状態が継続している。

このため、令和元年10月以降、飼養豚への豚熱の予防的ワクチン接種を開始し、さらに野生いのしし対策として経口ワクチン散布が行われている。

⑶　鳥インフルエンザは、令和２年以降、毎年高病原性鳥インフルエンザが発生しており、特に令和４年においては、10月に岡山県で発生が確認されて以降、令和５年４月までに26道県84事例が確認されている。また、野鳥においても、令和４年９月に神奈川県の死亡ハヤブサで確認されて以降、27道県242事例で確認されている（令和５年６月時点）。

野鳥において同病ウイルスの保有が多数確認される期間は、家きんにおける同病の発生リスクも高いことが示唆されていることから、引き続き、飼養衛生管理の徹底による家きんにおける発生予防及び発生時の早期の防疫措置によるまん延防止に取り組む必要がある。

⑷　（略）

２　海外における家畜伝染病の発生状況

⑴　口蹄疫は、アジア地域を中心に、現在もなお、断続的に発生が続いている。東アジア地域における直近の口蹄疫の発生状況としては、中国において令和５年４月に発生が確認されているほか、韓国において令和５年５月に４年ぶりとなる発生が確認されている。

我が国においては、平成22年以降、同病の発生は確認されていないが、国際的な人やモノの移動の拡大により、同病ウイルスが侵入する可能性は極めて高い状況にある。

⑵　アフリカ豚熱は、現在、アフリカ大陸だけでなく、欧州、アジア地域、中米地域において発生が確認されている。この世界的な発生の拡大は、平成19年４月に同病がアフリカ大陸からジョージアに侵入したことから始まり、その後、ロシア、東欧諸国に発生が拡大しており、平成30年８月には、中国においてアジア地域で初めてとなる発生が確認された。アジア地域では、中国での発生後、ベトナム、北朝鮮、韓国、タイなど、我が国以外の多くの国に発生が拡大している。欧州では、東欧諸国からドイツ、イタリア等の西欧諸国にも発生が拡大し、中米地域でも、令和３年にドミニカ共和国及びハイチにおいて発生が確認されている。欧州や韓国では、家畜だけではなく、野生いのししに同病ウイルスが侵入し、拡散することにより、家畜での発生リスクが高い状態が続いている。

我が国においては、令和５年６月現在、同病の発生は確認されていないが、国際的な人やモノの移動の拡大により、同病ウイルスが侵入するリスクが極めて高い状況にある。

⑶　（略）

⑷　鳥インフルエンザは、毎年、世界各地で発生が確認され、日本や韓国では秋から春にかけて渡り鳥の飛来により発生がみられるが、東南アジア諸国、台湾等のように通年で高病原性鳥インフルエンザの発生がみられている国・地域もある。令和２年以降、欧州や東アジア地域において高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５Ｎ１亜型）による大規模な発生がみられている。同ウイルスによる高病原性鳥インフルエンザは米国でも継続的に発生が確認され、同国では令和６年から７年にかけて過去最大規模の発生を記録した。欧州では従来、日本と同様に主に秋から春にかけて発生がみられていたが、令和４年では夏季においても発生が継続した。更に令和４年には南アメリカ大陸、令和６年には南極大陸、オーストラリア及びニュージーランドにおいても発生がみられた。このほか、米国や英国等では乳牛、めん羊、山羊等家きん以外の家畜への高病原性鳥インフルエンザ感染も確認されており、鳥インフルエンザをめぐる状況は、世界的に極めて深刻な状況となっている。

このような状況の中、ウイルス伝播に関与する渡り鳥は我が国に毎年飛来しており、また、国際的な人やモノの移動が拡大しているため、同病ウイルスが侵入するリスクは今後も極めて高い状況にある。

３　（略）

Ⅳ・Ⅴ　（略）

第二章　重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

Ⅰ　飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

国及び都道府県は、家畜の種類ごとに、それぞれ下記の事項について、重点的に指導等を行う。なお、都道府県は地域の課題や実情に応じた事項を必要に応じて追加の上、重点的に指導等を行う。

１・２　（略）

３　鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

⑴～⑷　（略）

⑸　大臣指定地域における指導等

国は、以下の①から③までの考え方に基づき、都道府県が選定した地域について報告を受け、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域（以下この項において「大臣指定地域」という。）を定めるものとする。なお、都道府県は選定した地域を報告する際、地域内の地形や農場分布等を踏まえ、必要に応じてまとめて又は分けて報告することができるものとする。

①　過去５年間における発生農場において、当該農場から概ね半径10㎞以内に別の発生農場がある場合に、それぞれの発生農場から概ね半径10㎞以内の地域

②　半径３㎞以内に10戸以上の家きん飼養農場があり、かつ当該農場における飼養羽数の合計が100万羽以上の地域

⑶　（略）

⑷　鳥インフルエンザは、毎年、世界各地で発生が確認され、日本や韓国では秋から春にかけて渡り鳥の飛来により発生がみられるが、東南アジア諸国、台湾等のように通年で高病原性鳥インフルエンザの発生がみられている国・地域もある。令和２年以降、欧州や東アジア地域において高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５Ｎ１亜型）による大規模な発生がみられている。同ウイルスによる高病原性鳥インフルエンザは令和４年２月には米国でも発生が確認され、同国ではこれまでに過去最大規模の発生を記録し、令和５年６月現在も発生が継続している。欧州では従来、日本と同様に主に秋から春にかけて発生がみられていたが、令和４年では夏季においても発生が継続した。さらに同年末以降、南アメリカ大陸においても発生がみられるなど、鳥インフルエンザをめぐる状況は、世界的に極めて深刻な状況となっている。

このような状況の中、ウイルス伝播に関与する渡り鳥は我が国に毎年飛来しており、また、国際的な人やモノの移動が拡大しているため、同病ウイルスが侵入するリスクは今後も極めて高い状況にある。

３　（略）

Ⅳ・Ⅴ　（略）

第二章　重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

Ⅰ　飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

国及び都道府県は、家畜の種類ごとに、それぞれ下記の事項について、重点的に指導等を行う。なお、都道府県は地域の課題や実情に応じた事項を必要に応じて追加の上、重点的に指導等を行う。

１・２　（略）

３　鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

⑴～⑷　（略）

（新設）

③　①又は②に近接する農場が所在する地域又は地域内の戸数若しくは飼養羽数が②に該当しない地域において都道府県が必要と認める地域

都道府県は大臣指定地域に所在する農場に対して、法第30条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備えた消毒薬の備蓄及び入気口へのフィルター又は不織布の設置、消毒薬又は水の散布等家きん舎及びその周辺の粉じん、羽毛等の侵入防止対策等の実施に必要となる準備措置を講ずるよう指導する（ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りでない。）とともに、農場周辺における野鳥の生息状況の把握、農場内における野鳥誘引防止対策の実施及び地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策の検討について指導等を行う。また、当該地域内における野鳥誘引防止対策の実施にあたっては、第四章のⅡの⑴の自衛防疫団体等の活動として、対策を検討し、取り組むよう指導を行う。

⑹　（略）

⑺　野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫、調整池等の農場敷地内の水場等に野鳥等の小型の野生動物の侵入を防止することができる２㎝以下の網目の防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備並びに当該設備が設置された家きん舎等の屋根及び壁面の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。また、除糞（ふん）ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物の侵入を防止するため、ウインドウレスの家きん舎であっても、カバーやシャッターの設置等の対策を行うとともに、それらの日常の点検方法・体制について飼養衛生管理マニュアル等に記載する。

⑻～⑽　（略）

４　（略）

Ⅱ　Ⅰ以外で推奨される、各主体が実施すべき飼養衛生管理上の事項

国及び都道府県は、各主体が実施すべき下記の事項に留意して周知、指導等を行う。

⑴～⑶　（略）

⑷　都道府県は、家畜の所有者から⑻の相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。

また、必要に応じて家畜の所有者等に対して⑻の①又は②について提案及び周知を行う。

⑸　（略）

⑹　家畜の所有者等は、野生動物が口蹄疫（てい）等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練する。

⑺　（略）

⑻　家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、以下の①又は②の対応を行う。

①　同一経営体内の別の農場の間で人・車両・物等の往来があり、一つの農場で豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した際に、他の農場における家畜が殺処分の対象となるような場合は、シャワーイン等の実施や物品の扱いを農場別にするなど、都道府県と相談の上、交差を防ぐ対策を実施する。

⑸　（略）

⑹　野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野鳥等の小型の野生動物の侵入を防止することができる２㎝以下の網目の防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。また、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物の侵入を防止するため、ウインドウレスの家きん舎であっても、カバーやシャッターの設置等の対策を行うとともに、それらの日常の点検方法・体制について飼養衛生管理マニュアル等に記載する。

⑺～⑼　（略）

４　（略）

Ⅱ　Ⅰ以外で推奨される、各主体が実施すべき飼養衛生管理上の事項

国及び都道府県は、各主体が実施すべき下記の事項に留意して周知、指導等を行う。

⑴～⑶　（略）

⑷　都道府県は、家畜の所有者から⑻の相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。

また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。

⑸　（略）

⑹　家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練する。

⑺　（略）

⑻　家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。

② 一つの農場における殺処分頭羽数の低減を図る場合は、当該農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。また、家畜保健衛生所から分割管理の運用開始時の確認及び運用開始後は毎年複数回の確認を受ける。

Ⅲ　飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法

⑴　（略）

⑵　都道府県知事は、法第12条の４に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第12条の５及び第12条の６の規定による指導及び助言並びに勧告等を行うときは、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の８から第21条の10まで及び以下の①から④までの規定に従って実施する。なお、指導及び助言並びに勧告等の実施に際しては、地域内への疾病の侵入要因を作り得るような管理状況の農場を重点的に指導するなど、優先順位を付けた指導を行うことができる。

①　都道府県は、法第12条の４に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、法第12条の５に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準をあらかじめ定めることとし、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、同条に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行うこと。

なお、法第12条の５に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準としては、例えば、指導及び助言を行う場合については、２年連続して同一の項目が遵守されておらず、指導を行った事項について改善が認められない場合、指導及び助言を行わない場合については、記録の失念等一時的な過失であり、常習性が認められないことが明らかな場合など、指導及び助言を行う場合及び行わない場合のいずれの基準も定めることが望ましい。

指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して指導及び助言すること。

②～④　（略）

なお、法第34条の２に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取り扱うこととするが、これらの勧告又は命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則としてそれぞれ１週間及び３日間が経過した後とする。

⑶・⑷　（略）

第三章　飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

Ⅰ～Ⅲ　（略）

第四章　協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

Ⅰ　協議会等の活用と相互連携に関する方針

⑴・⑵　（略）

⑶　また、都道府県は、⑵のほか、当該都道府県における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、管内の市町村と連携し、都道府県協議会を設置するものとする。都道府県協議会においては、⑵のブロック協議会における取

Ⅲ　飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法

⑴　（略）

⑵　都道府県知事は、法第12条の４に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第12条の５及び第12条の６の規定による指導及び助言並びに勧告等を行うときは、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の８から第21条の10まで及び以下の①から④までの規定に従って実施する。

①　都道府県は、法第12条の４に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認し、改善を促してもなお当該家畜の所有者が不遵守状況の改善を行わないなど、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、法第12条の５に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行うこと。

指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して指導及び助言すること。

②～④　（略）

なお、法第34条の２に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取り扱うこととするが、これらの勧告又は命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則としてそれぞれ１週間及び３日間が経過した後とする。

⑶・⑷　（略）

第三章　飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

Ⅰ～Ⅲ　（略）

第四章　協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

Ⅰ　協議会等の活用と相互連携に関する方針

⑴・⑵　（略）

⑶　また、都道府県は、⑵のほか、当該都道府県における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、管内の市町村と連携し、都道府県協議会を設置するものとする。都道府県協議会においては、⑵のブロック協議会における取

組に即して、以下の事項等について、相互に連携するものとする。また、Ⅱの⑶により地域の生産者団体等が協議会等を組織した場合には、これらの協議会等とも相互に連携するものとする。

① 平常時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有、家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、埋却地の確保等の連携強化に関する協議、地域内における農場への野鳥の誘引防止対策に関する協議、野生動物への感染防止対策に関する協議等

② （略）

⑷・⑸ （略）

Ⅱ 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

⑴ 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施、地域的な野鳥誘引防止対策等の自主的措置に取り組むことが重要である。特に、家畜の密集地域においては、ひとたび家畜伝染病が発生するとまん延のリスクも高いことから、自衛防疫団体等を設置することが推奨される。

⑵ （略）

⑶ また、国、都道府県及び市町村は、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、

① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、地域的な野鳥誘引防止対策の実施、都道府県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等

② （略）

Ⅲ 市町村の取組に関する方針

市町村は、国、都道府県及び生産者団体と連携し、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備することが重要であることから、以下について、積極的に取り組むものとする。

⑴～⑸ （略）

⑹ 都道府県、生産者団体、地域の関係者等と協力し、野生動物の捕獲や野鳥の誘引防止対策のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を推進するよう努める。

Ⅳ～Ⅵ （略）

組に即して、以下の事項等について、相互に連携するものとする。また、Ⅱの⑶により地域の生産者団体等が協議会等を組織した場合には、これらの協議会等とも相互に連携するものとする。

① 平常時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有、家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、埋却地の確保等の連携強化に関する協議、野生動物への感染防止対策に関する協議等

② （略）

⑷・⑸ （略）

Ⅱ 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

⑴ 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。特に、家畜の密集地域においては、ひとたび家畜伝染病が発生するとまん延のリスクも高いことから、自衛防疫団体等を設置することが推奨される。

⑵ （略）

⑶ また、国、都道府県及び市町村は、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、

① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、都道府県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等

② （略）

Ⅲ 市町村の取組に関する方針

市町村は、国、都道府県及び生産者団体と連携し、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備することが重要であることから、以下について、積極的に取り組むものとする。

⑴～⑸ （略）

⑹ 都道府県、生産者団体、地域の関係者等と協力し、野生動物の捕獲のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を推進するよう努める。

Ⅳ～Ⅵ （略）

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人北方領土問題対策協会令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会令和６事業年度財務諸表（令和６年４月１日～令和７年３月31日）について次のとおり公告します。なお、同法第38条第４項の規定により附属明細書は、（https://www.hoppou.go.jp）で公告しています。

令和７年10月１日

東京都台東区北上野１丁目９番12号
独立行政法人北方領土問題対策協会
理事長　山本　茂樹

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：円）

科　目	金	額	
資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		1,620,472,409	
貸付金	2,258,935,372		
貸倒引当金	△ 2,982,428	2,255,952,944	
未収金		14,503,783	
未収消費税		516,930	
前払費用		3,205,561	
未収収益		2,456,690	
賞与引当金見返 (注)		19,672,983	
流動資産合計			3,916,781,300
Ⅱ固定資産			
１有形固定資産			
建物	403,136,791		
建物減価償却累計額	△205,870,554	197,266,237	
構築物	73,703,672		
構築物減価償却累計額	△ 62,910,278	10,793,394	
車両運搬具	36,681,543		
車両運搬具減価償却累計額	△ 36,681,541	2	
工具器具備品	198,253,883		
工具器具備品減価償却累計額	△186,037,664	12,216,219	
有形固定資産合計		220,275,852	
２無形固定資産			
ソフトウェア		7,076,573	
電話加入権		182,000	
無形固定資産合計		7,258,573	
３投資その他の資産			
破産更生債権等			
破産更生債権等	16,798,832		
貸倒引当金	△ 9,447,456	7,351,376	
敷金及び保証金		25,421,920	
退職給付引当金見返 (注)		121,166,166	
投資その他の資産合計		153,939,462	
固定資産合計			381,473,887
資産合計			4,298,255,187

負債の部				
Ⅰ流動負債				
預り補助金等　(注)		12,858,678		
一年内返済予定長期借入金		467,500,000		
未払金		88,409,231		
未払費用		4,029,346		
未払法人税等		90,000		
預り金		1,899,529		
前受収益		414,635		
短期リース債務		1,116,852		
引当金				
賞与引当金		19,672,983		
流動負債合計			595,991,254	
Ⅱ固定負債				
資産見返負債　(注)				
資産見返運営費交付金	57,399,635			
資産見返補助金等	3,269,982	60,669,617		
資産除去債務		5,561,843		
長期借入金		1,168,200,000		
長期リース債務		2,233,704		
引当金				
退職給付引当金		121,166,166		
固定負債合計			1,357,831,330	
負債合計				1,953,822,584
純資産の部				
Ⅰ資本金				
政府出資金		256,069,521		
資本金合計			256,069,521	
Ⅱ資本剰余金				
基金		1,000,000,000		
資本剰余金		223,233,231		
その他行政コスト累計額　(注)				
減価償却相当累計額		△219,101,931		
利息費用相当累計額		△ 2,119,565		
除売却差額相当累計額		△ 74,262,488		
資本剰余金合計			927,749,247	
Ⅲ利益剰余金			1,160,613,835	
純資産合計				2,344,432,603
負債純資産合計				4,298,255,187

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

項　　目	金　　額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
北方対策業務費	1,031,750,611	
受託業務費	29,119,016	
貸付業務費	18,377,177	
一般管理費	221,541,063	
財務費用	14,810,453	
臨時損失	165,274	
損益計算書上の費用合計		1,315,763,594
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額　(注)	9,441,179	
利息費用相当額　(注)	122,728	
除売却差額相当額　(注)	2	
その他行政コスト合計		9,563,909
Ⅲ　行政コスト		1,325,327,503

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

科　　目	金　　額	
経常費用		
北方対策業務費		
啓発支援費	522,921,542	
給与、賞与及び諸手当	78,549,478	
法定福利費	19,008,055	
賞与引当金繰入	9,044,832	
退職給付費用	3,816,640	
その他人件費	33,552,690	
水道光熱費	1,155,103	
旅費交通費	24,482,948	
消耗品費	17,591,584	
諸謝金	12,670,000	
通信費	1,976,856	
運搬費	826,200	
図書印刷費	1,240,950	

賃借料	12,238,652	
会議費	1,421,733	
保険料	855,302	
租税公課	141,550	
船舶使用料	115,506,593	
外部委託費	140,162,129	
修繕費	1,295,490	
その他業務経費	22,886,513	
減価償却費	10,405,771	1,031,750,611
受託業務費		
船舶使用料	29,119,016	29,119,016
貸付業務費		
外部委託費	3,413,006	
旅費交通費	4,454,351	
消耗品費	548,069	
通信費	2,233,738	
運搬費	45,146	
図書印刷費	934,558	
賃借料	1,173,840	
会議費	145,000	
租税公課	21,650	
備品費	35,640	
その他業務経費	5,372,179	18,377,177
一般管理費		
役員報酬	33,114,431	
給与、賞与及び諸手当	86,351,732	
その他人件費	12,665,542	
法定福利費	21,315,484	
賞与引当金繰入	10,628,151	
退職給付費用	13,813,951	
旅費交通費	1,585,668	
賃借料	23,746,578	
会議費	9,341	
水道光熱費	650,706	
消耗品費	142,871	
諸謝金	114,500	
通信費	201,248	
運搬費	32,835	
租税公課	368,600	
保険料	37,505	
図書印刷費	257,890	
外部委託費	466,532	
備品費	360,800	
その他管理経費	11,518,909	
減価償却費	4,157,789	221,541,063
財務費用		
支払利息		14,810,453
経常費用合計		1,315,598,320
経常収益		
運営費交付金収益 (注)		1,316,103,879
政府受託収入		30,219,539
補助金等収益 (注)		114,709,957
貸付金利息		15,183,481
資産見返負債戻入 (注)		
資産見返運営費交付金戻入	11,093,800	
資産見返補助金等戻入	2,352,911	13,446,711
賞与引当金見返に係る収益 (注)		19,672,983
退職給付引当金見返に係る収益 (注)		17,630,591
財務収益		
受取利息		643,739
貸倒引当金戻入益		3,587,314
雑益		517,230
経常収益合計		1,531,715,424
経常利益		216,117,104
臨時損失		
固定資産除却損		165,274
臨時損失合計		165,274
当期純利益		215,951,830
当期総利益		215,951,830

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

	Ⅰ資本金		Ⅱ資本剰余金						Ⅲ利益剰余金	純資産合計
					その他行政コスト累計額					
	政府出資金	資本金合計	基金	資本剰余金	減価償却相当累計額（△）	利息費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	資本剰余金合計		
当期首残高	256,069,521	256,069,521	1,000,000,000	223,233,231	△ 210,885,246	△ 1,996,837	△ 73,037,992	937,313,156	944,662,005	2,138,044,682
当期変動額										
Ⅰ資本剰余金の当期変動額										
固定資産の除売却					1,224,494		△ 1,224,496	△ 2		△ 2
減価償却					△ 9,441,179			△ 9,441,179		△ 9,441,179
時の経過による資産除去債務の増加						△ 122,728		△ 122,728		△ 122,728
Ⅱ利益剰余金の当期変動額									215,951,830	215,951,830
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 8,216,685	△ 122,728	△ 1,224,496	△ 9,563,909	215,951,830	206,387,921
当期末残高	256,069,521	256,069,521	1,000,000,000	223,233,231	△ 219,101,931	△ 2,119,565	△ 74,262,488	927,749,247	1,160,613,835	2,344,432,603

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

項　　目	金　　額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
北方対策業務費支出	△ 331,213,829
啓発支援費支出	△ 492,029,481
人件費支出	△ 273,264,715
受託業務費支出	△ 29,119,016
貸付けによる支出	△ 240,772,000
委託手数料支出	△ 3,642,318
その他の業務支出	△ 57,379,832
運営費交付金収入	1,343,516,000
政府受託収入	30,219,539
その他の収入	300
貸付金回収による収入	474,838,594
貸付金利息収入	15,405,481
補助金等収入	135,659,000
補助金等の精算による返還金の支出	△ 15,089,378
小計	557,128,345
利息の受取額	422,244
利息の支払額	△ 15,220,351
消費税等還付額	490,473
業務活動によるキャッシュ・フロー	542,820,711
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 14,042,883
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,042,883
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	80,000,000
短期借入金の返済による支出	△ 80,000,000
長期借入れによる収入	310,900,000
長期借入金の返済による支出	△ 525,800,000
リース債務の返済による支出	△ 1,116,852
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 216,016,852
Ⅳ　資金増加額	312,760,976
Ⅴ　資金期首残高	307,711,433
Ⅵ　資金期末残高	620,472,409

勘定別の利益の処分に関する書類

令和７年８月20日　（単位：円）

項　　目	一般業務勘定	貸付業務勘定	法人単位
Ⅰ　当期未処分利益	215,951,830	0	215,951,830
当期総利益	215,951,830	0	215,951,830
Ⅱ　利益処分額	215,951,830	0	215,951,830
積立金	215,951,830	0	215,951,830

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和６事業年度国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを掲載しておりますので、勘定別財務諸表等詳細をご覧になりたい方は、当機構のホームページ（https://www.jaxa.jp/）または事務所にて閲覧ください。

令和７年10月１日

東京都調布市深大寺東町７丁目44番１号
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
理事長　山川　宏

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		704,891,970,545	
貯蔵品		61,326,914,887	
前払金		213,142,356,425	
前払費用		222,169,465	
未収収益		121,395,616	
未収金		6,725,145,760	
契約資産		1,234,330,950	
賞与引当金見返㈱		1,582,378,182	
流動資産合計			989,246,661,830
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	116,953,561,747		
減価償却累計額	△ 72,220,881,924		
減損損失累計額	△ 244,944,676	44,487,735,147	
構築物	21,632,352,482		
減価償却累計額	△ 13,245,126,712	8,387,225,770	
機械装置	239,564,199,334		
減価償却累計額	△ 190,280,485,594	49,283,713,740	
航空機	3,180,707,198		
減価償却累計額	△ 3,132,390,761	48,316,437	
人工衛星	600,150,122,483		
減価償却累計額	△ 532,586,458,969	67,563,663,514	
車両運搬具	1,050,030,875		
減価償却累計額	△ 747,024,185	303,006,690	
工具器具備品	81,212,728,611		
減価償却累計額	△ 65,191,843,345		
減損損失累計額	△ 24,190,062	15,996,695,204	
土地	80,679,364,019		
減損損失累計額	△ 13,723,738,749	66,955,625,270	
建設仮勘定	165,958,439,009		
減損損失累計額	△ 1,828,249	165,956,610,760	
有形固定資産合計		418,982,592,532	
2　無形固定資産			
工業所有権		245,628,388	
電話加入権		831,000	
ソフトウェア		6,640,828,460	
工業所有権仮勘定		186,799,426	
ソフトウェア仮勘定		1,746,120,307	
無形固定資産合計		8,820,207,581	
3　投資その他の資産			
投資有価証券		17,437,605	
長期前払費用		202,497,364	
敷金		16,348,824	
退職給付引当金見返㈱		20,455,860,015	
投資その他の資産合計		20,692,143,808	
固定資産合計			448,494,943,921
資産合計			1,437,741,605,751

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

（単位：円）

負債の部			
Ⅰ　流動負債			
預り施設費㈱		501,109,916	
預り補助金等㈱		144,571,467,900	
預り寄附金㈱		287,911,200	
未払金		118,582,994,998	
未払法人税等		24,413,200	
未払消費税等		486,956,500	
前受金		80,175,929,766	
預り金		1,394,963,287	
賞与引当金		1,681,123,087	
短期リース債務		1,274,397,997	
短期ＰＦＩ債務		43,061,338	
流動負債合計			349,024,329,189
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債㈱			
資産見返運営費交付金	107,555,791,898		
資産見返補助金等	58,111,891,452		
資産見返寄附金	1,072,227,365		
資産見返物品受贈額	381,977		
建設仮勘定見返運営費交付金	145,149,208,068		
建設仮勘定見返施設費	4,313,185,694		
建設仮勘定見返補助金等	13,907,291,584		
建設仮勘定見返寄附金	57,361,385		
建設仮勘定見返物品受贈額	3,118,591,400	333,285,930,823	
長期預り補助金等㈱		519,774,994,064	
退職給付引当金		20,455,860,015	
長期リース債務		924,495,522	
長期ＰＦＩ債務		202,009,257	
国際宇宙ステーション未履行債務		107,257,500,000	
資産除去債務		142,932,868	
固定負債合計			982,043,722,549
負債合計			1,331,068,051,738
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		544,068,016,341	
民間出資金		6,119,132	
資本金合計			544,074,135,473
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金		163,911,896,023	
その他行政コスト累計額㈱			
減価償却相当累計額	△327,940,907,443		
減損損失相当累計額	△13,941,033,216		
利息費用相当累計額	△13,127,649		
承継資産に係る費用相当累計額	△45,697,780,037		
除売却差額相当累計額	△183,442,421,338	△571,035,269,683	
資本剰余金合計			△407,123,373,660
Ⅲ　繰越欠損金			30,277,207,800
純資産合計			106,673,554,013
負債純資産合計			1,437,741,605,751

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　　（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	214,329,886,963	
受託費	75,322,256,592	
一般管理費	5,763,494,617	
財務費用	50,649,308	
雑損	74,396,070	
臨時損失	1,318,932,327	
法人税、住民税及び事業税	24,413,200	
損益計算書上の費用合計		296,884,029,077
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額㈱	5,975,865,879	
減損損失相当額㈱	61,428	
利息費用相当額㈱	867,561	
除売却差額相当額㈱	3,472,365	
その他行政コスト合計		5,980,267,233
Ⅲ　行政コスト		302,864,296,310

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

経常費用			
業務費			
人件費	19,368,842,817		
賞与引当金繰入	1,381,499,155		
退職給付費用	901,262,740		
業務委託費	18,031,372,951		
研究材料費及び消耗品費	13,569,311,879		
国際宇宙ステーション分担等経費	51,068,922,049		
租税公課	5,381,486,548		
減価償却費	29,420,482,018		
役務費	63,455,960,553		
その他の業務費	11,750,746,253	214,329,886,963	
受託費			
人件費	2,375,350,190		
賞与引当金繰入	98,744,905		
退職給付費用	8,126,146		
業務委託費	4,497,186,221		
研究材料費及び消耗品費	11,751,752,573		
減価償却費	1,982,715,854		
役務費	51,875,250,279		
その他の受託費	2,733,130,424	75,322,256,592	
一般管理費			
人件費	2,162,411,345		
賞与引当金繰入	200,879,027		
退職給付費用	110,199,156		
租税公課	1,226,754,210		
減価償却費	57,371,709		
役務費	1,175,499,350		
その他の一般管理費	830,379,820	5,763,494,617	
財務費用			
支払利息		50,649,308	
雑損			
雑損		74,396,070	
経常費用合計			295,540,683,550
経常収益			
運営費交付金収益㈱		109,262,167,990	
受託収入			
政府関係受託収入	70,324,747,427		
民間等受託収入	6,188,900,838	76,513,648,265	
財産賃貸等収入		411,387,676	
補助金等収益㈱		22,694,805,421	
施設費収益㈱		518,482,092	
寄附金収益㈱		33,271,373	
賞与引当金見返に係る収益㈱		1,582,378,182	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		1,019,588,042	
資産見返負債戻入㈱			
資産見返運営費交付金等戻入	25,434,857,435		
資産見返補助金等戻入	6,239,359,406		
資産見返寄附金戻入	398,602,406	32,072,819,247	
財務収益			
受取利息	706,556,530		
為替差益	2,263,879	708,820,409	
雑益			
雑益		472,025,205	
経常収益合計			245,289,393,902
経常損失			50,251,289,648

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

（単位：円）

臨時損失			
固定資産売却損		24,401,304	
固定資産除却損		46,332,462	
減損損失		125,610,229	
国庫納付金		1	
過年度損益修正損		1,122,588,331	1,318,932,327
臨時利益			
固定資産売却益		2,541,060	
運営費交付金精算収益化額㈱		50,272,740,798	
資産見返運営費交付金等戻入㈱		260,162,806	
資産見返補助金等戻入㈱		232,383	
資産見返寄附金戻入㈱		6,359,393	
資産見返物品受贈額戻入㈱		54	
過年度損益修正益		1,122,588,331	51,664,624,825
税引前当期純利益			94,402,850
法人税、住民税及び事業税			24,413,200
当期純利益			69,989,650
当期総利益			69,989,650

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純資産変動計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

	Ⅰ　資本金			Ⅱ　資本剰余金						
	政府出資金	民間出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額					資本剰余金合計
					減価償却相当累計額	減損損失相当累計額	利息費用相当累計額	承継資産に係る費用相当累計額	除売却差額相当累計額	
当期首残高	544,243,652,226	6,119,132	544,249,771,358	154,779,858,421	△324,531,348,835	△14,046,467,741	△12,260,088	△45,697,780,037	△180,846,261,621	△410,354,259,901
当期変動額										
Ⅰ　資本金の当期変動額										
不要財産に係る国庫納付等による減資	△175,635,885		△175,635,885							
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額										
固定資産の取得				9,132,037,602						9,132,037,602
固定資産の除売却					2,552,097,680	40,589,672			△2,596,159,717	△3,472,365
減価償却					△5,975,865,879					△5,975,865,879
固定資産の減損						△61,428				△61,428
時の経過による資産除去債務の増加							△867,561			△867,561
不要財産に係る国庫納付等					14,209,591	64,906,281				79,115,872
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額										
当期変動額合計	△175,635,885	0	△175,635,885	9,132,037,602	△3,409,558,608	105,434,525	△867,561	0	△2,596,159,717	3,230,886,241
当期末残高	544,068,016,341	6,119,132	544,074,135,473	163,911,896,023	△327,940,907,443	△13,941,033,216	△13,127,649	△45,697,780,037	△183,442,421,338	△407,123,373,660

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	純資産合計
△ 30,347,197,450	103,548,314,007
	△ 175,635,885
	9,132,037,602
	△ 3,472,365
	△ 5,975,865,879
	△ 61,428
	△ 867,561
	79,115,872
69,989,650	69,989,650
69,989,650	3,125,240,006
△ 30,277,207,800	106,673,554,013

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　　（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
業務及び管理活動に伴う人件費支出	△ 24,091,993,001
業務及び管理活動に伴うその他経費支出	△ 146,439,748,839
受託業務活動に伴う人件費支出	△ 2,497,432,917
受託業務活動に伴うその他経費支出	△ 55,806,732,600
科学研究費補助金等支出	△ 472,244,826
その他の業務支出	△ 63,096,146
運営費交付金収入	133,352,566,000
受託収入	65,998,492,381
財産賃貸収入	413,032,263
補助金等収入	347,656,118,322
補助金等の精算による返還金の支出	△ 566,210,076
寄附金収入	212,275,806
科学研究費補助金等収入	387,597,114
その他の業務収入	1,045,686,709
小計	319,128,310,190
利息の受取額	585,355,645
利息の支払額	△ 50,649,308
法人税等の支払額	△ 24,860,600
業務活動によるキャッシュ・フロー	319,638,155,927
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 534,000,000,000
定期預金の払戻による収入	534,000,000,000
譲渡性預金の預入による支出	△ 49,000,000,000
譲渡性預金の払戻による収入	49,000,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 74,505,630,147
無形固定資産の取得による支出	△ 2,854,441,538
有形固定資産の売却による収入	1,056,934
投資その他の資産の取得による支出	△ 22,887,906
投資その他の資産の返還による収入	962,844
施設費による収入	7,824,956,800
施設費の精算による返還金の支出	△ 338,542,234
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 69,894,525,247
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 1,910,229,700
ＰＦＩ債務償還による支出	△ 42,557,730
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,952,787,430
Ⅳ　資金に係る換算差額	△ 3,148,592
Ⅴ　資金増加額	247,787,694,658
Ⅵ　資金期首残高	457,104,275,887
Ⅶ　資金期末残高	704,891,970,545

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２～50年
構築物	２～72年
機械装置	２～25年
航空機	２～８年
人工衛星	１～10年
工具器具備品	２～20年

なお、人工衛星の耐用年数については、原則として定常運用期間又はミッション期間を基礎として算出しております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（１～５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第２項）の会計処理

個別法に基づく承継資産のうち、棚卸資産等に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

４．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員への賞与のうち、運営費交付金及び宇宙開発支援基金補助金により財源措置がなされる部分については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

５．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の事業年度に全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員等の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、科学技術企業年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金等により掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

７．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品

個別法による低価法を採用しております。

８．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

９．収益及び費用の計上基準

⑴　受託事業に係る収益

受託事業に係る収益は、主に国から支出された委託費であり、実費弁償を前提とした委託契約等に基づいて衛星又はサービス等を引き渡す義務を負っております。

当該履行義務は、当機構が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度は、当期までの発生費用を業務完了までの見積総費用と比較することにより測定しております。

⑵　受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国又は地方公共団体から支出された委託費であり、実費弁償を前提とした委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。

当該履行義務は、当機構が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度は、当期までの発生費用を業務完了までの見積総費用と比較することにより測定しております。

10．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．重要な会計上の見積り

１．米国航空宇宙局（以下、「ＮＡＳＡ」という。）との等価交換取引に係る費用及び債務の見積り

⑴　当事業年度の財務諸表に計上した金額

国際宇宙ステーション分担等経費　　51,068,922,049円

国際宇宙ステーション未履行債務　107,257,500,000円

⑵　会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①　ＮＡＳＡとの等価交換取引の概要

国際宇宙ステーション計画では、国際宇宙ステーション協力に関する多国間協定及び日本国政府とアメリカ合衆国政府との了解覚書において「交換を利用することにより、資金の授受を最小限にとどめる」ことが規定されております。これを受け、ＮＡＳＡから日本国政府に対して提供される国際宇宙ステーションの運用に必要な共通システム等やＮＡＳＡによる当機構物資の輸送に係る経費の分担等のために、当機構はＨＴＶ及びＨＴＶ－Ｘの打上げによる物資輸送機会をＮＡＳＡに提供することとされております。この取引は資金の授受を伴わない等価交換と考えられるため、ＨＴＶ及びＨＴＶ－Ｘの打上げ費用を見積り、当事業年度におけるＮＡＳＡからのサービス提供に応じて「国際宇宙ステーション分担等経費」と「国際宇宙ステーション未履行債務」を計上しております。

②　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

米国政府は2021年12月に国際宇宙ステーションを2030年まで運用延長する方針を表明し、日本国政府は2024年11月に同延長期間への参加を決定しました。これにより国際宇宙ステーションの運用期間は、令和７年（2025年）１月から令和12年（2030年）12月まで延長されました。

これを受け、当事業年度の見積りでは以下の２期間に区分して金額を算出しております。

・従来の運用期間：令和６年４月～12月

・延長期間：令和７年１月～３月

(i)　各期間におけるＮＡＳＡサービス提供の対価

・従来の運用期間では、国際宇宙ステーション運用のためにＮＡＳＡから当機構に提供される平成25年１月から令和６年12月までのサービス費用総額は、当機構が提供するＨＴＶ２機及びＨＴＶ－Ｘ３機の打上げ費用と等価と考えられます。

・延長期間では、国際宇宙ステーション運用のためにＮＡＳＡから当機構に提供される令和７年１月から令和12年12月までのサービス費用総額は、当機構が提供するＨＴＶ－Ｘ４号機、５号機、及び６号機の一部の打上げ費用と等価と考えられます。

いずれの期間も、ＮＡＳＡから当機構へのサービスの提供は国際宇宙ステーションの運用期間にわたって継続的に行われるため、国際宇宙ステーション運用期間の経過に応じて費用が生じるとの仮定に基づき、「国際宇宙ステーション分担等経費」を認識するとともに「国際宇宙ステーション未履行債務」を計上しております。

(ii)　当機構からのサービス提供

当機構からＮＡＳＡへのサービス提供は、ＨＴＶ及びＨＴＶ－Ｘの打上げの都度行われます。このため、ＨＴＶ及びＨＴＶ－Ｘの打上げに応じて当機構の義務が履行されたとの仮定に基づき、「国際宇宙ステーション未履行債務」を取り崩しております。

③　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

ＮＡＳＡからのサービス提供額は以下のように算出しております。

【従来の運用期間に該当する期間（令和６年４月～12月）】

(i)　物資輸送費用の算出方法

国際宇宙ステーションの運用期間中にＨＴＶ及びＨＴＶ－Ｘ等により国際宇宙ステーションへの輸送が想定される重量のうち、一定の重量は当機構物資の輸送に割り当てられる予定です。このため、当機構がＮＡＳＡに提供するＨＴＶ２機及びＨＴＶ－Ｘ３機分の打上げ費用から輸送１トン当たりのコストを算定し、実際に輸送が行われた当機構物資の実績重量に１トン当たりのコストを乗じることで算出しております。

(ii)　国際宇宙ステーションの運用に必要な共通システム等に係る経費見積額の算出方法

当機構がＮＡＳＡに提供するＨＴＶ２機及びＨＴＶ－Ｘ３機分の打上げ費用から(i)の物資輸送費用総額を差し引いた残額を国際宇宙ステーションの残存運用期間（～2024年12月）で均等配分しております。

【延長期間に該当する期間（令和７年１月～３月）】

(i)　物資輸送費用の算出方法

国際宇宙ステーションの運用期間中にＨＴＶ－Ｘ等により国際宇宙ステーションへの輸送が想定される重量のうち、一定の重量は当機構物資の輸送に割り当てられる予定です。このため、当機構がＮＡＳＡに提供するＨＴＶ－Ｘ４号機、５号機、及び６号機の一部の打上げ費用から輸送１トン当たりのコストを算定し、国際宇宙ステーションの延長した運用期間（～2030年12月）で各事業年度に配分しております。

(ii)　国際宇宙ステーションの運用に必要な共通システム等に係る経費見積額の算出方法

当機構がＮＡＳＡに提供するＨＴＶ－Ｘ４号機、５号機、及び６号機の一部の打上げ費用から(i)の物資輸送費用を差し引いた残額を国際宇宙ステーションの延長した運用期間（～2030年12月）で各事業年度に配分しております。

④　翌事業年度の財務諸表に与える影響

今後打上げ予定のＨＴＶ－Ｘの打上げ費用の見積額は、開発プロジェクトや打上げスケジュール変更等により変動することがあります。また、国際宇宙ステーションでの実験等活動計画の変更による物資輸送重量の変更、国際宇宙ステーション運用期間の変動も将来の金額に影響を及ぼします。

Ⅲ．会計上の見積りの変更

Ⅱ．１．(1)の「国際宇宙ステーション未履行債務」及び「国際宇宙ステーション分担等経費」について、新型宇宙ステーション補給機に係る製作費の見積額が変更になったことにより、会計上の見積りを変更しております。

これにより、従来と比較して「国際宇宙ステーション未履行債務」は3,574,081,540円、「国際宇宙ステーション分担等経費」は3,574,058,740円それぞれ増加しております。

Ⅳ．重要な債務負担行為

重要な債務負担行為は414,745,645,926円です。

Ⅴ．区分経理関係

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第22条に基づき、宇宙戦略基金に係る経理（宇宙戦略基金勘定）とその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。

Ⅵ．貸借対照表関係

１．当期に減損を認識又は兆候がある固定資産は以下のとおりです。

(1)　減損の認識

①　減損を認識した固定資産の概要

（単位：円）

番号	種類	場所	用途	帳簿価額	減損額	
					※１	※２
(i)	建物	埼玉県比企郡	ごみ置き場	61,429	0	61,428
(ii)	建物	東京都三鷹市	倉庫	249,099	249,098	0
(iii)	建物	秋田県能代市	ポンプ室	2,025,039	2,025,038	0
(iv)	建物	東京都調布市	換気設備	588,627	588,626	0
(v)	建設仮勘定	宮城県角田市	試験機制作用材料	917,700	917,699	0
(vi)	建物	東京都調布市	試験用施設	7,107,259	0	0

㈦	建物	鹿児島県熊毛郡	送信棟	5,447,942	0	0
㈧	建物	秋田県能代市	試験用施設	858,160	0	0
㈨	ソフトウェア	埼玉県比企郡	ソフトウェア	103,153,968	103,153,967	0
(x)	工具器具備品	茨城県つくば市	通信設備	16,922,972	16,922,966	0
(xi)	建物	神奈川県相模原市	電源設備	28,287	28,286	0
(xii)	建物	茨城県つくば市	通信設備	814,000	813,999	0
(xiii)	建設仮勘定	千葉県松戸市	フェンス	910,551	910,550	0
(xiv)	建物	鹿児島県肝属郡	受電室	31,670,633	0	0
(xv)	土地	千葉県松戸市	職員宿舎用地	510,200,000	0	0
			合　計	680,955,666	125,610,229	61,428

※１：損益計算書に計上される減損損失
※２：行政コスト計算書に計上される減損損失相当額

②　減損の認識に至った経緯

上記資産(i)～㈥について、固定資産の全部につき、当事業年度に使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

上記資産㈦～(xiii)について、使用されている範囲又は方法に関し、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じており、その全部（又は一部）の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

上記資産(xiv)について、当事業年度に用途変更を行ったため、減損を認識しております。

上記資産(xv)について、固定資産の全部につき、前事業年度以前に使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

③　回収可能サービス価額

上記資産(i)～(v)および㈨～(xiii)について、売却見込がないため使用価値相当額により回収可能サービス価額を算定しております。その全部につき今後の使用が想定されていないため、備忘価額１円まで帳簿価額を減額しております。

上記資産㈥～㈧および(xiv)について、売却見込がないため使用価値相当額により回収可能サービス価額を算定しております。使用価値相当額は、当該資産の帳簿価額に建設工事費デフレーターと当該資産につき「使用が想定されていない部分」以外の部分の割合を乗じて算出した価額を用いて算定しておりますが、算定額が帳簿価額を上回っていたため、減損額は生じておりません。

上記資産(xv)について、正味売却価額により回収可能サービス価額を算定しております。当該土地に係る地価公示価格相当額で時価評価したところ、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っていたため、減損額は生じておりません。

⑵　減損の兆候

①　減損の兆候がある固定資産の概要

（単位：円）

番号	種　類	場　所	用　途	帳簿価額
(i)	建物	茨城県つくば市	職員宿舎	7,955,491
㈡	建物	茨城県つくば市	職員宿舎	50,864,232
㈢	建物	茨城県牛久市	職員宿舎	121,219,631
㈣	建物	茨城県つくば市	職員宿舎	81,979
(v)	建物	茨城県つくば市	セキュリティ用扉	188,767
㈥	建設仮勘定	東京都調布市	研究用部品	276,638
㈦	建設仮勘定	東京都調布市	研究用部品	762,808
㈧	建設仮勘定	茨城県つくば市	照明器具	6,703,560
㈨	建設仮勘定	茨城県つくば市	空調管理装置改修工事設計業務	990,000
(x)	建設仮勘定	神奈川県相模原市	人工衛星部品	91,949,000
(xi)	建設仮勘定	茨城県つくば市	研究用部品	3,596,400
			合　計	284,588,506

②　認められた減損の兆候の概要

上記資産については、稼働率が著しく低下したため、減損の兆候が認められました。なお、設備としての機能を現に有しており今後の使用も見込まれることから減損を認識しておりません。

各資産の詳細は以下の通りです。

上記資産(i)～㈣については、期末における入居率が50％未満となっていることから減損の兆候が認められました。本資産は職員宿舎としての機能は引き続き有しており、今後の使用も見込まれるものです。

上記資産(v)については、本資産を設置していたエリアのレイアウト変更により、稼働率が著しく低下したため、減損の兆候が認められました。本資産はセキュリティ用扉としての機能は引き続き有しており、今後の使用も見込まれるものです。

上記資産㈥～㈧については、研究計画が見直されたことにより減損の兆候が認められました。本資産は研究用部品としての機能は引き続き有しており、今後の使用も見込まれるものです。

上記資産㈧については、建屋への設置が延期していることから減損の兆候が認められました。本資産は照明器具としての機能は引き続き有しており、今後の使用も見込まれるものです。

上記資産㈨については、沖縄宇宙通信所における改修工事が延期していることから減損の兆候が認められました。改修工事は本設計に基づいて実施予定であることから、機能は引き続き有しており、今後の使用も見込まれるものです。

上記資産(x)については、ロシア天文学研究所の国際紫外線天文衛星計画に参画して開発しているものですが、国際情勢の影響により開発活動を停止しているため、減損の兆候が認められました。本資産は人工衛星部品としての機能は引き続き有しており、今後の使用も見込まれるものです。

上記資産(xi)については、環境制御・生命維持技術研究にかかる計画が見直されたことから減損の兆候が認められました。本資産は研究用部品としての機能は引き続き有しており、今後の使用も見込まれるものです。

２．国際宇宙ステーション計画では、国際宇宙ステーション協力に関する多国間協定及び日本国政府とアメリカ合衆国政府との了解覚書において「交換を利用することにより、資金の授受を最小限にとどめる」ことが規定されております。これを受け国際宇宙ステーションの運用に必要な共通システム運用経費の分担等のために、当機構が一定のサービスを提供することとされております。この際、当機構とＮＡＳＡの双方が行う提供済みサービスに、一定期間差異額が生じることとなりますが、この差異額を、貸借対照表の負債の部に「国際宇宙ステーション未履行債務」として計上しております。

３．金融商品に関する事項

⑴　金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金に限定しております。また、投資有価証券は国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第18条第11項及び第18条の２等に基づき、株式等を保有しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

なお、市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	2

また、その他有価証券（投資事業有限責任組合出資）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む取扱いを適用しており、上表には含めておりません。当該取扱いを適用した投資事業有限責任組合出資の貸借対照表計上額は17,437,603円です。

４．資産除去債務に関する事項

当機構は、石綿障害予防規則に基づき、当該法令に定める範囲の撤去に要する費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

当機構は、フロン回収破壊法に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

当機構は、事務所の用に供している不動産等の賃貸契約に基づき、原状回復に要する費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は取得時からの耐用年数（６年から18年）によっており、割引率は0.186％から1.755％を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	141,839,739円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	1,093,129円
見積りの変更による増減額	—
資産除去債務の履行による減少額	—
期末残高	142,932,868円

当機構は、事業用地等の賃貸借契約に基づき、事業終了時又は退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定がないものについては、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

５．不要財産に係る国庫納付等

当期に国庫納付した資産は以下のとおりであります。

①	資産種類		土地、建物及び構築物
②	資産名称		鳩山宿舎
③	帳簿価額	⑴　取得価額	175,876,106円
		⑵　減価償却	14,449,811円
		⑶　減損損失	64,906,281円
		⑷　帳簿価額	96,520,014円
④	不要財産となった理由		「独立行政法人整理合理化計画」により不要財産と認められるため。
⑤	国庫納付等の方法		現物による国庫納付
⑥	国庫納付額		—
⑦	納付年月日		令和６年９月26日
⑧	減資額		175,635,885円
⑨	備考		

６．退職給付に関する事項

⑴　採用している退職給付制度の概要

当機構は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

⑵　確定給付制度

①　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

期首における退職給付債務	32,324,382,451
勤務費用	1,391,843,595
利息費用	355,568,207
数理計算上の差異の当期発生額	△　43,800,138
退職給付の支払額	△　2,150,862,861
過去勤務費用の当期発生額	—
制度加入者からの拠出額	102,975,750
期末における退職給付債務	31,980,107,004

②　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

期首における年金資産	13,431,429,084
期待運用収益	228,334,294
数理計算上の差異の当期発生額	△　466,829,907
事業主からの支払額	499,555,280
退職給付の支払額	△　361,793,262
制度加入者からの拠出額	102,975,750
期末における年金資産	13,433,671,239

③　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：円）

積立型制度の退職給付債務	12,857,660,952
年金資産	△ 13,433,671,239
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 576,010,287
非積立型制度の未積立退職給付債務	19,122,446,052
小計	18,546,435,765
未認識数理計算上の差異	1,909,424,250
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,455,860,015
退職給付引当金	20,455,860,015
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,455,860,015

④　退職給付に関連する損益

（単位：円）

勤務費用	1,391,843,595
利息費用	355,568,207
期待運用収益	△ 228,334,294
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 499,489,466
過去勤務費用の当期の費用処理額	—
臨時に支払った割増退職金	—
合計	1,019,588,042

⑤　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	60％
株式	22％
その他	18％
合計	100％

⑥　長期期待運用収益率の設定方法に関する事項

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.10％
長期期待運用収益率	1.70％

7．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額は△476,237,312,042円です。

Ⅶ．行政コスト計算書関係

1．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	302,864,296,310円
自己収入等	△ 78,433,299,600円
法人税等及び国庫納付額	△ 24,413,201円
機会費用	2,154,232,586円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	226,560,816,095円

2．機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

①　近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

②　無償貸付を受けている研究開発用資産に対し減価償却を行ったと仮定した場合の令和６年度減価償却相当額を計上しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

⑶　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職手当のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、職員退職手当支給規程に定める支給基準を参考に計算しております。

Ⅷ．損益計算書関係

1．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、53,594,843円であり、当該影響額を除いた当期総利益は16,394,807円です。

2．オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

⑴　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料

71,736,168円

⑵　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料

91,799,334円

3．ＰＦＩによるサービス部分の対価の支払予定額

⑴　貸借対照表日後一年以内のＰＦＩ期間に係る支払予定額

18,553,186円

⑵　貸借対照表日後一年を超えるＰＦＩ期間に係る支払予定額

79,969,218円

なお、サービス部分の対価の支払予定額は当該サービスのコスト削減成果により変動する可能性があります。

4．国際宇宙ステーション計画では、国際宇宙ステーション協力に関する多国間協定及び日本国政府とアメリカ合衆国政府との了解覚書において「交換を利用することにより、資金の授受を最小限にとどめる」ことが規定されております。これを受け国際宇宙ステーションの運用に必要な共通システム運用経費の分担等のために、当機構が一定のサービスを提供することとされております。これに伴い、当期において当該分担すべき経費が発生し、これを損益計算書の経常費用に「国際宇宙ステーション分担等経費」として計上しております。なお、当該科目には、荷造運搬費、役務費、消耗品費、水道光熱費、通信費が含まれております。

Ⅸ．キャッシュ・フロー計算書関係

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	704,891,970,545円
資金期末残高	704,891,970,545円

2．重要な非資金取引

⑴　寄附等による資産の取得

151,461,672円

⑵　ファイナンス・リースによる資産の取得

809,102,010円

⑶　国際宇宙ステーション分担等経費等

51,069,253,568円

⑷　不要財産の現物による国庫納付

96,520,014円

Ｘ．収益認識に関する注記

当機構は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

当機構は一定の事業等のまとまりごとの区分として７つのセグメントを構成しております。その上で、顧客との契約から生じる収益についての理解のため、顧客の種類及び財又はサービスの種類に基づき区分した形で収益を分解しています。

顧客の種類及び財又はサービスの種類 ＼ セグメント		A．宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施					B．宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組	C．航空科学技術	D．戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化
		a．衛星測位・衛星リモートセンシング・衛星通信・基盤技術	b．宇宙輸送システム	c．宇宙科学・探査	d．有人宇宙活動	計			
政府関係									
	衛星開発	20,018,688,515	0	0	0	20,018,688,515	0	0	0
	受託研究開発	2,554,686,032	0	638,037,451	216,024,428	3,408,747,911	1,466,197,341	43,244,475	0
	衛星運用維持	751,381,742	0	0	0	751,381,742	0	0	0
	計	23,324,756,289	0	638,037,451	216,024,428	24,178,818,168	1,466,197,341	43,244,475	0
民間等									
	受託研究開発	233,422,926	125,067,706	975,523,685	69,719,855	1,403,734,172	312,652,481	1,945,112,163	0
	その他（施設利用等）	0	2,127,578,885	0	976,533	2,128,555,418	112,814,718	250,796,442	0
	計	233,422,926	2,252,646,591	975,523,685	70,696,388	3,532,289,590	425,467,199	2,195,908,605	0
合　　計		23,558,179,215	2,252,646,591	1,613,561,136	286,720,816	27,711,107,758	1,891,664,540	2,239,153,080	0

Ｅ．宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組	Ｆ．情報収集衛星に係る政府からの受託	計	法人共通	合　計
0	39,840,895,651	59,859,584,166	0	59,859,584,166
0	2,112,871,493	7,031,061,220	0	7,031,061,220
0	2,682,720,299	3,434,102,041	0	3,434,102,041
0	44,636,487,443	70,324,747,427	0	70,324,747,427
3,957,972	0	3,665,456,788	0	3,665,456,788
31,277,472	0	2,523,444,050	0	2,523,444,050
35,235,444	0	6,188,900,838	0	6,188,900,838
35,235,444	44,636,487,443	76,513,648,265	0	76,513,648,265

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」に係る事項に関する注記の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴　契約資産及び契約負債の残高等に関する情報

契約資産は、進捗度に応じて認識された収益のうち、期末日時点で進行中の受託業務等に係る対価に対する機構の権利に関するものであり前受金を受領していないものであります。

契約負債は、貸借対照表上「前受金」に計上しており、契約の履行に先立ち顧客から受領する前受対価であります。なお「前受金」は全て契約負債であり、他の負債は含まれておりません。

⑵　残存履行義務に配分した取引価格に関する情報

当事業年度末における残存履行義務に配分された顧客の種類及び財又はサービスごとの取引価格の総額は以下のとおりです。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

顧　　客	財又はサービス	残存履行義務に配分された取引価格
政府関係	衛星開発	277,179,916,891
	受託研究開発	11,278,726,681
	衛星運用維持	2,097,263,729
民間等	受託研究開発	17,271,820,211
	その他（施設利用等）	91,270,209
合　　計		307,918,997,721

また顧客の種類及び財又はサービスごとの残存履行義務は、当事業年度末から起算して概ね次の期間内に完了し、収益として認識することを見込んでおります。

政府関係

・衛星開発：４年以内

・受託研究開発：４年以内

・衛星運用維持：４年以内

民間等

・受託研究開発：８年以内

・その他（施設利用等）：１年以内

勘定別の利益の処分（損失の処理）に関する明細

（単位：円）

	一般勘定	宇宙戦略基金勘定	合　計
Ⅰ　当期未処分利益（△当期未処理損失）	△　30,277,207,800	0	△　30,277,207,800
当期総利益（△当期総損失）	69,989,650	0	69,989,650
前期繰越欠損金	△　30,347,197,450	0	△　30,347,197,450
Ⅱ　次期繰越欠損金	△　30,277,207,800	0	△　30,277,207,800

独立行政法人国立文化財機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和６事業年度独立行政法人国立文化財機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年10月１日

東京都台東区上野公園13番９号
独立行政法人国立文化財機構
理事長　島谷　弘幸

貸　　借　　対　　照　　表

令和７年３月31日現在

（単位：円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
Ⅰ　流動資産		Ⅰ　流動負債	
現金及び預金	6,027,044,261	運営費交付金債務㈱	1,151,852,929
棚卸資産	84,374,812	預りその他補助金㈱	8,834,480
立替金	4,586,346	預り寄附金㈱	2,504,562,954
前払費用	534,381	未払金	2,417,366,330
未収金	1,474,351,440	未払費用	113,081,410

その他の流動資産		5,076,198
賞与引当金見返(注)		349,864,521
流動資産合計		7,945,831,959
Ⅱ　固定資産		
１有形固定資産		
建物	105,145,477,435	
減価償却累計額	−56,708,422,710	48,437,054,725
構築物	4,822,335,919	
減価償却累計額	−3,625,797,511	1,196,538,408
機械・装置	713,431,684	
減価償却累計額	−702,276,981	11,154,703
車両運搬具	67,451,943	
減価償却累計額	−56,211,889	11,240,054
工具器具備品	11,755,816,609	
減価償却累計額	−9,231,852,246	2,523,964,363
収蔵品		133,915,158,045
土地		44,410,675,104
建設仮勘定		76,230,000
有形固定資産合計		230,582,015,402
２無形固定資産		
ソフトウエア		109,083,394
電話加入権		1,833,300
その他の無形固定資産		4,745,873
無形固定資産合計		115,662,567
３投資その他の資産		
退職給付引当金見返(注)		2,468,683,499
投資その他の資産合計		2,468,683,499
固定資産合計		233,166,361,468

前受金		18,374,619
前受収益		135,439,282
預り金		300,324,455
賞与引当金		349,864,521
流動負債合計		6,999,700,980
Ⅱ　固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金(注)	2,306,615,861	
資産見返寄附金(注)	720,493,412	
資産見返物品受贈額(注)	13,523,861	
資産見返その他補助金(注)	66,504,703	
建設仮勘定見返運営費交付金(注)	77,695,384	
資産見返負債合計	3,184,833,221	
引当金		
退職給付引当金	2,468,683,499	
引当金合計	2,468,683,499	
その他の固定負債		
長期未払金	7,284,844	
固定負債合計		5,660,801,564
負債合計		12,660,502,544
（純資産の部）		
Ⅰ　資本金		
政府出資金		112,703,980,915
資本金合計		112,703,980,915
Ⅱ　資本剰余金		
資本剰余金	179,976,360,531	
その他行政コスト累計額		
減価償却相当累計額（−）(注)	−62,093,652,876	
減損損失相当累計額（−）(注)	−3,034,800	
除売却差額相当累計額（−）(注)	−3,486,849,383	
その他行政コスト累計額合計	−65,583,537,059	
資本剰余金合計		114,392,823,472

		Ⅲ　利益剰余金	
		前中期目標期間繰越積立金㈱	620,239,566
		目的積立金㈱	208,007,203
		積立金㈱	603,061,742
		当期未処理損失	－76,422,015
		（うち当期総損失）	（－76,422,015）
		利益剰余金合計	1,354,886,496
		純資産合計	228,451,690,883
資　産　合　計	241,112,193,427	負　債　純　資　産　合　計	241,112,193,427

（注記）１．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額は36,680,233,130円であります。
２．㈱は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務費			
人件費		4,456,705,112	
業務経費			
収集保管業務費	675,140,519		
展覧業務費	2,912,947,853		
教育普及業務費	257,610,105		
博物館研究業務費	454,441,538		
博物館支援業務費	16,541,463		
文化財活用業務費	119,893,529		
基礎研究業務費	263,637,830		
応用研究業務費	149,815,337		
国際遺産保護業務費	77,920,338		
情報公開業務費	279,724,124		
研修協力業務費	11,215,449		
文化財防災業務費	78,640,290		
受託業務費	857,057,431	6,154,585,806	
減価償却費		507,753,081	11,119,043,999
一般管理費			
人件費		1,212,644,638	
一般管理経費		970,408,866	
減価償却費		129,460,690	2,312,514,194
財務費用			570,890
雑損			1,605,068
経常費用合計			13,433,734,151
経常収益			
運営費交付金収益㈱		7,752,061,539	
受託収入			
政府関係・地方自治体受託収入㈱	800,433,245		
その他受託収入㈱	62,349,091	862,782,336	
入場料収入		2,079,569,858	
展示事業等附帯収入		558,386,476	
財産利用収入		307,922,823	
寄附金収益㈱		426,219,616	
施設費収益㈱		62,159,478	
その他補助金収益㈱		35,708,992	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金戻入㈱	437,781,942		
資産見返寄附金戻入㈱	180,963,774		
資産見返物品受贈額戻入㈱	1,326,975		
資産見返その他補助金戻入㈱	8,500,062	628,572,753	
財務収益			
受取利息	18,890		
その他財務収益	441	19,331	
雑益		8,586,542	
賞与引当金見返に係る収益㈱		349,864,521	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		255,315,608	
経常収益合計			13,327,169,873
経常損失			106,564,278
臨時損失			
固定資産除却損		5,510,989	5,510,989
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入㈱		345,647	
資産見返寄附金戻入㈱		5,165,336	
資産見返物品受増額戻入㈱		3	
固定資産売却益		440,869	5,951,855

当期純損失	106,123,412
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱	184,543
業務拡充積立金取崩額㈱	29,516,854
当期総損失	76,422,015

（注記）１．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は524,198円であり、当該損益を除いた当期総損失は、－76,946,213円であります。
２．固定資産売却益は、車両運搬具及び工具・器具・備品の売却に伴うものであります。
３．㈱は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損失の処理に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		－76,422,015
当期総損失	－76,422,015	
Ⅱ　損失処理額		76,422,015
積立金取崩額	76,422,015	
Ⅲ　次期繰越欠損金		0

注記事項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

人件費のうちの役員給与、管理部門の職員給与、法定福利費並びに管理部門の経費（特に指定するものを除く）、減価償却費及び財務費用については、業務の実施が運営費交付金と期間的に対応しているため期間進行基準（一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

人件費のうちの退職手当並びに事業部門の職員給与、法定福利費並びに事業部門の経費及び管理部門の経費のうち特に指定するものについては、業務達成基準（当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

その他計画外の発生費用については、費用進行基準（発生費用の額を限度として運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～58年
構築物	２年～63年
機械・装置	２年～17年
車両運搬具	２年～７年
工具器具備品	２年～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金を減額しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により行っております。なお、機構内利用のソフトウエアについては、機構内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである役職員の賞与については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品等・・・最終仕入原価法を採用しております。

⑵　未成受託研究支出金・・・個別法による低価法を採用しております。

６．収蔵品の評価方法

国からの承継分については、承継時の物品目録上の価額をもって評価しており、新規取得分については取得時の価額をもって評価しております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

８．収益及び費用の計上基準

⑴　受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国又は地方公共団体から支出された委託費であり、委託契約等に基づいて、サービス（研究）を行い、得られたサービス(研究)成果等を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、サービス（研究）成果等を引き渡す一時点において、顧客（委託者）が当該サービス（研究）成果等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑵　入場料に係る収益

入場料に係る収益は、主に展示事業に係る収益であり、顧客との契約に基づいて観覧を提供する履行義務を負っております。

当該履行義務は、顧客が展覧会場に入場する一時点において充足されると判断し、入場時点で収益を認識しております。

⑶　展示事業に附帯する収益

展示事業に附帯する収益は、主に売上手数料等に係る収益及び年会費等に係る収益となっております。

売上手数料等に係る収益の履行義務は、当機構と委託先事業者の間の委託販売契約に基づくものであり、委託先事業者が顧客との販売契約によってサービス等を引き渡す一時点において充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

年会費等に係る収益の履行義務は、当法人が顧客との契約期間に応じて、各博物館を開館し展覧事業を行うことにより充足されていきます。このため、収益を一定期間にわたり認識しております。

⑷　財産利用に係る収益

財産利用に係る収益は、主に財産使用に係る収益及び財産貸付に係る収益となっております。

財産使用に係る収益は、顧客との契約に基づいて、当法人の財産を使用する権利の許諾についての履行義務を負っております。当該履行義務は、権利を許諾する一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

財産貸付に係る収益は、主に建物貸付料であり、独立行政法人会計基準第33「リース取引の会計処理」に基づき収益を認識しております。

Ⅱ．固定資産の減損

該当なし

Ⅲ．重要な債務負担行為

該当なし

Ⅳ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金に限定しております。また、活動資金は事業収入及び運営費交付金等によりまかなっているため、資金調達はありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

Ⅴ．賃貸等不動産関係

当機構は、東京都その他の地域において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅵ．資産除去債務関係

石綿（アスベスト）関係

当機構では、石綿関連法令により使用等が規制されている石綿が、奈良文化財研究所収蔵庫１棟の天井材及び資料館１棟の煙突断熱材に使用されております。

これらの石綿は全て封じ込め済みであり、建物の解体時に石綿の除去義務が発生しますが、当該資産の具体的な解体計画はなく、今後も、現状のまま継続的に使用する予定であります。加えて計画策定には国による認可及び予算措置が必要であり機構単独の意思決定ではなし得ない状況にあるため、資産除去債務を合理的に見積ることができません。このため、貸借対照表に資産除去債務を計上しておりません。

Ⅶ．退職給付に係る注記

１．採用している退職給付制度の概要

当機構では、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

区　　分	令和６年４月１日～令和７年３月31日
期首における退職給付引当金	2,361,749,931
退職給付費用	298,576,992
退職給付の支払額	△191,643,424
期末における退職給付引当金	2,468,683,499

⑵　退職給付に関連する損益

（単位：円）

区　　分	令和６年４月１日～令和７年３月31日
簡便法で計算した退職給付費用	298,576,992

⑶　退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、51,357,995円です。

Ⅷ．収益認識に関する注記

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

（単位：円）

	国立博物館等	文化財研究所等	共　通	合　計
受託収入	186,109,703	676,672,633	0	862,782,336
入場料収入	2,076,127,308	3,442,550	0	2,079,569,858
展示事業等附帯収入	494,795,929	63,040,247	550,300	558,386,476
財産利用収入	293,722,707	14,200,116	0	307,922,823
合　計	3,050,755,647	757,355,546	550,300	3,808,661,493
顧客との契約から生じる収益	2,870,731,824	744,508,815	550,300	3,615,790,939
その他の収益	180,023,823	12,846,731	0	192,870,554
合　計	3,050,755,647	757,355,546	550,300	3,808,661,493

㈱　その他の収益はリース取引に関する会計基準に基づく財産貸付収入であります。

（単位：円）

収益認識の時期	国立博物館等	文化財研究所等	共　通	合　計
一時点で移転されるサービス	2,699,580,609	744,133,086	550,300	3,444,263,995
一定の期間にわたり移転されるサービス	171,151,215	375,729	0	171,526,944
合　計	2,870,731,824	744,508,815	550,300	3,615,790,939

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、136百万円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて、翌年度から１年までの間で収益を認識することを見込んでいます。

企業年金基金合併公告

自動車振興会企業年金基金は確定給付企業年金法第76条の規定により合併したので、確定給付企業年金法施行令第53条の２第２項の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．合併認可年月日　令和７年10月１日

２．合併により消滅した基金の名称及び所在地

ジェイ・エス・ケイ企業年金基金　東京都港区虎ノ門１－９－11

令和７年10月１日

東京都港区虎ノ門１－９－11

自動車振興会企業年金基金

理事長　大野　洋一

企業年金基金変更公告

自動車振興会企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のとおり公告します。

１．変更後の基金の名称　ＪＳＫ企業年金基金

２．変更前の基金の名称　自動車振興会企業年金基金

３．変更年月日　令和７年10月１日

令和７年10月１日　ＪＳＫ企業年金基金

理事長　大野　洋一

企業年金基金変更公告

大建工業企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．変更後の基金の名称　ＤＡＩＫＥＮ企業年金基金

２．変更前の基金の名称　大建工業企業年金基金

３．変更年月日　令和７年９月26日

令和７年10月１日

大阪府大阪市北区中之島三丁目２番４号中之島フェスティバルタワー・ウエスト14階

ＤＡＩＫＥＮ企業年金基金

理事長　川上　哲司

会社その他の公告

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

札幌市清田区真栄四三六番二五

協同組合北海道造園資材卸センター

清算人　長谷川伸一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

北海道士別市武徳町四十四線東七号

株式会社道北企画

代表清算人　中島　英利

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

北海道小樽市銭函五丁目五三番地四

株式会社江別商事

代表清算人　石井　淳治

解散公告

当社は、令和七年九月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町五四番地

有限会社洞爺パーク

清算人　橋本ひとみ

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

岩手県紫波郡紫波町高水寺字大坊四五番地

鳴田ボデーサービス有限会社

清算人　鳴田　幸恵

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

仙台市青葉区二日町七番三二号勾当台ハイツ一〇〇一号　株式会社フジ・オンブレス

代表清算人　高橋　耕一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

宮城県塩竈市西玉川町一〇番四一―B二〇一号

多賀城交通株式会社

代表清算人　木下　正三

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

宮城県富谷市成田五丁目一二番地七

有限会社柴田建工

清算人　百々　正明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

秋田県能代市向能代字上野越五三番地

合同会社実りの会

清算人　落合耕太郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

茨城県鹿嶋市宮中一三〇番地六

有限会社佐藤企画

清算人　佐藤　利雄

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

群馬県前橋市駒形町一八一―一

株式会社タケウチ

代表清算人　須賀　康平

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

群馬県前橋市駒形町一八一番地一

株式会社ラッキースマイル

代表清算人　須賀　康平

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

群馬県前橋市駒形町一八一―一

株式会社プランナー商事

代表清算人　須賀　康平

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

群馬県前橋市駒形町一八一―一

株式会社SG商会

代表清算人　須賀　康平

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

群馬県前橋市駒形町一八一―一

株式会社ニコニコカンパニー

代表清算人　須賀　康平

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

埼玉県幸手市東二丁目八番六号

センチュリー保証株式会社

代表清算人　鎌田　康臣

解散公告

当社は、令和七年九月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

埼玉県所沢市若狭三丁目二五五一番地の一

四佐孝アパート二〇二室　芳華友株式会社

代表清算人　稔　鵬飛

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

埼玉県朝霞市根岸台二丁目一番一一号

S．T．Kプランニング有限会社

清算人　福嶋　良生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

埼玉県八潮市大字伊勢野四二二番地一

東京パネル工業株式会社

代表清算人　橋本　光裕

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目七番八―一二〇五号

TO　FLOWERS株式会社

代表清算人　長岡　裕己

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

さいたま市浦和区前地二丁目二番三号

シャーメゾン五五―一浦和二〇一

株式会社Business Intelligence

代表清算人　内山　靖隆

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

さいたま市浦和区前地二丁目二番三号

シャーメゾン五五―一浦和二〇一

株式会社ひらめき

代表清算人　内山　靖隆

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

千葉県市原市海保六七一番地の一

北島産業株式会社

代表清算人　北島　浩二

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

千葉県館山市北条二一九〇番地の一一

株式会社魚忠

代表清算人　佐野　恭子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

千葉県印旛郡酒々井町東酒々井六丁目六番

九棟三〇四号

有限会社タケダシステムデンソー

清算人　武田　悦夫

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

千葉市稲毛区宮野木町一六四九番地の六

宮野木工業株式会社

代表清算人　浅野　勇

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

千葉県柏市柏一〇一五番地一四

タガ商店合同会社

清算人　多賀　圭司

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷四丁目一二番七二号

特定非営利活動法人パシフィックバスケットボールアソシエーション

清算人　羽賀　篤史

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

千葉県袖ケ浦市長浦字拓二号五八〇番地一九

関東いづみ運輸株式会社

代表清算人　友森　一浩

解散公告

当社は、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

千葉県船橋市八木が谷三丁目三番一六号

株式会社藤和商事

代表清算人　佐藤　昌治

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区南青山七丁目一三番二―一〇六号

一般財団法人佐藤栄作記念国連大学協賛財団

代表清算人　松室　久子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都江東区豊洲五丁目六番二九―一二三

〇号　ＭＫホールディングス合同会社

清算人　押田　香里

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都江東区豊洲五丁目六番二九―一二三

〇号　トドロキホールディングス合同会社

清算人　押田　香里

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都江東区豊洲五丁目六番二九―一二三

〇号

清算人　いくたま合同会社

清算人　押田　香里

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都武蔵野市境一丁目五番八号ヘーベル

ヴィレッジ武蔵境Ⅱフリーデンしろがね三

〇一号室

株式会社東家

代表清算人　吉田　賢介

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都江東区豊洲五丁目六番二九―一二三

〇号

神宮前合同会社

清算人　押田　香里

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号

渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

合同会社ＬＯＮＥ

清算人　笠藤　晴香

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

一般社団法人ウエスト・マウンテン

代表清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

合同会社ウエスト・マウンテン１

清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

合同会社ウエスト・マウンテン２

清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都中央区日本橋人形町一丁目二番六号

フロリア株式会社

代表清算人　米澤　幸男

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都品川区東品川四丁目一二番六号品川シーサイドキャナルタワー一九階

特定非営利活動法人ＤＯＧ　ＥＡＲ　ＦＵＮＤＳ

清算人　鈴見　純孝

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都目黒区洗足二丁目一六番一九号

一般社団法人ＳＨＴ天戸町

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都目黒区洗足二丁目一六番一九号

特定目的会社ＳＨＴ天戸町

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人ＴＳＭ１４５

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社Ｖ麹町

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目一六番一二号

合同会社ナカムラ

清算人　中村　元彦

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

西東京アセット合同会社

清算人　西東京アセット一般社団法人

職務執行者　稲葉　孝史

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区富士見二丁目一三番三号

株式会社角川アーキテクチャ

代表清算人　菊池　剛

解散公告

令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区九段南三丁目四番一五号

株式会社１０バトン

代表清算人　徳田　彩

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都練馬区南田中四丁目二五番一六―一〇五号

有限会社草間特殊ミシン商会

清算人　草間　信夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都中央区佃二丁目一番一号四三〇二

株式会社エイエムエスコーポレーション

代表清算人　斉藤　清

解散公告

当社は、令和七年九月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都世田谷区成城九丁目一六番三号

株式会社村田兆治オフィス

代表清算人　村田　淑子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社東京セントラルプロパティ

清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都小金井市東町五丁目三〇番一号

合同会社雷電ラボ

清算人　小口　裕太

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区港南四丁目六番五―三一〇三号
湾岸トレーディング２号合同会社
清算人　金谷　正文

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都品川区南大井六丁目二四番六号
株式会社リアルスタイル
代表清算人　内田　伸也

解散公告

当社は、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都中央区日本橋兜町一七番二号兜町第六葉山ビル四階
ファーレ合同会社
清算人　大山みゆき

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都世田谷区代田二丁目一一番一五号ヒルトップ一〇一号室
株式会社Ａｃｅ　Ｃｒｅａｔｉｖｅ
代表清算人　佐藤　憲司

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都国分寺市光町一丁目六番地三七
有限会社ワイアンドワイ企画
清算人　岩切　克美

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都渋谷区恵比寿四丁目一九番一〇号
アドナイ・エレ株式会社
代表清算人　平田進一郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区台場二丁目六番一号グランドニッコー東京・台場・地下二階事務所
株式会社ＯＮＥスタッフ
代表清算人　古澤　聡

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都北区志茂四丁目一五番五号
株式会社真英電気工事
代表清算人　三木　英明

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都荒川区荒川五丁目八番一〇号
株式会社アツタ
代表清算人　厚田　明男

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
内幸町キャピタル・ワンＣ合同会社
清算人　一般社団法人内幸町キャピタル・ワンＢ
職務執行者　武野氏伸哉

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
合同会社ＫＨＣＦ
清算人　一般社団法人ＫＨＣＦ
職務執行者　武野氏伸哉

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
一般社団法人ＫＨＣＦ
代表清算人　武野氏伸哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区紀尾井町一番三号
ＰａｙＰａｙアセットマネジメント株式会社
代表清算人　宗像　孝純

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
武蔵小杉ホールディング１一般社団法人
代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
武蔵小杉ホールディング２一般社団法人
代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
エムキャップ十三号株式会社
代表清算人　市原　康隆

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号

日本ニトリル株式会社

代表清算人　小山　直樹

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都中野区上鷺宮五丁目一八番二六号

株式会社プリズムノート

代表清算人　中川　結香

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

株式会社ＭＪウィンドパワー市原

代表清算人　松島　聡

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年九月三十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都国分寺市高木町三丁目二二番地五

一般社団法人日本エレガントメッシュバッグ協会

代表清算人　武藤　享子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一一階

キンバリークラーク・ジャパン合同会社

清算人　マヘンドラン・カプーピアル

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都台東区東上野一丁目二六番二号ジュエラーズタウン・オーラム

株式会社日米宝石鑑別センター

代表清算人　山﨑　素子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都杉並区桃井二丁目二〇番一―三号

合同会社なかよし

清算人　**廣瀬**　有史

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の株主総会の決議により令和七年九月十五日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都東久留米市東本町一四―二五

有限会社小裕

清算人　小宮山惇裕

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都板橋区中台三丁目二〇番八号

ＢＨ管理株式会社

代表清算人　弦巻　泰之

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都渋谷区広尾一丁目一〇番四号越山Ｌビル８一Ｆ

株式会社東京マイクラブ

代表清算人　柳沢　晋一

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区飯田橋三丁目一〇番一〇号

ＤＸＧｏＧｏ株式会社

代表清算人　岡田圭之介

解散公告

当社は、株主総会の決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により令和七年九月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都目黒区三田二丁目一番九号

ＦＴＬジャパン株式会社

代表清算人　木村　優子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ポセイドンホールディング１合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

武蔵小杉プロパティー合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和七年九月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区芝五丁目三三番一一号

ＭＨＩエンジニアリング株式会社

代表清算人　竹村　洋之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区北青山一丁目三番一号

特定非営利活動法人Ｎａｇｏｍｉ　Ｖｉｓｉｔ

代表清算人　楠　めぐみ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区六本木七丁目一八番一八号

株式会社Ｌｕｃｅｎｔｕｒｙ

代表清算人　陳　少春

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内　一般社団法人ハウス10
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内　一般社団法人ハウス11
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内　一般社団法人ハウス16
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内　一般社団法人ハウス19
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内　一般社団法人ハウス21
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
合同会社ファイブスター
清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内　一般社団法人ハウス28
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内　一般社団法人ハウス39
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内　一般社団法人ハウス40
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内　一般社団法人ハウス43
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内　一般社団法人ハウス44
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内　一般社団法人ハウス47
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
株式会社ＫＲＴＳ１
代表清算人　武野氏伸哉

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
株式会社ＫＳＦＲ１
代表清算人　石本　忠次

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都千代田区内幸町二丁目一番六号
株式会社ＫＲＴＳ２
代表清算人　武野氏伸哉

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
東京都東久留米市中央町一丁目一番三二号
株式会社若林建設
代表清算人　若林　弘子

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ポセイドンホールディング１一般社団法人

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年九月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都品川区東品川二丁目三番一四号東京フロントテラス一四階

ゴールド・マリタイム株式会社

代表清算人　ニール・アブニ

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都北区王子一丁目一二番四号ＴＩＣ王子ビル

東京ポリマー株式会社

代表清算人　生田　寛

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都葛飾区柴又三丁目一一番一一号カエデ柴又二〇一室

大建不動産株式会社

代表清算人　白川　遥

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都江東区海辺二番七号ピュアハイツＪＨＫ四〇三

株式会社Ｔｒａｔｆｏｒｍ

代表清算人　石橋　正洋

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都中央区日本橋人形町一丁目一九番二号ＴＭビル八階

株式会社ＴＳトライズ

代表清算人　塩山　威

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　大阪ホールディング１一般社団法人

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　大阪ホールディング２一般社団法人

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区神田多町二丁目四番地一六

東和工業有限会社

清算人　川崎　泰子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

大阪プロパティー合同会社

清算人　吉岡　淳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

ＯＮＥエネルギー株式会社

代表清算人　池谷　桂一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番五号

株式会社エンブリオ

代表清算人　榎本　幸雄

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番一四号

箱根準備一般社団法人

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社箱根運営

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区北青山一丁目二番三号

Ｋｎｏｌｌ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　平野　和彦

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社Ｃｙａｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ１

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

アシックス・プレイシュア株式会社

代表清算人　山本　義広

解散公告

当社は、令和七年九月十二日開催の株主総会の決議により令和七年九月十二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区赤坂一丁目一番一号

株式会社Ｋａｒａｋｓａメディアパートナー

代表清算人　笠井　剛

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都世田谷区桜新町一丁目三二番五―四〇六号

有限会社長島紙工

清算人　長島　雄一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区芝五丁目三四番六号

株式会社ＬＩＶＥＲＳＥ

代表清算人　千葉　裕介

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都昭島市中神町一一四九番地六

友和商事株式会社

代表清算人　君島　宇才

解散公告

当社は、令和七年九月三十日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都中央区京橋二丁目七番一四号

善工通商株式会社

代表清算人　周　暁攀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社金沢ホテル運営

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社名古屋栄ホテル運営

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社熊本ホテル運営

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都港区南青山四丁目二番六号

有限会社宮崎商店

清算人　宮崎　敏春

解散公告

当社は、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都世田谷区下馬一丁目二四番一二号

一〇四　有限会社コンプライアンス研究所

清算人　松永　久

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都練馬区大泉町二丁目一九番二号

株式会社栗山商会

代表清算人　高橋　純子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

東京都武蔵村山市大南二丁目三〇番地の三

株式会社　セリオプランニング

代表清算人　小野寺一昭

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

横浜市神奈川区羽沢南二丁目五番一四号

有限会社山本美術

清算人　山本　康夫

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

川崎市高津区溝口二丁目一三番二八号

イーエス企画合同会社

清算人　照井　茂

解散公告

当社は解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

神奈川県平塚市大神二丁目一〇番三八号

川井ハイツⅢ三〇一号・三〇二号

有限会社日昭機械

清算人　佐藤　圭一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

横浜市港北区新羽町一六一六番地

株式会社公文興業ハクバクリーニング

代表清算人　公文りつ子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

神奈川県横浜市西区北幸一丁目一一番一号

水信ビル七階　合同会社サンウエスト

清算人　佐藤　晃司

解散公告

当社は、令和七年九月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目八番地一二

株式会社はまエネ

代表清算人　日野原和夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

横浜市西区久保町六番二六―三〇五号

株式会社トップ経営

代表清算人　飯塚　壽子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

神奈川県横浜市神奈川区羽沢町八一五―二

合同会社アシストサービス

清算人　伊藤　大雅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

横浜市港北区新横浜三丁目二一番五号ワイズ新横浜五〇七

合同会社プラタナス

代表清算人　堅田　憲弘

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

新潟県柏崎市扇町四番三三号

有限会社藤巻製作所

清算人　藤巻　健

解散公告

当社は、令和七年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

新潟県新潟市東区紫竹三丁目九番二号

スリーイーディーワークス合同会社

代表清算人　ロドリゲス・エドゥアルド

解散公告

当法人は、令和七年六月十四日開催の大慈福祉会評議員会並びに都留市長の認可により、令和七年八月二十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

山梨県都留市中央三丁目五番一号

社会福祉法人大慈福祉会

清算人　佐々木浩道

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

長野県大町市平一一九〇七番地一

有限会社傘木トータル・マネジメント

代表清算人　傘木　弘之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

長野県岡谷市本町三丁目一一番一五号ボレスター岡谷一一〇三号

ＰＬＡＹＯＮ株式会社

代表清算人　田中　文彦

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

長野県上伊那郡中川村片桐三六八番地

有限会社食の安全支援隊

清算人　山崎美代子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

長野市大字高田四六〇番地一ヴァンカートル三〇五

株式会社シナノグローバルガーデン

代表清算人　上兼　雄一

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

長野県伊那市中央四九五九番地

有限会社代田電気商会

清算人　代田　昌康

解散公告

当社は、令和七年九月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

静岡県浜松市中央区大久保町四八四五―一

株式会社はまガス

代表清算人　日野原和夫

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

静岡県浜松市中央区中島一丁目一七番二八号

有限会社小笠原木型製作所

清算人　小笠原竜太郎

解散公告

当社は、令和七年九月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

静岡県菊川市嶺田二一一一番地

有限会社ヤギイ

清算人　八木　房子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

静岡県焼津市上新田六九七番地の四

有限会社システム加多山

清算人　片山　基成

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

静岡県浜松市中央区初生町五七六番地の一

合同会社マルフジ

清算人　藤田　隆義

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
静岡県榛原郡吉田町神戸一二六番地の六
株式会社ビビッド
代表清算人　中村　哲也

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号
尾張トレーディング合同会社
清算人　金谷　正文

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
名古屋市緑区神沢三丁目八一九番地の二
株式会社ヒラコム
代表清算人　平田　章

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
愛知県春日井市大手町四丁目三番地の四
ウェル電子株式会社
代表清算人　加藤　寿広

解散公告

当社は、令和七年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
愛知県知多市北浜町二五番地
ＥＮＥＯＳ知多サポート株式会社
代表清算人　成田　清

解散公告

当社は、令和七年八月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
愛知県春日井市藤山台十丁目一番地の七
有限会社フォトアイチ
清算人　小沼　淳子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
愛知県西尾市楠村町野中三番地二七
ＯＨＡＮＡ株式会社
代表清算人　深谷　将人

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
愛知県一宮市瀬部字川原一五番地六〇
合同会社ＯＳＮ
清算人　団野　克己

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
三重県桑名市大字安永九二六番地
株式会社ルースター
代表清算人　松岡真一郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
大阪府岸和田市荒木町一丁目一二番八号
有限会社Ｎ・Ｇ・Ｒ
代表清算人　西村　浩一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
大阪市北区梅田一丁目一番三号
有限会社ラルム
清算人　林野　和典

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
大阪市天王寺区味原町七―一七
和歌浦屋食品株式会社
代表清算人　井辺　博司

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
大阪府貝塚市小瀬二九番地の一
株式会社ユウ・アイ
代表清算人　山本　知子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
静岡県榛原郡吉田町神戸一二六番地の六
株式会社ビビッド
代表清算人　中村　哲也

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号
尾張トレーディング合同会社
清算人　金谷　正文

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
名古屋市緑区神沢三丁目八一九番地の二
株式会社ヒラコム
代表清算人　平田　章

解散公告

当社は、令和七年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
愛知県春日井市大手町四丁目三番地の四
ウェル電子株式会社
代表清算人　加藤　寿広

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
愛知県知多市北浜町二五番地
ＥＮＥＯＳ知多サポート株式会社
代表清算人　成田　清

解散公告

当社は、令和七年八月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
愛知県春日井市藤山台十丁目一番地の七
有限会社フォトアイチ
清算人　小沼　淳子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
愛知県西尾市楠村町野中三番地二七
ＯＨＡＮＡ株式会社
代表清算人　深谷　将人

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
愛知県一宮市瀬部字川原一五番地六〇
合同会社ＯＳＮ
清算人　団野　克己

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
三重県桑名市大字安永九二六番地
株式会社ルースター
代表清算人　松岡真一郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
京都市左京区山端川端町七番地の四
八坂薬品株式会社
代表清算人　前田志ず子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
京都市上京区中立売通松屋町東入る新白水丸町四六〇番地の一
株式会社ＲＥＰＳ
代表清算人　野澤　孝康

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
京都市山科区東野狐藪町一番地四四
アールエスティ住宅センター有限会社
清算人　石**原**　一**廣**

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月一日
大阪府八尾市二俣三丁目八九番地
タカラ物流サービス株式会社
代表清算人　小室　圭司

解散公告

当法人は、令和七年五月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

大阪府和泉市府中町七丁目三―三五阪ビル内

特定非営利活動法人ハートネットあすばら

清算人　内野　清子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

大阪府大阪市東淀川区北江口二丁目一〇番一八―二〇　櫻特株式会社

代表清算人　李　菁　波

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

大阪市阿倍野区昭和町一丁目一〇番三号

大成産業株式会社

代表清算人　杉野　克司

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

大阪市北区芝田二丁目八―一一共栄ビル三Ｆ

株式会社ＴＯＭＯＮＩ

代表清算人　櫻田　朝雪

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

大阪府八尾市上尾町五丁目一〇番地

有限会社ケーピープランニング

清算人　野崎　守清

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

兵庫県伊丹市西野二丁目四番地

合同会社スマイルアゲイン

清算人　甲斐公治朗

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

兵庫県宝塚市鹿塩二丁目七番三号

タカミ機械株式会社

代表清算人　齋藤みはる

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

兵庫県神戸市中央区橘通四丁目一番二七―七〇一号

株式会社ヒロック

代表清算人　稲岡　弘起

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

神戸市中央区下山手通四丁目六番一一号

有限会社西田モータース

清算人　西田　洋子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

神戸市長田区松野通三丁目六番五―一〇一号

株式会社インタック

代表清算人　山田　敬三

解散公告

当法人は、令和七年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

兵庫県姫路市飾磨区中島六〇二―一―二

一般社団法人光輝会

代表清算人　福田　信一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

兵庫県尼崎市下坂部四丁目七番二八号

Ｗｏｒｌｄ　Ｔｒａｄｅ株式会社

代表清算人　谷口　稔

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

神戸市兵庫区七宮町二丁目一番一号

株式会社寄神エージェンシー

代表清算人　上田　典正

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

奈良市南京終町六九六番地の二

近畿興産株式会社

代表清算人　森本　紀郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

奈良県大和高田市神楽三丁目九―三マツダビル二Ｆ

株式会社Ｔｈａｎｋｓｇｉｖｉｎｇ

代表清算人　福田　朱香

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

鳥取県米子市皆生温泉四丁目一八番四五号

株式会社サカ・エンタープライズ

代表清算人　伊坂　明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

岡山県倉敷市真備町箭田一八四二番地

有限会社高田電気工事

清算人　高田　敏明

解散公告

当社は、令和七年九月二十日付の株主総会の決議により、令和七年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

岡山県倉敷市南畝三丁目七番三七号

日通水島運輸株式会社

代表清算人　長島　達也

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

岡山市南区西高崎四八番地一四

株式会社ステップワン

代表清算人　井川　員宏

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

岡山県備前市伊里中四〇一番地

谷口産業株式会社

代表清算人　谷口　長

解散公告

当法人は、令和七年六月二十七日開催の社員総会の決議により令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

広島市安佐南区伴東七丁目五七番一四号

特定非営利活動法人ひだまりの家

清算人　小田　尚

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

広島県呉市天応東久保一丁目八番三号

アドバンストスタイル株式会社

代表清算人　田岡　美江

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

広島市東区**曙**四丁目四番二五号

有限会社アイ・サーブ

清算人　森本　愛

解散公告

当社は、株主総会の決議により、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年十月一日

山口県下松市瑞穂町二丁目一九番一六号

有限会社朝日屋

清算人　安田　孝臣

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

広島市西区井口台三丁目三三番六九―一〇七号

株式会社はっぴいプラス

代表清算人　淺尾加壽江

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

香川県高松市太田上町四一二番地一

株式会社読宣四国

代表清算人　美濃　知周

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

香川県坂出市本町三丁目六番一二号

さくらビル四階　株式会社ライスビギン

代表清算人　守家　雄司

解散公告

当社は、令和七年九月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

愛媛県東温市松瀬川二〇五番地

合同会社宙美

清算人　寺田　伸広

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

高知市介良一〇二七番地五

株式会社翼高知

代表清算人　山中　定治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

福岡市中央区天神四丁目二番二〇号

大和総合補償株式会社

代表清算人　笠井　照子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

福岡市中央区天神二丁目一二番一号

合同会社ＦＣＰ１７

清算人　林田　東大

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

福岡市中央区天神二丁目一二番一号

合同会社ＦＣＰ１９

清算人　林田　東大

第12期決算公告

令和７年10月１日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号

東京倶楽部ビルディング

TMF Group株式会社内

Red Mills Japan株式会社

代表取締役　李　楠

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	299,002
	固定資産	1,131
	合計	300,133
純資産の部及び負債の部	流動負債	219,901
	株主資本	80,232
	資本金	5,000
	利益剰余金	75,232
	その他利益剰余金	75,232
	（うち当期純利益）	(14,451)
	合計	300,133

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

北九州市小倉南区下吉田四丁目一五番五号

株式会社北九州フレッシュ

代表清算人　齊藤　孝幸

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

北九州市若松区大字安瀬六四番地一

株式会社杉尾工業

代表清算人　杉尾　晴彦

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

福岡市東区和白東二丁目二六番四五―一〇二号

オーエステクノ株式会社

代表清算人　白木　裕二

解散公告

当法人は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

福岡県柳川市三橋町蒲船津一二三七番七

特定非営利活動法人エヌピーオーかりん

清算人　覚知　康博

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

福岡市博多区奈良屋町五番一九―七〇二号

有限会社ミューズアソシエイツ

清算人　花田　和真

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

福岡県朝倉市甘木二三三四番地二

有限会社ホテル・スイング

清算人　阿部　嘉子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

福岡県朝倉市甘木二三三四番地二

有限会社西光寺開発

清算人　阿部　嘉子

解散公告

当社は、令和七年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

福岡県春日市平田台四丁目四七番地一

株式会社ナイスメッツ

代表清算人　熊谷　秋三

解散公告

当認可地縁団体は、解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

長崎県長崎市桜木町三番五号

認可地縁団体桜木町自治会

清算人　西脇美和子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

熊本市西区高橋町二丁目二番三五号

ｓｎｏｂ株式会社

代表清算人　浅井　天海

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

熊本県天草市有明町大島子二六九三番地の四

霊柩天草有限会社

清算人　大中　禎詞

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

熊本県山鹿市方保田一二九五番地

有限会社秋葉ビル

清算人　阿部　嘉子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

熊本市中央区上京塚町二―一七グランパーク県庁東五〇一　リレーポイント合同会社

清算人　江藤　信介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

宮崎県児湯郡木城町大字椎木八〇一番地一

株式会社宮崎農産

代表清算人　平島　善範

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四八条第三号の規定により、令和七年九月三十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

宮崎県都城市御池町無番地

一般社団法人宮崎県酪農公社

代表清算人　平島　善範

第７期決算公告

令和７年10月１日

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

渋谷スクランブルスクエア39階WeWork

Jellyfish Japan株式会社

代表取締役

ニコラス・ジェームズ・モリス

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	523,469
	固定資産	27,862
	合計	551,331
負債及び純資産の部	流動負債	594,982
	株主資本	△43,803
	資本金	10
	利益剰余金	△43,813
	その他利益剰余金	△43,813
	（うち当期純損失）	(8,127)
	合計	551,331

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

宮崎県日南市飫肥八丁目一番八号

飫肥小玉醸造株式会社

代表清算人　金丸　一夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

鹿児島県垂水市南松原町八七番地三

有限会社ミサカガス

清算人　美坂エイ子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

沖縄県石垣市字宮良浜川原一〇五三番地四

株式会社石垣リゾート

代表清算人　中山　明憲

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年七月二十五日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

千葉県茂原市早野三四〇一

ジャパンディスプレイ労働組合茂原支部

清算人　外　慎一

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

富山県高岡市伏木古府一番地　　柳重寺

清算人　金原　孝宜

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月二十六日開催の臨時社員総会の決議並びに浜松市長の認可により、令和七年八月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

静岡県浜松市中央区高丘東五丁目一二番一号

医療法人社団ひまわり会

清算人　森下　正美

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年二月二十二日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

神戸市垂水区塩屋町六丁目一番八号

高尾台ハイツ管理組合法人

清算人　玉田　政彦

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月三十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

富山県富山市中布目八〇番地

宗教法人福昌寺

清算人　宮村　朋希

解散公告（第二回）

当法人は、令和五年十月七日開催の責任役員会の決議並びに山口県知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

山口県熊毛郡上関町大字八島八七一番地

宗教法人浄慶寺

清算人　髙海　一慶

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月八日熊本地方裁判所玉名支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

熊本県荒尾市四ツ山町一丁目一〇番一五号

宗教法人大自然教会

清算人　弁護士　山本　好郎

連絡先　熊本市中央区京町二丁目二番四二号三階　山本・中山法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月十九日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和七年九月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

北海道岩内郡岩内町字高台一九一番地の二

医療法人社団千葉外科医院

清算人　千葉　理

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月九日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

岐阜県中津川市駒場一六五三番地

宗教法人常楽寺

清算人　弁護士　山本　亮

連絡先　岐阜県中津川市太田町三―四―二七　山本法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月二十二日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

静岡県島田市中溝町一二九四番地の一

医療法人社団暁会

清算人　荒浪　章子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

兵庫県豊岡市立野一二の四六番地

宗教法人黒住教豊岡教会所

清算人　田淵　啓之

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月一日

熊本県山鹿市山鹿三二九番地一

医療法人温故会

清算人　井上　久子

第９期決算公告

2025年10月1日

東京都千代田区麹町六丁目６番２号

株式会社Ｒｅｈａｂ　ｆｏｒ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　大久保　亮

貸借対照表の要旨

（2025年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	684,595	流動負債	307,685
固定資産	26,486	固定負債	529,910
		株主資本	△137,576
		資本金	100,000
		資本剰余金	343,069
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	243,069
		利益剰余金	△580,645
		その他利益剰余金	△580,645
		（うち当期純損失）	(580,645)
		新株予約権	11,061
資産合計	711,081	負債・純資産合計	711,081

第12期決算公告　令和７年10月１日

東京都千代田区麹町三丁目７番２号

ソーラーパワーネットワーク株式会社

代表取締役　ピーター・グッドマン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	28,028
	固定資産	365,467
	合計	393,495
負債及び純資産の部	流動負債	819,260
	株主資本	△425,765
	資本金	5,000
	利益剰余金	△430,765
	その他利益剰余金	△430,765
	（うち当期純利益）	(35,129)
	合計	393,495

第53期決算公告

2025年10月１日

福島県福島市鎌田字舟戸前15―１

株式会社ハートライン

代表取締役　赤城　聖也

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	838
	固定資産	7,713
	資産合計	8,551
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	7,975
	株主資本	505
	資本金	50
	資本剰余金	99
	利益剰余金	355
	その他利益剰余金	355
	（うち当期純損失）	(161)
	負債・純資産合計	8,551

第54期決算公告　令和７年９月９日

北海道北見市東相内町123番地の２

株式会社サンキョウ

代表取締役　播磨　忠好

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	625,427
	固定資産	99,794
	合計	725,221
負債及び純資産の部	流動負債	389,424
	固定負債	40,489
	株主資本	295,308
	資本金	30,000
	利益剰余金	272,588
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	265,088
	（うち当期純利益）	(531)
	自己株式	△7,280
	合計	725,221

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年10月１日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①九州建設株式会社　②福岡県知事(1)15034　③代表取締役　淵清史　④福岡県福岡市西区豊浜１丁目14―11　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県福岡市西区豊浜１丁目14―11　九州建設株式会社　代表取締役　淵清史

第 11 期 決 算 公 告

令和７年８月27日
新潟県新潟市中央区花園一丁目96番47号
株式会社ぽんしゅ館新潟
代表取締役　高村　秀夫

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	309,073
	固定資産	233,365
	資産合計	542,438
負純資産及のび部	流動負債	152,116
	固定負債	88,230
	株主資本	302,092
	資本金	10,000
	利益剰余金	292,092
	その他利益剰余金	292,092
	（うち当期純利益）	(30,255)
	負債・純資産合計	542,438

第 38 期決算公告

令和７年10月１日
神奈川県相模原市中央区南橋本三丁目９番３号
アセック株式会社
代表取締役社長　林　恩鍵

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	536,508
	固定資産	58,372
	繰延資産	1,126
	合計	596,007
負純資産及のび部	流動負債	273,092
	固定負債	37,278
	株主資本	285,636
	資本金	90,000
	利益剰余金	195,636
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	195,036
	（うち当期純利益）	(3,618)
	合計	596,007

第１期決算公告

令和７年10月１日
東京都港区六本木三丁目１番１号
株式会社ＢｒａｉｎＰａｄ　ＡＡＡ
代表取締役　辻　陽行

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	192,368
	資産合計	192,368
負純資産及のび部	流動負債	28,297
	賞与引当金	421
	株主資本	164,071
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△35,929
	その他利益剰余金	△35,929
	（うち当期純損失）	(35,929)
	負債・純資産合計	192,368

第 79 期 決 算 公 告

令和７年10月１日
長野県長野市青木島町大塚字久新川原1119
株式会社藤縄電機製作所
代表取締役社長　吉川　利広

貸借対照表の要旨
（令和７年７月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,489,249
	固定資産	320,984
	合計	1,810,233
負純資産及のび部	流動負債	365,949
	固定負債	15,720
	株主資本	1,428,564
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,408,564
	（利益準備金）	(5,000)
	（その他利益剰余金）	(1,403,564)
	（うち当期純利益）	(103,908)
	合計	1,810,233

第 68 期 決 算 公 告

令和７年10月１日
石川県金沢市長田本町チ10番地１
株式会社北都鉄工
代表取締役　小池田康秀

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,126,807
	固定資産	2,437,503
	合計	6,564,310
負純資産及のび部	流動負債	1,846,660
	固定負債	105,835
	株主資本	4,611,815
	資本金	90,000
	利益剰余金	4,521,815
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	4,499,315
	（うち当期純利益）	(189,733)
	合計	6,564,310

第 37 期 決 算 公 告

令和７年８月27日
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立1003番地
楽市株式会社
代表取締役　高村　秀夫

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	101,477
	固定資産	15,715
	資産合計	117,192
負純資産及のび部	流動負債	28,587
	固定負債	16,718
	株主資本	71,887
	資本金	20,000
	利益剰余金	51,887
	その他利益剰余金	51,877
	（うち当期純利益）	(1,881)
	負債・純資産合計	117,192

第 28 期決算公告

令和７年10月１日
広島市中区基町13番13号
株式会社アイディオー
代表取締役　井戸　道彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	11,830
	固定資産	1,498
	合計	13,328
負純資産及のび部	流動負債	4,630
	固定負債	3,397
	株主資本	5,301
	資本金	50
	資本剰余金	125
	利益剰余金	5,132
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	5,129
	（うち当期純利益）	(448)
	自己株式	△ 6
	合計	13,328

第８期決算公告

令和７年10月１日
三重県鈴鹿市南江島町17番32号
株式会社キオクソリューションズ・ホールディングス
代表取締役　栗林　由幸

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,945
	固定資産	486,769
	資産合計	516,715
負純資産及のび部	流動負債	185
	株主資本	516,530
	資本金	10,000
	資本剰余金	582,802
	（資本準備金）	(2,300)
	利益剰余金	△76,272
	利益準備金	199
	その他利益剰余金	△76,472
	（うち当期純利益）	(20,354)
	負債・純資産合計	516,715

第 53 期決算公告

2025年８月22日
静岡県藤枝市横内849－１
レント総合サービス株式会社
代表取締役社長　池ケ谷俊光

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	655,642
	固定資産	417,830
	資産合計	1,073,472
負純資産及のび部	流動負債	328,199
	（賞与引当金）	(21,573)
	固定負債	153,524
	（退職給付引当金）	(24,612)
	株主資本	591,750
	資本金	10,000
	利益剰余金	581,750
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	579,250
	（うち当期純利益）	(72,636)
	負債・純資産合計	1,073,472

第 21 期決算公告

令和７年10月１日
福岡県田川市糒2085番地10
株式会社ＳＫＹ
代表取締役　佐々木一成

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	637,285
	固定資産	2,000,818
	繰延資産	0
	資産合計	2,638,103
負純資産及のび部	流動負債	589,459
	固定負債	2,004,357
	株主資本	44,286
	資本金	10,000
	利益剰余金	34,286
	その他利益剰余金	34,286
	（うち当期純損失）	(23,949)
	負債・純資産合計	2,638,103

第９期決算公告

令和７年10月１日
北九州市小倉北区浅野二丁目15番46号
株式会社アンサープロパティ
代表取締役　三谷　俊介

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,216
	固定資産	643
	投資その他の資産	643
	資産合計	28,859
負純資産及のび部	流動負債	1,371
	負債合計	1,371
	株主資本	27,488
	資本金	3,000
	利益剰余金	24,488
	その他利益剰余金	24,488
	（うち当期純利益）	(4,291)
	純資産合計	27,488
	負債・純資産合計	28,859

第 30 期 決 算 公 告

令和７年６月６日
山口県宇部市大字船木字蓑田2372
株式会社サルビアアスコン
代表取締役　佐藤　康裕

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	294,579
	固定資産	91,585
	繰延資産	0
	資産合計	386,164
負純資産及のび部	流動負債	197,474
	固定負債	22,106
	株主資本	166,583
	資本金	10,000
	利益剰余金	156,583
	その他利益剰余金	156,583
	（うち当期純利益）	(9,269)
	負債・純資産合計	386,164

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、秋田県スポーツ用品商業協同組合は、令和七年九月三十日で利用終了しましたスポーツ商品券につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉スポーツ商品券

〈払戻しの申出期間〉令和七年十月一日～令和七年十二月三十一日

※当該期間内に払い戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

〈お問い合わせ先〉

秋田県スポーツ用品商業協同組合事務所

〒〇一五―〇八〇九　秋田県由利本荘市本荘四二

電話〇一八四―二二―五五〇八

受付時間は、午前十時から午後五時まで（土、日、祝は除く）

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和７年９月30日にサービスを終了した当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

１．払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
　auペイメント株式会社
２．払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
　TSUTAYAオンラインゲーム専用WebMoney
３．払戻しの申出期間
　令和７年10月１日（水）12時から令和８年１月15日（木）17時まで
※当該申出期間内に申出がない場合は、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意願います。

〇払戻しに関する問い合わせ先
当社サポートセンター　support@webmoney.ne.jp
令和７年10月１日
東京都港区港南２丁目16番１号　auペイメント株式会社

債務引受に係るお知らせ

首都高速道路株式会社第３１回社債の債権者各位

首都高速道路株式会社第３１回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）につきましては、令和七年九月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、首都高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

令和七年十月一日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　高松　勝
東京都千代田区霞が関一丁目四番一号
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　徹

債務引受に係るお知らせ

阪神高速道路株式会社第27回社債の債権者各位

阪神高速道路株式会社第27回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）につきましては、令和七年九月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、阪神高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

令和七年十月一日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　高松　勝
大阪府大阪市北区中之島三丁目二番四号
阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　上松　英司

第 21 期 決 算 公 告

令和７年10月１日

千葉県千葉市美浜区中瀬１－３
日綜ホールディングス株式会社
代表取締役　小野　大

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	146	流動負債	6
固定資産	2,210	**負債合計**	**6**
		株主資本	2,350
		資本金	1,211
		資本剰余金	1,111
		資本準備金	1,111
		利益剰余金	28
		その他利益剰余金	28
		純資産合計	**2,350**
資産合計	**2,356**	**負債・純資産合計**	**2,356**

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	4
営業損失	4
営業外収益	0
経常損失	4
特別利益	0
税引前当期純損失	4
法人税、住民税及び事業税	13
当期純損失	17

第 22 期決算公告　令和７年10月１日

福岡県田川市糒2085番地10
株式会社ＳＫＹ
代表取締役　佐々木一成

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	603,683
	固定資産	2,106,684
	繰延資産	0
	資産合計	**2,710,367**
負純資産及び債の部	流動負債	976,059
	固定負債	1,703,349
	株主資本	30,958
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,958
	その他利益剰余金	20,958
	（うち当期純損失）	（13,328）
	負債・純資産合計	**2,710,367**

第 28 期 決 算 公 告

令和７年10月１日
大阪府吹田市山田東二丁目１番１号チサトビル２階
医療法人真摯会
理事長　松本　正洋

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,837,540	流動負債	3,930,871
固定資産	2,982,288	（賞与引当金）	（87,009）
有形固定資産	1,218,677	固定負債	94,000
無形固定資産	48,933	（退職給付引当金）	（50,652）
投資その他の資産	1,714,677	（役員退職慰労引当金）	（43,273）
		出資金	10,000
		積立金	2,799,605
		繰越利益積立金	2,799,605
		評価・換算差額等	△14,648
		その他有価証券評価差額金	△14,648
資産合計	**6,819,828**	**負債・純資産合計**	**6,819,828**

損益計算書の要旨
（自　令和６年６月１日　至　令和７年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	8,985,350
事業費用	8,744,107
事業利益	241,243
事業外収益	153,426
事業外費用	57,164
経常利益	337,505
特別利益	3,037
特別損失	2,459
税引前当期純利益	338,083
法人税・住民税及び事業税	90,753
当期純利益	247,330

第 28 期決算公告　2025年９月24日

福岡市博多区博多駅前２丁目12番３号
株式会社メディアシステム
代表取締役　石井　光弘

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	124,555
	固定資産	41,073
	資産合計	**165,629**
負純資産及び債の部	流動負債	71,814
	固定負債	44,971
	株主資本	48,843
	資本金	18,000
	資本剰余金	4,150
	利益剰余金	26,943
	利益準備金	1,592
	その他利益剰余金	25,351
	（うち当期純損失）	（4,255）
	自己株式	△250
	負債・純資産合計	**165,629**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十万円減少し九千九百九十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月五日であり、株主総会の決議は、令和七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日

宮城県栗原市若柳字大林西千刈三三番地の七

三晃工業株式会社

代表取締役　千葉　政武

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	31,710
	固定資産	164,999
	合計	196,709
負純資産の債及び部	流動負債	89,844
	株主資本	106,864
	資本金	100,000
	利益剰余金	6,864
	その他利益剰余金	6,864
	（うち当期純利益）	(3,590)
	合計	196,709

第33期決算公告　令和７年８月27日

東京都千代田区神田猿楽町二丁目２番13号

株式会社テクノプラン

代表取締役　深澤　芳雄

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	425,628
	固定資産	8,114
	合計	433,742
負純資産の債及び部	流動負債	477
	固定負債	0
	株主資本	433,265
	資本金	30,000
	利益剰余金	403,265
	（利益準備金）	(7,500)
	（その他利益剰余金）	(395,765)
	合計	433,742

㈱　当期純損失　26,254千円

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　左記のとおりです。

(乙)　掲載書類の公告義務はありません。

令和七年十月一日

埼玉県蓮田市大字井沼六二〇番地二八

(甲)　代表取締役　谷口　輝義　株式会社トーヨー精工

広島県東広島市三永三丁目一番六号

(乙)　代表取締役　二瓶　満智子　有限会社西日本キョーワ

第44期決算公告

令和７年10月１日

埼玉県蓮田市大字井沼620番地28

株式会社トーヨー精工

代表取締役　谷口　輝義

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,914
	固定資産	502,492
	繰延資産	3,553
	合計	549,959
負純資産の債及び部	流動負債	42,417
	固定負債	410,768
	株主資本	96,774
	資本金	10,000
	利益剰余金	86,773
	その他利益剰余金	86,773
	（うち当期純利益）	(816)
	合計	549,959

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　左記のとおりです。

(乙)　計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月一日

埼玉県北本市本町五丁目一九番地

(甲)　株式会社エーエスエー北本　代表取締役　伊藤　学

埼玉県北本市本町五丁目一九番地

(乙)　有限会社伊藤新聞販売　代表取締役　伊藤　学

第20期決算公告　令和７年10月１日

東京都千代田区飯田橋一丁目８番９号

ビバルコ・ジャパン株式会社

代表取締役　小林　憲司

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	83,106
	固定資産	19,974
	資産合計	103,080
負純資産の債及び部	流動負債	15,345
	固定負債	19,367
	株主資本	68,368
	資本金	10,000
	利益剰余金	73,080
	その他利益剰余金	73,080
	（うち当期純利益）	(12,892)
	自己株式	△14,712
	負債・純資産合計	103,080

第７期決算公告

令和７年10月１日

埼玉県北本市本町五丁目19番地

株式会社エーエスエー北本

代表取締役　伊藤　学

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,672
	固定資産	15,864
	資産合計	25,536
負純資産の債及び部	流動負債	7,265
	固定負債	25,332
	株主資本	△7,061
	資本金	500
	利益剰余金	△7,561
	その他利益剰余金	△7,561
	（うち当期純利益）	(75)
	負債・純資産合計	25,536

第12期決算公告　令和７年９月30日

東京都港区新橋五丁目10番５号

ＰＭＯ新橋Ⅱ４階

株式会社コマースロボティクス

代表取締役　伊藤　彰弘

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	992,113
	固定資産	432,186
	資産合計	1,424,302
負純資産の債及び部	流動負債	368,683
	固定負債	40,308
	株主資本	1,013,896
	資本金	345,939
	資本剰余金	319,989
	利益剰余金	347,966
	その他利益剰余金	347,966
	（うち当期純利益）	(43,484)
	新株予約権	1,414
	負債・純資産合計	1,424,302

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＳＬＣ（住所　千葉市緑区おゆみ野四丁目一番地一二コーポラス・エス一〇一号）に対して当社の医療機関向け事務管理代行事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日

千葉市緑区おゆみ野四丁目一番地一二

コーポラス・エス一〇一号

株式会社ＯＣＦ

代表取締役　竹内　恵子

第12期決算公告

令和７年10月１日

千葉市緑区おゆみ野四丁目１番地12

コーポラス・エス101号

株式会社ＯＣＦ

代表取締役　竹内　恵子

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	93,784
	固定資産	187,395
	合計	281,179
負純資産の債及び部	流動負債	51,107
	固定負債	77,239
	株主資本	152,832
	資本金	1,000
	利益剰余金	151,832
	その他利益剰余金	151,832
	（うち当期純利益）	(5,531)
	合計	281,179

第40期決算公告　令和７年10月１日

東京都八王子市下恩方町350番地

株式会社アステック

代表取締役　井上　友義

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	439,482
	固定資産	112,596
	資産合計	552,079
負純資産の債及び部	流動負債	119,875
	固定負債	31,153
	株主資本	401,050
	資本金	20,000
	利益剰余金	389,550
	利益準備金	2,358
	その他利益剰余金	387,192
	（うち当期純損失）	(44,004)
	自己株式	△8,500
	負債・純資産合計	552,079

第12期決算公告

令和７年10月１日
東京都千代田区九段南一丁目５番６号
りそな九段ビル５階ＫＳフロア
株式会社ＴＳコーポレーション
代表取締役　清水　剛

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,996
	固定資産	1,052,675
	資産合計	1,105,672
負債及び純資産の部	流動負債	88,604
	固定負債	977,212
	株主資本	39,855
	資本金	1,000
	利益剰余金	38,855
	その他利益剰余金	38,855
	（うち当期純利益）	(30,918)
	負債・純資産合計	1,105,672

第13期決算公告

令和７年10月１日
東京都中野区新井二丁目１番19号
パックマートビル６階
ＰＡＧＥ－ＯＮＥＲ株式会社
代表取締役　金　善牧

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	271,467
	固定資産	7,149
	資産合計	278,617
負債及び純資産の部	流動負債	32,391
	固定負債	68,212
	株主資本	178,014
	資本金	170,542
	資本剰余金	163,542
	資本準備金	163,542
	利益剰余金	△156,071
	その他利益剰余金	△156,071
	（うち当期純損失）	(168,416)
	負債・純資産合計	278,617

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千百五十四万二千七百五十円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月一日
東京都中野区新井二丁目一番一九号
パックマートビル六階
ＰＡＧＥ－ＯＮＥＲ株式会社
代表取締役　金　善牧

第36期決算公告

令和７年10月１日
東京都大田区西蒲田七丁目８番３号
日研第２ビル
株式会社アビリティーニッケン

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	599
	固定資産	20
	合計	619
負債及び純資産の部	流動負債	94
	賞与引当金	12
	固定負債	5
	退職給付引当金	5
	株主資本	519
	資本金	50
	利益剰余金	469
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	456
	（うち当期純利益）	(23)
	合計	619

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,684
	固定資産	8,510
	資産合計	13,195
負債及び純資産の部	流動負債	43,937
	固定負債	80,550
	負債合計	124,487
	株主資本	△111,292
	資本金	135,100
	資本剰余金	125,100
	資本準備金	125,100
	利益剰余金	△371,492
	その他利益剰余金	△371,492
	（うち当期純損失）	(20,436)
	純資産合計	△111,292
	負債・純資産合計	13,195

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千七百十万四十円、資本準備金の額を一億二千五百十万四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日
京都市西京区京都大学桂船井交流センター二〇一号室
株式会社ディーピーエス
代表取締役　白　鴻志

第６期決算公告

令和７年９月18日
東京都港区北青山一丁目２番３号
株式会社ＫｉｔｅＲａ
代表取締役　植松　隆史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,074
	固定資産	90
	資産合計	1,165
負債及び純資産の部	流動負債	713
	固定負債	976
	株主資本	△524
	資本金	100
	資本剰余金	1,389
	資本準備金	808
	その他資本剰余金	581
	利益剰余金	△2,014
	その他利益剰余金	△2,014
	（うち当期純損失）	(298)
	負債・純資産合計	1,165

第58期決算公告

令和７年10月１日
大阪府堺市堺区南安井町三丁２番13号
株式会社カワハラ
代表取締役　川原　義博

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	116,390,045
	固定資産	51,872,484
	資産合計	168,262,529
負債及び純資産の部	流動負債	22,501,409
	固定負債	83,007,000
	負債合計	105,508,409
	株主資本	62,754,120
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	37,754,120
	利益準備金	1,400,000
	その他利益剰余金	36,354,120
	（うち当期純利益）	(14,131,367)
	純資産合計	62,754,120
	負債・純資産合計	168,262,529

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し二千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日
大阪府堺市堺区南安井町三丁二番一三号
株式会社カワハラ
代表取締役　川原　義博

第16期決算公告

令和７年８月８日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーソールズベリーリース株式会社
代表取締役　東　正憲

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,971
	固定資産	9,133,511
	資産合計	9,174,482
負債及び純資産の部	流動負債	817,534
	固定負債	8,355,175
	株主資本	1,773
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,227
	その他利益剰余金	△1,227
	（うち当期純損失）	(92)
	負債・純資産合計	9,174,482

第73期決算公告

令和７年10月１日
大阪府東大阪市長田中三丁目３番21号
丹羽紙業株式会社
代表取締役　丹羽　勝裕

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	79,687
	固定資産	94,547
	資産合計	174,234
負債及び純資産の部	流動負債	27,766
	固定負債	123,924
	負債合計	151,690
	株主資本	22,543
	資本金	11,000
	利益剰余金	11,543
	その他利益剰余金	11,543
	（うち当期純利益）	(2,638)
	純資産合計	22,543
	負債・純資産合計	174,234

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日
大阪府東大阪市長田中三丁目三番二一号
丹羽紙業株式会社
代表取締役　丹羽　勝裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十月一日

島根県松江市学園南二丁目三番五号
（甲）ＭＤホールディングス株式会社
代表取締役　川上　裕治

山口県岩国市麻里布町三丁目一六番二一三〇一号
（乙）ＴＡＩＫＡＩホールディングス株式会社
代表取締役　岩田　剛

第４期決算公告　令和７年10月１日

山口県岩国市麻里布町三丁目16番22―301号
ＴＡＩＫＡＩホールディングス株式会社
代表取締役　岩田　剛

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	10,779,447
	固定資産	226,040,000
	資産合計	**236,819,447**
負純資債及産のび部	流動負債	20,075,100
	固定負債	166,162,000
	負債合計	**186,237,100**
	株主資本	50,582,347
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	49,582,347
	その他利益剰余金	49,582,347
	（うち当期純利益）	(57,874,046)
	純資産合計	**50,582,347**
	負債・純資産合計	**236,819,447**

第６期決算公告　令和７年８月８日

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービートーントンリース株式会社
代表取締役　東　正憲

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	27,855
	固定資産	6,884,360
	資産合計	**6,912,215**
負純資債及産のび部	流動負債	283,300
	固定負債	6,627,561
	株主資本	1,354
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,646
	その他利益剰余金	△1,646
	（うち当期純損失）	(268)
	負債・純資産合計	**6,912,215**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二千万円減少し金五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十三日であり、株主総会の決議は、令和七年九月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日

福岡市中央区地行三丁目一六番一二―一〇二号
株式会社Ｔ＆Ｙ
代表取締役　**片山　太郎**

第 40 期 決 算 公 告

令和７年10月１日
福岡市中央区地行三丁目16番12―102号
株式会社Ｔ＆Ｙ
代表取締役　**片**山　太郎

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,295
	固定資産	4,788
	合計	**6,083**
負純資債及産のび部	流動負債	10,932
	株主資本	△4,848
	資本金	25,000
	利益剰余金	△29,848
	その他利益剰余金	△29,848
	（うち当期純損失）	(4,848)
	合計	**6,083**

第９期決算公告　令和７年８月８日

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーピーターバラリース株式会社
代表取締役　東　正憲

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,918
	固定資産	3,531,837
	資産合計	**3,549,755**
負純資債及産のび部	流動負債	346,465
	固定負債	3,202,292
	株主資本	998
	資本金	3,000
	利益剰余金	△2,002
	その他利益剰余金	△2,002
	（うち当期純損失）	(232)
	負債・純資産合計	**3,549,755**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日

沖縄県糸満市西川町二五番一六号
株式会社當銘建設
代表取締役　當銘　哲

決算公告　令和７年10月１日

沖縄県糸満市西川町25番16号
株式会社當銘建設
代表取締役　當銘　哲

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	484,768
	固定資産	25,877,445
	資産合計	**26,362,213**
負純資債及産のび部	流動負債	6,230,355
	固定負債	2,700,000
	負債合計	**8,930,355**
	株主資本	17,431,858
	資本金	27,050,000
	利益剰余金	△9,618,142
	（うち当期純損失）	(9,618,142)
	純資産合計	**17,431,858**
	負債・純資産合計	**26,362,213**

第13期決算公告　令和７年８月８日

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーブリストルリース株式会社
代表取締役　東　正憲

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	77,736
	固定資産	13,477,426
	資産合計	**13,555,162**
負純資債及産のび部	流動負債	1,040,526
	固定負債	12,512,960
	株主資本	1,676
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,324
	その他利益剰余金	△1,324
	（うち当期純損失）	(103)
	負債・純資産合計	**13,555,162**

第12期決算公告　令和７年８月８日

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーホワイトクリフリース株式会社
代表取締役　東　正憲

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	78,658
	固定資産	13,945,240
	資産合計	**14,023,898**
負純資債及産のび部	流動負債	1,081,098
	固定負債	12,941,561
	株主資本	1,239
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,761
	その他利益剰余金	△1,761
	（うち当期純損失）	(99)
	負債・純資産合計	**14,023,898**

第 4 期 決 算 公 告

令和７年９月５日

東京都中央区銀座一丁目６番11号
米里ロジ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	3,852,181	流動負債	7,803
流動資産	115,965	固定負債	2,200,000
固定資産	3,736,215	**負債合計**	**2,207,803**
その他資産	281,849	社員資本	1,926,227
流動資産	261,572	特定資本金	500
固定資産	17,926	優先資本金	2,191,000
投資その他の資産	17,926	剰余金	△265,272
繰延資産	2,350	当期未処理損失	265,272
		純資産合計	**1,926,227**
資産合計	**4,134,030**	**負債・純資産合計**	**4,134,030**

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	205,820
営業損失	205,820
経常損失	205,683
税引前当期純損失	205,683
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	206,633

第８期決算公告

令和７年８月８日

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号

エヌビービームルシアリース株式会社

代表取締役　東　　正憲

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	354,034
	固定資産	18,520,712
	資産合計	18,874,746
負債及び純資産の部	流動負債	1,041,894
	固定負債	17,830,889
	株主資本	1,963
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,037
	その他利益剰余金	△1,037
	（うち当期純損失）	(143)
	負債・純資産合計	18,874,746

第８期決算公告

令和７年10月１日

東京都港区虎ノ門二丁目６番１号

特定目的会社Basel

取締役　長尾　　誠

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	6,275	流動負債	2,471
流動資産	388	固定負債	1,549
固定資産	5,886	負債合計	4,021
有形固定資産	4,943	純資産の部	
無形固定資産	942	社員資本	4,672
その他の資産	2,418	特定資本金	0
流動資産	2,407	優先資本金	3,771
固定資産	11	剰余金	901
投資その他の資産	11	当期未処分利益	901
		純資産合計	4,672
資産合計	8,694	負債・純資産合計	8,694

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	4,487
営業費用	3,585
営業利益	902
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	903
税引前当期純利益	903
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	901

第58期決算公告

令和７年10月１日

岩手県一関市千厩町千厩字中木六30番地

株式会社千厩自動車学校

代表取締役　横山　　敦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	79,118,593
	固定資産	76,293,220
	資産合計	155,411,813
負債及び純資産の部	流動負債	21,641,589
	株主資本	133,770,224
	資本金	23,000,000
	資本剰余金	5,750,000
	資本準備金	5,750,000
	利益剰余金	105,020,224
	利益準備金	25,000,000
	その他利益剰余金	80,020,224
	（うち当期純利益）	(14,705,276)
	負債・純資産合計	155,411,813

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月一日

岩手県一関市千厩町千厩字中木六三〇番地　（甲）株式会社千厩自動車学校　代表取締役　横山　　敦

岩手県一関市千厩町千厩字中木六三〇番地　（乙）有限会社ラスカル　取締役　横山　　敦

第７期決算公告

令和７年10月１日

東京都千代田区富士見２―13―３

株式会社角川アーキテクチャ

代表取締役社長　菊池　　剛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	287,612
	固定資産	16,378
	資産合計	303,991
負債及び純資産の部	流動負債	45,323
	株主資本	258,668
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	228,668
	その他利益剰余金	228,668
	（うち当期純損失）	(14,588)
	負債・純資産合計	303,991

第５期決算公告

令和７年10月１日

東京都渋谷区恵比寿三丁目２番９号

株式会社ＲＣ

代表取締役　古木倫太郎

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	8,660,693
	固定資産	213,993,685
	合計	222,654,378
負債及び純資産の部	流動負債	21,325,445
	固定負債	200,440,566
	株主資本	888,367
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	5,000,000
	資本準備金	5,000,000
	利益剰余金	△14,111,633
	その他利益剰余金	△14,111,633
	（うち当期純損失）	(8,838,749)
	合計	222,654,378

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日

東京都渋谷区恵比寿三丁目二番九号

株式会社ＲＣ

代表取締役　古木倫太郎

第16期決算公告

令和７年９月９日

東京都港区港南一丁目８番23号

エヌエスパートナーズ株式会社

代表取締役　長谷川万晃

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,948,715
	固定資産	1,024,158
	資産合計	20,972,873
負債及び純資産の部	流動負債	17,402,385
	固定負債	41,772
	株主資本	3,528,716
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,518,716
	利益準備金	14,393
	その他利益剰余金	3,504,323
	（うち当期純利益）	(745,417)
	負債・純資産合計	20,972,873

2024年度決算公告

令和７年10月１日

埼玉県加須市川口二丁目13番５号

ｉｋｈｌａｓ　ｅｎｅｒｇｙ株式会社

代表取締役　根本　　学

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23,331,876
	固定資産	3,628,534
	合計	26,960,410
負債及び純資産の部	流動負債	62,856,155
	固定負債	10,000,000
	株主資本	△45,895,745
	資本金	45,000,000
	利益剰余金	△90,895,745
	その他利益剰余金	△90,895,745
	（繰越利益剰余金）	(△90,895,745)
	（うち当期純利益）	(141,245,507)
	合計	26,960,410

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日

埼玉県加須市川口二丁目一三番五号

ｉｋｈｌａｓ　ｅｎｅｒｇｙ株式会社

代表取締役　根本　　学

第６期決算公告

令和７年９月９日

東京都港区港南一丁目８番23号

ＮＳライフ株式会社

代表取締役　長谷川万晃

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	577,738
	固定資産	1,138,685
	資産合計	1,716,423
負債及び純資産の部	流動負債	471,550
	固定負債	1,012,250
	株主資本	232,623
	資本金	10,000
	利益剰余金	222,623
	その他利益剰余金	222,623
	（うち当期純利益）	(142,471)
	負債・純資産合計	1,716,423

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万一円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日

名古屋市中村区名駅四丁目一四番八号
名駅あさひビル三階
株式会社ＦｔｏＦ
代表取締役　小川　卓哉

第16期決算公告

令和７年10月１日
名古屋市中村区名駅四丁目14番８号
名駅あさひビル３階
株式会社ＦｔｏＦ
代表取締役　小川　卓哉

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	31,538,641
	固定資産	14,933,759
	合計	46,472,400
負債及び純資産の部	流動負債	9,323,268
	固定負債	24,033,600
	株主資本	13,115,532
	資本金	12,500,001
	利益剰余金	615,531
	その他利益剰余金	615,531
	（うち当期純利益）	(16,697)
	合計	46,472,400

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日

大阪市住吉区山之内三丁目一四番五号
エルロード住吉五番館
株式会社クオリノミクス
代表取締役　倉本　大輔

第７期決算公告

令和７年10月１日
大阪市住吉区山之内三丁目14番５号
エルロード住吉５番館
株式会社クオリノミクス
代表取締役　倉本　大輔

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	22,133,062
	固定資産	330,000
	合計	22,463,062
負債及び純資産の部	流動負債	138,077
	固定負債	5,872,135
	株主資本	16,452,580
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△3,547,150
	その他利益剰余金	△3,547,150
	（うち当期純損失）	(1,827,569)
	合計	22,463,062

第25期決算公告

令和７年10月１日

北九州市小倉北区浅野二丁目15番46号
株式会社アンサー倶楽部
代表取締役　三谷　俊介

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,032
	固定資産	3,803
	有形固定資産	3,719
	無形固定資産	10
	投資その他の資産	73
	資産合計	5,836
負債及び純資産の部	流動負債	1,463
	（うち賞与引当金）	(9)
	固定負債	4,021
	負債合計	5,485
	株主資本	350
	資本金	60
	資本剰余金	4
	その他資本剰余金	4
	利益剰余金	286
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	285
	（うち当期純利益）	(3)
	純資産合計	350
	負債・純資産合計	5,836

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日

大阪府松原市別所四丁目一一番三号
株式会社石中精機
代表取締役　中村　忠司

第37期決算公告

令和７年10月１日
大阪府松原市別所四丁目11番３号
株式会社石中精機
代表取締役　中村　忠司

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	72,944
	固定資産	300
	合計	73,244
負債及び純資産の部	流動負債	347
	株主資本	72,897
	資本金	20,000
	利益剰余金	52,897
	利益準備金	5,000
	別途積立金	90,000
	繰越利益剰余金	△42,102
	（うち当期純損失）	(7,349)
	合計	73,244

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ベスティジア（住所大阪府箕面市船場東三丁目五番一号）に対して当社の運行管理システムのメンテナンス事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日

大阪府東大阪市森河内西一丁目三番一五号
戎交通株式会社
代表取締役　小川　剛志

第18期決算公告

令和７年10月１日
大阪府東大阪市森河内西一丁目３番15号
戎交通株式会社
代表取締役　小川　剛志

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	146,668
	固定資産	8,163
	合計	154,831
負債及び純資産の部	流動負債	89,994
	固定負債	43,825
	株主資本	21,012
	資本金	5,000
	利益剰余金	16,012
	その他利益剰余金	16,012
	（うち当期純利益）	(75)
	合計	154,831

第69期決算公告

令和７年10月１日

名古屋市中区金山五丁目14番２号
大有建設株式会社
代表取締役社長　川中　喜雄

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,572
	固定資産	14,387
	資産合計	28,960
負債及び純資産の部	流動負債	3,742
	役員賞与引当金	25
	完成工事補償引当金	22
	工事損失引当金	8
	固定負債	3,726
	退職給付引当金	1,762
	役員退職慰労引当金	341
	負債合計	7,469
	株主資本	18,560
	資本金	100
	資本剰余金	560
	その他資本剰余金	560
	利益剰余金	19,962
	利益準備金	165
	その他利益剰余金	19,797
	（うち当期純利益）	(1,325)
	自己株式	△2,062
	評価・換算差額等	2,930
	その他有価証券評価差額金	2,930
	純資産合計	21,490
	負債・純資産合計	28,960

第９期決算公告

令和７年10月１日
大阪市中央区北浜東１番22号
北浜東野村ビル８Ｆ
株式会社フラウ・ホールディング
代表取締役　金　榮　美

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,430
	固定資産	182,090
	合計	187,521
負債及び純資産の部	流動負債	259
	固定負債	111,235
	株主資本	76,026
	資本金	50,000
	利益剰余金	26,026
	その他利益剰余金	26,026
	（うち当期純損失）	(170)
	合計	187,521

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社レイライズ（住所大阪府八尾市山本町五丁目六番一一号）に対して当社の不動産事業及び加入保険に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日
大阪市中央区北浜東一番二二号北浜東野村ビル八Ｆ
株式会社フラウ・ホールディング
代表取締役　金　榮　美

第40期決算公告

令和７年９月12日
東京都港区港南一丁目８番23号
ＮＳイノベーションズ株式会社
代表取締役　菅波健二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	925,208
	固定資産	71,427
	資産合計	996,635
負債及び純資産の部	流動負債	292,600
	固定負債	15,109
	株主資本	688,926
	資本金	10,000
	利益剰余金	678,926
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	676,426
	（うち当期純利益）	(169,728)
	負債・純資産合計	996,635

第27期決算公告

2025年10月１日　東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
ＥＹストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
代表取締役　近藤　聡

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	38,044	流動負債	25,883
固定資産	9,914	賞与引当金	15,212
		受注損失引当金	118
		固定負債	6,408
		退職給付引当金	5,477
		株主資本	15,666
		資本金	450
		資本剰余金	2,588
		資本準備金	516
		その他資本剰余金	2,071
		利益剰余金	12,629
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	12,627
資産合計	47,958	負債・純資産合計	47,958

損益計算書の要旨
（自　2024年７月１日　至　2025年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	115,536
営業費用	114,726
営業利益	810
営業外損益	268
経常利益	1,078
税引前当期純利益	1,078
法人税、住民税及び事業税	923
法人税等調整額	△755
当期純利益	911

第３期決算公告

令和７年10月１日
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1896―７
ＫＡＳＡＮＥＲＵ株式会社
代表取締役　ワル・マックス・ローベ

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,747
	固定資産	370
	合計	8,117
負債及び純資産の部	流動負債	1,044
	株主資本	7,073
	資本金	1,000
	利益剰余金	6,073
	その他利益剰余金	6,073
	（うち当期純利益）	(2,033)
	合計	8,117

第11期決算公告

令和７年10月１日
東京都立川市錦町二丁目６番24号
株式会社Ｎｏ．１立川
代表取締役　古賀　勇治

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,830
	固定資産	2,589
	合計	32,419
負債及び純資産の部	流動負債	4,245
	固定負債	21,374
	株主資本	6,800
	資本金	4,000
	利益剰余金	2,800
	その他利益剰余金	2,800
	（うち当期純損失）	(29)
	合計	32,419

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十月一日
東京都千代田区内幸町一丁目五番二号
（甲）株式会社Ｎｏ．１
代表取締役　辰巳　崇之
東京都立川市錦町二丁目六番二四号
（乙）株式会社Ｎｏ．１立川
代表取締役　古賀　勇治

第20期決算公告

令和７年10月１日
東京都千代田区内幸町一丁目５番２号
アスリード株式会社
代表取締役　古賀　勇治

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,036
	合計	3,036
負債及び純資産の部	流動負債	2,386
	固定負債	31,613
	株主資本	△30,962
	資本金	2,000
	利益剰余金	△32,962
	その他利益剰余金	△32,962
	（うち当期純利益）	(2,596)
	合計	3,036

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十月一日
東京都千代田区内幸町一丁目五番二号
（甲）株式会社Ｎｏ．１
代表取締役　辰巳　崇之
東京都千代田区内幸町一丁目五番二号
（乙）アスリード株式会社
代表取締役　古賀　勇治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日

山口県岩国市麻里布町三丁目一六番二二―三〇一号

（甲）大海建設工業株式会社

代表取締役　岩田　剛

山口県岩国市山手町二丁目五番一〇号

（乙）株式会社高崎組

代表取締役　高崎　幹夫

第90期決算公告　令和７年10月１日

山口県岩国市山手町二丁目５番10号

株式会社高崎組

代表取締役　高崎　幹夫

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	44,934,082
	固定資産	26,919,689
	資産合計	**71,853,771**
負純資債及産のび部	流動負債	17,281,687
	固定負債	0
	株主資本	54,572,084
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	39,572,084
	利益準備金	850,000
	その他利益剰余金	38,722,084
	（うち当期純損失）	(2,276,373)
	負債・純資産合計	**71,853,771**

第56期決算公告　令和７年10月１日

山口県岩国市麻里布町三丁目16番22―301号

大海建設工業株式会社

代表取締役　岩田　剛

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	701,055,131
	固定資産	151,739,691
	資産合計	**852,794,822**
負純資債及産のび部	流動負債	328,153,257
	固定負債	80,560,000
	役員退職金引当金	5,000,000
	株主資本	444,081,565
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	424,081,565
	利益準備金	1,460,000
	その他利益剰余金	422,621,565
	（うち当期純利益）	(31,881,235)
	負債・純資産合計	**852,794,822**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日

山口県大島郡周防大島町大字久賀五〇五八番地一一

（甲）藤川建設株式会社

代表取締役　藤川　伸俊

山口県柳井市神代四八〇六番地一

（乙）株式会社山縣組

代表取締役　岩田　剛

第14期決算公告　令和７年10月１日

山口県柳井市神代4806番地１

株式会社山縣組

代表取締役　岩田　剛

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	156,711,928
	固定資産	9,638,653
	資産合計	**166,350,581**
負純資債及産のび部	流動負債	24,667,791
	固定負債	57,140,000
	株主資本	84,542,790
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	64,542,790
	その他利益剰余金	64,542,790
	（うち当期純利益）	(46,899,694)
	負債・純資産合計	**166,350,581**

第61期決算公告　令和７年10月１日

山口県大島郡周防大島町大字久賀5058番地11

藤川建設株式会社

代表取締役　藤川　伸俊

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	94,272,133
	固定資産	89,748,826
	資産合計	**184,020,959**
負純資債及産のび部	流動負債	23,275,860
	固定負債	88,311,000
	株主資本	72,434,099
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	52,434,099
	利益準備金	5,000,000
	その他利益剰余金	47,434,099
	（うち当期純利益）	(2,143,651)
	負債・純資産合計	**184,020,959**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月一日

愛媛県東温市則之内字段乙二三〇九番地

（甲）株式会社フジコソ

代表取締役　藤社　司

愛媛県東温市則之内乙二三〇九番地四

（乙）株式会社西四国鉄工所

代表取締役　立花　幹也

第10期決算公告　令和７年10月１日

愛媛県東温市則之内乙2309番地４

株式会社西四国鉄工所

代表取締役　立花　幹也

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	34,300
	固定資産	3,772
	合計	**38,073**
負純資債及産のび部	流動負債	5,911
	固定負債	10,000
	株主資本	22,162
	資本金	9,800
	利益剰余金	13,362
	その他利益剰余金	13,362
	（うち当期純利益）	(4,104)
	自己株式	△1,000
	合計	**38,073**

第35期決算公告　令和７年10月１日

愛媛県東温市則之内字段乙2309番地

株式会社フジコソ

代表取締役　藤社　司

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,061,240
	固定資産	347,608
	合計	**1,408,848**
負純資債及産のび部	流動負債	972,735
	固定負債	178,494
	株主資本	257,619
	資本金	50,000
	資本剰余金	16,390
	資本準備金	5,698
	利益剰余金	406,847
	その他利益剰余金	406,847
	（うち当期純利益）	(44,994)
	自己株式	△215,618
	合計	**1,408,848**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月一日

沖縄県豊見城市字与根四九一番地二

（甲）沖縄ＮＸエアカーゴサービス株式会社

代表取締役　大島　淳

沖縄県豊見城市字与根四九一番地二

（乙）ＯＡＳ運輸株式会社

代表取締役　伊村　政敏

第44期決算公告　令和７年10月１日

沖縄県豊見城市字与根491番地２

ＯＡＳ運輸株式会社

代表取締役　伊村　政敏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	228,171
	固定資産	84,770
	資産合計	**312,941**
負純資債及産のび部	流動負債	84,447
	固定負債	47,052
	株主資本	181,442
	資本金	10,000
	利益剰余金	171,442
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	168,942
	（うち当期純損失）	(13,030)
	負債・純資産合計	**312,941**

第52期決算公告　令和７年10月１日

沖縄県豊見城市字与根491番地２

沖縄ＮＸエアカーゴサービス株式会社

代表取締役　大島　淳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,994,464
	固定資産	1,440,260
	資産合計	**3,434,724**
負純資債及産のび部	流動負債	640,349
	固定負債	230,727
	株主資本	2,563,647
	資本金	25,000
	利益剰余金	2,538,647
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	2,532,397
	（うち当期純利益）	(69,355)
	負債・純資産合計	**3,434,724**

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

株式会社サンルートは、令和七年九月三十日で利用終了しましたサンルートホテルチェーンギフトクーポンにつきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉

サンルートホテルチェーンギフトクーポン

〈払戻しを行う前払式支払手段の発行者〉

株式会社サンルート

〈払戻しの申出期間〉

令和七年十月一日〇時〇分～令和七年十二月三十日二十三時五十九分

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

〈お問い合わせ先〉

株式会社サンルート　ギフトクーポン担当窓口

〒二二〇―〇〇〇四

神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番一四号

電話〇四五―二八七―三六七〇

メール gift_otoiawase@sunroute.jp

受付時間は、午前十時から午後五時まで（土、日、祝日は除く）

令和七年十月一日

株式会社サンルート

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

この度、つばめ交通協同組合は令和七年九月三十日で利用終了しましたつばめタクシープリペイドカードにつき、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次の通り払戻しを行います。

【払戻しを行う前払式支払手段の種類】

つばめタクシープリペイドカード一万円券
つばめタクシープリペイドカード五千円券
つばめタクシープリペイドカード三千円券
つばめタクシープリペイドカード　千円券

【払戻しの申出期間】

令和七年十月一日～令和八年三月三十一日

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

【お問い合わせ先】

つばめ交通協同組合　事務局
〒四六〇―〇〇〇八
名古屋市中区栄一丁目二一番一七号
電話　〇五二―二〇一―八〇三三
https://www.tsubame-taxi.or.jp
受付時間は平日午前九時～午後五時

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、協同組合国見ショッピングセンターは、令和七年九月三十日で利用を終了しました国見ショッピングセンター商品券につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

【払戻しを行う前払式支払手段の種類】国見ショッピングセンター商品券

【払戻しの申出期間】令和七年十月一日から令和七年十二月三十日

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

【お問い合わせ先】

協同組合国見ショッピングセンター事務局
〒八五九―一三二二　長崎県雲仙市国見町多比良乙四一五
電話〇九五七―七八―二二五五
受付時間は、午前十時から午後五時まで（土、日、祝日は除く）

第14期決算公告

令和７年８月27日　東京都港区北青山２丁目12番42号

株式会社ｇｒｏｏｖｅ　ａｇｅｎｔ

代表取締役　鰭沼　悟

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,121,066	流動負債	518,167
固定資産	306,968	賞与引当金	5,606
		完成工事補償引当金	3,943
		固定負債	330,975
		株主資本	577,356
		資本金	5,000
		利益剰余金	572,357
		その他利益剰余金	572,357
		（うち当期純利益）	(210,761)
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	1,535
		その他有価証券評価差額金	1,535
資産合計	1,428,035	負債・純資産合計	1,428,035

第57期決算公告

令和７年10月１日　千葉県千葉市美浜区中瀬１－３

日綜産業株式会社

代表取締役　小野　大

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,841	流動負債	10,287
固定資産	16,106	賞与引当金	44
		固定負債	24,193
		退職給付引当金	436
		負債合計	34,480
		株主資本	11,295
		資本金	1,791
		資本剰余金	3,803
		資本準備金	1,605
		その他資本剰余金	2,198
		利益剰余金	6,359
		利益準備金	172
		その他利益剰余金	6,187
		自己株式	△ 658
		評価・換算差額等	172
		その他有価証券評価差額金	172
		純資産合計	11,467
資産合計	45,947	負債・純資産合計	45,947

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	26,326	経常利益	7,800
売上原価	11,843	特別利益	7,133
売上総利益	14,483	特別損失	14,145
販売費及び一般管理費	6,766	税引前当期純利益	788
営業利益	7,717	法人税、住民税及び事業税	2,389
営業外収益	374	法人税等調整額	28
営業外費用	291	当期純損失	1,629

第41期決算公告

令和７年10月１日

東京都大田区西蒲田七丁目８番３号日研第２ビル

株式会社アルテクナ

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,259	流動負債	443
固定資産	293	賞与引当金	189
		固定負債	369
		退職給付引当金	357
		株主資本	739
		資本金	50
		資本剰余金	30
		資本準備金	30
		利益剰余金	659
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	639
		（うち当期純利益）	(18)
合計	1,552	合計	1,552

第44期決算公告

令和７年10月１日

東京都大田区西蒲田七丁目23番３号日研第一ビル

日研トータルソーシング株式会社

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	51,499	流動負債	16,504
固定資産	13,896	賞与引当金	2,450
		固定負債	831
		退職給付引当金	650
		株主資本	48,060
		資本金	50
		資本剰余金	250
		資本準備金	250
		利益剰余金	58,284
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	58,209
		（うち当期純利益）	(7,159)
		自己株式	△10,523
合計	65,396	合計	65,396